

報告書

外国人集住都市会議

SUZUKA
2021

ポスト・コロナ時代の新たな
多文化共生社会の実現を目指して
～総合的対応策の推進と日本語教育体制の構築～

日時

令和4年

1月28日 金 13:00～17:30

プログラム

13:00 開会 | 基調講演

「コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」

株式会社セブン-イレブン・ジャパン オペレーション本部 加盟店サポート部グローバル人材支援 総括マネージャー
一般社団法人セブングローバルリンケージ 専務理事

安井 誠 氏

14:00 セッション1「外国人が地域で安心して暮らせるために」

15:25 セッション2「外国人が地域において多様に活躍していくために」

セッション1・2コーディネーター

明治大学国際日本学部 教授 山脇 啓造 氏

〈主催〉外国人集住都市会議

【群馬県】太田市、大泉町 【長野県】上田市、飯田市 【静岡県】浜松市 【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市 【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市
【岡山県】総社市 オブザーバー【群馬県】伊勢崎市

〈後援〉多文化共生推進協議会／一般財団法人自治体国際化協会

*多文化共生推進協議会は、群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市が多文化共生社会づくりを推進するために設置した協議会です。

目 次

プログラム	2
外国人集住都市会議の概要	4
外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール	6
講師・コーディネータープロフィール	9
開会	11
基調講演 「コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」	13
セッション1 外国人が地域で安心して暮らせるために	29
セッション2 外国人が地域において多様に活躍していくために	55
総括	79
SUZUKA 宣言	81
閉会	87
当日資料	88

プログラム

時間	プログラム
13:00-13:10	開会
13:10-13:50	基調講演「コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン オペレーション本部 加盟店サポート部グローバル人材支援 総括マネージャー 一般社団法人 セブングローバルリンケージ 専務理事 安井 誠
13:50-14:00	休憩
14:00-15:25	セッション1「外国人が地域で安心して暮らせるために」 【外国人集住都市会議会員都市】 長野県上田市市長 土屋 陽一 三重県鈴鹿市長 末松 則子 三重県亀山市市長 櫻井 義之 岡山県総社市長 片岡 聡一 【省庁関係者】 総務省自治行政局国際室 参事官 上坊 勝則 出入国在留管理庁政策課 課長 近江 愛子 出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 室長 木村 俊生 出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 課長 田平 浩二 文部科学省大臣官房国際課 課長 小林 万里子 文部科学省総合教育政策局国際教育課 課長 石田 善顕 文化庁国語課 課長 圓入 由美 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 課長 吉田 暁郎 【コーディネーター】 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造
15:25-15:40	休憩

時間	プログラム
15:40-17:00	セッション2「外国人が地域において多様に活躍していくために」
	【外国人集住都市会議会員都市】 静岡県浜松市長 鈴木 康友 三重県津市長 前葉 泰幸 三重県四日市市長 森 智広 【省庁関係者】 総務省自治行政局国際室 参事官 上坊 勝則 出入国在留管理庁政策課 課長 近江 愛子 出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 課長 田平 浩二 文部科学省総合教育政策局国際教育課 課長 石田 善顕 文化庁 文化戦略官 石田 徹 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 課長 吉田 暁郎 【コーディネーター】 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造
17:00-17:10	休憩
17:10-17:20	総括
	【コーディネーター】 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造
17:20-17:30	SUZUKA 宣言・閉会

外国人集住都市会議の概要

1. 会議趣旨

外国人集住都市会議は、外国人住民に係る施策や活動を進めている都市及び同地域の国際交流協会をもって構成する。各都市の状況の情報交換等を行うなかで、地域で顕在化している様々な問題の解決に積極的に取り組むだけでなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進していくことを目的としている。

また、外国人住民に係る諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを行っている。

2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、その後担当省会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。これは、基礎自治体では初めての外国人住民の支援に対する政府への提言であった。

以来、多文化共生社会を実現するための課題解決に向けたさまざまな研究や、提言・規制改革要望を続けてきた。その成果の一つとして、2012年7月に外国人住民に係る住民基本台帳制度が施行され、市町村において、今まで以上に外国人住民の居住実態を把握できるようになった。また会員都市間で「災害時相互応援協定」を締結し、会員都市の地域で地震などによる災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援などが困難な場合に、相互に応援を行えるよう防災体制の整備を図っている。

しかし、日本語能力が十分でない外国人住民が多く存在することや、外国人住民の多くが派遣などの不安定な雇用形態に留まるなど、まだまだ取り組むべき課題が多くある。

会議設立から21年目を迎えた会員都市では、外国人住民の多国籍化・定住化が進み、アジア諸国からの外国人住民の増加など、設立当時とは違った社会情勢の変化がある。

政府は、2019年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、政府全体として共生社会の実現を目指した取り組みを進めている。

「外国人集住都市会議 SUZUKA2021」では、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた外国人住民に係る課題の解決に加えて、多様性を都市の活力とするための施策等について議論する。

3. 外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

令和3年4月1日現在

都市名	総人口 (人)	外国人人口 (人)	外国人割合 (%)	国籍別1位	同2位	同3位
群馬県太田市	224,001	12,052	5.4%	ブラジル	ベトナム	フィリピン
群馬県大泉町	41,770	7,918	19.0%	ブラジル	ペルー	ネパール
長野県上田市	151,436	3,760	2.5%	中国	ブラジル	ベトナム
長野県飯田市	98,921	2,171	2.2%	中国	フィリピン	ブラジル
静岡県浜松市	797,938	25,593	3.2%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
愛知県豊橋市	373,833	18,593	5.0%	ブラジル	フィリピン	中国
愛知県豊田市	421,280	17,892	4.2%	ブラジル	ベトナム	中国
愛知県小牧市	151,920	10,001	6.6%	ブラジル	ベトナム	フィリピン
三重県津市	275,238	8,864	3.2%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
三重県四日市市	310,610	10,417	3.4%	ブラジル	ベトナム	中国
三重県鈴鹿市	198,353	8,772	4.4%	ブラジル	ペルー	中国
三重県亀山市	49,530	2,098	4.2%	ブラジル	ベトナム	中国
岡山県総社市	69,739	1,818	2.6%	ベトナム	ブラジル	中国

外国人集住都市会議

会員都市首長プロフィール

《会員都市》

群馬県太田市

清水 聖義（しみず まさよし）【1941 年 12 月 7 日生】

前職：群馬県議会議員 就任年：2005 年 4 月（旧太田市長 1995 年～2005 年）
当選回数：5 期目（旧太田市長 3 期）

多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民の持つ文化や価値観などの多様性を活かし、地域住民がともに安心して暮らせるまちづくりを目指します。



群馬県大泉町

村山 俊明（むらやま としあき）【1962 年 7 月 25 日生】

前職：大泉町議会議員 就任年：2013 年 5 月 当選回数：3 期目

外国人人口が総人口の約 19%を占める大泉町では、日本人と外国人が顔の見える関係を築いて地域を支え合うとともに、全ての人が活躍できる多文化共生のまちづくりを推進しています。



長野県上田市

土屋 陽一（つちや よういち）【1956 年 10 月 28 日生】

前職：上田市議会議員 就任年：2018 年 4 月 当選回数：1 期目

外国籍市民と共に、市民同士の相互理解を深めながら、外国籍市民の自立と社会参加を促し、多様な文化背景を持つ市民、そして様々な価値観や意見を受容した多文化共生のまちづくりを目指します。



長野県飯田市

佐藤 健（さとう たけし）【1967 年 10 月 21 日生】

前職：総務省（地方公務員共済組合連合会事務局長） 就任年：2020 年 10 月
当選回数：1 期目

リニア中央新幹線長野県駅の設置を予定する飯田市では、外国人住民の皆さんとともに、言葉の壁を乗り越え、文化の違いをお互いに認め合いながら、多文化共生によるグローバルな地域づくりを進めていきます。



静岡県浜松市**鈴木 康友（すずき やすとも）【1957 年 8 月 23 日生】**

前職:衆議院議員 就任年:2007 年 5 月 当選回数:4 期目

浜松市は、外国人集住都市会議の提唱都市、アジア初のインターカルチュラル・シティ加盟都市として、外国人市民の持つ多様性を生かした新たな文化の創造や地域の活性化を進め、誰もが活躍できる魅力ある都市を目指します。

**愛知県豊橋市****浅井 由崇（あさい よしたか）【1962 年 3 月 1 日生】**

前職:愛知県議会議員 就任年:2020 年 11 月 当選回数:1 期目

外国人市民の多様な在留資格や国籍、バックグラウンドに配慮しつつ、ライフステージに応じてきめ細やかな施策を実施することにより、彼らの自立と活躍をより一層促進します。日本人市民も外国人市民とともに輝く豊橋市を目指します。

**愛知県豊田市****太田 稔彦（おおた としひこ）【1954 年 4 月 30 日生】**

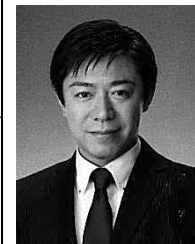
前職:豊田市総合企画部長 就任年:2012 年 2 月 当選回数:3 期目

豊田市は、世界をリードするものづくり産業の中核都市として、また SDGs 未来都市として先駆的な取組を行っています。今後も来訪・定住する外国人の方のニーズをとらえ、共生社会につながる持続可能な施策を展開します。

**愛知県小牧市****山下 史守朗（やました しずお）【1975 年 7 月 6 日生】**

前職:愛知県議会議員 就任年:2011 年 2 月 当選回数:3 期目

総人口の約 6.6%が外国人市民である小牧市では、『みんな「こまき市民」、助けあって笑顔で暮らせるまち』をスローガンに、地域・企業・行政が一体となった事業を行い、さらなる多文化共生社会の推進に向けて取り組んでいきます。

**三重県津市****前 葉 泰 幸（まえば やすゆき）【1962 年 4 月 7 日生】**

前職:デクシア銀行東京支店副支店長 就任年:2011 年 4 月

当選回数:3 期目

外国人住民からの相談や多様なニーズへの対応に向けた生活支援やコミュニケーション支援により、自立と地域社会への参画を促進するとともに、市民、団体、企業等に対して、より一層の異文化理解の向上に取り組み、多文化共生の地域づくりを推進します。



三重県四日市市

森 智 広（もり ともしろ）【1978 年 5 月 27 日生】

前職：四日市市議会議員 就任年：2016 年 12 月 当選回数：2 期目

「31 万人元気都市四日市」の実現に向け、自治会等の地域団体や企業など様々な主体と連携し、国籍や文化的背景の違いを豊かさとして生かせる多文化共生の地域社会づくりと国際交流の推進に取り組めます。



三重県鈴鹿市

末 松 則 子（すえまつ のりこ）【1970 年 11 月 14 日生】

前職：三重県議会議員 就任年：2011 年 5 月 当選回数：3 期目

本市に住む外国人市民を「生活者」として捉え、日本人と同様のサービス提供に努めながら、あらゆる世代、様々な分野において互いの違いを認め合い、コロナ禍においても、誰もが安心して生活できる多文化共生社会の構築を推進しています。



三重県亀山市

櫻 井 義 之（さくらい よしゆき）【1963 年 2 月 25 日生】

前職：三重県議会議員 就任年：2009 年 2 月 当選回数：4 期目

社会情勢の変化に対応した情報の提供を多言語で発信し、相談体制の充実を図ることで外国人住民の暮らしに関わる不安解消に努めます。また、関係団体等の協力を得ながら多文化共生の実現に向けて取り組んでいきます。



岡山県総社市

片 岡 聡 一（かたおか そういち）【1959 年 8 月 2 日生】

前職：国会議員（橋本 龍太郎 元首相）秘書 就任年：2007 年 10 月
当選回数：4 期目

外国人を市民として迎え入れ、彼らが孤独や不安を感じないよう一人ひとりに寄り添いながら、外国人コミュニティや企業・関係団体と連携し、地域住民の一員として安心して生活できる、外国人に一番やさしいまちづくりを更に進めていきます。



基調講演

「基調講演テーマ：コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」

基調講演者	・(株)セブン-イレブン・ジャパン オペレーション本部 加盟店サポート部グローバル人材支援 総括マネージャー ・(一社) セブングローバルリンケージ 専務理事 安井 誠 東京大学経済学部卒業後、日本興行銀行入行。北京大学、台湾師範大学にて中国語語学研修の後、外為ディーリング、デリバティブズ営業や上海支店開設に携わり 5 年間赴任。 興銀、富士銀、第一勧銀の三行統合後は E ビジネスや外為営業次長等を歴任、みずほ銀行武漢支店を開設し初代支店長に就任、3 年間赴任。 セブン-イレブン・ジャパンに出向・転籍。セブン-イレブン（中国）副総経理企画室長として北京に 4 年間赴任、経営企画部中国担当 GM、グローバル人材開発部 GM、グローバル人材支援 GM 等を歴任。 一般社団法人セブングローバルリンケージを設立し専務理事に就任。 併せて一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会外国人材受入れに関する検討会ワーキンググループ座長を務める。	
講演骨子	セブン-イレブンは国内 2 万店で約 4 万人の外国人材（内約 3 万人が留学生）に活躍頂いていますが、お店で就労できる在留資格制度の導入を見据え、受入れ態勢整備を進めるとともに、理念を共有する企業、組織と連携する枠組みとして一般社団法人セブングローバルリンケージを設立し、多文化共生への取り組みを進めています。 その具体的な取り組み事例として、定住者の就労・定着促進や日本語教育の推進、やさしい日本語の普及、相談・救済パイロット事業、社会統合サポート構想等をご紹介します。 これらの取組については今後外国人集住都市との連携が重要になると考えますので、忌憚ない意見交換をお願いできればと思います。	

コーディネーター略歴

明治大学国際日本学部教授

山脇 啓造（やまわき けいぞう）

明治大学国際日本学部教授。専門は移民政策・多文化共生論。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長、東京都多文化共生推進委員会委員長。外務省、法務省、文部科学省等の外国人施策関連委員を歴任。群馬県、愛知県等の多文化共生施策関連委員長や外国人集住都市会議アドバイザーも歴任。2012年度にオックスフォード大学で欧州の移民政策を研究。



開会

＜座長あいさつ＞

○三重県鈴鹿市長 末松 則子



皆さん、こんにちは。外国人集住都市会議の座長を務めております、鈴鹿市長の末松則子でございます。新型コロナウイルス感染拡大により、昨年度中止となりました本会議でございますが、今年度におきましても、刻一刻と変わる状況の中で、開催方法の変更等、関係者の皆様には、直前まで数々の修正にご対応いただきましたこと、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げます。

さて、2001年に浜松市からスタートをいたしました外国人集住都市会議でございますが、本市も当初から参加をさせていただいており、今回が20回目の開催となります。設立当初から比べると、外国人住民を取り巻く環境も大きく変化をしております。外国人住民の増加、多国籍化や出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設、そして、今また新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限など、様々な環境の変化に対応しながら、20年をかけて、外国人集住都市会議は国、県と連携し、取組を継続してまいりました。この間、住民基本台帳法改正による外国人の住民管理をはじめとする大きな成果もございました。しかしながら、まだ課題解決には至っていない事案や新たな課題も数多くございますことから、引き続きの連携と支援をお願いしたいと思っております。

私ども自治体は、生活者としての外国人と日々向き合っており、外国人住民に対しても日本人と同様のサービスを提供し、彼らの生活を守っていく必要がございます。国籍や文化的背景の異なる人々が同じ地域社会の構成員として、共に協力し合い、心豊かに暮らせる社会、すなわち多文化共生社会を早急に実現しなければなりません。また、このコロナ

禍において、深刻な打撃を受けた経済や、対面を控えていた人々の交流を今後活性化していくためにも、地域における外国人住民は地域経済を共に支え、まちづくりを進める重要なパートナーであり、人材育成と地域において活躍できる環境整備を進めていくことも必要だと考えております。

本日は「ポストコロナ時代の新たな多文化共生社会の実現を目指して」をテーマに会議を進めてまいります。この後、基調講演をお願いいたします安井様から「コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」と題し、ご講演いただきます。

セッション1及び2では、それぞれのテーマに分かれて合計7市長と5省庁9名の皆様にご参加をいただき、議論を展開してまいりたいと考えております。

本日オンラインの視聴には、480名もの多くの方々からお申込みをいただいております。皆様と有意義な時間が共有できますことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

基調講演

「コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン オペレーション本部

加盟店サポート部グローバル人材支援 総括マネージャー

一般社団法人 セブングローバルリンケージ 専務理事

安井 誠

ただいまご紹介いただきました、セブン-イレブン・ジャパンの安井と申します。

どうぞよろしくお願いします。

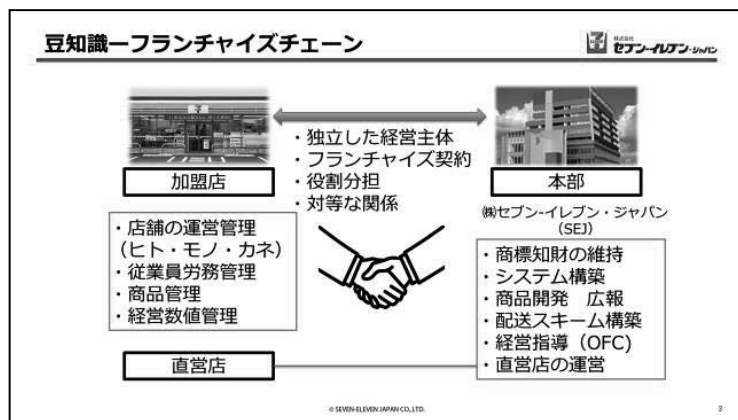
このたびはこのような大変貴重な機会をいただきまして、まずは、末松鈴鹿市長、そして、各市長の皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。



さて、本日は、コンビニエンスストアを多文化共生の拠点にというテーマでお話をさせていただきます。

最初に、その背景についてご説明させていただきたいと思いますが、まずは、2つだけ豆知識をご紹介しますと思います。

コンビニエンスストアというのは、ほとんどがフランチャイズチェーンという形態を取っております。



今日の話でも出てくるんですけども、この加盟店と本部、この独立した経営主体がフランチャイズ契約というのを結びまして、その役割分担をする中で対等な関係を維持していると、こういうようなものでございます。

加盟店は、店舗の運営管理、人、物、金といいますが、従業員の労務管理などが含まれるわけです。一方、本部のほうはシステム、これはITシステムというだけじゃなくて、ビジネスモデルということになりますが、これ全体を構築するということでございます。

この外国人材の店舗の従業員という問題になりますと、そういった意味では、加盟店の役割分担になるんですが、外国人材というのは、制度の問題あるいは社会の課題になりますので、これは本部もしっかりとかみ込む必要があると、こういうような位置づけになっ

ております。

もう一つ、次の豆知識になりますけれども、これは数字です。私もセブン-イレブンは、国内、おかげさまで店舗2万店を超えたところでございます。

1店舗で大体シフトを考えると20名弱の従業員が働いていた

いているんですけれども、トータルで40万人、その約10%、4万人が外国人材になっています。さらにその80%、約3万人が留学生のアルバイトです。

ところで、国内の留学生数ってのは約30万人、最近はちょっと減っておりますが、でございますので、留学生の10人に1人がセブン-イレブンでアルバイトをしているということになります。これは非常に大きな割合かと思いますので、何が言いたいかというと、外国人材受入れに関して非常に大きな責任を持っていると、こういうような認識をしているということでございます。

では、その責任、やるべきことっていうのは何なんだということなんですけれども、オーナー様方の非常に強い要望は何かというと、手塩にかけて育て、店の柱に育った留学生アルバイト、この留学生が卒業するに当

たって、お店の正社員として迎え入れたい。

本人も日本に残って働きたい、こういう要望が非常に多いんですけれども、お店で働ける在留資格というのが今ないんですね。ですから、この在留資格制度を早く導入していただきたいということで、本部として、これは一加盟店でできる話ではないので、本部としてこの制度の導入を要望しているところです。

そして、また、この制度が導入されますと、留学生というのは、どうしても学校のある都市部に集中しているんですけれども、この在留資格が取れますと、本当に人手不足が深刻な地域に移って就労するということもできるということです。そして、その制度を導入していただくためには受入れ体制をしっかりと整備する必要があります。これも先ほど申し上げたように、加盟店任せにせず本部がしっかりと参画する、本部による受入れ体制

豆知識—数字



- 国内店舗数約2万店
- 従業員数約40万人（1店舗従業員数約20人）
- 内、外国人材約4万人（従業員の約10%）
- 内、留学生アルバイト約3万人（外国人材の約80%）

CF 国内留学生数約30万人

→ 留学生の10人に1人がセブン-イレブンでアルバイト
→ 外国人材受入れに関する責任

© SEVEN ELEVEN JAPAN CO., LTD.

4

責任—やるべきこと



在留資格制度の導入



- ・ 留学生が卒業後も就業できる**在留資格制度の導入**
- ・ これにより人手不足が深刻な地域でも就業可能

受入態勢の整備



- ・ 加盟店任せにせず、本部がしっかりと参画する
- ・ 本部による**受入態勢の整備**

多文化共生の推進



- ・ 外国人材の受入れは日本社会のサステナビリティ
- ・ 社会と連携した**多文化共生の推進**

© SEVEN ELEVEN JAPAN CO., LTD.

5

の整備です。そして、この外国人材の受入れというのは、日本社会のサステナビリティの問題ですから、社会と連携した多文化共生の推進をきちっとやっていくと、これが責任というふうに考えております。

大手4社が毎週集まって、まさに一枚岩になっていろいろと情報共有しているわけですが、政府に対しては、人手不足の状況、生産性の向上、国内人材の活用等のご説明をして、この在留制度の導入をお願いして

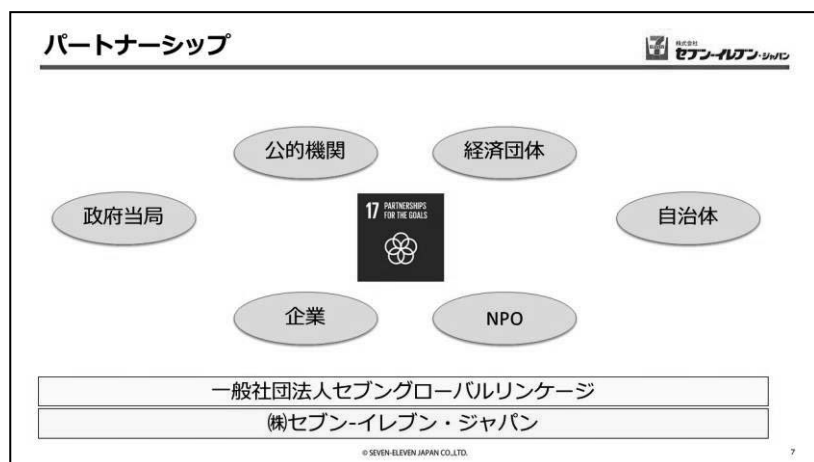
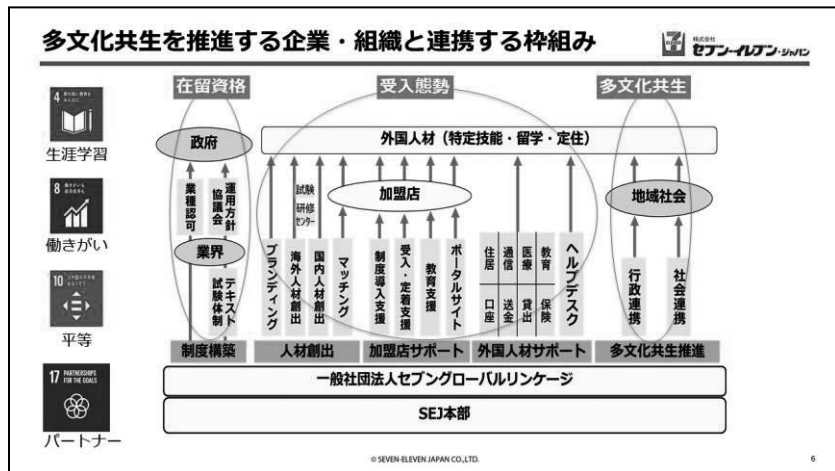
いるという、こういう状態でございます。

また、受入れ体制というところでは、ブランディング、国内、海外の人材創出、そして、加盟店へのマッチング、加盟店に対しては制度導入の支援、受入れ定着支援、教育支援、そして情報発信。さらに外国人材に対しては、その生活支援のスキーム、枠組みをつくる必要があります。ヘルプデスクというのもその代表的な例だと思います。そして、多文化共生というのは、地域社会と連携をして進めていく、こういうような必要があるということでございます。

このやるべき項目は非常に多岐にわたりますので、1社では難しいということで、この多文化共生を推進する企業組織と連携する枠組みということで、一般社団法人セブングローバルリンケージというものを設立させていただきました。ここに、SDGs といふところの17番目、パートナーというのがありますけれども、まさにそういった考え方を取っているわけでございます。

では、どのような組織と連携するかということなんですけれども、まずは、当然のことながら、与党、各官庁といった政府当局、あるいはJICAさん、JICEといった公的機関、経団連さん、生団連さん、そして、円卓

会議というのを主催されています日本国際交流センター、外国人雇用協議会といったような団体、そして、本日、ご縁をいただいている自治体や各地のNPO、群馬大学のような大学とも連携をさせていただいております。そして、企業という意味でいうと、外国人材



を受け入れている私どものような企業と、もう一つ、支援、外国人材支援のサービスを提供しているような企業、こういったような企業も含めて多くの企業と連携をさせていただいていると、こういうことでございます。

本日は在留資格の方は、1枚目だけちょっとご説明させていただきます。去年、おとしになりますけれども、2020年、自民党の政務調査会、外国人労働者等特別委員会というのがありますが、ここからコンビニエンス

お店で働ける在留資格制度の導入

■2020年度概況

- ・6月 自民党（政務調査会外国人労働者等特別委員会）から政府宛ての提言
「コンビニエンスストアを特定技能の対象分野に追加」
- ・7月 経済財政運営と改革の基本方針（政府骨太の方針）
「制度導入2年後見直しで分野追加を検討」

■2021年度概況

- ・4月 制度導入2年経過
→2年後見直しの遅延（新型コロナ第3波、第4波）
→技能実習、特定技能の抜本的制度見直し論浮上
- ・6月 再度自民党から政府に提言書
検討に時間がかかる場合は「特定活動」の活用も議論
- ・9月 業界から経産省への要望書手交
→経産省との実務協議継続

■現状

- ・人手不足の地域間格差
- ・留学生の入国制限
- ・加盟店の人手不足感
- ・リーダー層の充足率

© SEVEN ELEVEN JAPAN CO., LTD.
8

ストアを特定技能の対象項目に追加というような内容で政府宛ての提言をいただきました。さらに経済財政運営等改革の基本方針、いわゆる政府骨太の方針と言われているもので、制度導入2年後見直しで分野追加を検討ということを記載いただきました。この制度導入2年というのは、19年の4月導入でしたから、去年の4月がその2年後になるわけですが、この2年後見直し自体がコロナの影響で延びているという状況です。

そして、さらに技能実習、特定技能の抜本的制度見直し論というのも浮上している中で、再度、自民党から政府に提言をお願いしまして、もしも検討に時間がかかるのであれば、特定活動という、法務省が比較的機動的に出せる在留資格なんですけど、こんなようなものの活用も議論していただきたいというようなこともお願いしているということです。さらに、9月には、業界から再度、経産省へ要望書を手交というようなことで、業界でまとまって政府に提言をしている状況です。

足元はコロナで人手不足の状況はどうなんだというようなお話もあると思いますけれども、この都市部は、外食等ほかの業態から多少の人材の流入があるわけですが、地方になりますと、全く変わらず、依然として人手不足が続いていると。そして、その都市部でも今、留学生が入国制限をされておりますので、かなり厳しい状態になりつつあるということで加盟店の人手不足感は大きい。特に一般の従業員はビザの自動化とかそういうようなことで何とかできるところもあるんですが、リーダーっていうのは、これはシフトを埋めないといけませんので、リーダーが非常に不足している。リーダーが足りないとオーナーさんが休めないということになってくるわけですね。このような状況になっていて、この新しい在留資格制度の導入は、一刻の猶予もなくお願いをしているということでございます。

次にですね、経団連さんとの連携ということで、1枚、これは経団連の事務局さんからお預かりした紙でございます。2020年の5月に経団連で外国人政策部会というのができまして、私も参加させていただいておりますが、今、来月の公表を目指して提言を検討しております。ちょっと先んじて、事務局からのご依頼もありましたので、ポイントだ

け申し上げたい
と思います。

これは、30 年
のビジョンとい
うものを設定し
まして、そこに
向けて、誘致、
活躍、定着とい
うことで、誘致
というところで
は、受入れから

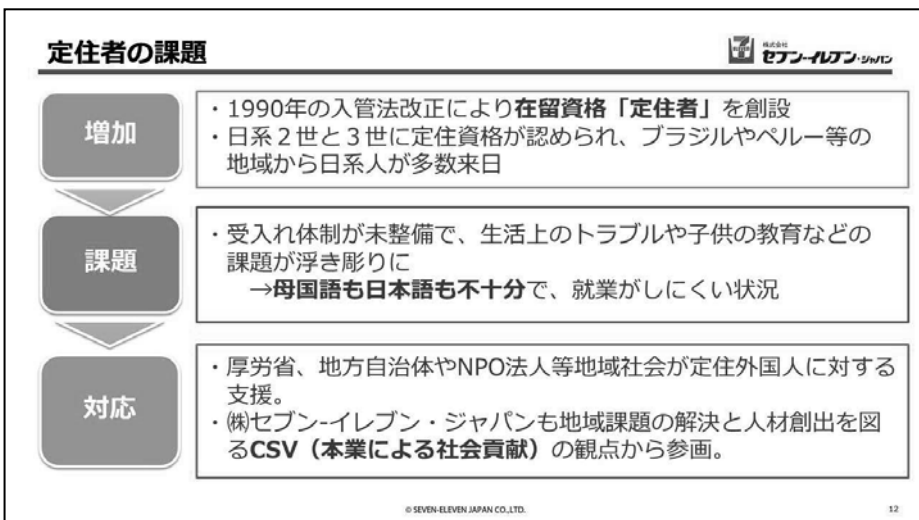
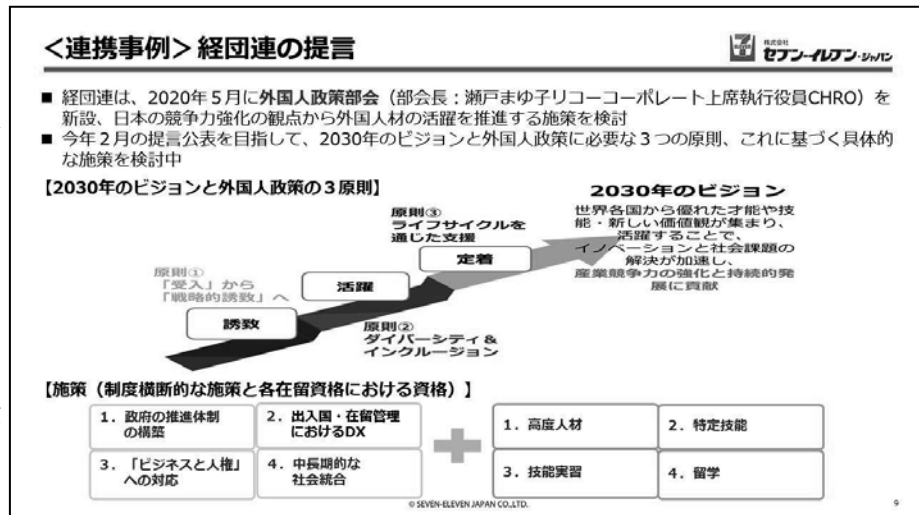
戦略的誘致、活躍というところでは、ダイバーシティー・アンド・インクルージョン、そ
して、定着というところでは、ライフスタイルを通じた支援ということを原則としており
ます。

施策なんですけれども、外国人材受入れの施策には大きく2つの両輪があります。一つ
は在留資格ですね。ここには、特定技能、先ほどのコンビニの特定技能というの含まれ
ているわけですが、もう一つが、共生政策、今日のテーマはどちらかというところになり
ます。政府の推進体制、出入国在留管理におけるDX、ビジネスと人権への対応、中長
期的な社会統合、こういったテーマについて、今日はこちらを中心にお話をさせていただ
きたいというふうに思います。

さて、ここからが本論になりますけれども、4つのテーマ、定住者就業定着促進、日本
語教育推進、相談救済パイロット事業、社会統合サポートという、この4点につきまして、
私どもの取組や連携の事例をご紹介させていただきまして、自治体の皆様とさらなる連携
を模索させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定住者就業定着促進です。この定住者の課題といいますのは、この集住都市会議
では、まさに釈迦に説法ですけれども、今日は多くの方にご視聴いただいているというこ
とですので、簡単に課題を整理します。

1990 年、当
時は人手不足
だったので、
入管法の改正
で新しく定住
者という在留
資格ができた。
日系の
二世とか三世
ですね、主に
ブラジルとか



ペルーとかから多くの方に日本に来ていただいたということです。ただ、受入れ体制が未整備で生活上のトラブルや特にお子様の教育、今、90年の入管法の改正ですから、お子さんとかお孫さんの世代になっているわけですが、母国語も日本語も不十分で、したがって、進学はしにくい状態ということが問題になっております。

これへの対応として、厚労省さんですとか、地方自治体、NPO法人等、地域社会が定住外国人に対する支援をされているわけですが、私どもセブン-イレブンも、この地域課題の解決というような意味と併せて、企業として人材創出という意味合い、CSVとありますけれども、本業による社会貢献、こういった観点から参画をさせていただいているという状況でございます。

一つの事例が、一般社団法人日本国際協力センター、JICEさんです。JICAさんの姉妹組織のようですが、こちらが厚労省から委託を受けて、安定的

<連携事例> 一般財団法人日本国際協力センター（JICE）



就職及び処遇の定着というような事業を展開されています。そこに企業への協力依頼ということで、私どもが参画をさせていただいているということです。具体的には、お仕事説明会、仕事あるいは仕事をやる意味、あるいは仕事を通じて何が学べるのかというようなことを説明させていただいています。これは19年から毎年十数回ずつ実施をしているというような実績がございます。

さらに少し進んだ形態としましては、今日も鈴木康友市長、ご参加いただいておりますけれども、浜松にグローバル人材サポート浜松というNPO法人がありまして、こ

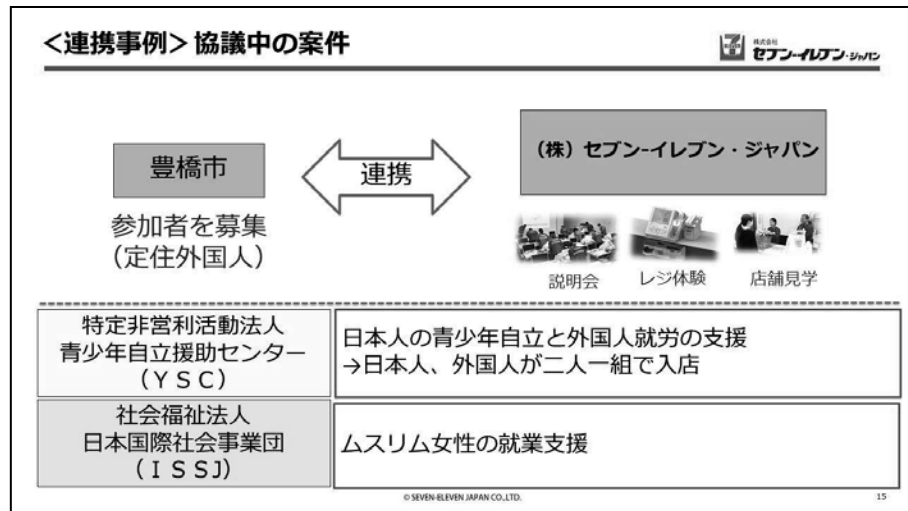
<連携事例> NPO法人グローバル人材サポート浜松



れは静岡県と連携をされて包括的な教育支援も実施をされているわけですが、具体的には、ブラジル人学校に対する日本語教育、キャリア教育実施をされています。このキャリア教

育の一環として、私どもが先ほどのようなお仕事説明会をしたり、さらにこのプログラムでは一歩進んで、お店で3日間インターンシップ、就労体験をしてもらうということですね。これで、ああ、意外とできるんだということでアルバイトに結びついたりしている事例も出てきているということです。

こういった取組を拡大したいということで、今は豊橋市さんと協議を進めております。こちらはNPOではなくて、豊橋市さん本体といろと連携をして、説明会、レ

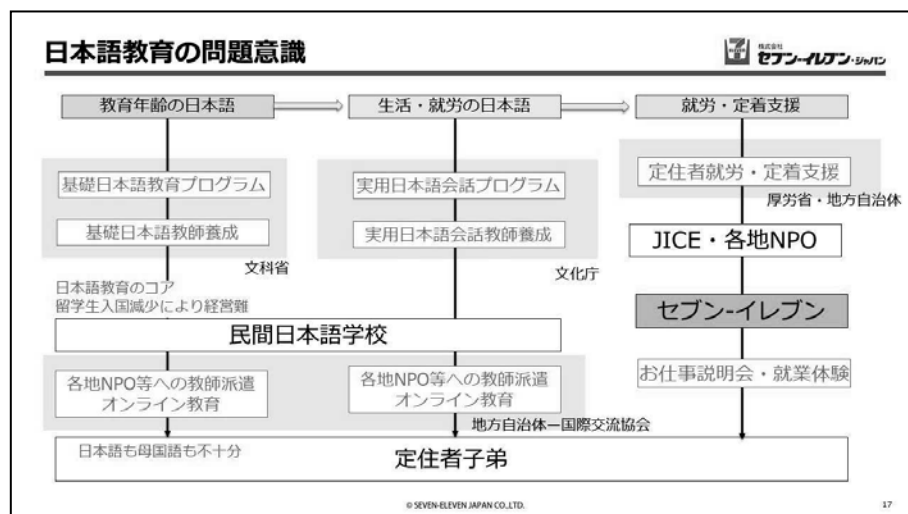


ジ体験、店舗見学などをやりたいということで協議を進めているところでございます。

さらにちょっとチャレンジングな試みとしましては、青少年自立援助センター、これは東京福生、東京ベースに活躍されているところですが、外国人だけじゃなくて、日本人の青少年の自立をテーマに活動をされているところなんです。そこで日本人と外国人が2人一組でお店に入る。お互いに助け合いながらここで経験をするという、こんなようなプログラムというのを今考えているところです。

さらにちょっと難易度の高いのが、日本国際社会事業団というところと今お話を進めているんですが、ムスリム女性の就労支援ですね。これはちょっといろいろと難しい問題があるんですけども、どこまでできるかちょっと模索をトライしているというところでございます。こういった活動を広げたいと思っておりますので、ご興味のある自治体等々ございましたら、ぜひともお声がけいただければというふうに思っている次第でございます。

次のテーマ、日本語教育推進になります。これはちょっと分かりにくい図なんですけど、縦に3本、柱があるというふうに見ていただければと思います。一番右側、今ご説



明した就労定着促進の発想ですけれども、このお仕事説明会をする中で、やはり問題は日本語だと。お話をしている内容がどの程度理解されているのかちょっと自信がないなど。あるいはお店で就労体験をしていただくんですが、オーナーさんにヒアリングをしますと、皆さんは若い皆さんが非常に真面目に一生懸命働いてくれてすばらしい、だけど、あえて課題を言うと、やっぱり日本語だよねというような、このようなお話をいただきます。そうすると、就労定着支援の前に、やはり日本語教育というのが必要になってくるんだらうなということでございます。

ちょうど今、文化庁さんが、ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業というのを始めようとしてされているわけですが、これは、メインは待機留学生ということになっておりますが、対象として、国内の定住外国人なども対象にできるということでございますので、このような機会に国内の定住外国人に対するオンライン日本語教育というものを検討、研究していけるのではないかなという期待をしているところです。

さらにその先、左側に、教育年齢の日本語というのがあるわけで、私の方でちょっとまだここまではストレッチできてないんですけれども、ただ、共通のポイントとしましては、今、日本語学校がこれ6団体ありまして、そういったところと話をしているんですが、留学生の入国減少で経営難になっているわけですね。学校もそうですし、先生方も職を失いつつあるわけです。こういったリソースを何とか活用して、そしてまた、オンラインという仕組みを活用しながら、こういったような就労あるいは生活あるいは教育年齢の日本語教育というものを推進していけるのではないかなというふうに素人ながらちょっと実感しているということでございます。

その中で、私もがどんなお手伝いができるかということなんです、コンビニの日本語というようなことを提案したいと思います。

留学生の10%が私どもで働いていただいていると

コンビニの日本語



- 「留学生の20%がコンビニでアルバイト」理由は「日本語が勉強できるから」
- コンビニ業務は接客だけではなく、マーケティング、マーチャンダイジング、店舗運営管理が学べる。
- 文法積上げ日本語とは別にシーン別実用日本語会話のプログラムが求められている。
 - ーJICEや大学と「コンビニ日本語」のシーンシラバス、バンドスケール共同研究予定
 - ・「コンビニ顧客」顧客と従業員の会話シーン（接客）
 - ー生活日本語の典型的なシーン：生活
 - ・「コンビニ従業員」従業員と店長の会話シーン（作業指示、店内情報共有）
 - ー留学生アルバイトの店舗定着、在日定住者向けの就労促進：就労
 - ・「コンビニ店長」店長とオーナー又は本部経営指導員の会話シーン（経営指導）
 - ーマーケティング、マーチャンダイジング、店舗運営管理：就学

© SEVEN-ELEVEN JAPAN CO., LTD.

18

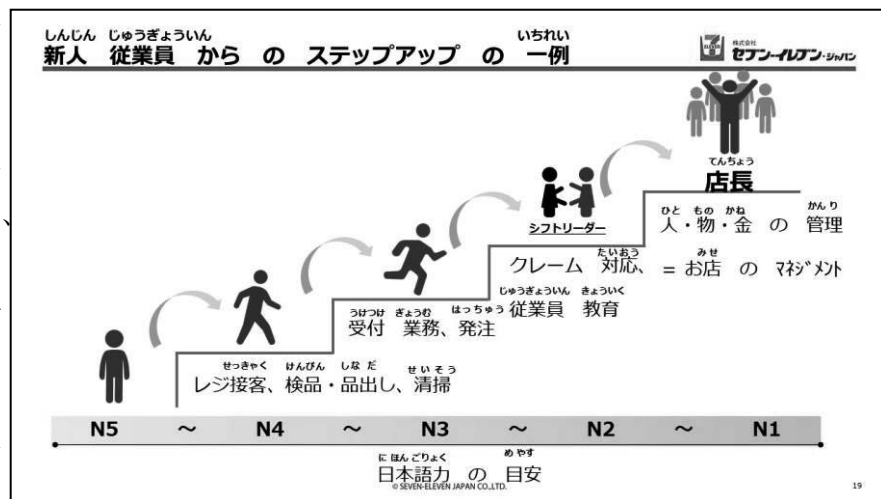
いうお話ししましたが、業界全体ですと、20%、5人に1人ですね、コンビニエンスストアでアルバイトをしていただいています。理由は何というふうにアンケートを聞きますと、断トツ1番が、日本語が勉強できるということです。コンビニの業務っていうのは、接客だけではなくて、従業員の間、狭いお店で2人、3人でやっていますから、1人黙々と仕事をするっていうわけにはいかないの、やはり従業員同士のいろんな指示があったりだとか、あるいは、マーケティング、マーチャンダイジング、店舗運営管理といった技能が学べる場になっています。このようなシーンを使いまして、文法積み上げ日本語とは別に

シーン別実用日本語会話のプログラムが求められているのではないかとということで、このコンビニのシーンを利用して、今、J I C E さんとか大学の先生なんかが、コンビニ日本語のシーンシラバス、バンドスケールなどを研究しようという動きで始めております。

具体的に言いますと、1つ目がコンビニ顧客ということで、お客様と従業員の会話シーンをちょっと思い浮かべていただきたいと思いますんですけども、お客様の側からすれば、これは何かお買物とか、それから公共料金の支払いとか、まさにその生活のシーンになります。その会話の相手である従業員は、挨拶とか、これはまさに就労の初歩的な部分のシーンになると思います。

そして、2つ目、コンビニ従業員、従業員と店長の会話シーンを、これは一般のお客様からは見えないところでバックルームなどで会話されているわけですが、いろんな作業指示、例えば、今週はこういうイベントがあるからこういうことをやってくださいとか、店内の情報共有をするというようなシーンがあるわけですね。これは留学生のあるバイトの店舗定着、あるいは在日の定住者向けの就労促進、就労というような類型になるのかと思いますけれども、こんなような会話のシーンになるのではないかと。さらに、店長とオーナーまたは本部の経営指導員の会話のシーンということになりますと、例えば発注という業務がありますけれども、その場合には商圈分析、あるいは情報分析、あるいはお客様の心理ですね。こういったようなまさにマーケティング、マーチャンダイジング、そして店舗運営管理というようなことが会話の中身になってくるわけです。このような段階、初歩から高級なレベルまでいろんな段階のシーンのシラバスが考えられるということでございます。

次の絵は、これはお仕事説明会などでも使われている、ルビが振られていますけれども、絵なんですけれども、これは日本語レベルはJ L P T のN幾つというので表現していますが、業務の内容が



複雑になるにつれて求められる日本語レベルも上がっていくというような、このようなイメージでございます。

一つ、ちょっと笑い話なんですけれども、先日、サボイア駐日ブラジル大使にこのお話をしておきましたら、ちょっと冗談を言われまして、実は私も日本語勉強しているんだと。ちょっと今はこの辺のレベルかなと、ぜひ今度お店で働いてみたいというふうに言われまして、返答に窮してしまったわけなんですけれども、考えてみますと、大使、すみませんが、在留資格上、コンビニエンスのお店で働くことはできません。残念ということでござい

す。すみません、失礼いたしました。

それでは、日本語につきましては、この外国人材のサイドだけではなくて、受け入れる日本語、日本人側の問題もございます。

やさしい日本語、皆さんご存じだと思いますが、念のため申し上げますと、震災などで外国人に必要な情報が伝わらなかったということを受けて考案されたもので、簡単に言いますと、高台に避難

やさしい日本語の普及

■やさしい日本語
＝外国人にもわかりやすい日本語
阪神・淡路大震災で、外国人に必要な情報が伝わらなかったことを受けて考案された。
かんたんな構造、文法、語彙を使う。

【やさしい日本語への変換例】
高台に避難してください
⇒ 高い ところに 逃げてください

■SEJ「やさしい日本語」取組事例

- ・やさしい日本語ツーリズム研究会動画制作
- ・加盟店従業員向け研修での活用
- ・広報誌特集掲載
- ・全社員向け任意eラーニング開講
- ・ラップ「やさしいせかい」の普及
- ・東京都生活文化局HP 活用事例紹介 等

© SEVEN-ELEVEN JAPAN CO., LTD.



してくださいではなくて、高いところに逃げてくださいという、易しい言葉で表現をするということです。これの普及ということで、一つは、この右上にちょっと写真がありますがけれども、やさしい日本語ツーリズム研究会さんといったところをお願いをしまして、動画の作成をいたしました。これは、やさしい日本語がテーマなんですけれども、実は中に、やさしい日本語っていうのが1回も出てきません。むしろ相手の立場で理解して、そして信頼関係が生まれるというもので、これは今日のこのお話の一番最後に3分ほどですので、動画流させていただきたいと思っておりますけれども、そういった観点でちょっと視聴いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかには、加盟店の従業員向けの研修でやさしい日本語を使ったり、加盟店のオーナー様向けに広報誌等で特集を組んだり、あるいは、まずは本部の社員からだねということで、社員向けのeラーニングを開校したりしております。

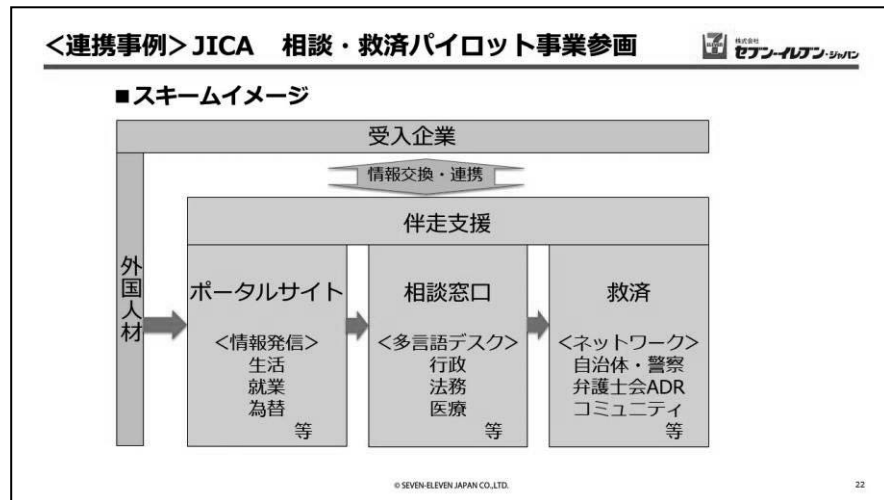
そして、この右下の写真なんです、これはコーディネーターをされます、山脇先生のゼミの方々と先ほどのやさしい日本語ツーリズム研究会がつくられた、ラップの動画なんですけれども、こちらは今日休憩時間に流されるということなので、これもご視聴いただければということでございます。私どももいろんなイベントのときにこのラップを流したりなんかして活用をさせていただいているということでございます。

次の課題は、相談救済パイロット事業というものです。

この相談救済というのは、国連ビジネスと人権の指導原則でも求められているものですが、非常に難しいものだというふうに思っています。難しい一方で、非常に重要なところだと思っています。

今、JICAさんとの構築について相談をしているところなんですけれども、非常に複雑なので、今日これ、非常に簡単化をしてみました。これで説明ができるかどうかなんです、左側、外国人材が、まずは集まっていただくようなポータルサイト、ここで情報発信をします。生活上、あるいは就業上、あるいは送金を皆さんされるんで、そのときの

為替情報など、アクセスをしていたと。その先に相談窓口というのを考えましょうと。ここでは多言語デスクで、生活、就業のほかにも行政上の問題、法務の問題、医療の問題、これはメンタルな



ども含めてですね、こういった相談の受付になります。相談を受け付けるだけでなく、今度はこの救済という局面になりますので、ここでは自治体ですとか警察、そして弁護士、あるいはこれ、裁判となりますと時間がかかるので、裁判所外のADRのようなもの、このようなものを用意する必要がある。そして大事なのが母国のコミュニティとの連携。このようなネットワークが非常に重要になると思われます。

ただ、このネットワークというのは、一朝一夕でできるものではないと思いますので、どうしても少しずつこういったネットワーク化ができるのかというようなことでございます。各自治体さんでは、むしろこういうような実績がもう相当積み上がっていると思いますけれども、企業といたしましては、まだまだこれからこういったものを整備する中で、自治体などとネットワークをさせていただくと。

企業としましての特徴は、この上のほうにありますけれども、この相談がたらい回しにならずにきちっと伴走支援されて、どのような相談があつて、どのように解決したかという情報をちゃんと企業に還元してもらおうと、これが必要になってきます。これによって受入れ体制の再構築、見直し、あるいは政府への提言というものに結びついていくでしょうということで、これはデューデリジェンスというのがありますけれども、まさに自分たちの責任としてのデューデリジェンスの一つとして、こういったものが必要になってくるのではないかとということでもあります。

ただ、これは非常に、いろんな多岐にわたるデスクなりネットワークを形成する必要がありますから、1社、個社で扱うのは到底無理ということなので、JICAさんのようなナショナルフラッグのようなところがこういったものを構築するものに各企業が参加をしていくという、こんなような枠組みでできないかなということでは話を進めているところでございます。

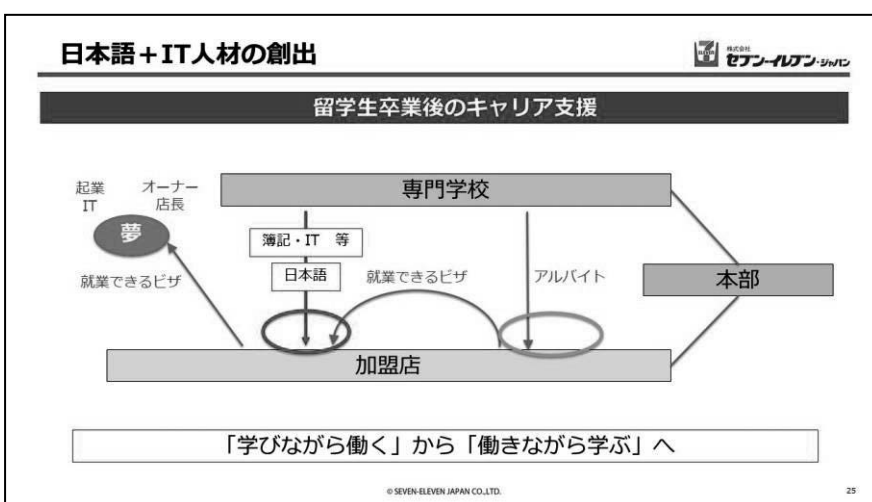
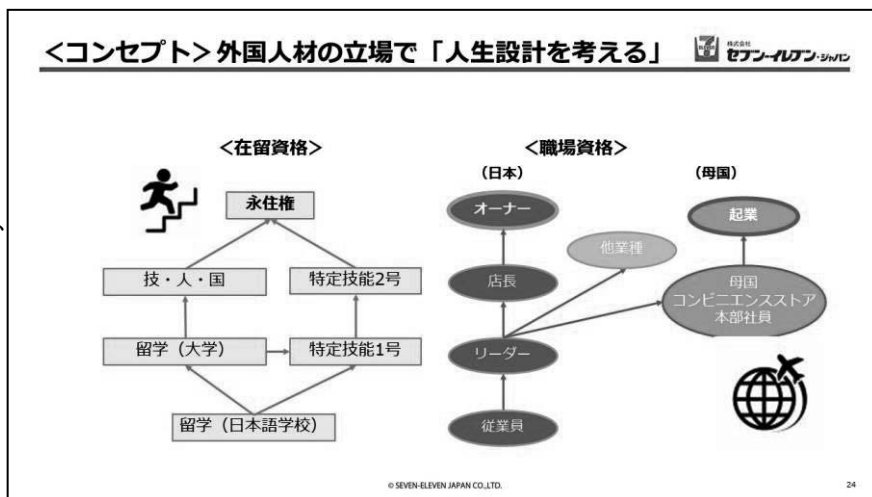
次は、社会統合サポートというテーマでございます。ここでのコンセプトは、外国人材の立場で人生設計を考えるということです。

先ほど、日本語力と職場資格の対応がありましたけれども、ここでは在留資格と職場資格で対応しています。

例えば日本語学校の留学生が従業員として働きました。それがリーダーになっていく、そして店長になっていく、こういったところで在留資格のレベルも上がっていった、永住権が取れば、

将来的にはオーナーになるというようなコースもあるわけです。また、母国に戻って、例えばセブンイレブンベトナムの本部の社員になるということもあるでしょうし、また、オーナーになる、あるいは起業をするというようなこともできるよねということです。もう一つ、日本にいたんだけど、ほかの業種に行きたいという、こういうようなコースもあるのかなというふうに思っています。

一つの考えとして、今はDXというのが求められていて、IT人材というのが日本では不足している。だけど日本人自体は減っているので、外国人材のIT人材というのが求められているわけで



すが、日本でIT人材といっても、やはり日本語が求められるわけですね。ごく一部の企業では、英語でやっているというところもあるようですが、ほとんどのIT人材は日本語が求められるということです。これを例えばインドの法科大学とかに行って、日本語を2年間やるというのもあるんでしょうけれども、なかなかそれは大変です。むしろ日本にいる日本語及びITの素養のある人たちにさらにブラッシュアップしてもらおうというほうが早いんじゃないでしょうかということです。

加盟店でアルバイトをしていただいている留学生、これはIT部門の方が結構多いんですね。こういう方が就業できるビザっていうものができると、お店で働いていただく。留学生っていうのは、学びながら働くんですが、働きながら学ぶがあってもいいじゃないと。要するに就業ビザを取って働くんだけど、さらに例えば簿記とか、ITとか、日本語をさらに勉強して、店長、オーナーという道に進む人もいれば、ITとかあるいは起業

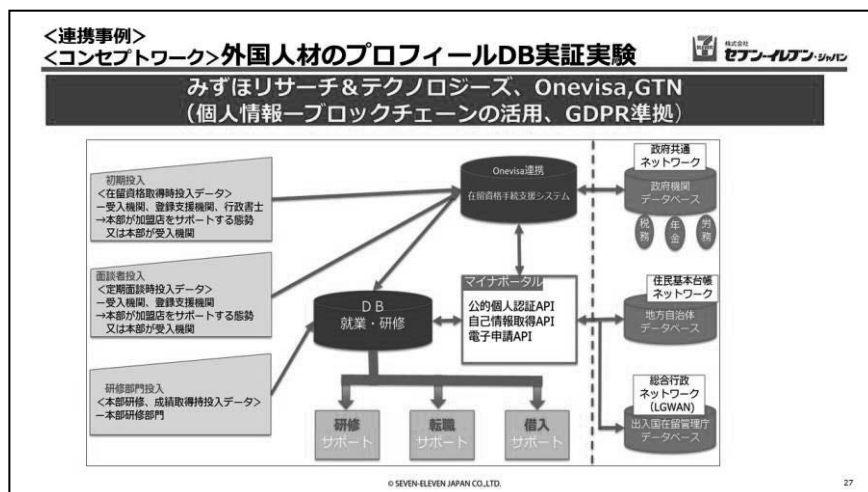
したいんだというような人の夢をかなえる応援をする。そして、その次の別の就業できるビザ、高度なビザに切り替えていくと、こんなようなステップアップをお手伝いするような場になるのではないかと。特に希望の仕事に就けなくて、泣く泣く母国に帰らざるを得ないというような留学生も多いわけですから、そういう方には、まず、ワンステップ、コンビニエンスストアで働きながら、さらに学んでいただいて、次のステップに進んでいただくと、こんなような人生設計を応援してもいいんじゃないかなというふうに思っている次第です。

同じようなことを取組されている組織がありまして、これはウエルカム・ジャパンさんという組織からお預かりした1枚ですけれども、こちらは難民支援ということをしていて、難民向け



のDXトレーニングということです。一番下にありますように、まず、資金ということでマイクロファイナンスから始まりまして、PCのレンタル、それからデジタルトレーニング、OJTの伴走、それから就労伴走とか、マッチングのプラットフォーム、こんなようなものを支援していくというような、こんなような発想がありますので、今後こんなようなところとも連携をしながら支援を進めていければいいのではないかなというふうに考えている次第でございます。

もう一つ、次に、DXネタになるかもしれませんが、支援、これは万人単位の支援をするわけですから、どうしてもデータベースが必要だねということです。これは一つのコンセプトワークなん

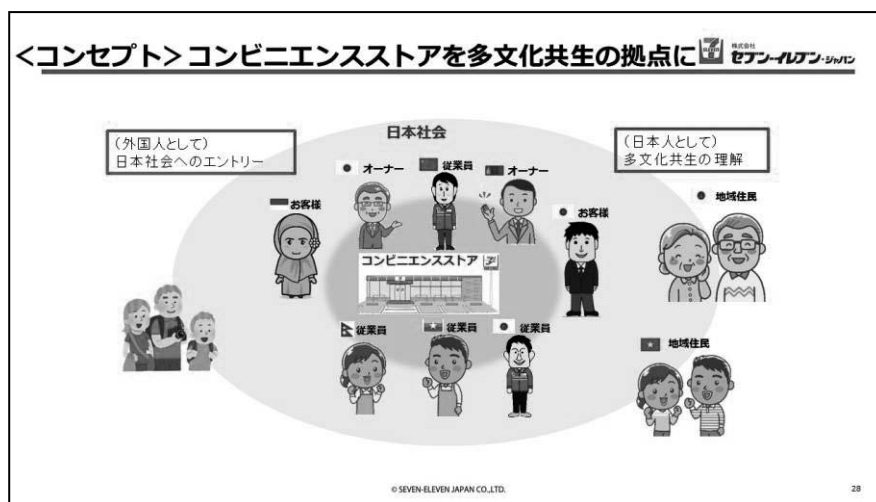


ですけども、みずほリサーチ&テクノロジーズとOnevisaさんっていう、ビザ申請をオンラインでやっているところ、そしてGTNさんという、これは外国人向けの家賃保障と外国人のいろんなサポートをされている会社なんですけれども、こういったところと

組んで実証実験をいたしました。DBの構築なんですけれども、簡単に言いますと、私こういう人ですっていうようなことを示せるようなDBですね。ただ、そのデータベースが自分で入れるデータですと、これはうそかまことか分からないということになってしまいますので、データは客観的な第三者が入れると。例えばビザの情報ですね、それから就労先の情報、給料ですとか、就労実績とかですね。それから研修部門の情報、こういったものを集めてデータベース化して、ただ、これは個人情報ですから、ブロックチェーン等できちっと管理をするということと、個人情報、所有権は本人にあるということですね。本人が見せたい人に、例えば研修を受けるときに、私こういうことをやってきました、あるいは転職をするときに、私こういう人です、借入れするときにも、私こういう人ですっていうようなことが言えるような、こんなデータベースが必要になるでしょうねということです。

これは、コンセプトワークということで、システムは作って実証実験しましたが、すぐにサービスインをするということではなくて、一つの提案として、今このようなものが必要ですよということで、いろいろな有識者の方とこれからこんな議論を進めていければいいのかなと。そして、将来的には税金ですとか年金の情報、あるいは住民基本台帳、そしてビザの出入国在留管理証明データベースなどと結びついていくような世界になってくれば、非常に効率的なデータの管理ができるようになるんじゃないかなということで、今後のこんな議論を喚起できればいいなということで進めたコンセプトワークの連携事例でございます。

これが、最後に、コンセプトで、今日のテーマ、コンビニエンスストアを多文化共生の拠点にということなんですけれども、左側から、これはインバウンドのお客様でしょうね、お店に来ました。



お店の中では日本人の従業員と外国人の従業員が仲よく働いていただいています。オーナー様ももしかしたら外国の方かもしれません。こういうふうにして外国の方が労働者としてあるいは消費者として、そして納税者として、そして市民として日本社会に定着をしていく、地域住民となっていくということです。まさに外国人としては、日本社会へのエントリーということです。より重要なのは、日本人として多文化共生の理解ということです。

例えば、工場とか農場で外国の方が働いていても、一般の日本人の目に触れません。ただ、一般の日本人の生活圏であるコンビニエンスストアで、例えばアジアの若い方が活躍

をしているというようにところを見ると、ああ、これが多文化共生なのかと理解すること。例えば、中国というと、よくいう香港ではなくて、中国といえば、お弁当を届けてくれるチンさんの国ねと。ベトナムっていうと、あの、おでんを勧めてくれるあのグエンさんの国ねと。そのように共感が持てるようになってくるというのが、本当の多文化共生への理解ではないかなということでございます。

ということで、最後に、ちょっとこれはもう私見なんですけれども、ちょっとせつかくの機会なので述べさせていただきます。

去年のNHKの大河ドラマで「晴天を衝け」という

最後に私見



NHK大河ドラマ「晴天を衝け」 渋沢栄一 攘夷派と開国派

「日本はどのような国で在りたいか」

- ・人口減少 GDPの数字を追いかけない ひっそりと 豊かで平和で幸せな国
→電子政府、スマート都市、スマートコントラクト等DXが必要
- ・国際社会で信頼される国 理念を持って他国と共生 豊かで平和で幸せな国
→情報 (intelligence)、理解 (literacy)、共感 (empathy)→多文化共生が必要
→二者択一ではない 何れも誤れば戻れない道 バランス
→DXと多文化共生はともに進める

「コンビニエンスストアはどのような社会インフラで在りたいか」

- ・ビジネスモデルはITによる生産性向上の集積。自動レジも推進。
- ・目指すのは無機質の自販機コーナーではない。人の温かみのある場。
→コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に
→「コンビニエンスストアで働ける在留資格制度の導入」

© SEVEN-ELEVEN JAPAN CO., LTD.

29

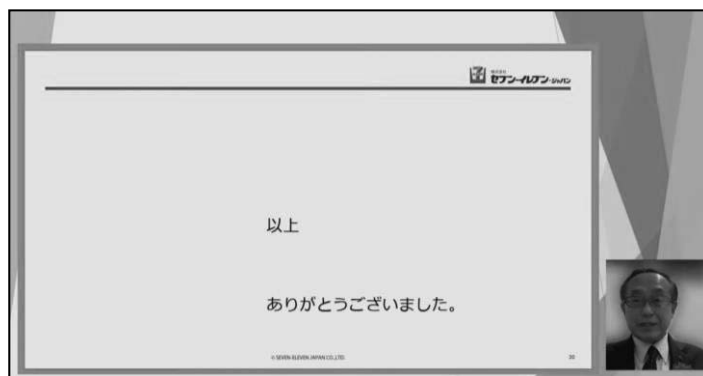
のがありました。渋沢栄一の物語ですね。どの時代でもあるんですけども、開国派もいれば攘夷派というのがあります。この時代もそうでした。この渋沢栄一本人も、最初は横浜の居留地を焼き討ちするんだというようなことを言っていたわけですね。あの渋沢栄一がですね。というようなことです。要は、日本はどのような国でありたいかということなのかなと思います。実は、私も最初は、そんなGDPの数字を追っかけるために無理して外国から来ていただく必要はないんじゃないかなというふうに思っていました。ただ、それでは社会インフラが成り立たないよねと。シャッター街とか、それから、荒れた山里などを見るにつけて、やはりそれじゃあ社会は成り立たない。ひっそりと豊かで平和で幸せの国というのもあるんですが、その場合には、電子政府といいますか、スマート都市、スマートコントラクト、DXがどうしても必要ですよと。

それから、一方で、国際社会で信頼される元気な国、理念を持って他国と共生することで豊かで平和で幸せな国というのを目指すのであれば、情報とカリテラシーのほかに、やはり共感、こういったものがなくて、これはやはり多文化共生というのが必要なんでしょう。この2つは、二者択一ではないと思います。いずれも一方向に進んで、誤れば戻れない道になってしまいますので、このバランスといいますか、DXと多文化共生というのを共に進めるということなんだろうなというふうに思います。

コンビニエンスストアも同じようなことでございまして、どのような社会インフラでありたいかということです。コンビニエンスストアのビジネスモデルっていうのは、ITを駆使した生産性向上の集積です。自動レジというのもどんどん進んでいます。ただ、目指しているのは、無機質の自販機コーナーではないということです。やはり人の温かみのある場、こういったものを目指したいということです。ですから、コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に、そこで必要になるのが、コンビニエンスストアで働ける在留資格制

度の導入ということでございます。何とぞお願いしたいというふうに思っております。

ということで、最後3分ほどで動画をご覧いただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。よろしくお願いいたします。



(動画放映)

《放映動画①》

■動画タイトル

外国人と日本人がなかよく働く世の中へ。

■YouTube チャンネル

やさしい日本語ツーリズム研究会

■再生時間

2分44秒

■YouTube (URL・QRコード) (2022年3月末時点)

<https://www.youtube.com/watch?v=AFqnf3VKfQk>

※QRコードを読み取ると、動画 (YouTube) が再生されます。



《放映動画②》

■動画タイトル

やさしい日本語ラップ「やさしい せかい」

■YouTube チャンネル

やさしい日本語ツーリズム研究会

■再生時間

3分28秒

■制作・著作

やさしい日本語ツーリズム研究会

■協力

明治大学国際日本学部山脇啓造ゼミナール

■YouTube (URL・QRコード) (2022年3月末時点)

<https://www.youtube.com/watch?v=2fYxhoUwqAg>

※QRコードを読み取ると、動画 (YouTube) が再生されます。



セッション1

「外国人が地域で安心して暮らせるために」



※YouTubeLive 配信映像

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

長野県上田市市長 土屋 陽一
三重県鈴鹿市長 末松 則子
三重県亀山市市長 櫻井 義之
岡山県総社市長 片岡 聡一

【省庁関係者】

総務省自治行政局参事官 上坊 勝則
出入国在留管理庁在留管理支援部政策課 課長 近江 愛子
出入国在留管理庁在留管理支援部政策課外国人施策推進室 室長 木村 俊生
出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 課長 田平 浩二
文部科学省大臣官房国際課 課長 小林 万里子
文部科学省総合教育政策局国際教育課 課長 石田 善顕
文化庁国語課 課長 圓入 由美
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 課長 吉田 暁郎

【コーディネーター】

明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ただいまご紹介いただきました明治大学の山脇と申します。

私が初めて外国人集住都市会議に関わったのは、2001 年 5 月の浜松市で開かれた第 1 回の事務局会議のときで、オブザーバーとして参加させていただきました。2001 年の 10 月には、浜松市で第 1 回の市長会議が開かれ、それから、ほぼ毎年市長会議が開催され、この 20 年間、自治体と省庁の政策会議、政策対話が続いてきました。

今日の会議は、2 つの意味で重要な会議になるのではないかと考えています。

1 つ目は、冒頭に末松市長からお話もありましたように、20 年目という節目の会議ということですね。正確には昨年度が 20 年目でしたが、コロナで延期になってしまいました。

もう一つは、2019 年 4 月に外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を担う入管庁、出入国在留管理庁が設立されて初めて開かれる会議であり、特に昨年 11 月には、入管庁の有識者会議が発表した意見書の内容には、これまで集住都市会議が要望してきたことが相当含まれていまして、そういった意味で、今日の討議はかなり生産的なものになるかもしれないからであります。

後で振り返って、今日の会議が日本の共生社会づくりにとって転機となったと言われるような、そんな会議となることをひそかに願っています。

それでは、前置きはこのぐらいにしまして、早速パネル討論に入っていきたいと思いません。

よくあるパネル討論は、討論といっても、登壇者が一通りプレゼンをする、時間はほぼ終わっている、そんな場合が結構あります。前回の集住都市会議も、そうした意味でちょっと不完全燃焼ぎみに終わったところがあったかもしれません。

今日の会議では、市長からはプレゼンをいただくことになっておりますが、省庁の皆さんは、取組紹介というのは、既にご提供いただいている資料のほうに委ねて、即市長からの投げかけ、質問にお答えいただく形を取りたいと思います。もしかすると、省庁の皆さんは戦々恐々としているかもしれませんが、この場にいる省庁の皆さんと集住都市会議は、言わば多文化共生をめぐる同志でもあり、自治体の皆さんは各省庁の担当者の応援団とも言えると思いますので、今日の討論が双方にとってウィン・ウィンの結果につながることを願っています。

第 1 セッションのテーマは、外国人が地域で安心して暮らせるためにであります。外国人の生活支援がテーマとなります。

まず、各都市における現状と課題、そして、課題解決のために必要な取組等について、外国人集住都市会議の 4 つの都市から、各お一人 6 分ずつで発表をしていただきたいと思います。本来これは対面でやりますと、会場の前方に事務局の方が時間のこういう札っというんですかね、時間を用意していて、あと 5 分、あと 3 分とかやっていたんですけど、本日オンライン会議になっていまして、ちょっと私が時間を実際に自分のスマホで計りまして、時間になりましたらお知らせしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、初めに、長野県上田市の土屋市長からお願いいたします。

○長野県上田市長 土屋 陽一

長野県上田市長、土屋陽一です。よろしくお願いいたします。

2年前の外国人集住都市会議は上田で開催されました。その際は、いろいろと皆様にもお世話になりまして、ありがとうございました。

本日は、長野・愛知ブロックの代表として発表させていただきます。

私どもの長野・愛知ブロックは、愛知県豊橋市、豊田市、小牧市、長野県の飯田市、そして、私どもの上田市で構成されております。各都市の外国籍市民の状況は、画面をご覧くださいいただければと思います。

私からは、2点の課題がございます。1つ目は、外国人集住都市会議上田において、私から、日本語教育体制の充実には、日本語を学びたい人と教えたい人のつなぎ役のコーディネーターをまず配置していく必要があると述べさせていただきました。そして、まさに昨年7月から、上田市と協働して活動していただいております上田市多文化共生推進協会、つうしょうエーエムユー通称AMUといいますが、ここに「にほんごアムアム」と名づけました日本語教室をつくりまして、コーディネーターを配置しました。教室といっても、学習者一人一人の学びたい時間や目標を考えながら、開催日時、内容をその都度見直したりしています。

さて、この「にほんごアムアム」の実施にあたりましては、小・中学校の日本語教室で聞き取りをしたところ、AMUで補習してくれることはありがたいと、日本語の指導教員から多くのお声をいただきましたが、ここで一つだけ解決の糸口が見えないことが生じています。それは、この場所は市街地に1か所しかないということでありまして、遠くから、離れた場所から来られる方には多少難しい面があると思います。

国のGIGAスクール構想に基づきまして、自治体は小・中学校に対して1人1台のタブレット端末の貸与を実施しております。これはもう遠隔でも対面でも一人一人日本語が教えられるということで、子どもにとっては自宅などでの日本語を学べる道が開かれたということの一つだと思います。ですから、タブレット端末の有効活用をしていくべきと考えております。そこで、インターネットの環境整備を学校だけでなく、必要な家庭にも早期に整備していく必要があると思いますが、国のほうでも財政支援的な面でもよろしくお願いいたしますので、お伺いしておきたいと思います。

2点目ですけれども、コロナ禍で浮き彫りになったことがありました。これは外国人学校に通う子どもたちの命や健康が守られにくいということでありました。

文科省の調べによりますと、こちらの表にもありますように、国内に外国人学校は現在、204校以上あると言われております。法的位置づけ別に示してございますが、外国人学校のほとんどが各種学校及び私塾であることが分かります。しかし、国は、各種学校及び私塾の外国人学校の中で学齢期の子どもが通う学校であっても義務教育を行う学校とはみなしていません。そのため外国人学校の学齢期の子どもたちは、健康を守る法律の適用外にあると言ってもいいと思います。このことはつまり学校には保健室設置やあるいは健康診断さえも義務づけられてないということでもあります。

その結果、一つの例では、岐阜県の外国人学校において、コロナ感染でクラスターが発生した際に、市町村では外国人学校への迅速な対応ができなかったこと、また、岐阜県外

からの通学者が多かったということで、更なる感染拡大になったということです。その理由としては、外国人学校を義務教育を行う学校とみなしてないことから、この外国人学校の子どもたちの学齢簿が市町村に無かったということでもあります。

つまり、私たち市町村は、学齢期である外国籍市民が日中どこの外国人学校で過ごしているのか分からないのです。

そのため更なる感染拡大につながったということになります。

このような中、去年6月の国の関係閣僚会議では、2025年度までに外国人の子どもの就学状況を学齢簿編製の際に一体的に管理するということが決定されております。つまり各種学校もしくは私塾の扱いの外国人学校に通う全ての子どもたちの学齢簿が編製されれば、国が言う、就学状況の一体的な管理になるということが言えると思います。

その学齢簿編製の具体的な方法ですが、例えば各種学校や認可校は毎年行っている5月1日の学校基本調査の際に、在籍する子どもたちの氏名、住所などが記載されている名簿も都道府県に提出し、それを市町村にいただき、学齢簿を編製するという方法です。

最後に国は学齢簿編製の際に就学状況についても一体的な管理を2025年までに行うということですが、こういった方向で進めていかれるのか、また、その時期を早める予定はないのか、併せてお聞きしたいと思っております。

駆け足になってしまいましたが、どうぞよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。今、主に教育関係のご質問、投げかけがあったかと思いますが、一通り市長さんからのお話を受けて、省庁にはご回答いただきたいと思います。

では、続いて、三重県鈴鹿市、末松市長、お願いいたします。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

ありがとうございます。改めまして、鈴鹿市長の末松則子でございます。

それでは、まず、鈴鹿市における外国人の状況でございますが、昨年12月末現在の総人口は19万7,530人ございまして、そのうちの外国人は8,640人、全体の約4.4%となっております。国籍別に見てみますと、ブラジル、ペルーといった南米系の外国人で約半数を占めておりますが、次いで、中国、ベトナム、フィリピンなど、アジア諸国から外国人市民が増えてきておりまして、現在50か国を超える国籍の方がお住まいになっております。

次のグラフでございますけれども、こちらは外国人市民の推移でございます。一番多かったときは平成元年、1,000人を超えましたが、それから、平成20年に1万人を超えて、人口比率約5%に増えたときが一番多かったときでございます。その後、リーマンショックを契機に一時期7,000人を切るまで減少しましたが、現在は8,400人程度ということで推移をしております。

このような状況の中で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、いくつか

の課題が見えてきましたので、そのお話をさせていただきたいと思います。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大の中で、2019 年 4 月から相談件数が増えてまいりました。本市では、ポルトガル語通訳が 1 名、スペイン語通訳 2 名に加えて、タブレット端末 4 台を配置し、外国人市民のあらゆる相談に対応してきたところでございます。昨年度創設をされました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等でタブレットの台数、また、緊急雇用として通訳の配置と、相談窓口の強化をさせていただきました。

グラフをご覧ください。相談件数が大きく増えた山が 2 つございます。四角①、②で囲んでありますが、①の山のところでございます。こちらにつきましては、10 万円がもらえるかどうかという給付金の関係でのご相談が増えたところでございます。5 月 19 日に本市は申請書を発送いたしました、なかなか外国人市民の皆様方に日本語が理解をしていただけないために、大変たくさんの相談が殺到し、窓口にも外国人市民の方が訪れました。

こういった申請書は日本人対応で出しておりますので、なかなか難しいということで、次を見ていただきますと分かりますように、やさしい日本語、それからそれぞれの通訳さんに訳していただきました文章で記入例等を例示させていただいたところ、解決を少ししてきたというような状況でございます。

次でございますけれども、こういった文書をホームページ、そして外国人向けのホームページにもあります「Am i g o S U Z U K A」というものが本市にはございます。こちらを活用させていただきまして、たくさんの皆様方に情報発信をさせていただきました。誤った情報の流出を防ぐこともできましたし、こういった中で外国人市民の皆様方にいち早く伝えることができたというふうに思っております。

次に、②の 2 つ目の山のところでございますけれども、こちらにつきましては、ワクチンの問題でございます。ワクチン接種を年代別に始めさせていただきましたけれども、接種を希望する外国人市民の皆様方からは、いつ自分たちは接種ができるのか、あるいは、どうすれば接種ができるのかという問合せが殺到いたしました。こちら封書に書いてあるような状況では、なかなか外国人市民の皆様方には理解がしてもらえなかったという状況でございまして、国から提供していただきました多言語翻訳予診票もありがたいものでございましたが、動画を作成させていただきまして、その動画をホームページ等で流したりしながら、皆様方にワクチン接種の方法をご理解いただいたところでございます。

次のところでございますが、11 ページ、こちらのグラフをご覧くださいと、三重県内のこれは感染者数を示しておりますが、8 月に入ってから急激に感染者数が増えたことがよくお分かりいただけたと思います。この中で、外国人市民の皆様方になかなか感染予防対策がご理解いただけず、コミュニティの中でバーベキューをしていただいたり、いろいろな密を避けることがなかなか難しかったというようなことで急増をいたしました。こちらにつきまして、県また国、そして国際交流協会と連携をさせていただきまして、こういった状況を皆様方に分かっていたいただき、感染予防対策を改めて分かりやすく、それぞれのご家庭であったり、コミュニティに立ち寄らせていただいて、知らせさせていただき、注意喚起に努めたところでございます。そういったことと、先ほどのワクチン接種、両方が相まって、感染者数が減ってきたというところでございます。

次の動画のところでございます。これが先ほど紹介いたしました、分かりやすい日本語、それぞれの多言語対応でさせていただいた動画でございます。また一度ご覧をいただけたらと思います。

このほかに、外国人の留学生等々にもご支援をさせていただいたり、いろいろな状況の中でコロナ対応をさせていただいたところです。

お願いしたい点は、出入国在留管理庁からだけではなく、担当省庁において、日本語と多言語の同時発信をお願いしたいと思います。一つのルート、一つの省庁からではなく、早急に伝えなければならないことは、ぜひ皆さん方のところからまとめてお願いをしたいということです。

続いて、多文化共生庁の設置でございます。こちらにつきましても、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。また後ほどの意見交換の中で詳しくお話しさせていただきますと思います。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。市長からコロナに関わる課題にも触れていただき、現状の取組、そして、後半には投げかけ、省庁への要望ということでご発言いただきました。

それでは、3 番目ですね。三重県亀山市、櫻井市長、よろしいでしょうか。

○三重県亀山市長 櫻井 義之

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました三重県亀山市の櫻井でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、亀山市におけます外国人住民の状況でございますが、本年1月1日現在の状況は1,955 人で、総人口に対するその割合は約 4.0%となっております。国籍別では、1 位はブラジル国籍、外国人住民の3 割以上を占めております。2 位の国籍が 2019 年の入管法の改正までは中国でございましたが、ここ数年はベトナムとなっております、年々増加している傾向にございます。

それでは、外国人が安心して暮らせるためにということで、当市にコロナ禍での外国人住民へのサポートにつきましてご紹介させていただきたいと思います。

まず、ワクチン接種についてでございますが、インターネットで簡単に予約ができるシステムを導入いたしております。予約の方法につきましては、当市のホームページの多言語版サイトに予約手順を多言語で分かりやすく掲載をさせていただきました。また、窓口へ直接相談に見えた際には、担当職員や通訳職員が多言語で対応して予約のサポートを行ってまいりました。

そのようなことから、予約ができないなどの混乱は、現在のところない状況でございます。ワクチン接種会場でも多言語、13 言語で対応させていただいて、ワクチン接種を行うことが比較的円滑にできておるという状況でございます。

次に、多文化共生の取組についてですが、外国にルーツを持つ児童が多く在籍する市内の小学校におきまして、多文化共生の出前講座を行いました。やさしい日本語の重要性な

ど、イラストを多く取り入れて分かりやすく紹介することで、クラスの友達にやさしい日本語を使いたいなどの感想をもらって、子どもたちが多文化共生について学ぶ機会となりました。そのほかにも、コロナ関連を含めた様々な情報を掲載した多言語版広報紙かめやまニュースを毎月発行し、メール配信を行うなどして生活情報の提供を行っております。また、ワクチンに関連します感染症の拡大防止のチラシも多言語で作成して、市民活動団体と市職員で啓発活動を展開いたしております。

次に、外国人住民の方への相談体制ですが、現在、ポルトガル語の通訳職員を市民課と福祉課に、また、相談窓口には英語とポルトガル語の通訳職員を配置をいたしております。

2019 年の入管法の改正後、ベトナム語をはじめとする多様な言語での相談が増加をしております。ポルトガル語や英語の通訳だけでは対応し切れない部分もございました。現在、一元的相談窓口を設置をして、多言語対応のタブレット端末や電話通訳サービスを活用して、多種多様な相談に対応しております。

そして、先ほど安井さんのお話にもございましたが、重要な要でもあります日本語教育、日本語教室についてでございます。この新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、これまでのような開催ができなかったものの、人数制限など感染防止対策を講じて、市と市民活動団体との協働で今年度も日本語教室を開催をいたしてまいりました。

そして、最後に、私より 2 点提言をさせていただきたいと思います。

まず、1 点目でございますが、当市におきましては、コロナ禍も含めまして、外国人受入環境整備交付金を活用させていただいて、一元的相談窓口を設置をして多言語対応のタブレット端末や電話通訳サービスを利用することで、多国籍化しております外国人住民の方への相談体制が充実いたして参りました。そのようなことから、一元的相談窓口の存在意義は非常に大きいと実感をしてしております。このような相談体制が継続して充実ができますよう、また、いまだ設置できていない自治体が設置できますよう、外国人受入環境整備交付金の十分な財政支援を引き続きお願いしたいと思っております。

2 点目でございますが、2019 年に日本語教育推進法が施行をされましたものの、地方におけます日本語教室をはじめとする日本語教育においては、その環境整備はまだ十分とは言えません。そういう中で、情報格差の原因となっております日本語能力により外国人住民が情報弱者となりませんように、この現状の課題解消のために継続した実施が不可欠であります。そのために早急に日本語教師を国家資格としてその立場を確立していただくことで、地域日本語教育従事者への指導者として、全ての地方自治体が日本語教師を配置できる環境を整備していただくなど、国からの財政的支援を含めた総合支援のための仕組みづくりが必要であると考えておりますが、その点につきましてどのようにお考えをお持ちでしょうか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。省庁への投げかけとしては、主に一元的相談窓口の件と、それから、日本語教師の資格に関してご質問があったかと思っております。

それでは、最後ですね。岡山県総社市の片岡市長、お願いいたします。

○岡山県総社市長 片岡 聡一

岡山県総社市長の片岡聡一と申します。集住都市会議で存在する一番南、西か、西の市が総社市です。人口7万で、私が市長になって14年目に、いわゆる4期目の真ん中辺になります。

市長就任当時、浜松市長に来てもらって、また、私の尊敬する中川正春先生にも総社にお越しいただいて、ブラジル大使を交えて、ブラジル人を愛していこうと、そういうことをやったのがキックオフだったと思います。それ以来2,000人いらっしゃった外国人が今1,600人、400人減ったっていう感じで、国別でいうと、ブラジルからベトナムへのシフト、それをやっていると、そういう感じですね。

私から、3つの疑問点、投げかけを行いたいと思います。

まず、1点目でありましてけれども、この特定技能1号、2号、この制度は本当に成功しているのかと私は疑問に感じています。今この制度が、3年前、平成31年度にスタートして、山下大臣から始まってますけれども、今その特定技能1号、2号、全国で4万5,000人程度です。総社でいうと130人ですよ。1,600人の外国人のうち130人、しかも技能実習生から、ただ特定技能にN5のままの日本語能力でそのままスライドしている。これが本来の特定技能1号、2号の意味合いかという、私はそうはなっていない。コロナ禍ということを差っ引いても、この技能1号、2号の在り方っていうのは、これからさらに国として協議をして変えるべきところは変えていく、そういうことが必要なのではないかと思っております。

それから、もう1点目は、技能実習生1号、2号、3号、この在り方をこのまま本当に続けていけるのかという危惧を私は持っています。なぜなら、なぜ最低賃金で使う、また、本当に苛酷な労働が現場にあるんです。これは改善された、あるいは住居の部分も改善されたという思いがあるかもしれませんが、やっぱり現場では、ライン、流れ作業の一員であって、苛酷な労働を最低賃金で行うというのが現場で繰り広げられている。こういう苛酷な労働条件がありながら、我々基礎自治体が多文化共生、ハッピーな図を描いていても労働条件そのものがこのままであれば、私は続けていけないんじゃないかと思えます。今、日本に来る外国人、これはもう日本よりも極めて給与が低い、所得水準が低い、そういった国にしかもう来なくなってくるんじゃないか。BRICsさえも来なくなってくるということは、やはりこの技能実習生1号、2号、これの在り方っていうものをそもそも考え直して、もう少し多くの国々の方々が喜んで来てくれる制度というものを考え直す必要があるのではないかと。

最後、3点目でありましてけれども、恥ずかしいことなんですが、岡山県で今月、ベトナム人殴打事件というのが起きました。これはもう建設会社の日本人の社員がベトナム人を殴り倒した、この動画がSNSでも流れていますけれども、この定期検査をやっているんですけども、これもっと抜き打ち検査とかにして緊張感を持たせて、やはり厳罰に処するぐらいなことをやっていかなければ、彼らをもう共生社会なんて言えっこないというふう

に思ってます。私からは以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

片岡市長、どうもありがとうございます。時間内で取組などよりもっと国に対して今こそ言うべきことということで3点、非常に重要な問題提起いただいたかと思います。

では、これで市長サイドからのお話を終わりましたので、続いて、関係省庁の皆様から、お一人、一つの省庁から5分以内でお話しいただきたいんですが、今、法務省、特に入管庁は、総合調整の立場にありますので、まず、入管庁の方からお伺いしたいと思うんですが、まずは、どうしますかね、田平課長から、先ほどの一元的相談窓口に関して中心にコメントをいただいてもよろしいですか。その後、あれですかね、特定技能、技能実習制度の話などは、これは木村外国人施策推進室長からお答えいただいてもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長 田平 浩二

よろしくお願いします。入管庁の在留支援課長の田平でございます。

総社市長、先日の全国市長会の中でもご指摘いただきましてありがとうございます。そちらの話は、後で推進室の方からということになるかと思いますが、私の方からは、省庁を挙げての多言語での情報提供と交付金、この2点についてお話をさせていただきたいと思います。

ご承知かと思いますが、多言語対応につきましては、出入国在留管理庁のホームページにおいて、日本語をはじめ14の言語で多言語での情報発信を進めているところでございます。この中で日本語の中では、やさしい日本語を活用した情報提供も進めているところでありまして、実際やさしい日本語の情報発信については、今も、本日のコーディネーターの山脇先生にも参画いただいて、どういう形で活用を促進するかについて現在検討をしているところでございます。また、先ほどのホームページにつきましては、各省庁から、できるだけ古い情報が載っていないようにということで、2か月に1度ぐらい更新のご案内をさしあげて、それで情報をいただきながら、新しい情報を載せるように努力をしているところでございます。引き続き、これについても、できる限り多くの言語での対応ができるように各省庁と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、交付金についてでございます。交付金につきましては、普段からいろいろなご要望をいただいているところであります。その中で、もうご承知のとおり、地方公共団体が運営する一元的相談窓口においては非常に重要な役割を果たしていただいていると思いますので、財政状況がなかなか厳しくはありますが、国全体として、引き続きこの地方公共団体の取組を支援できるように財政当局とも相談しながら、外国人受入環境整備交付金の予算確保に努めていきたいと考えております。私のほうからは以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

では、続いて、近江課長、いかがでしょうか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

よろしく願いいたします。

総社市長様からのご質問に答えたいと思います。

まず、特定技能制度、成功しているかというところでございますが、特定技能が始まってからもうすぐ3年になりますが、施行してから9か月程度でコロナという状況になりましたので最初想定していた状況とは若干違う状況になったとは思っております。

特定技能は、昨年、9月で4万5,000人程度おられまして、大体月3,000人ぐらい増加しておりますけれども、主に、市長おっしゃるように国内の留学生からの変更、あと、技能実習生からの変更というのがメインになっておりまして、技能実習生ルートが8割ぐらいになっているという状況です。ですから、この状態が悪い訳ではなく、制度上技能実習生からも上がれますし、試験ルートの方々からも入っていただけるように設計しているものであります。ご承知のとおり、特定技能につきましては、入管法の附則で2年後見直しがかけておりまして、法務大臣も今年1月14日に勉強会を開いて、特定技能や技能実習、両制度の見直しの検討をしていきたいということをおっしゃいましたので、虚心坦懐にということをおっしゃいましたので、そういう方向で、変えるところは変えるというふうに検討していく形になろうかと思っております。

あと、岡山の事件につきまして、私、直接今すぐデータとかを持っているわけではございませんけれども、まさに共生社会の実現という観点から、このような技能実習生に対して、実習実施者が暴行や暴言を繰り返すということは、こういう行為は決してあってはならないということで、我々のほうもしっかり対応していきたいと、厚生労働省と連携をして制度の適正な運営のためにしっかりやっていきたいというふうに思っております。簡単ですが、以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。多分、片岡市長、言い分がさらにお持ちかと思えますけど、ちょっと一旦進んでもよろしいですか。ありがとうございます。

では、それでは、続いて、総務省、上坊参事官、いらっしゃいますか、上坊さん。

○総務省自治行政局参事官 上坊 勝則

総務省国際室の上坊でございます。本日は発言させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

本日色々と各市の取組を聞かせていただきまして、非常に勉強になりました。その中でも、相談や情報提供の在り方については非常に大事だと思っております。特に、今般のコロナ対応におきましては、先ほど紹介がありました、公衆衛生上の注意、ワクチン接種、

各種支援体制の整備、また、メンタル面を含めた様々な支援施策がなされております。まさに、これについては、先ほど末松市長からもお話いただきましたとおり、地域の住民に向き合った市町村、すなわち住民に最も身近かつ総合的な行政主体である市町村の取組が非常に重要であると思われるところでございます。

この点、当方としては、多文化共生・外国人住民施策については、外国人対応という共通の基盤がある一方、地域によって極めて違った課題等があるものと認識しております。すなわち、外国人住民の出身国や就労形態の違い、また、在住年数の違いによっても地域による特色が出てくると思いますので、そのような中で先進的な取組を見ながら、それを自らの地域に当てはめたらどうなるのかという、まさに横展開という考え方が大事だと思っており、我々はそれをつなぐお手伝いをさせていただいております。

それに関して、当方で取り組んでいる施策の一つに、全国6ブロックで開催している多文化共生地域会議がございます。今現在も同時並行で、九州・沖縄ブロックの多文化共生地域会議が開催されており、都道府県、政令指定都市、市町村、さらに地域国際化協会等が集まってそれぞれの取組を紹介し合う場を設けております。

また、多文化共生アドバイザー制度にも取り組んでおります。こちらは、本日お集まりの自治体の方々からも多く登録いただいているところでございますけれども、先端的な取組をなされている自治体の担当部署または職員の方に多文化共生アドバイザーとして登録いただき、その先端的な取組を紹介いただくという制度でございます。

さらに、当方で山脇先生のご指導もいただきながら、昨年8月に多文化共生事例集を4年ぶりに改訂し、提供させていただいております。こちらは、昨年の春から夏にかけて取り組んだものでございますので、コロナ対応については途中ではありますが、先進的な取組を盛り込んでおります。

そのほか、総社市の方からもご支援をいただきながら、災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修を実施するなど、総社市で取り組まれている防災分野における外国人住民対応の成果や、各市から提供されたノウハウを全国に展開するお手伝いをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

では、続いて、文部科学省さんに移りたいと思いますが、国際課の小林課長、よろしいですか。外国人学校の件が出たかと思いますが。

○文部科学省大臣官房国際課長 小林 万里子

はい。それでは、資料については、後ほど、お手元の資料をご覧くださいと思います。

私どものほうは、ご案内のとおり、生活者としての外国人の方々に対する日本語の教育の推進ということと、学校で外国人の児童生徒に対する教育の充実という、大きな2つの柱で事業を展開させていただいております。幾つか新しい事業もございますので、資料は、

また後ほどご覧いただければと思います。

また、先ほど、上田市の土屋市長からも、新型コロナウイルスを契機としてというお話、それから岐阜県でのクラスターのご紹介もありましたけれども、私たちもまさに新型コロナウイルスを契機といたしまして、外国人のお子さんでいわゆる日本の学校ではなくて、外国人学校に通っていらっしゃるお子さんの健康の確保が大変大事であるということに今回着目いたしまして、令和3年6月、有識者会議を開催させていただき、外国人学校の保健衛生の確保に向けた課題の整理を行いました。今ご覧いただいているのが、昨年12月にまとめた最終取りまとめのポイントでございますけれども、こちらでは、いろいろなことについてご指摘ございました。例えば、先ほどお話ございましたけれども、子どもをまず把握できていないというところの課題ですとか、あるいは実際に正規の学校ではないということで、先ほど土屋市長のほうからお話ございましたけれども、そういう中でどういったことが外国人学校で実際に対策として取り組んでいただけるのか、文化も違いますし、制度上の義務もない中でどういった配慮が必要かというような話も出ました。

また、支援する際の体制の課題として、特にお子さんたちが広域的に通っているため、一つの市だけではなかなか難しいというようなご指摘もございました。その中で、資料の下段、特に速やかに対応すべき課題といたしまして、適切な情報発信、こちらは末松市長のほうからも情報発信の仕方の工夫というようなご指摘もございましたけれども、国のほうで一元的に発信できる多言語のプラットフォームや相談機能を持った窓口、また、そういうところでノウハウの蓄積に取り組んでいくべきというご指摘いただきました。

また、もう少し中長期的に取り組む課題としては、例えば外国人学校の保健衛生の確保に向けたガイドライン等を作ったらどうかと。ただ、その場合、どのぐらいのガイドラインにするのかをこれから検討していくべきではないかということですか、実際そういうことをやっていくに当たって先進的な取組を行っている自治体において、NPOや医師会などと連携しているような事例を基に、例えば健康診断を一緒にやっていくようなご提案など様々ないただきました。

次のページですけれども、この有識者会議のご報告に基づきまして、新しい事業を2つ予定しております。ここがまさに今日ご出席いただいております自治体の皆様にもぜひご協力をいただきたいと思いますものがございますが、一つは、先ほど、国が一元的に取り組むと申し上げました、外国人学校プラットフォーム事業でございまして、ここでは、民間団体に委託して一元的に情報発信をしたり、相談をお受けしたりということを行っていきたいと思っております。もちろん多言語や、やさしい日本語での発信にも取り組んでいきます。

もう一つは、右側でございます、調査研究事業でございますが、ぜひこういっただけ先進的に取り組んでいらっしゃる自治体と一緒にあって、よい事例、どういったことにチャレンジしていけるのか、というモデルケースをつくっていききたいという事業でございます。そういったことを取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひ一緒に連携させていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。

続いて、文部科学省の国際教育課の石田課長、あるいは文化庁の国語課、圓入課長、お願いできればと思いますが、ご準備よろしいでしょうか。

○文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕

まず、各市長様からの発表、本当にありがとうございました。私、大変勉強になりました。

その中で、私どもの担当といたしましては、一つは、上田市の土屋市長様のほうからご指摘のありました学齢簿の編製について、少し取組をご紹介させていただければと思います。

プレゼンテーションの中でもお示しをされておられましたけれども、令和2年7月に「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」というものが出されております。こちらの中で自治体が学齢簿の編製に当たり、全ての外国人の子どもについても一体的に就学状況を管理、把握するということが明示されたということがありまして、これが出発点になっております。これを踏まえまして、文部科学省のほうでも、事前にお配りしているスライドの4ページ目をご覧くださいと思うのですが、幾つか我々、事業をやっております、まさにこうした外国人のお子様の就学状況を把握すると、そして、学校へ行ってくださいという就学促進につなげるということについて補助事業を行っております。

資料の一番下に外国人の子供の就学促進支援事業というものを記載させていただいております。こちらで各自治体において実施する就学状況の調査でありますとか、各機関との連携、こういったものに活用していただくということが可能になっております。実際には、特に教育委員会のほうでは、なかなか外国につながるのある方が住まれている実態というのが分からないということもありまして、難しいというお話がございました。この事業を行う中で把握した自治体の先進事例をまとめて、事例集として公表をしておりますので参考にいただければと思います。これの次のページに幾つかポイントになるところをまとめさせていただきました。例えば学校ですね、日本の公立学校に来ないというお子さんの問題がなかなか把握できないというのがポイントだと思いますけれども、しかしながら、住民登録の窓口に大体お越しになっているというお話もございました。その機会を捉えて、日本の学校には行けますよというような紹介をしていただくということで学齢簿が作りやすくなったというようなお話などがございます。

こういった取組を各自治体で進めていただきやすくなるように、我々としてもしっかり支援をしていきたいと思っております。

それから、この学齢簿に関してはもう一つ、デジタルガバメントの動きとも連携をさせていっていただきたいということで、文部科学省においては、学齢簿システムの仕様書を令和3年8月に作成したところであります。この学齢簿の仕様書に外国人の子ども就学に関する事項を盛り込むことができるようにしておりますので、令和7年度末ま

でに自治体における住民基本台帳システムとの連携を行うということで、外国人の子ども
の就学状況、一体的な管理についてしっかりと考えていきたいと思っております。

それから、全体の話の中で、外国人の方に対する情報発信のお話がありました。これに
についてもお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうぞ。

○文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕

ありがとうございます。

資料では、最初のページに戻っていただければと思いますけれども、文部科学省でも、
こういった外国人児童生徒に対してきめ細やかに対応していかなければいけないというこ
とで、これも補助事業を準備しております。特に外国人児童生徒の心が分かる支援員の派
遣でありますとか、学校の文書を翻訳していただくといったことにも使えるような、こう
いった補助事業を準備しておりますので、これを活用いただきたいと思っております。そ
れから、その次のページですけれども、学校現場においては、行政文書よりももっと細か
な、日常の連絡でありますとか、運動会のような行事をやるといったときに、その行事を
いかに外国人の児童生徒の親御さんに理解してもらうかというような様々なニーズがある
と思います。こういったことを各自治体でよい取組やよい文書を作っておられる場合があ
りますので、文部科学省が作っている「かすたねっと」という情報検索サイトで同じよう
な状況にある学校文書なんかを検索して使っていただくことができるようにしております。
様々な課題ありますけれども、それをきちんと拾えるように、我が省としてもしっかりと
対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。

では、国語課、圓入課長、よろしいでしょうか。

○文化庁国語課長 圓入 由美

文化庁国語課の圓入でございます。今回様々なご要望をいただき、ありがとうございます。
皆様からご提言いただいたことで共通することといたしまして、情報弱者の方に必要
な情報が行き渡るような日本語教育の重要性、それから、日本語教育を様々な地域で行っ
ていただくための環境整備、持続的な環境整備についてお話をさせていただければと思
います。

まず、資料は、「生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進」というものを配
布しております。後ほどご覧いただければと思います。

私どもでは、中長期的に全国どこでも日本語学習にアクセスできる環境づくりを目指し
ております。そのために、地域の中での日本語教育、学習環境をつくるための体制づくり

を支援する取組をご支援させていただいているところです。

この「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」については、令和元年にスタートしたものでございます。これは日本語教育推進法を基に進めており、最初は17 団体様、令和3年には、42 団体の都道府県・政令市の皆様にお取り組みいただいています。こうした中、皆様から様々な課題をご提起いただいております。また、具体的な事例がこの3年間で増えてきましたので、事例報告書を各自治体の皆様にご協力いただきまして作成いたしました。来月末には全市町村様にお送りいたしますので、ご活用いただければと思います。こういった中でも、特に重要視されているのは、地域の日本語学習を支える指導者の方、支援者の方、コーディネートする方がそれぞれ活躍できるような環境整備が必要だということです。

そういった取組をしている自治体の皆様にぜひ支援を継続させていただきたいと考えており、各省の連携をさらに進められればと考えております。

先ほど、ご説明がありました「やさしい日本語」につきましても、この事業の中で研修をしていただく場合、支援を活用いただけます。また、現場レベルでの連携というものも意識しながら進めていただきたいと思っております。

それから、人材育成ということで私どもが一番重視しておりますのは、日本語教師の方々の質の維持、向上を目的とした、日本語教師の国家資格化でございます。現在、法制化の作業を進めております。今国会を視野に検討を行うということで、閣議決定でご指摘を受けましたので、鋭意進めております。ただし、もう少し関係機関との協議が必要であるというご指摘もいただいております、現在も鋭意検討しているところです。

日本語教師の国家資格化は、有識者会議でも様々なご意見いただいておりますが、教師が現場で指導をしていくために必要な知識、技能を修得する仕組みをつくるということになります。今日は資料でも提出しておりますイメージ図をご覧ください。そのイメージに従って検討しているところですが、将来的には、日本語教師を目指す方に、国家資格を取得いただき、日本語学校や、地域の日本語教室でも、指導者として活躍していただきたいと考えています。また、日本語教師が、「こういった知識、能力を持つ方である」ということを、社会的にも認知していただけるような仕組みを検討しています。また、中には、日本語学校と自治体が地域のニーズを踏まえた特別なカリキュラムをつくられた事例も出てきておりますので、いずれはそういったことも視野に今回の仕組みを検討していきたいと考えております。

また、情報の発信については、私どもは日本語教育という観点から、なるべく多くの方々にオンラインで遠隔教育の機会を得られるような取組を進めていきたいというふうに考えております。

資料でもお配りしている「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称；つなひろ）について、主として日本語教室がない市区町村にある空白地域に居住する外国人の皆様に対して日本語学習機会を提供することを目的として開発しているものでございます。アクセスのしやすいウェブサイトとなっており、内容は、生活に根差した日本語が学べるよう、買物、病院、行政の手続などの場面でよく使われる日本語の会話や文型を動画で紹介

介しているものとなります。また、昨年3月には10言語、12月に14言語に拡充し、内容や機能の充実を図ってまいりました。

こちらは200万件のアクセスがあり、全国で活用いただいております。こういったツールもご活用いただきながら、地域の中における日本語学習の環境整備を実現したいと考えております。ありがとうございました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。

では、省庁側から最後になるかと思いますが、厚労省外国人雇用対策課、吉田課長、いらっしゃいますでしょうか。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 吉田 暁郎

厚生労働省外国人雇用対策課の吉田でございます。日本語に限らず、情報発信ということとで、我々の考え方と取組をご説明できればと思います。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ちょっとあれですね、片岡市長から、技能実習制度の在り方、特定技能の在り方についてもお話ありましたので、多分、入管庁から異なった観点からアプローチされていると思いますが、よろしくお願いします。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 吉田 暁郎

分かりました。

まず、情報発信のほうですけれども、今回コロナ禍という特殊な状況でもあり、情報発信には厚労省として非常に力を入れたところでございます。私は今、外国人雇用対策課長でございますが、リーマンショックのときに、この課の課長補佐をやっております、そのときも非常に雇用情勢が厳しかったわけですが、その頃と比べて今回は、情報発信に力を入れたなというふうに思っております。まず、何が変わったかといいますと、使ってる言語の数が非常に増えてまいりました。また、アプローチの仕方としても、行政のほうからホームページに載せる、一方的に情報を流すということだけではなく、資料2ページにあるように、事業主団体から企業に多言語で情報を流していただきました。

さらに、今回コロナ禍で雇用に問題があった場合の支援は、当然ハローワークでやっておるわけですが、そうしたハローワークの紹介を地域のコミュニティーやそういうところで情報発信している媒体を使って、周知なり呼びかけをしてきたということもございます。なかなか不十分なところもありますし、タイムリーではないというところもありますけれども、情報発信を多言語でやるという取組については、我々非常に重要性を感じてやっておりますので、一步前進というふうに思っていただければ大変ありがたく思っております。

次に、総社市長のほうから問題提起のありました、特定技能、技能実習の問題でござい

ますが、技能実習の担当は別の者がおりまして、私は外国人雇用全般を見ている立場からコメントさせていただけたらと思います。

技能実習生の労働条件、また、外国人の労働条件含めまして、2つフェーズがあると思います。一つは、最低の労働基準という労働基準法なり最低賃金法に定められているもので、日本人も外国人も当然この水準をクリアしていただくというラインが一個ございます。

我々としては、さらにその上に、雇用管理ということで、賃金や労働条件だけではなく、よい職場なのかということがこれから問われてくるのではないかと考えております。これから外国の方が日本で働きたいと思えるような職場環境というのは、当然最低労働条件だけでは満足されないわけでありまして、よりよい処遇、あるいはよりよい職場が大事ではないかということで、ガイドラインではございますが、特定技能制度ができたときに、そうした指針を改定しました。

あと、労働基準監督署が指導に入ってくるという認識を持たれていると思います。また、技能実習は、実習機構というのがございまして、技能実習に対しても非常に厳格に指導をしているところでございますが、最低限クリアすべきより上のフェーズは、監督署や実習機構のラインとはまた別にハローワークの系統でもやっております。これは非常にソフトな手法でございますが、助言とか、もし困っていればご相談に応じるコンサルテーションとか、そういう言わば、硬軟両方のアプローチで少しでも日本の職場が外国人の方にとって魅力的となることが、これから日本に来たいなという方を増やすことにつながると考えて、少しずつでもやっておるということをこの場を借りてご紹介したいと思います。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございます。

ちょっと予定より若干オーバーして、もうあと残り 15 分ぐらいの時間なんですけど、せっかくの機会なので、さらに討論を続けていきたいと思うんですが、市長の皆さん、先ほど大体お一人2つぐらい問題提起というか、質問されたと思うんですが、今の省庁サイドからのご回答に関して、ちょっとさらに突っ込んで聞いてみたい、あるいはさらにちょっと反論したいとか、何かもしご意見あれば、ぜひ伺っていただきたいんですが、どなたからいきますか。

じゃあ、どうぞ、末松市長。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

ありがとうございます。

反論はございません。ただ、先ほど文科省さん、それから厚生労働省さん、あるいは総務省さんからも情報発信の仕方のお話について、ご回答いただきました。

いろいろな補助金やそういった仕組みを自治体側が選んで使うということは、平常時では大変役に立つかと思うのですが、今回のコロナの対応のような非常時になりますと、どの文書をどういうふうな状況で選んでお送りをしたらいいのかとか、どういうところが、

さて外国の市民の皆様方に伝わるのかというところが、こちらも同じく日本人対応をしておりますので、非常に難しい点がございました。

先ほどちょっと呼びかけさせていただいたところは、できれば同じようなもの、こういうものを一斉に発信をしろというような、強いそういうような指導をいただけると、日本語文書、多言語文書の同時発信が可能だというふうに思いますので、そういったタイムラグがなくなることによって、感染拡大の波というものも多分、随分緩やかになっていくのではないかと思います。日本人と外国人が同時に同じ情報を知るということが非常に大事だというふうに思っておりますので、その点をぜひお願いをしたいというふうに思います。

あわせて、保健所がかなりバンクをいたしました。こちらの状況の中で、通訳の数が非常に少ないという問題がございました。私ども学校現場の通訳の皆様方を保健所に派遣させていただいて、学校現場と同様のような形の中で感染者の対応をしてみたいと思います。こういうような広域で派遣が可能な通訳に係る人材バンクというものもぜひ創設をお願いができれば、こういった非常時には助かるというのが基礎自治体の声でありますので、ぜひその点をお願いしたいと思います。以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。情報発信に関してですね、先ほども末松市長から、日本語と多言語の発信、国の施策に関しては、各省庁においてきちんと多言語にすべきことは多言語にして発信してほしいというお話あったかと思います。これは相当以前から、集住都市会議が国側に投げかけてきたところで、確かに以前に比べれば、国の取組の多言語化って物すごく進んではいると思うんですが、一方で、やさしい日本語を使うとき、それから多言語で発信をするとき、どうやってその情報を外国人に届けるかっていうのは、非常に大きな課題だと思います。この点に関して、省庁、入管庁さんが一番あれですかね。各省庁の多言語化の取組に関して、もしコメントいただければいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長 田平 浩二

入管庁在留支援課の田平でございます。

多言語化につきましては、基本的には、専門的な内容も含まれると思いますので、各省庁でご対応いただいていると思っておりますが、我々入管庁としても、可能な限り多言語でお願いをしますということを引き続き申し上げていきたいと考えているところです。

それから、今山脇コーディネーターからいただいた話とは少し違いますが、市長からお話いただきました広域の通訳バンクの話もございました。少数言語については、なかなか各地域では人材の確保が難しいという実情もあるということについては認識をしております。これにつきましては、総合的対応策の中でも、国における通訳支援を検討していくことが載っておりますので、広域の通訳バンクというような形で行うのがいいのかどうかということもございしますが、現在一部の地方公共団体の行政窓口で電話通訳による通訳支援の試行を実施しているところでございます。この今年度の試行状況も参考にしながら、

どういう形で通訳支援というものを行っていくのかというところについて、在り方を検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございます。

それでは、ほかの市長さん、いかがですか。手が挙がりましたね。

上田市長、土屋市長、お願いします。

○長野県上田市長 土屋 陽一

外国人学校へ通う子どもたちの学齢簿の件ですが、各種学校に通う子どもたちについては、都道府県には人数だけが報告されていると聞いてます。この人数に加えて、子どもの氏名や住所が記載されている名簿も提出し、都道府県はこの提出された名簿を整理して、速やかに各市町村にお送りいただくということが大事だと思ってます。2025 年までにというお話も出ておりますけども、できるだけ早くこの辺は速やかに進めていっていただきたいと思ってますので、ご回答をいただきたいです。

それともう一つ、小中学校生においては1人1台のタブレット端末を貸与されていますが、そういう中で外国人世帯のインターネット環境ですね、これに対する国の支援等もお願いします。この2点をお願いします。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。教育関係で2つご質問ありました。一つは、先ほどの市長のご提言の中でもかなり具体的な案が提案されてたと思うんですが、外国人学校の子どもたちの学齢簿による把握という件に関して、それから、あと、今、全国の子どもたちにタブレットが普及されてますけど、外国人家庭の場合には、それを活用するためのインターネット環境が重要だということで、そこへの支援ということでご質問がありました。

これ、文科省さんから、よろしいですか。

○文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕

よろしいでしょうか、文部科学省の国際教育課でございます。

改めて、土屋市長、ありがとうございます。私どもも学齢簿の実際の事務、これは自治体においてなされているということですので、必ずしも詳しい情報について把握ができていないところもあると思います。今、具体的に県にある学齢簿を市町村の情報に移していくというようなお話をいただきましたけれども、こういったことができるかどうかも含めて、少し検討させていただいて、それが、ワークする、モデルになるということであれば、各自治体に周知をするということもあろうかと思えます。考え方としては、やはり住民登録をされている、その自治体がまずは外国につながるのある児童生徒等についての情報を把握し、その情報が教育委員会のほうにもきちんとつながると、こういったことを進めることによってしっかりとした学齢簿ができていくのではないかと、こういうことを考えて

おります。いずれにいたしましても、ご提案を踏まえて、我々も一步前に進めるように努力していきたいと考えております。

もう一つ、よろしいでしょうか。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうぞ続けてください。

○文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕

I C Tを活用しての教育ということでございます。それも本当にありがとうございます。

文部科学省といたしましては、G I G Aスクール構想ということで1人1台端末、学校のほうでしっかりできるようにということでやっております。就学をそもそもしてないお子さんに対しては、こういったことができないわけでございますけれども、しかしながら学校に皆様来ていただくということ、今進めている取組ができるようになれば、このI C T端末を使って質の高い教育を行うということにつながると思いますので、そういうところをしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

土屋市長、よろしいですか。

○長野県上田市長 土屋 陽一

住民登録を各自治体で行っていますが、どこの学校というところまではなかなか分からないんですね。各種学校となってしまうとなおさらです。国の指導によって名簿を整理することが必要なのかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

すみません、もう一度手短にお願いします。

○文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕

すみません、ちょっと市長のご提案を私、勘違いしていたかと思います。今お話で理解いたしましたので、それに基づいて対応ができるように考えていきたいと思っております。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

よろしいですか。

○長野県上田市長 土屋 陽一

はい、ありがとうございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

では、あと、お二人、市長さんのご発言がないんですが、どちらかから。
じゃあ、亀山市さん、櫻井市長、どうぞ。

○三重県亀山市長 櫻井 義之

先ほど文化庁さんのほうからも日本語教師の国家資格につきまして、この通常国会に法案を準備いただいているとお伺いして、大変力強く思っております。ありがとうございます。どうぞ今後の展開に期待をいたしておりますし、今国会での審議、それから成立をその後に、ぜひ資格を持たれた皆さんが地方自治体で配置ができるような環境についても、引き続いての支援をご検討いただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

先ほどの日本語教師の国家資格に関して、圓入課長から、今国会への提出、検討されているというお話だったんですが、集住都市会議としては、ぜひその法案を成立させてほしいし、法案が、法律ができたら、その次の段階として、そうした日本語教師、国家資格を持った教師が実際に各地域に配置されるようにお願ひしたいということだったんですが、その点、圓入課長、いかがでしょうか。

○文化庁国語課長 圓入 由美

コメントいただいて、大変私どもとしては励みになります。先ほどご説明した内容を補足いたしますと、今国会に出せるかの判断にはもう少し時間がかかりそうな状況です。先ほど申し上げましたように、関係機関との協議がもう少し必要ということですので、数か月経ちましたら分かると思います。私どもとしては、今国会でなくても、次も目指しております。来年度の予算におきましては、もう少し詳しい国家資格化の検討が必要だと考えており、政省令に書かれていく事項の検討のための有識者会議も立ち上げる予定としております。さらなる具体的な仕組みを検討するに当たりまして、今後もお意見を頂戴したいと考えておりますし、資格を取得された先生方がどのように活躍され、地域の中でどのような形で配置されていくかということもご議論いただけると期待しておりますので、引き続き、私どもの検討状況をご注視いただきたいと思ひています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

末松市長、これはこの法制化、集住都市会議としてもプッシュ、強く応援するというか、文化庁をサポートしたほうがよさそうですね、いかがですか。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

ありがとうございます。
ぜひ、やはり根拠法になるところっていうものが、私たちもずっと思ひておまして、

この多文化共生社会基本法、私たち、仮称でそういうふうに言っておりますけれども、そういうような形の中で応援してまいりたいと思っておりますし、私たちも悲願でもありますので、ぜひ中でのお願いをしたいと思っております。会議としてもしっかりと連携してまいりたいと思っております。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。

片岡市長、お待たせいたしました。どうぞ。

○岡山県総社市長 片岡 聡一

特定技能1号、2号については、外国人との多文化共生、成熟社会を目指していく上で、これは切り札になってくるんで、実習生からスライドばっかし増えてくるんだったら、やっぱりマイナーチェンジするとか、よく考えてもらいたいと。

もう一つ、我が総社市は、ブラジル人、中国人、ベトナム人、通訳3人入れてるんですけど、特にブラジル人の相談業務は、岡山県総社市、我々ですけれども、四国、九州、中国一円からブラジルの方が総社市に相談に来るんですよ。これは年金であるとか、確定申告であったりとか、病気のこととか、やっぱりちょっと基礎自治体によって多文化共生事業の格差ありありなんで、こういう集住都市会議のメンバーばっかしではなくて、それに外れる部分というのを国としてもうちちょっとウオッチするということをやっていただくほうがいいかなと思いますね。我々も協力することは惜しみません。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

今2つご指摘あったかと思います。一つは、特定技能制度の在り方に関して、しっかりやってほしいというお話だったんですが、これ、よかったら、政策課長、入管庁の近江課長からもう一回コメントいただきたいのと、あと、それから、いわゆる多文化共生に先進的に取り組んでいない自治体がまだまだあるというところで、そこに向けたサポートということですね。これ、櫻井市長から、やっぱり一元的相談窓口がまだ受けてないようなところにも広げてほしいというお話もあったと思うんですが、今後、そういったまだ取組が進んでない自治体へのサポートということで、これ、在留支援課の田平課長、それから、あと、総務省の上坊参事官からも一言ずつコメントいただきたいと思います。これで最後になります。お願いします。

どうぞ、じゃあ、近江課長。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

入管庁政策課長の近江です。片岡市長、どうもありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、特定技能の導入と制度をつくるときに、入管庁に対して受入れ環境をしっかり整備していくようにということで、我々、総合調整機能をいただいて、

今までやっております。2号については1号のように上限がなく許可をされていれば在留が継続するものですから、今後どのように環境整備をしていくのか、まさに我々が力を試される資格だと思っておりますので、また集住都市会議のご意見を伺いながら、しっかり制度の運用と、あと、共生を忘れない、しっかり一緒にやっていきたいと思っておりますので、またご指導、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。田平課長、いかがですか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長 田平 浩二

ご意見ありがとうございます。

我々、入管庁としてみれば、在留支援に取り組み始めてまだ3年でございます。そういう意味でいうと、集住都市会議の皆様方のようないろいろな先進の自治体の皆さまからいろいろな意見や経験を教えていただきながら、それをいかにこれから取り組む自治体の皆さまにお伝えするかというのが我々の役割の一つであると思っております。ただ、先進自治体の取組をいきなりこれから取組もうとしている自治体にお伝えしても、なかなか伝わりにくいというところがあるかと思っておりますので、情報を選択しながら新しく取り組む自治体にお伝えするという形で取り組むことが非常に重要と思っております。そういう形で進めないと、いきなり先進的な取組をご案内したところで、なかなかご理解はいただけないと思っておりますので、いただいた情報をいかにお伝えするかというところを考えながら、これからも取り組んでいきたいと思っております。また本日も含めて、いろいろな貴重な機会にご意見いただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

それでは、総務省の上坊参事官からも一言いただきたいと思っております。特に自治体支援ということでは、今、入管庁と総務省と、それぞれが取り組んでいると思うんですが、その両者間の連携のことも含めて、お話しいただきたいと思っております。

○総務省自治行政局参事官 上坊 勝則

ありがとうございます。

まさに、先ほどのお話にもありましたとおり、各自治体の取組の一つのキーとして、一元的相談窓口が触れられておりますが、国費につきましては、入管庁にご用意いただいているところ、地方負担分につきましては、総務省が地方財政措置の形で支援しております。また、それ以外にも、通訳、翻訳に係る経費につきましては、市町村分について地方財政措置を設けていますので、そのような形で色々下支えさせていただきたいと思っておりますし、やはり各地域においてお話しいただくのが大事だと思います。当然、総社市で色々なご相

談を域外からお受けいただいているというのは非常にありがたく思うところでございますけれども、相談する個々人の側からしても、地域が違えば事情も違い、その背景事情から説明するのが大変だということがありますので、やはり各地域でお話を聞いていただけるような体制が大変大事だと思います。我々としましても、入管庁とも調整しつつ、先進事例や取組事例を紹介しながら、色々と働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

それでは、残念ながら、第1セッションの終わり時間、近づいてまいりましたので、最後に、ご登壇いただいた4つの市長さんからまとめのコメントをお一人 30 秒ぐらいずつで、短くて申し訳ないんですが、お伺いしたいと思いますが、順番にまたよろしいでしょうか。

まず、じゃあ、市長からいかがでしょう。土屋市長、聞こえますか。

○長野県上田市長 土屋 陽一

今日はありがとうございました。特に学齢簿のことですね、また国のほうでもよろしくご指導お願いします。今日はありがとうございました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

続いて、末松市長、お願いします。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

本日はどうもありがとうございました。大変省庁の皆様方に現場の意見も聞いていただきまして、しっかりまた連携して対策をしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

続いて、櫻井市長、お願いいたします。

○三重県亀山市長 櫻井 義之

本日は誠にありがとうございました。私どもも、これからも頑張っていきたいと思いますので、省庁の皆様には、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

最後に、総社市、片岡市長、お願いします。

○岡山県総社市長 片岡 聡一

3年前の入管法から、我々基礎自治体も多文化共生の新たなステージを迎えたということだと思います。我々は外国人労働者と言ってますが、私は移民という捉え方をどうやってこれからやっていくのか。今日、国の役人の方々、その移民という観点からも新しい共生社会というものを考えていただきたいと思います。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。

それでは、最後に、コーディネーターとして簡単なまとめといいますか、コメントさせていただきますと思います。3点、申し上げます。

まず、第1に、今日の議論の中で、外国人住民への情報発信ということで話題になったかと思いますが、入管庁ができてから、あるいは総合的対応策が策定されてから、外国人への多言語での情報発信ということ、大変力が国において入ってきたかと思います。それまでは、集住都市会議がいろんな取組、先行していたわけなんですけれども、今それぞれの省庁において、厚労省さんからもお話ありましたが、以前に比べると相当多言語化が進んできたんじゃないかなと思います。そしてまた、入管庁と文化庁で、やさしい日本語のガイドラインも作って、今やさしい日本語の普及にも力を入れていらっしゃるかと思いますけれども、実は昨日、私、東京都の多文化共生コーディネーター研修というのに参加しまして、そこで、それは外国人への情報提供がやはりテーマで、特にワクチン接種に関する、あるいはコロナの情報発信ということで、一日研修があつて、厚労省の国際課の方からご報告をいただき、あと、東京都の取組伺ったんですが、その議論の中で、やはり今いろんな多言語化進んでいる、あるいはやさしい日本語もしているけれども、どういうときに例えば英語でやるのか、あるいはどういうときに多言語にするのか、あるいはどういうときにやさしい日本語を使うのか、それが例えば厚労省の中でもそれぞれの部署によってばらばらに判断がされているのではないかという、そんな議論がありました。これ、自治体では多言語化に関して一定のガイドラインを持っているところがあるんですけれども、国においても、これだけお金をかけて多言語化を進める以上、やはりどういった基準で多言語化を進めるのか、あるいはやさしい日本語と併用するのか、そういった基準づくり、実は入管庁の有識者会議の意見書の中にもそういった文言が入っていますし、これはやっぱり今後必要になるんじゃないかなと私は思いました。

それから、今日の会議の副題の中にも日本語教育の推進体制ということが入ってまして、日本語教育の推進ということは集住都市会議にとっても大きな関心事だったと思うんですけれども、そうした中で、本日の会議の中で、日本語教師の国家資格に関する、の法制化という具体的なお話もあり、あと、先ほどの有識者会議の中でもこの日本語教育の推進ということが一つの目玉に実はなっていたと思うんですけれども、これ、多分、次の第2セッションでもこの日本語教育のテーマが出てくるとは思うんですけれども、まさに今多文化共生社会づくりを進める上で、日本語教育推進法もできた今、これを実際にどうやって機能させるのかということは大きなテーマに今なっているというふうに感じました。

3 番目に、今日、片岡市長から問題提起ありましたけれども、特定技能、特に特定技能 2 号ですね、これは去年の 11 月ぐらいですか、日経新聞で 1 面トップで大きな記事にも出ましたけれども、この 2 号が導入されると、実際に家族の呼出しも可能になり、先ほど片岡市長、移民という言葉をお使いになったんですけれども、まさに多文化共生の第 2 ステージが今始まろうとしているわけで、これまで外国人集住都市会議では、受け入れた外国人の生活環境の整備についてはいろいろ議論をしてきたんですけれども、この新たな受入れの部分というのは、これまではほとんど触れてこなかったと思うんですね。でも、今や、やはりその部分も考えずに、実際に受け入れた外国人の生活支援の問題を議論することは難しい段階に来ているということで、市長のご発言ですね、象徴的なものだったかなというふうに思いました。

では、以上をもちまして第 1 セッションを終了したいと思います。ご登壇いただいた皆様、どうもありがとうございました。

セッション2

「外国人が地域において多様に活躍していくために」



※YouTubeLive 配信映像

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

静岡県浜松市長 鈴木 康友
三重県津市長 前葉 泰幸
三重県四日市市長 森 智広

【省庁関係者】

総務省自治行政局 参事官 上坊 勝則
出入国在留管理庁政策課 課長 近江 愛子
出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 課長 田平 浩二
文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕
文化庁 文化戦略官 石田 徹
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 課長 吉田 暁郎

【コーディネーター】

明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ただいま改めてご紹介いただきました山脇です。今日は、もともと我々、登壇者みんな、鈴鹿市に集まる予定だったんですけども、完全オンラインになりまして、しかも、私は大学ではZ o o mを使ってるんですけど、今回はW e b e xを使って、さらに YouTube で配信するというので、実は私、今パソコン2台、それからタブレット2台で、全部で4台立ち上げて、資料を見ながら、進行台本を見ながら、YouTube 画面を見ながら、そして W e b e x の画面を見つつ、さらにスマホで皆様の発言時間を計りながらやっております。皆さん、ちゃんと発言のときのパワポってご覧になってますかね。大丈夫ですかね。W e b e x の画面で、グリット画面とレイアウトの設定でグリットにすると、もうちっちゃくしか映らないんですけども、重ねて表示というのをするとパワポの画面も大きくなります。

それでは、第2セッション入っていききたいと思うんですが、こちらの第2セッションのテーマは、外国人が地域において多様に活躍していくためにです。第1セッションが生活支援とすれば、こちらは、言わば活躍支援がテーマで、外国人が地域の担い手として、外国人に地域の担い手として活躍してもらうための環境整備、環境づくりということがテーマになっています。これ、私は多文化共生 2.0 ですね、バージョンアップした多文化共生というふうに呼んでおります。

まず、各都市における現状と課題、そして、課題解決のための取組等について、外国人集住都市会議の3つの都市を代表して、お一人6分以内でご発表をいただきたいと思います。

初めに、浜松市、鈴木市長、お願いいたします。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

よろしくお願いします。浜松市長の鈴木康友でございます。

時間もございませんので、いきなり3ページ目に移ってください。これは浜松市の多文化共生都市ビジョンというもので、私たちの多文化共生施策の指針となるものでございます。これは2013年に策定、そして2018年に改定をいたしまして、現在、第2次の計画期間中でございます。協働、創造、安心という3つの施策体系の柱をつくりまして、重点施策として多様性を生かしたまちづくりというものを掲げてます。特徴的には、これまで子供たちの教育の問題だとか、社会保障の問題だとか、いろいろ課題解決型の多文化共生に取り組んできたわけですけども、そういうものだけではなくて、外国人市民の持つ能力や文化的多様性を都市の活力として積極的に捉えていこうというのが特徴となっております。

今年度からスタートした事業をご紹介したいと思います。一つは、外国人材活躍促進事業というものでございまして、既に実施をしている取組に加えまして、昨年10月から新たに外国人材活躍宣言事業所認定事業というものと、外国人材等日本語学習支援事業、この2つをスタートさせました。外国人材活躍宣言事業所認定事業は、外国人材の活躍推進に積極的に取り組む事業所を認定して、我々がこれを公表して、地域でそうした事業所が

増えていくことを狙っているものでございます。認定を受けますと、市の発注業務で優遇措置を受けられるという特典などもございます。もう一つは、外国人材等日本語学習支援事業でございまして、最近、留学生などの高度人材を受け入れていこうという機運がありまして、そうした外国人材の日本語能力のアップのために日本語能力試験N2以上の認定取得に要する経費を負担する事業者に対して、私たちも支援していくというものでございます。

また、これはちょっと面白いんですけども、民間事業者が主体的に取り組んでいるものでございまして、実は浜松の経済同友会が高度外国人材の雇用と就労促進について研究をずっと続けてこられました。なかなか日本人の高度人材が集まらないので留学生などをどんどん活用していきたいということで、それでは、その研究をするだけじゃなくて、皆さん、やってみたらということで提案をしたところ、2020年11月に浜松外国人材定着サポート有限責任事業組合、これはLLPという有限責任事業組合で、実は私、国会議員のときにこの法律をつくった本人でして、これを提案いたしまして、経済同友会の皆さんを中心にこの組織ができました。ここはインターンシップの支援事業を行っておりまして、昨年ですけども、アジア圏の留学生9名が地元製造業の6社に内定するという、第1回の実績ができました。これを今、この組織がさらにこの地域に広げていきたいということで取り組んでいるものでございます。

もう一つはインターカルチュラル・シティ推進事業でございまして、2017年に私どもの多文化共生の取組が欧州評議会に大変評価されまして、このインターカルチュラル・シティのネットワークに入らないかという強いお誘いをいただきました。これは、欧州の都市を中心に約150の自治体に参加しておりまして、このネットワークの一つの方針は、移民とか外国人を脅威として捉えるのではなくて、そういう人たちの持つ能力、多様性をいかにその都市の活力、あるいは発展に生かしていくかという非常にポジティブな考えの下に集まっているところでございまして、我々はアジアで初めてこのネットワークに加盟をいたしました。これまでの課題解決型の多文化共生から、価値創造型の多文化共生都市へ脱皮していこうというのが今浜松が取り組んでいる取組でございます。

最後ですね。国へのご提言ということでございますけども、まずは、日本語教育に関する事業所の責務を明確化してもらい、いろいろな財政支援をお願いしたいと。それから、外国人の子供の就学義務がないものですから、やっぱりこれは早く就学義務を義務づけて、しっかりと不就学を生まない仕組みと体制をつくらなければいけないというふうに思います。また、外国人の子供たちのキャリア支援の充実も必要だと。そういうものをしっかりやるための社会統合の基本法が必要だろうなど。これはいつもご提言申し上げておりますけども、最終的には、後ほどまた宣言の中でも出ると思いますけれども、省庁横断的な組織を内閣府に設置していただきたいと。こども家庭庁ができたり、デジタル庁ができたりしてるわけですから、この外国人政策についても、そうした省庁横断的な組織をつくっていただきたいという提言をして、私の発表とさせていただきます。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。

では、続いて、今、浜松市長から4つ、大きな問題提起、投げかけがあったかと思えますので、省庁皆さん、準備をお願いしたいと思います。

続きまして、三重県津市の前葉市長をお願いしたいと思います。ご準備よろしいでしょうか。お願いいたします。

○三重県津市長 前葉 泰幸

山脇先生、ありがとうございます。ご紹介いただきました津市長の前葉泰幸でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

では、早速パワーポイントをお願いいたします。1ページでございますが、私どもの外国人比率ですね、3.12%でございます。折れ線グラフでお分かりのように、世界的なファイナンシャルクライシス 2008 年以降、ずっと減ってきて、そして、東日本大震災の2年後からまた増え始めて、そして、コロナで減り始めていると、こういう状況でございます。

ブラジル、フィリピン、ベトナム、中国、韓国、ボリビアと、こういう順番でございます。

外国につながる児童生徒の数ですね。日本語教育の話をさせていただきたいので、その状況がこのような形でございまして、次第に増えていると、こういう状況でございます。

児童生徒を対象とした日本語教室でございますが、外国につながる子どもたちが3、4か月で最低限の日本語をマスターしていこうということで、初期日本語教室、きずなというのを開いております。学校生活に順応していくということに加えて、通常のコミュニケーションがしっかり取れるようにということで、教育委員会がこのような教室をご案内し、多くの方にご参加をいただいております。

このつむぎというのが昨年度からやってみたのですが、これは非常にうまくいっています。具体的には小学校に入る直前の子どもたちが幼稚園に来てもらって、そして、いわゆる日本の小学校ってこんな感じだよというのをガイダンスしながら、入学初期に使われる日本語のこともお話ししていこうというものでございまして、非常に好評でございます。特にご家族から、子どもたちにとって、いろんな意味で不安の解消ができたということで、大変ご好評いただいております。

さて、地域の日本語教室であります。こちらは、津市、ずっと外国人集住都市として力を入れてきたところでございまして、実際に外国人の方々と、こういう形で日曜日だとか、金曜日の夜だとか、土曜日だとかということでやっていることによって、先生方とのつながり、先生といっても、これ、地域でのボランティアスタッフであります。このボランティアスタッフとのつながりができて、外国人の津市におけるいわゆる生活を支えていると、こういう状況でございます。

津市国際交流協会は、この日本語教室を地域住民主体となって実施していることによって、結局は交流の場としての重要な役割を果たしているんですが、外国人の住民がいろいろな意味で孤立しないようにということで進めているわけでございます。

以上のように、地域としては、このような形で進めているんですが、企業としてどうかというところでございまして、この外国人集住都市の三重・岡山ブロックでアンケートをした結果をそちらにお示しをいたしました。外国人従業員に対する日本語教育、日本語研修を実施をするということについては、実施しているとお答えになったところが4分の1強ということでございまして、必ずしも十分な実施ができていないという状況にあります。

ところが、やりたい、日本語教育提供を希望しますかと聞くと、提供したいと思うという企業が3分の2になるんですね。その中身としては、したがって、企業さん側も日本語の教え方を知りたいとか、あるいは、日本語教師を雇用するために助成金を受けたいとか、コーディネーターを派遣していただきたいとか、非常に前向きな答えが返ってきております。

そこででございますが、関係省庁にお願いをしたいポイントであります。私どもとして、外国人への日本語教育の実施は就労の定着のためにも、雇用者側が行っていくべきということで、一緒に働く日本人の多文化共生、異文化コミュニケーションとしての教育もしたいということでございますので、四角いところですね、外国人労働者への日本語教育機会を提供する一方、日本人労働者側に対しても外国人とのコミュニケーション能力を高める、言わば、いわゆるやさしい日本語研修などを行うべきで、それを双方の取組に向けて国から大きく後押しをする、財政支援をいただけないだろうかというふうな呼びかけでございます。

最後のページでございますが、これは企業からのお答えで、なかなかやっぱり外国人が増えて、母国語での日常生活が不便がないのか、日本語能力のさらなる向上がなかなかできないということがございますので、外国人住民の日本語学習意欲を高めるインセンティブ制度、これを充実していただきたいということで、外国人住民が日本語を学ぶことのメリットを明確にしていっていただければというふうに思います。以上でございます。ありがとうございました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。

主に2点、投げかけ事項があったかと思しますので、省庁の皆さん、よろしくお願いいたします。

そして、3番目に、四日市市の森市長にもご発言いただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。ご準備よろしいでしょうか。

○三重県四日市市長 森 智広

よろしくお願いいたします。四日市市長の森でございます。

本市は、臨海部の石油化学コンビナート、内陸部の半導体産業など工業が集積している産業都市ということもあり、多くの外国人が居住しています。本市は、国が進めるバスタプロジェクトを含む中心市街地の再開発プロジェクトにも取り組んでおり、日本の活力を支える東海エリアにおける西の中核都市として地域を牽引していこうと頑張っている、元

気都市四日市を目指しています。

さて、本市の外国人の集住の状況ですが、本市には 65 か国、1 万 417 人の外国人市民の方が暮らしています。国籍別に見ると、ブラジルが 2,368 人と最も多く、ベトナム、中国がこれに続いております。新型コロナウイルスの感染症の影響もありまして、外国人市民の数は僅かに減少してきておるところではありますが、コロナの状況が改善されると、再び外国人市民は増加すると考えております。

本市における取組でございますが、平成 16 年に国際共生推進プラン、平成 22 年に多文化共生推進プランを作成しておりまして、多文化共生社会の実現に向けた様々な取組を行っているところです。外国人市民が多く居住している笹川地区では、住民に身近な場所で多文化共生を推進するため、多文化共生サロンという拠点施設を設けまして、日本語や日本の社会、文化について学習する多文化共生教室の開催のほか、ふれあい講座などを開催し、外国人市民と日本人市民との交流の機会を提供しております。サロンには多文化共生コーディネーターを配置し、戸別訪問等によりフェイス・トゥー・フェイスで、自治会加入や防災訓練などの地域活動への参加を促しております。

さて、外国人市民との共生を図っていく上で言葉の問題は避けては通れません。そこで、本市では、通訳、翻訳ができる職員の配置に加え、テレビ電話通訳サービス用のタブレット端末の配備、外国語版のごみガイドブックや母子手帳の作成など、様々な多言語対応に努めているところです。また、多文化共生サロンや国際交流センターにおいて、日本語教室を開催しているほか、ボランティアにより運営されている地域の日本語教室に対する支援を行うなどして、外国人市民が自立して生活していくために必要不可欠な日本語習得の促進に取り組んでおります。

また、共生を図る上では、外国人市民の生活の安定も重要な課題の一つとなっております。そのため、本市では、公共職業安定所をはじめとする関係機関などと連携して、外国人市民の就労支援に取り組んでいるところですが、ここでも就労の成否に大きく関わる日本語能力の向上が求められます。

これら外国人住民の日本語学習の重要性については、この外国人集住都市会議においても強く訴えてまいりました。このこともあり、令和元年 6 月に公布、施行された日本語教育推進法、令和 2 年 6 月に閣議決定された日本語教育推進法に基づく国の基本方針により、企業における日本語学習機会の提供などの支援が努力義務として明文化されました。しかしながら、企業における取組は十分に進んでいるとは言えないのが現状であると考えています。そこで、本市におきましては、今年度より文化庁の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金を活用させていただき、日本語学習支援体制づくり事業として、外国人雇用企業向け講演会の開催や、企業内モデル日本語教室の実施など、企業における日本語教育の取組の推進に重点を置いた施策を進めてきております。

さて、国へは、2 つ提言させていただきます。まず 1 つ目、企業における日本語教育への取組を推進していくためには、企業に対して、日本語教育推進法の周知を図った上で、外国人従業員及びその家族の日本語学習に取り組むことの重要性を理解してもらう必要があると考えます。加えて、雇用されている外国人は当該企業が所在する市や町だけではな

く、より広範囲に居住しております。よって、市町村や企業などと連携しながら、国や県が主体となって広域的な支援体制を構築する必要があると考えております。

さらには、外国人従業員への日本語教育に取り組む企業への財政的な支援についてもご検討いただきますようお願いを申し上げます。

次に2つ目ですが、企業や地域において、外国人を円滑に受け入れるためには、入国時に日本語教育や日本の生活習慣のガイダンスなどを実施できる体制を整備することも重要と考えます。そのため、国の主導により、地方公共団体、企業、日本語教育機関などと連携した日本語学習機会を提供する仕組みを早急に構築していただきますようお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

市長、どうもありがとうございました。

これで、3人の市長さんのご発言、問題提起が終了しました。ここから、関係省庁さんのご回答をいただきたいんですが、第1セッションでも申し上げましたけれども、資料のご説明自体は、既に用意して、皆さん、見ることでいいと思いますので、今の3人の市長さんから、浜松市長から主に4点ですかね。津、前葉市長から2点、それから、四日市の森市長からも2点、投げかけ事項あったと思うんですが、そちらに直接お答えいただく形でご発言いただきたいと思います。その際、そこに関連した資料ということであれば、もちろんご活用いただくのは構いません。全体的に日本語教育の話が多かったことと、あと、それから、あと、企業の役割への言及が多かったんじゃないかなと思います。

では、まず、政府の総合調整機能を担っていらっしゃる入管庁からのご回答いただきたいと思います。どなたからですかね。どうぞ、じゃあ、近江課長。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

政策課長の近江からまず説明させていただきます。

まず、浜松市長からいただきました基本法と財政措置の件でございます。恐らく市長様のご意見としては、強力に共生社会を推進していく上で、財政的な基盤を整備してほしいというご意見かと思っております。我々入管庁が今取り組んでいる基盤の整備について簡単にご説明させていただきますと、今回の集住都市会議の資料にも入れていただいております閣僚会議の下での有識者会議で、昨年の11月に報告書を出していただいております。その中で、まさにこれから取り組むべきビジョン、今まで国が共生社会の実現に向けたビジョンというのを示したことがございませんでした。それに対して、有識者会議からまずビジョンをお示しをいただいております。ビジョンとして3つ、安心・安全な社会、多様性に富んだ活力のある社会、個人の尊厳と人権を尊重した社会ということでいただき、また、そこから個別の重点事項として、今回いろいろご要望もいただいております日本語教育、情報発信、相談体制についてご提案をいただいております。あと、支援に当たっては、これも今まで日本人、外国人ということでしたが、外国にルーツを持つ方という存在にもしっかり配慮した施策を推進すべしということでご提案をいただいております。今、入管

庁といたしましては、この提言を今度は国の施策に取り組むということで、今各省とおおむね5年間の中長期計画をつくるということで、夏めどに計画を作るべく、今工程表案を作っております。その中で、我々としてしましては、国としてのビジョン、あと、国としての今後の日本語教育などをどういう形で施策を推進し、5年後にどういう社会になるのかということを示していきたいと思っております。入管庁としては、今、このような形で基盤の整備を行っているということをご理解いただければと思っております。

次に、津市長からいただきました日本語学習意欲のインセンティブでございます。ご承知のとおり、在留資格の中では、特定技能や、定住の日系3世介護の技能実習については日本語要件がかかっております。ご提案いただいております永住とか、そういうものについては日本語要件がかかっておりません。確かに在留資格の要件にしてインセンティブが上がるというのは理解するところでございますが、更新の際に優遇をするとなると、皆さんがちゃんと日本語を学習できるという機会をしっかりと作った上で、要件にするということがやっぱりいいのではないかと思っております。まず、我々としては、日本語を学べる環境をしっかりと整備していくということを文化庁さんと一緒に今推進していきたいと思っております。その内容については、先ほどご紹介いたしました有識者会議の報告書にも相当書かれておりますので、それをしっかりと工程表の中に生かしていけるように頑張りたいと思っております。

最後に、四日市市長からいただきました国主導による入国時の日本語教育、あと、ガイダンスでございます。こちら、我々非常に、重要だと思っております。これも報告書にも書いていただいております。中でも、特に今回コロナという非常時を経験しまして、一層外国人の方に対しての支援とか、情報提供、いろんなことをしっかりとやっていかなければいけないということをまさに実感いたしました。言葉だけではなく、日本の習慣、社会制度をしっかりと学んでいただくということの我々は支援をしなければいけないと思っております。今まで自治体では様々な取組もやってこられたと思っております。後ればせながらでございますが、今我々としては、日本語と生活習慣の情報提供や教育などについて、カリキュラムや教材を作成していくということを有識者会議でも提案をいただいております。我々はこれから工程表の作成に重点を置いてこれからやっていきたいと思っております。集住都市会議の自治体の方々におかれましては、もうまさに様々なことをやっていらっしゃると思いますので、我々もそのご経験をしっかりとまた教えていただきながら、どういう教材、どういうカリキュラムがいいのか、国が何をできるのかというところと一緒に考えさせていただければと思っておりますので、その際にはご協力をお願いしたく思っております。

政策課からは以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。ちょうど5分でした。

在留支援課長の田平課長、何か補足等ございますか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長 田平 浩二

ありがとうございます。在留支援課の田平でございます。

要望というよりも、津市の取組の中で、やさしい日本語の話がございましたので、少し関連するお話をさせていただきたいと思います。やさしい日本語の関係では、一昨年の8月に文化庁と共にガイドラインを作りまして、それ以降、普及に努めているところであります。いろいろな形でいろいろな取組が出てきているところではありますが、これをいかに促進していくかということが課題となっておりますので、まさに、先ほどの第1セッションでもお話ししましたが、山脇コーディネーターに座長になっていただいて、実際に現場で普及や教育活動を進めていらっしゃる専門の方々にお集まりいただいて、どういうことを今後行っていくのが大事かというご議論をいただいているところでございます。今年度中に報告をまとめて、それで、役所としてどうするのかということだけではなくて、例えば商店街でどういう取組が必要かとか、それから、地方公共団体も含めて、民間企業も含めて、どのような取組をしていくのがいいのかというところをまとめさせていただき、かつ、行政として今後どのようなことを進めていくかというところについても取りまとめいただいた上で、次年度以降、順次、行政としても取り組むべきことに取り組んでいきたいと考えているところでございます。また、その取りまとめなど、行われましたら、情報提供したいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。私のほうからは以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

先ほど前葉市長からは、企業の中でも日本人社員に向けての教育の一環としてやさしい日本語を教えるということに言及があったんですけども、その点に関してはいかがですか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長 田平 浩二

企業関係になりますと、厚生労働省や経済産業省等との連携や、経済団体などとの連携の話もあると思いますので、その辺りが今回の報告書にどこまで書けるかについてはこれからまた調整させていただければと思います。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。

では、続きまして、日本語教育のお話はかなり、第2セッション、出てますので、まず、日本語教育を担当されている文化庁さんの石田文化戦略官から伺いたいかと思います。よろしいですか。

○文化庁文化戦略官 石田 徹

はい、結構です。石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、浜松市長様からいただいた外国人材への日本語教育に関する事業者の関わり、そ

の関連と、四日市市様からいただいた国や県が主体となって企業で雇用している外国人労働者に日本語学習支援をすることと、日本語教育推進法の周知の徹底についてお答えしたいと思います。

日本語教育に関する初めての法律として、「日本語教育の推進に関する法律」が令和元年6月に公布・施行されました。本法律は、外国人の児童生徒、留学生、被用者等をはじめ、広く海外での日本語普及について対象としております。国内の日本語教育に関しては法律上の事務についてですが、文化庁が国内関係省庁と連携しつつ取りまとめているところでございます。本法律の第6条に、外国人を雇用する事業主の責務に関する規定がございます。そこでは、事業主に対して、国や地方公共団体が実施する日本語教育推進施策に協力すること、そして雇用する外国人とその家族に対する日本語学習の機会の提供などの、日本語学習に関する支援に努めることを責務として求めています。この条文の意味するところについてご説明します。議員立法ですので、衆議院法制局の見解の引用という形になりますが、「事業主が外国人に対して労務で必要な日本語教育を行うことは前提として、さらに、プラスアルファの日本語教育に関する支援を行うよう求められている。」外国人の家族については、本人の意思とは関係なく、十分な日本語学習ができないうちに来日する場合も多く、地域コミュニティーにおいて孤立しやすいとの指摘もあることから、事業主が雇用する外国人だけではなく、その家族についても生活者として日本に迎えるために支援していく必要があるという政策的判断から、支援の対象として盛り込まれたというものでございます。文化庁としては、日本語教育推進法の趣旨や内容、日本語教育の重要性について、全国の自治体等に積極的に周知を図ってきましたが、まだまだ足りないところがありますので、ぜひとも関係省庁との連携協力を得ながら、全ての外国人住民の方に日本語学習の機会が行き渡るように、法律についても周知の徹底を図ってまいりたいと考えています。

次に、津市様からの問いかけですが、日本人側も多文化共生や異文化コミュニケーション等について理解を深める必要性についてご説明します。資料 94 ページに関連するものがあります。令和元年度に始まった「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」において、やさしい日本語についても補助対象に含め、都道府県・政令指定都市及び都道府県を通じた市町村の支援に取り組んでいます。本事業は、外国人住民の方々を対象に、「生活者としての外国人」に対する日本語学習の機会の普及を目指すものです。一方、事業目的として、「外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、日本語教育環境を整備するための総合的な体制づくり等を支援すること」も掲げていることから、日本人住民、行政関係者等に対し、日本語教育に関する理解を促進し、日本語教育の効果を高める目的で実施される「やさしい日本語」の研修等についても支援をしているところであります。実際に栃木県、千葉市では、本事業を活用して、行政職員や一般市民を対象とした「やさしい日本語」の研修事業を行っております。また、横浜市では、外国人雇用企業に従事する日本人従業者等に対する日本語教育に関する理解促進を目的とした異文化コミュニケーション講座を実施しているところでございます。こういう活用事例がございますので、ぜひとも本事業をご活用いただければと思います。

文化庁からは以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。ちょうど4分30秒ぐらいでした。

それでは、続いて、今、企業がかなり話題になっておりますので、厚労省の外国人雇用対策課の吉田課長いらっしゃいますでしょうか。よろしければご発言いただきたいと思いますのですが。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 吉田 暁郎

厚生労働省外国人雇用対策課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

企業における日本語教育という話題でございますけれども、セッション1でもご紹介しました厚生労働大臣の指針というものの中で、日本語の話、あるいは日本語も含めてコミュニケーションの促進ということを言っておるところでございます。日本語や外国語も含めたコミュニケーションの大切さということは、いろんな考え方があると思いますが、私どもとしては、まず、労働の関係ですので、しっかりと労働契約を双方が理解するということが大事だと考えております。あと、職場での労災など、事故などがないように働いていただくことが大事だと考えております。まず、そのコミュニケーションの大切さということは、平成19年に指針において示したところでございます。その後、リーマンショックを経て、やはり就職するに当たっては日本語ができないといけないということで、働くことを希望する方向けの研修を、リーマンショックの頃からずっとやっております。この事業は、まだまだ余地があるなど、お仕事を探す方だけでなく、既に企業にいる方とか、そうした方のニーズに応えられるような展開ということもこれから考えなきゃなというふうに今日の議論を聞いて思ったところでございます。

あと、厚生労働省の立場で言いますと、ほかの技能実習という制度を所管している立場、これは入管庁さんと一緒にやっている制度です。あるいは、介護ということで、業を所管しているという立場もございます。例えば、資料4ページ目にあるように、技能実習生が、外国語である日本語を学ぶ際の支援もやっております。この次の資料5ページ目に紹介のあるツールは、企業の現場で使えるように開発をしておるところですけども、母語が何か、そこから日本語をどう学ぶかというところからかなり丁寧な対応をしています。また、介護は非常に人材が大事な、重要な要素でございますが、補助金などを使って現場を支援しています。まだまだ不十分なところがございますけれども、そうした取組を今後もしっかり進めたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございます。

あと、多分、2名いらっしゃると思うんですけども、では、上坊参事官、鈴木市長から財政措置のお話などありましたけれども、よろしければコメントいただけますでしょうか。

○総務省自治行政局参事官 上坊 勝則

ありがとうございます。

鈴木市長より活用度、自由度が高く、恒久的かつ十分な財政措置ということでお話しいただき、また、ほかの市長様方からも財源措置のお話をいただきましたので、財源措置についてお話しさせていただきたいと思います。

まず、今般、このセッションでお話が出ていました日本語教育につきましては、先ほど四日市市のお話にもありましたとおり、文化庁で地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業が設けられており、国費で支援していただいているところですが、その地方負担分につきましては、総務省で地方財政措置を講じております。これはまさに先ほど申し上げた一元的相談窓口に係る外国人受入環境整備交付金と同様の形で実施しております。そのほかにも、先ほどご紹介させていただきました行政情報や生活情報の多言語化ということで、通訳、翻訳に係る費用や定住外国人子弟等に対する就学支援、また、災害時に係る情報の提供等に係る地方単独事業について財政支援を行っているところでございます。また、就学支援については、地方単独事業分を支援させていただいておりますが、従来は外国籍の子弟の方への就学支援策を対象にしていたところ、今年度からは、日本国籍を持っていたとしてもやはり日本語教育が必要な方というのが一定数いらっしゃるということの声も受けまして、日本国籍の子弟も対象に広げるなどの措置を行っております。引き続き皆様からご意見をいただきながら、厳しい財政事情の中ではありますけれども、できるだけ多文化共生施策の推進の助力になれるようなものを考えてまいりたいと思います。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、最後にということでよろしいですね。文科省の国際教育課の石田課長、いらっしゃいますか。

○文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕

はい。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

多分というか、学校の教育の話、あんまり出なかったんですけども、鈴木市長から、やっぱり就学の義務化が大事じゃないかと、それから、あと、キャリア支援ということも含めてお話あったので、よろしければコメントをお願いします。

○文部科学省総合教育政策局国際教育課長 石田 善顕

ありがとうございます。

鈴木市長からご指摘いただいたのは、今日のテーマ、外国人が活躍していくためにということなのだと思います。その一つのステップとして、学校教育でフォローしていくということが大事だから、学校教育にも言及いただいたのかなと、こういうふうに思いながら

聞いておりました。

就学義務についてのお話がありました。これについての議論は様々ございますけれども、現在のところは、外国人のアイデンティティーとか、あるいは教育をめぐる国際的な動向、こういった様々な観点を踏まえて、慎重に検討しなければいけないということで就学義務を課していないところではございます。しかしながら、公立学校の義務教育、小学校に就学を希望するというような外国人のお子さんがおられた場合には、これは今のところ、国際人権規約等を踏まえながら、その子を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れるということは行っておるわけです。これは、セッション1でもお話をさせていただきましたけれども、やはり文部科学省としては、教育にきちんとアクセスができる、就学ができないということがないように、就学義務がないという状況ではありますけれども、しっかりやらなければいけないということで取組を進めていっているところでございます。

それから、もう一つ、キャリア支援の充実ということで、そういった外国人児童生徒等がキャリアを身につけていただくことについてのしっかりとした教育が必要じゃないかというようなお話をいただきました。こちら、外国人の児童生徒が自らの能力を生かしながら、社会の一員としてしっかり活躍していくと。これを目指していくということ、必要性は論をまたないところだと思いますけれども、そのためには体系的な指導や支援が必要だというふうに考えております。キャリア教育といいますと、特に高等学校段階で重要になってまいりますけれども、高等学校で卒業も見据えて高等学校に入ってる段階から適切な教育を行っていくということが重要だろうということで、文部科学省としては、きめ細やかな支援事業という事業を実施しています。その事業の中で、特に高校生に対してはキャリア教育や進路指導の充実を図れるような、そういったサポートのメニューを用意しております。ちょっとスライドの中にも入れさせていただきましたけれども、例えば三重県のほうでは、こういった事業を活用していただいて、学校だけではなく、学校外のリソースを使って、例えばキャリアカウンセリングのアドバイザーを活用されたり、あるいは、NPOと連携して様々なキャリア教育であったり、こういった取組に挑んでおられるというふうに聞いております。こういったサポートを我々としても引き続きやっていきたいというのが1つ目の話でございます。

それから、もう一つは、高等学校の中でキャリア教育を実際にどう行っていくのか、これについての課題がございますので、文部科学省としては、ちょうど今、教員の養成大学校、教員養成大学に委託をいたしまして、高等学校において日本語指導等の指導資料を開発しているところでございます。こういった資料の中で、高等学校におけるキャリア支援についても具体的にどう実施すればいいのかというような内容を資料に入れていくという形で、高等学校でもしっかりキャリア教育ができるというような形を内部から支えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。

あれでしたね、まだご発言されてない省庁の方はいらっしゃらないですよね、大丈夫、

よろしいですね。では、省庁の皆様ありがとうございます。

ここからまた自由討論に入っていきたいと思うんですけども、大体 20 分ほどの時間があります。ただいま一通り、多分 3 人の市長さんが問題提起された項目、ほぼカバーは、一通りカバーはされたかなと思うんですけども、今のご回答をお聞きになって、何かさらにちょっとここはよく分からなかったとか、いや、そんなことはないぞとか、いろいろお考えあるかと思いますので、市長さん、皆さん、にんまりされてますけれども、どうぞ積極的にせっかくの場なので。では、まず、鈴木市長からお願いします。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

ありがとうございます。

ちょっと今のご回答も含めて、4 点についてまたコメントさせていただきたいと思います。基本法にこだわるようなんですけども、僕はやっぱりこれ、必要だと思ってまして、ドイツも社会統合の基本法と新しい外国人庁、外国人のための横断的な省庁をつくって、本格的に外国人の受入れを始めましたので、それはいい見本だと思うんですね。先般、入管庁の有識者会議から 3 つのビジョンというのを出されてますよね。こうしたすごくいいたたき台があるわけで、これをベースに僕はすぐ基本法できると思うんですね。今日、省庁の皆さんが来てるんで、議員さんがいないものですから駄目ですけども、これは、やっぱり僕は議員立法でやってもいいかなと思うんですね。私は、国会議員のときにエネルギー政策基本法というのを甘利先生などと一緒に議員立法で作りまして、あそこから一気に日本のエネルギー政策というのは進んだんですね。ですから、これ、僕はぜひ、むしろこれは国会議員に対してロビー活動していかなくてはいけないと思いますけども、こういうものをベースに基本法をつくったらいいかなと。その中に、例えば就学義務みたいなものを入れたらどうかなと思うんですね。当然日本の公立学校だけではなくて、外国人学校も含めまして、きちっと義務教育を受けさせるというようなこともこういう中に入れ込むというのも一つの手ではないかなというふうに思いました。それが 1 点。

それから、財源措置なんですけども、本当に今日もいろいろ資料頂きまして、本当にいろんな支援策があるんですけども、こんなに細かく丁寧に支援策いただかなくても、実は私どもも 30 年の現場の経験がありますので、むしろまとまった交付金として交付していただいたほうが、それぞれの地域の現場に合わせて非常に活用しやすいです。例えば今回のコロナ対策基金のように、例えば多文化共生交付金みたいな形で出すとか、そこまでするのはちょっとということでしたら、例えば日本語教育だとか、就労支援だとか、項目ごとに一定の交付金を人口割とか面積割とか、いろんな基準で出してもらったほうが、我々としては非常にやりやすいと。現場ではやりやすいというのが率直な感想であります。

それから、3 点目は、僕はやっぱり都道府県が全然機能してないんじゃないかということを感じてます。先ほど片岡さんが九州や他の地域から相談に総社市に来るという話したんですけども、じゃあ、都道府県は何をやっているのかと思うわけですね。県庁がきちっとした相談の体制を持っていれば、総社市に行かなくても県の中で処理できるわけですから、もうちょっと都道府県は機能するようなことをやっていったほうがいいんじゃない

いかなというふうに感じました。

それから、情報の発信の仕方なんですけども、ちょっと前のセッションに関わっていくかもしれませんけれども、外国人はいろいろ、SNS上でコミュニティーを持っているわけですね。フィリピンはフィリピンの人たちのコミュニティーとか、ブラジルはブラジル人の人たちのコミュニティーとか、そういうところにむしろどんどん情報発信をしていくということのほうが機能するので、ホームページ上にこういう情報出してますよという待ちの姿勢じゃなくて、プッシュ型でそういうSNS上の外国人のコミュニティーに情報発信していくことをやると非常に有効ではないかなというふうに思いました。

以上、ちょっと4点コメントさせていただきました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

どうしますかね、一応順番に、せっかく問題提起いただいたので、第1のところは、先ほど近江課長からしっかり体制整備に向けて進んでいるということで、今最新の取組のご紹介、特に今、有識者会議の提言を基に、もう工程表も作って、国として、もう進んでいくんだというお話だったんですが、それでもちょっとやっぱりまずは法律をつくったかどうかということが一つありましたが、この点、手短にお答えいただけますか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

ありがとうございます。

確かに外国では、統合基本法のようなものができており、例えば語学学習とか、生活オリエンテーション的な支援をするというのがしっかり法律に書き込まれて、それが実施されているという状況で、共生が進んでいるということは承知しております。ただ、入管庁としては、まずは工程表をしっかりと作って、5年頑張って、そのビジョンをぜひ見ていただければと思っておりますが、市長からは今までもご提言をずっといただいておりますので、我々はそのお気持ちは承知しておりますので、よろしくお願いいたします。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

これは永田町マターだと思います。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

はい、ありがとうございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

では、2番目に、財政措置に関して、細かくいろんなプランはあるんだけど、何かもっとざっくりしたものでいいので、大胆に出してもらえないかという財政支援の在り方に関してなんですけど、これ、一応、上坊さんからコメントいただけますか。

○総務省自治行政局参事官 上坊 勝則

総務省としては、直接の国費ではなく、地方財政措置という形で各分野の下支えをさせていただいております。一方で、国費の要求の仕方というのは、どれぐらいの規模感になるのか、また、どのような形になるのかというのは、今後それぞれの所管のところでのご議論になろうかと思います。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

何か入管庁政策課として、何かコメントありますか、財政支援に関して。自治体への支援をですね。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

総務省さんと一緒にまたいろいろ取り組んでまいりたいと思っておりますので、協力していきたいと思っております。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

3番目に、県の役割が何かちょっと、県にもっとしっかりやってもらったほうがいいんじゃないかという鈴木市長からのご発言あったんですが、これも県というと、やっぱり総務省さんになるのでしょうか、上坊さん、コメントございますか。

○総務省自治行政局参事官 上坊 勝則

それぞれの地域で県と市町村の役割分担が行われており、非常に県が熱心に取り組んでいるところもありますし、比較的、市町村への支援を中心にされている県もあります。先ほどもご紹介させていただきました、昨年まとめた多文化共生事例集では、県と市町村が共同して日本語教育などを行うような事例や広域的に取り組むような事例も紹介させていただいております。また、様々なノウハウを共有するという点においては、多文化共生アドバイザー制度を設けており、県の国際課の方に積極的に手を挙げていただき、多くの県の国際課の方にご担当いただいているところであります。引き続きコロナの状況なども見ながら、必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。

4番目に、もっと情報発信するときに外国人コミュニティーを活用したらいいんじゃないかということだったんですが、この点に関して、どなたか、省庁の方、コメントしていただける方いらっしゃいますか。どうぞ、田平課長。

○出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長 田平 浩二

ありがとうございます。

ご指摘のとおり、ホームページを見ていただくのはなかなか難しい部分もありますので、その点については、ご指摘のとおりだと思っております。ただ、コミュニティーをどうやって把握するかというところがなかなか難しく、私どもも地方入管の担当官に、いろいろな支援団体だとか、コミュニティーの把握を依頼しているところですが、実際に、おそらく自治体によって違うとは思いますが、自治体の方々でもなかなかそれを把握するのが難しい、仮に把握したとしても、情報提供をお願いできるようなところがどこまであるのかというようなお話をよく聞いているところで、その取組をどうやって進めていけばいいかというところが難しいところではあります。ただ、コミュニティーのSNSなどは非常に大きい情報発信の媒体だと思っておりますので、難渋はしておりますが、どうことができるのかというのは引き続き考えていきたいと思っております。そのときにまたお知恵をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。

一通り、鈴木市長のご質問に答えていただいたと思うんですが、続いて、前葉市長、森市長、いかがですか。前葉市長から、よろしければ。

○三重県津市長 前葉 泰幸

山脇先生、ありがとうございます。

私は、今のお話を伺って、鈴木先輩がきめ細かい制度よりも自治体に任せればと元気よくおっしゃっていただいたんで、その路線に乗って、制度面でもぜひ国のほうは国のほうでおやりになっていただけることにもうちょっと集中していただけるとありがたいなということをやや辛口に申し上げますが、一体、これ、出入国管理庁さんか、文化庁さんか分からないんですけど、こんなに自国語の学習支援を丁寧に国レベルがアドバイスしているというか、制度をつくっている国がほかの国でどれぐらいあるんだろうかというのがぜひ知りたいですね。日本の国はそこまでやっているんですが、近江課長が先ほど在留資格のことを私どもから申し上げたときに、いえいえ、日本語を学習できる機会をつくった上でというふうにおっしゃったんですが、日本語を学習する機会をつくるのが本当に我々日本の国としてどこまでやらなければいけないんだろうかという感じがしているんですね。と申しますのは、私どもの中国の友好都市で鎮江市というのがありますが、そこに、三重大学の友好大学で江蘇大学というのがあります。江蘇大学、日本語学科があって、私どもが行ったりすると、ものすごい高度人材が日本語学科で勉強して、育っているんですね。日本語がとても上手な学生たちがいます。こういう高度人材は当然自分たちでキャリアを形成するために日本語を勉強しているわけですし、じゃあ、例えば津市の介護現場で頑張っている外国人、すごい一生懸命インセンティブをそれぞれの法人からもらって、頑

張っているわけです。こういう人たちのところを見ていると、自分の努力でしっかりやっているんですね。ヨーロッパ等の諸外国の外国人への教育についての方針も様々かと思いますが、日本の国にとって何がいいのかといえば、恐らく外国人が日本語をしゃべれるようになってもらうことは、手取り足取り制度をつくってアドバイスしていくというよりも、インセンティブをつくって、それに乗っかってくる人に乗っかってもらうというほうが手取り早いんじゃないかと。お金もかからないんじゃないか。意欲のある人の背中を押すような仕組みをつくっていったほうが、恐らく近道じゃないかなという気がいたしますので、もう一度在留資格とか、更新の際の優遇制度の導入について、ぜひぜひ後回しにしないで、前向きにご検討いただければということを近江課長さんをはじめ、霞が関の皆さんにご期待を申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。

多分ヨーロッパは全般的に 2000 年代以降、移民に対する言語教育にはかなり厳しくなっているというか、むしろしっかり学ばないと滞在するのが難しくなるぐらい、体制が整備されてきたかと思いますが、今のご意見としては、しっかりした体制をつくるよりも、まずはそういうインセンティブで外国人のやる気を導き出すというか、そういうことをもっとやったほうがいいという、お考えになりますか。

○三重県津市長 前葉 泰幸

はい、先生、そのとおりなんですけど、それは、インセンティブの面でもそうですし、それから、逆に日本語ができない人の在留資格延長を認めないとかいうパニッシュメントのほうも考えられるというふうに思います。両面だと思います。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

分かりました。ありがとうございます。

ということで、この在留資格と日本語教育をリンクすることについて、もっと積極的に考えてもらいたいという、そういったご意見があったんですけども、これは近江課長でしょうか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

はい。近江です。ご意見ありがとうございます。

非常に難しい問題を我々いただいたと思っております。まず、私たちも、やはり日本語ができるということは、職場の就職などでも重要ですし、あと、日本の中で生活していく中でも日本語というのは非常に重要だということで、今回、30 年の特定技能をつくったときには、生活と仕事、両方ともに日本語が必要だということで、特定技能 1 号については N 4 レベルを求めて試験を受けていただくこととし、技能と日本語という 2 本立てにいたしました。そういう意味では、市長がおっしゃるような、日本語を学んでいただいて、資

格の要件にしっかり入れているのは、特定技能でやってきたというところでございます。一方、山脇先生も先ほど外国の事例もおっしゃいましたが、私も全てを知っているわけではないんですが、一部の国では、永住の要件に言語能力を求めていることも承知していますただ、そのような国においては、学習の機会をある程度保障したりしているというふうに我々も承知しております。機会も与えられず、在留を打ち切るというのも非常にご本人たちにとっても大きな痛手になるものですから、そこら辺はいろいろご意見いただきながら、今後の在留資格と日本語能力ということを考えていく上で参考にさせていただきたいと思いますし、また、ご意見いただければと思っております。簡単でございますが、以上でございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございました。

市長、よろしいでしょうか。

○三重県津市長 前葉 泰幸

ありがとうございました。

ちょっと極端な申し上げ方をしましたが、そういう観点でのご検討も霞が関で併せてしていただければという意味で発言しました。失礼しました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございます。では、森市長、いかがでしょうか。

○三重県四日市市長 森 智広

私どもからは、2点提案させていただきましたが、まず、企業での日本語教育ですね。やはり、入管法が改正されて、企業の雇用という部分が非常に強まってきております。そのため、地方自治体に加え、企業の責任というのは非常に大きくなってきていると思っております。そういった意味で、企業に対して何かしらのインセンティブを与えるような取組も必要ではないかと、思っております。経産省がこのセッションには参加されていないので、なかなかここでは伝わりにくいですが、やはり経産省からの働きかけも必要だと認識しております。先ほど申し上げましたように、本市では、文化庁の補助メニューを活用させていただき、企業における日本語教育の取り組みの促進に力を入れてまいりました。文化庁からご支援いただいていることについては、非常に感謝をしております。

しかしながら、本市だけでは、市外の企業を対象とした取組は難しく、限定的なところがあります。市や町の境界を越えてお勤めされている外国人の方も多いので、県にも働きかけながら、周辺の自治体と共にこの施策を推進していかなければいけないのかなと思います。「広域」というのが一つのポイントになってこようかと思しますので、我々からも声を上げていきたいなと、こう思っております。

次に、2つ目ですね、入国時の国における日本語関係のガイダンス、何とかしてほしい

という話をさせていただきましたが、国で仕組みを構築し、実施していただければ結構なのですが、やはり限界もあると思いますので、地域との結びつきも促していただければと思います。例えば、本市には日本語教育機関が複数あります。入国した外国人の方が、一定期間、無償で日本語教育機関に通えるよう仕組みを構築してもらえると非常にありがたいと思っております。また、入国時にダイレクトに本市につないでもらうという方法もあると思います。ただし、外国人の方に費用負担が発生するような取組だと、ハードルが高くなってしまうので、その辺りはなるべく下げてください、受入体制が構築できている地方を直接ご案内いただくというのも一つの方法かと思います。日本語教育機関との連携も含めて、スムーズに連携する仕組みをこれから構築していただければと思います。以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

1つ目は、企業における日本語教育ということで改めてのご発言だったんですけども、鈴木市長も冒頭に日本語教育における企業の責務の明確化ということをおっしゃられたんですけれども、今の森市長のご発言と同様な趣旨になりますでしょうか。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

そうですね、はい。やっぱり僕は現場が一番大事だと思うんですね。先ほどセブニーレブンの安井さんからご紹介ありましたけれども、僕は現場での日本語教育というのは非常に重要だというふうに思ってますので、そこはやっぱり企業さんの責任というのは非常に大きいんじゃないかなというふうに思います。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

この企業の責務の明確化というのは、どういうことを指してますかね。それから、その財政支援というのは、例えばどの省庁に期待されてますか。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

本来であれば、しっかり外国人庁みたいなのがあるって、そこに言えば一元的に用が足せるような形がいいと思います。これは厚労省になるのか経産省になるのかよく分からないわけですね。特定技能の制度ができたときに、企業がしっかり外国人の日本語教育に対しても取り組まないといけないということは制度に盛り込まれてますけども、高度人材の活用では、もっとレベルを上げた日本語教育が企業の中でできないとなかなか難しいと思います。本市でいうとスズキさんとかヤマハさんとか、そういう世界的な企業はいいですけども、その下のティア1とかティア2というレベルになりますと、そうはいかない場合もあるかと思います。そこに我々が市単で支援する制度つくったわけですけども。ですから、いろいろな幾つかのレベルでやっぱり企業さんにとってもやらないといけないことがあると思います。ですので財政支援も我々に任せてもらったほうがよいと思います。

今、うちは市単でやらなくてはいけないわけですね、国の制度がありませんから。だから、そういう日本語教育についても、まるっとした交付金で頂ければ、我々、浜松地域に合った形で日本語教育の企業支援もできていくと思っております。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

どうもありがとうございました。

どうでしょう、これはどの省庁さんにお答えいただくのがいいのか、一応あれですかね、やっぱり厚労省さんに一言コメント、先ほどもちょっとご発言いただいているんですけども、もし追加でコメントあれば、いただいてもよろしいですか。先ほどあれですよ、外国人労働者の定着準備研修ですか、あれを企業に入る前の人だけじゃなくて、実際に働いている人にも開いていくという、そういうアイデアも一つの案かもしれないというご発言もあったんですけども、何か追加でご発言していただけること、ございますか。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 吉田 暁郎

それでは、お答えいたします。我々のやる支援は、日本語だけ、コミュニケーションだけということよりも、やはり外国人の方が就職して、その企業の中でキャリア形成をすると、そういう方々が定着して、またその企業の中で戦力として育っていく。そういうキャリアを中心に考えていきたいということで、いろんな支援をこれまで行ってきました。我々も最初は失業されている方への支援をしておりましたけども、最近、中小企業を中心に、地域に根づいてきたということで、その定着が大事だというふうに思っております。そうしたときに、日本語の教育というよりは、企業内でのコミュニケーションをしっかりとできるように支援していきたいということで、そうしたキャリア形成や職場への定着、あるいは、第1部でありましたように、雇用管理の改善という文脈で支援を行ってきたということでございます。制度的に申し上げますと、例えば在留資格の中では、技能実習制度の入国前講習の中で日本語というのをしっかりと学ぶというような形があります。そうした制度と関わりなく、働いている方が日系人の方には、そういうような制度とは無関係に、ミクロの支援ということも必要かと思えます。また、ご紹介しましたように業所管という立場で、業において何が必要かということ、これは我々だけではなくて、他省庁さんも業という切り口で取り組まれていますので、大きな目で見いただければありがたいということでございます。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。浜松市長が企業の責務の明確化っておっしゃったんですけども、先ほど冒頭で文化庁の石田戦略官から、日本語教育推進法の中には条文として、ある意味企業の責務というのはもう明確にそこには書かれていると思うんですけども、多分、自治体の実感としては、何か法律ができて、企業の日本語教育の部分、変わってないんじゃないかという、そんなちょっといら立ちがあるかと思うんですが、その辺り、文化庁さんとしてはどんなふうに捉えていますか。

○文化庁文化戦略官 石田 徹

文化庁の石田でございます。

私どものほうで、一昨年から「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」のうち「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を行っておりまして、ご活用いただいている四日市市さんには、改めてお礼申し上げます。この事業で全国の自治体の方と会議や研修会を持ったり、ヒアリングを行ったりすると、その中で出てきますのが、地域の日本語教室に技能実習生が非常に多く流れ込んできているという話です。文化庁の立場としましては、「生活者としての外国人」のための日本語の学習機会は全国的に普及すべきものだと思っております。そこで、「生活者」としての日本語指導の範囲に含まれる場合には受け入れてあげてくださいとお願ひし、最終的な受皿を用意したいと思ひます。一方で、やはり川上のほうでいろいろ考えていかないと、これから特定技能の在留資格の方と同伴家族の方の話も入ってきますし、このままいくと地域日本語教育というのはパンクしてしまうんじゃないかと心配しています。また、今回の投げかけについては、私どもにとっても、関係省庁とも相談させていただく機会となり、大変感謝しております。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

地域日本語教育がパンクするんじゃないかという危機感を持ってらっしゃるという興味深いコメントだと思いました。

あと、もう1個だけ、すみません、もう終了間近なんですけど、森市長から入国時のガイダンスに関してコメントあったんですけども、そこに関して、近江課長、今ご用意されている工程表では、そういったところでも何か前進が期待できるんでしょうか。

○出入国在留管理庁在留管理支援部政策課長 近江 愛子

ありがとうございます。

今まさに各省と工程表の作業を一緒にやっているところでございます。ただ、有識者会議の報告書においても、はっきり生活オリエンテーションの実施、カリキュラム、教材の作成ということを提言いただいておりますので、我々はこれを最大限踏まえて施策を推進していきたいと思っておりますので、今こうなりますということは申し上げる段階ではありませんけれども、最大限努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

森市長、よろしいでしょうか。

○三重県四日市市長 森 智広

よろしくお願いします。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

では、申し訳ありません、ちょっと第2分、第2セッションも終了の時間が近づいてまいりましたので、3人の市長さんから最後にまとめのコメントとして、お一人 30 秒ぐらいでご発言いただきたいと思うんですが、まず、鈴木市長、いかがでしょう。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

冒頭で浜松はこれから外国人の方の能力、文化的多様性を生かしたまちづくりをしたいというお話ししましたが、それに沿って、例えば起業とか、スタートアップにも浜松は今、力を入れてるんですけど、それは日本人だけではなくて、外国人の起業、スタートアップも支援していきたいなど、いろいろ前向きな取組をこれからも推進していきたいと思っております。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

続いて、森市長でよろしいですか。

○三重県四日市市長 森 智広

私どもと同じような課題を抱えている自治体が近隣にはたくさんありますので、広域というのを一つのキーワードとして、県や近隣の自治体と連携を取りながら、共に企業における日本語教育等を進めていきたいと思っております。その上では、国の支援が不可欠でございますので、引き続きのご支援、よろしくお願いいたします。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

最後に、前葉市長、お願いいたします。

○三重県津市長 前葉 泰幸

ありがとうございます。

私ども、現場で企業の実態、実際にどういうところお困りかと、そして、教育の場面でどういう状況が起こっているかということ把握しながら、しっかり外国人自身の考え、どういうことを期待をなさっているかということも把握をして、これも世代別に少し違うんですね。働いている人たちと、その子どもたちとは大分違いますので、そういうところもしっかり把握しながら、自治体として、今こういうことなんだということをこれからも国にお伝えをしていく、そのためにこういう外国人集住都市会議などの場でまた引き続きコミュニケーション取らせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

ありがとうございます。

それでは、最後に、コメンテーターとしまして、3点コメントをしたいと思います。

今日の第2セッションの中で、一つ、皆さんお気づきかと思いますが、企業の役割ですね、この会議自体、今まで主に国と自治体の政策対話の場として動いてきたわけですが、今回、基調講演にセブン-イレブンの安井さんにお話をいただいたこともありまして、やはりこれから多文化共生社会づくり担っていく上で、企業の役割、あるいは企業の位置づけということは、もう本当に無視できない重要なものにあるということが多分、今回の登壇者の間でも共有されていたのかなということを感じました。第1セッションのときに片岡市長からベトナム人の暴行の事件への言及もありましたけれども、そういった人権尊重の観点という意味でもそうですし、それから、あと、日本語教育においても、企業がしっかり役割を果たすことへの期待が3人の市長さんからあったんじゃないかなというふうに思います。

それから、あと、もう一つは、鈴木市長から基本法の制定、あるいは、そういった政策を推進する多文化共生庁、あるいは外国人庁、そういう組織を含めた体制整備のお話が出ました。これに対しては、入管庁からしっかりビジョンをつくり、そして、それに基づいた工程表、5か年計画を打ち出すということで、体制整備に向けた半歩前進かもしれませんが、自治体サイドとしてはさらにその先に進んでほしいという声が強かったのかなと思いました。

それから、あと、もう一つは、この体制整備に関わってくるんですが、日本語教育の在り方ですね。今、文化庁さん、第1セッションでお話ありましたが、日本語教師の国家資格化に向けた法制化のお話もありましたが、日本も着々と前進しようとしていると思うんですが、そうした中で、前葉市長から、諸外国の取組も参考にして、日本にとってベストな制度設計をしてほしいという、そういうご意見が出たかと思います。

では、以上をもちまして本日の第2セッション、終了したいと思います。ご登壇いただいた皆様に大きな拍手お願いいたします。どうもありがとうございました。

総括

登壇者

○コーディネーター 明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

外国人集住都市会議が初めて市長会議開いたのが 2001 年の 10 月でした。その 2001 年 10 月に日本にとっては初めて自治体市長と省庁の担当者が一堂に会して多文化共生をテーマに対話する会議が開かれました。それ以来、ほぼ毎年市長会議が開かれてきましたけれども、私は、パネル討論のモデ



レーターとして、あるいは、一聴衆として全ての会議に参加をしてきました。今回の会議は、今日の会議の冒頭で申し上げましたように、記念すべき 20 回目の会議であり、また、政府の取組の総合調整を担う入管庁が設立されてから初めての会議であり、さらに、昨年 11 月には入管庁の有識者会議から意見書が公表され、政府が初めて共生社会づくりの工程表を策定するというタイミングで開かれた会議となりました。本日の議論の中から 3 つ、私にとって印象に残ったことをお話ししたいと思います。

まず、第 1 に、今回の集住都市会議のテーマの副題ですね、サブテーマにありましたように、2 つのセッション、どちらでも日本語教育の問題が重ねて取り上げられました。外国人集住都市会議でここまで日本語教育にフォーカスして議論をしたのは初めてだったのではないかと思います。今回、入管庁の近江課長からもご紹介ありましたが、入管庁設置の有識者会議の中での意見書の中で、日本語教育、日本語の学習機会を国の責務で無償で提供すると。さらに、国の責務で無償で生活オリエンテーションを実施するという、そういった提言が入っていました。これは、集住都市会議がこれまで長年要望してきたことでもあり、ようやく 20 年たって、こうした取組に国が始めようとする重要なタイミングでの会議になったのではないかと思います。この工程表は、夏には完成するというふうなお話あったかと思いますが、ぜひ本日の市長さんの声、あるいは自治体の声、そして、多文化共生には自治体、国だけでなく、様々な企業も含め、あるいは市民活動団体を含めて、様々なステークホルダー、そしてまた、外国人住民当事者も、そういったステークホルダーの声をしっかり受け止めて、受け止めた上で、最善の工程表を策定していただきたいというふうに思いました。

それから、2 番目に、今、多様なステークホルダーと申し上げましたが、これまでの多文化共生社会づくりを担ってきた大きな担い手は、地域の日本語教室を含めた様々な市民活動団体だったと思います。外国人集住都市会議の会員都市、それぞれの地域にも多様な団体、市民団体が活発に活動をしています。それから、あと、今日の特に第 2 セッションで議論になったように、企業に期待される役割も非常に今大きく注目されてきたか

と思います。実際、今日の会議では、基調講演としてセブニーイレブンの安井さんに大変興味深い、コンビニを多文化共生の拠点にするという、ある意味大変大胆な、でも、非常に多様な観点から真剣に取り組んでいらっしゃるお話、大変興味深く伺うことができました。今SDGsが広く関心を集め、そしてまた、ビジネスと人権というテーマが、政府も2020年だったと思いますけれども、行動計画を策定し、この行動計画の中に外国人材の受入れ、共生という項目もしっかり位置づけられています。そうした意味で、ビジネスと人権の観点から、企業、あるいは経済界がこの多文化共生社会づくりの課題に取り組むことは大変重要な意義があると思いますし、安井さんのお話の中でも、来月には経団連からも新しい提言が出されるというふうなお話もありました。経団連では、2004年ですね、外国人集住都市会議ができたのが2001年で、2004年には経団連から、当時としては大変大胆な斬新な外国人受入れに関する提言が出され、その中でも、将来的な課題として、外国人受入れに関する基本法が既に2004年の経団連の提言の中には入っていました。そうした意味で、来月策定、公表される経団連の提言にも期待したいと思いますけれども、これからより積極的に企業が多文化共生社会づくりにコミットしていくことが重要だというふうに思います。

3番目に、体制整備のお話です。特に第1セッションでも出ましたし、第2セッションでも出ましたが、この多文化共生社会づくりを進めていく体制づくりとして、やはり法律と組織の問題は重要なテーマであり、外して議論することはできないと思います。実は集住都市会議でも、2002年ですかね、の会議のときに、省庁横断的な組織をつくるべきだという、そういう提言も出されています。ただし、多文化共生を推進する法律の制定というのは、長い歴史、20年の歴史の中でも、集住都市会議としては初めて公式に打ち出したものになります。この間、例えば政令指定都市会でも、浜松市の鈴木市長のご尽力で多文化共生社会づくりを進める基本的な法律の制定ということは提言が出されていますし、今回の集住都市会議においても大きなテーマになっていますし、ぜひ、これは、先ほど鈴木市長の声では永田町マターというお話もありましたが、多分省庁だけでなく、国会議員の皆さんにも汗をかいていただくというか、日本語教育推進法のような議員立法のような形、超党派での議員立法のような形になるのかもしれませんが、新たな法律の制定というのは不可欠かと思います。入管庁が今、2019年から省庁の総合企画立案って、総合調整を担うということで動いていますけれども、多分法律がないと、調整、いろんな省庁の声を聞いて調整することはできたとしても、指令塔的な役割、集住都市会議が期待するような一元的な指令塔となるような役割を果たすことには、やはりそうした基本的な多文化共生社会づくりを進める法律の制定が必要だというふうに思いました。

以上をもちまして私からの総括とさせていただきます。どうもありがとうございました。

SUZUKA 宣言



○三重県鈴鹿市長 末松 則子

外国人集住都市会議SUZUKA2021、SUZUKA宣言。

外国人集住都市会議は、2001年の設立当初から多文化共生社会の実現に向け、外国人住民を取り巻く現状や課題について情報共有や研究を行い、国に提言を行うなど、会員都市が一丸となって取り組んできた。

そのような中、前回の外国人集住都市会議うえだ 2019 を開催した 2019 年 12 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、私たちを取り巻く環境は大きく変化した。

国籍、地域を問わず、これまでとは全く異なる新たな生活様式が求められる中、特に在留外国人においては、激変した社会経済環境の中、在留管理や就労、教育などの課題だけに留まらず、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報取得において、これまでになく困難に直面した。

この間、国においては、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定や、外国人の在留に関する様々な支援施策を実施する関係省庁の窓口を集約した外国人在留支援センターの開所など、出入国管理や外国人材の受入れ環境を更に充実させる観点から、多文化共生施策が展開された。

しかしながら、本日の「外国人集住都市会議SUZUKA2021」で提起したように、新型コロナウイルス感染症がもたらした在住外国人への影響は、在留管理等の課題だけに留まらず、生活・雇用など、あらゆる分野において一貫して「言葉の壁」が深刻な問題であることが明白となった。外国人住民が情報弱者にならないため、また、日本で自立した生活を送れるようにするためにも、やさしい日本語を含めた多言語による迅速な情報提供や、日本語学習環境の整備が急務である。

外国人住民が“生活者”として日本人同様にこの国で暮らすことができるよう、国、自

治体、関係機関、企業等が連携し、多文化共生社会の推進に取り組んでいかなければならない。

その取組を早急に実現するためには、これまでのように多文化共生の分野から各施策に訴えていくのではなく、教育、就労、福祉、防災など、あらゆる分野から多文化共生を考えていく体制づくり、つまり基本となる法律の制定と今後の施策を省庁横断的に推進していく「（仮称）多文化共生庁」が不可欠である。

ポストコロナ時代における先行きの不透明な中でも、国と地方自治体等が連携を強化し、垣根のない多文化共生施策を推進することで、外国人住民一人ひとりが安心して生活でき、地域において活躍できるよう、私たち外国人集住都市会議は設立 20 年を超える多くの経験と自治体間の連携を強みとして活かし、引き続き取組を推し進めていく。

2022 年 1 月 28 日
外国人集住都市会議

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

今回の外国人集住都市会議 SUZUKA2021 では、SUZUKA 宣言と併せて、本日セッションにて話し合い、浮き彫りとなった課題について、国の方でも解決に向け各施策を推進していただけるよう、外国人集住都市会議からの要望内容と各要望の担当省庁を具体的にまとめた「SUZUKA 宣言に伴う具体的な提言」を各省庁に対し、手交させていただきます。多文化共生施策に関する課題は、1 か所の省庁で解決するものでなく、省庁横断的な連携が不可欠です。様々な課題の解決に向け、これまで以上に省庁間の連携を強固にさせていただき、自治体、企業、多文化共生団体と共に取組を推し進めていただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

外国人集住都市会議 SUZUKA2021 SUZUKA 宣言

外国人集住都市会議は、2001 年の設立当初から多文化共生社会の実現に向け、外国人住民を取り巻く現状や課題について情報共有や研究を行い、国に提言を行うなど、会員都市が一丸となって取り組んできた。

そのような中、前回の「外国人集住都市会議うえだ 2019」を開催した 2019 年 12 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、私たちを取り巻く環境は大きく変化した。

国籍・地域を問わず、これまでとは全く異なる新たな生活様式が求められる中、特に在留外国人においては、激変した社会経済環境の中、在留管理や就労、教育などの課題だけに留まらず、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報取得において、これまでになく困難に直面した。

この間、国においては、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定や、外国人の在留に関する様々な支援施策を実施する関係省庁の窓口を集約した外国人在留支援センターの開所など、出入国管理や外国人材の受入れ環境を更に充実させる観点から、多文化共生施策が展開された。

しかしながら、本日の「外国人集住都市会議 SUZUKA2021」で提起したように、新型コロナウイルス感染症がもたらした在住外国人への影響は、在留管理等の課題だけに留まらず、生活・雇用など、あらゆる分野において一貫して「言葉の壁」が深刻な問題であることが明白となった。外国人住民が情報弱者にならないため、また日本で自立した生活を送れるようにするためにも、やさしい日本語を含めた多言語による迅速な情報提供や、日本語学習環境の整備が急務である。

外国人住民が“生活者”として日本人同様にこの国で暮らすことができるよう、国、自治体、関係機関、企業等が連携し、多文化共生社会の推進に取り組んでいかなければならない。

その取組を早急に実現するためには、これまでのように多文化共生の分野から各施策に訴えていくのではなく、教育、就労、福祉、防災など、あらゆる分野から多文化共生を考えていく体制づくり、つまり基本となる法律の制定と今後の施策を省庁横断的に推進していく「(仮称) 多文化共生庁」が不可欠である。

ポストコロナ時代における先行きの不透明な中でも、国と地方自治体等が連携を強化し、垣根のない多文化共生施策を推進することで、外国人住民一人ひとりが安心して生活でき、地域において活躍できるよう、私たち外国人集住都市会議は設立 20 年を超える多くの経験と自治体間の連携を強みとして活かし、引き続き取組を推し進めていく。

2022 年 1 月 28 日
外国人集住都市会議

総務省	国内で外国人住民が日本人と同様の公共サービスを享受し、生活できるよう、日本人・外国人を問わず、地域主体の取組を担う人材・組織の育成や交流・連携の取組強化を求める。
出入国在留管理庁	(1) 国と地方の役割を明確にした上で、国において創設された制度など、地方自治体が統一して活用できる情報については、日本語の情報と遅延することなく、国において一括して多言語化するとともに動画の作成など情報媒体の多様化を求める。 (2) 有事の際、広域での派遣が可能となる通訳に係る人材バンク制度（仮称「通訳バンク」）の創設を求める。 (3) 各省庁が連携し国主導により、地方公共団体、企業、日本語教育機関等と共に、外国人材が意欲的に参画でき、かつ、入国時から切れ目のない日本語学習機会を提供する仕組みの整備を求める。 (4) 外国人住民の日本語学習意欲を高めるインセンティブ制度の設計並びに在留資格取得や更新の際の優遇制度の導入を求める。 (5) 施策実施の担保となる基本法の制定並びに施策を省庁横断的に推進していく担当組織「（仮称）多文化共生庁」の設置を求める。 (6) 外国人受入環境整備交付金による引き続き十分な財政支援を求める。
文部科学省	(1) 認可校、無認可校を問わず、外国人学校で学ぶ児童生徒の状況を全自治体が把握できる仕組みづくり（学齢簿の編纂等）を求める。 (2) ICT を活用した日本語教育の推進のため、学校だけでなく、外国籍児童生徒の家庭を含めた要保護以外の必要な家庭に対するインターネット環境整備費用の負担を求める。 (3) 外国人の子どもの就学義務化など、地方自治体任せではない不就学を生まない仕組みの整備を求める。 (4) 外国にルーツを持つ青少年への職業意識の醸成や自らの将来を考える研修、就業に関する情報の提供など、包括的なキャリア形成過程への支援の充実を求める。
文化庁	日本語教師資格を早期に国家資格とし、全ての地方自治体に日本語教師を配置するための財政的支援を含めた仕組みの構築を求める。
厚生労働省	外国人労働者に対する日本語教育に関する事業所の責務の明確化及び日本語学習支援に必要な事業所への直接の財政的支援を含めた実効性の高い仕組みの構築を求める。
経済産業省	外国人労働者に日本語教育機会を提供するとともに、日本人労働者側に対しても、外国人労働者とのコミュニケーション能力を向上する取組（やさしい日本語研修等）を行うべく、双方に向けた取組に対する財政的支援等を求める。

2022 年 1 月 28 日

外国人集住都市会議

SUZUKA 宣言の手交について

『SUZUKA 宣言』並びに『SUZUKA 宣言に伴う具体的な提言』については、後日改めて、座長都市（鈴鹿市）から各省庁へ提出しました。

○提出者

鈴鹿市長 末松 則子（座長都市）

○提出日（手交順）

（１）2022 年 2 月 7 日（月）

①総務省、②経済産業省

（２）2022 年 2 月 9 日（水）

①文部科学省・文化庁、②厚生労働省、③出入国在留管理庁

○提出物

（１）SUZUKA 宣言

（２）SUZUKA 宣言に伴う具体的な提言

○省庁対応者（手交順）

（１）総務省

自治行政局国際室 上坊 勝則 参事官

（２）経済産業省

製造産業局ものづくり政策審議室 伊奈 友子 室長

（３）文部科学省

① 大臣官房国際課 国際協力企画室 松原 太郎 室長

② 総合教育政策局 国際教育課 石田 善顕 課長

（４）文化庁

国語課長 圓入 由美 課長

（５）厚生労働省

職業安定局外国人雇用対策課 吉田 暁郎 課長

（６）出入国在留管理庁

① 在留管理支援部 君塚 宏 部長

② 在留支援課 田平 浩二 課長

○写真（手交順）

（１）総務省



△左から末松市長、上坊参事官

（２）経済産業省



△左から末松市長、伊奈室長

（３）文部科学省、（４）文化庁



△左から松原室長（文部科学省）、石田課長（文部科学省）、圓入課長（文化庁）、末松市長

（５）厚生労働省



△左から吉田課長、末松市長

（６）出入国在留管理庁



△左から末松市長、君塚部長

閉会

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

本日は、大変お忙しい中、長時間にわたりご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどの宣言でもありましたように、新型コロナウイルス感染症がもたらした在住外国人への影響は、在留管理等の課題だけにとどまらず、生活、雇用など、あらゆる分野において、一貫して「言葉



の壁」が深刻な問題であることが明白となりました。外国人住民が情報弱者にならないため、また、日本で自立した生活を送れるためにも、やさしい日本語を含めた多言語による迅速な情報提供や日本語学習環境の整備を進めていかなければなりません。そのためには、自治体と国や県、関係団体が連携をしていくほか、企業の皆様にもご協力をいただきまして、取り組んでいかなければならないと考えております。そのような中、本日は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの安井様に貴重なご講演をいただき、企業の現場からのご提起もいただきました。本日の議論を皆さんの職場、地域、あるいは学校で共有をし、一人でも多く、また、1社でも多く課題の解決に向けた取組を進めていただきたいと思います。

併せまして、外国人人口の増加に伴い、私たちと同様の課題を抱える自治体もたくさんいらっしゃると思います。会員として情報や課題を共有し、今後の取組にお力添えをいただきたく存じます。

最後になりますが、本日、会議にご参加をいただきました皆様、そして、会議の模様を視聴してくださった皆様に心から感謝を申し上げます。今回は、新型コロナ対策という観点から、全てオンラインでこの会議を開催させていただきました。無事に本日このように会議が終了できますのも、関係省庁の皆様と会員都市の皆様、そして、長時間にわたりましてセッション1、セッション2とコーディネーターをお務めいただきました明治大学の山脇先生、関係者の方々の絶大なるご協力のおかげだと思っております。本当にありがとうございました。

2年にわたり座長を務めさせていただきましたが、今度は、群馬県大泉町にバトンを渡し、次回の会議が盛大に開催できますことを今回の座長とし、鈴鹿市長として、大いに期待をしているところでございます。どうぞ皆様、まだまだ寒い日が続きます。新型コロナウイルスの拡大も広がっております。くれぐれも健康にはご留意をいただきますよう祈念を申し上げ、大変粗辞でございますが、閉会の挨拶にさせていただきますと思います。大変長時間にわたり、本当にありがとうございました。

これにて会議を閉じさせていただきますと思います。ありがとうございました。

当日資料 目次

外国人集住都市会議資料	89
1 各種統計 2 調査 3 会員都市における取組事例	
関係省庁資料	134
セッション1	179
外国人が地域で安心して暮らせるために 資料	
セッション2	186
外国人が地域において多様に活躍していくために 資料	

外国人集住都市会議資料

1. 各種統計

会員都市全体における外国人人口は、2021年に総人口の約4%を占める（全国平均は約2%）。

表1 過去5年間の会員都市全体における総人口と外国人人口の推移（各年4月1日）

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年・2021年の比較	全国 2021年
総人口(人)	3,198,274	3,195,947	3,190,175	3,183,375	3,168,355	29,919人減少	126,654,244
外国人人口(人)	108,964	116,796	124,464	132,089	129,949	20,985人増加	2,811,543
外国人比率	3.41%	3.65%	3.90%	4.15%	4.10%	0.69ポイント増	2.22%
国籍数	27～83ヶ国	25～82ヶ国	29～86ヶ国	27～88ヶ国	29～88ヶ国		

注) 全国データは1月1日現在。詳細の都市別データは別表(P.20)を参照。

資料出所：外国人集住都市会議（2021）

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021年1月1日現在）

会員都市全体における外国人の国籍別の人口上位5ヶ国は、ブラジル、ベトナム、フィリピン、中国、ペルーの順となっている。

表2 会員都市全体における国籍別住民数上位5ヶ国（2021年4月1日）

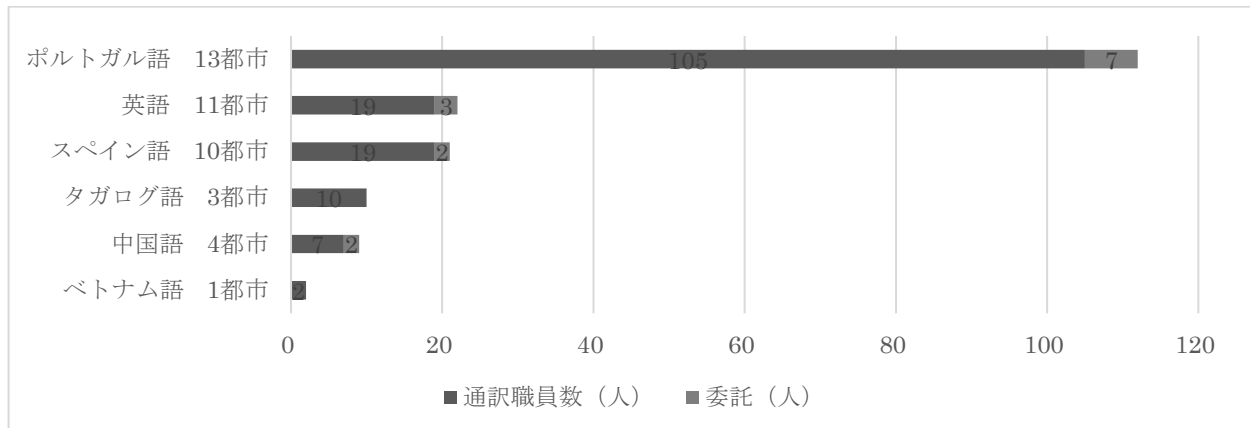
	1位	2位	3位	4位	5位
国名	ブラジル	ベトナム	フィリピン	中国	ペルー
住民数(人)	44,813	17,515	16,947	14,745	7,815

注) 13都市の数値の合計である。中国人住民数は1市のみ台湾人住民数が含まれているが、仮に該当1市の中国・台湾人住民数を除いたとしても5位のペルーより多い。

資料出所：外国人集住都市会議（2021）

会員都市全体における各言語の通訳対応可能都市数、通訳職員数は、以下のようにしており、南米系中心の外国人住民の対応になっている。

表3 会員都市全体における通訳の配置状況（2021年4月1日）



資料出所：外国人集住都市会議（2021）

会員都市全体における外国人の高齢化率については、2020年に一旦減少しているが、基本的には増加傾向にあり、日本人に比べると伸びは緩やかであるが、着実に高齢化は進んでいる。

表4 会員都市全体における高齢化率（各年4月1日）

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年・2021年の比較	全国 2021年
合計	65歳以上(人)	814,970	826,408	834,792	842,604	850,112	35,142人増加	35,768,503
	高齢化率	25.48%	25.86%	26.17%	26.47%	26.83%	1.35ポイント増加	28.24%
日本人	65歳以上(人)	810,480	821,609	829,661	837,292	844,314	33,834人増加	35,581,845
	高齢化率	26.23%	26.68%	27.06%	27.44%	27.79%	1.56ポイント増加	28.73%
外国人	65歳以上(人)	4,490	4,799	5,131	5,312	5,798	1,308人増加	186,658
	高齢化率	4.12%	4.11%	4.12%	4.02%	4.46%	0.34ポイント増加	6.64%

注) 全国のデータは1月1日現在。詳細の都市別データは別表(P.20)を参照。

資料出所：外国人集住都市会議（2021）

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021年1月1日現在）

会員都市全体では、永住者と定住者が2021年時点で外国人住民の約66.4%を占める。

表5 会員都市全体における在留資格別の外国人数（各年4月1日）

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		全国 2021年	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特別永住者	6,513	5.98%	6,271	5.37%	6,104	4.90%	5,947	4.50%	5,731	4.41%	300,441	10.64%
永住者(永住者の配偶者等含む)	49,264	45.20%	50,280	43.05%	51,120	41.07%	51,617	39.09%	52,297	40.26%	861,139	30.50%
定住者(日本人の配偶者等含む)	27,435	25.17%	29,934	25.63%	32,602	26.20%	35,005	26.51%	33,985	26.16%	340,275	12.05%
家族滞在	2,638	2.42%	3,617	3.10%	3,983	3.20%	4,376	3.31%	4,210	3.24%	190,010	6.73%
高度専門職、技術・人文知識・国際業務	3,016	2.77%	3,114	2.67%	5,012	4.03%	6,219	4.71%	6,371	4.90%	299,150	10.59%
技能	812	0.75%	756	0.65%	756	0.61%	734	0.56%	703	0.54%	39,603	1.40%
介護		0.00%	2	0.00%	6	0.00%	24	0.02%	52	0.04%	3,064	0.11%
その他の就労目的の在留資格	1,284	1.18%	1,370	1.17%	1,029	0.83%	1,386	1.05%	1,045	0.80%	65,340	2.31%
留学	2,452	2.25%	2,875	2.46%	3,084	2.48%	3,353	2.54%	2,749	2.12%	227,844	8.07%
技能実習	12,354	11.33%	14,037	12.02%	17,327	13.92%	20,609	15.61%	17,416	13.41%	354,104	12.54%
特定技能		0.00%		0.00%	0	0.00%	153	0.12%	809	0.62%	29,144	1.03%
特定活動	2,562	2.35%	3,731	3.19%	2,948	2.37%	2,526	1.91%	4,489	3.46%	112,382	3.98%
上記以外の在留資格	663	0.61%	807	0.69%	485	0.39%	96	0.07%	54	0.04%	1,069	0.04%
合計	108,993	100%	116,794	100%	124,456	100%	132,045	100%	129,911	100%	2,823,565	100%

注) 全国のデータは6月末現在。詳細の都市別データは別表(P.20)を参照。

資料出所：外国人集住都市会議（2021）、

法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」（2021年6月末（速報値））

別表 2021年4月1日 会員都市全体の人口、高齢化率、在留資格、国籍

	人口	高齢化率			在留資格上位3項目		
		合計	日本人	外国人			
	総人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上人口(人)	資格名(1位)	資格名(2位)	資格名(3位)
	外国人住民数(人)	高齢化率	高齢化率	高齢化率	人口(人)	人口(人)	人口(人)
群馬県 太田市	224,001	58,290	57,956	334	永住者	定住者	技能実習
	12,052	26.02%	27.34%	2.77%	4,004	2,044	1,927
群馬県 大泉町	41,770	9,582	9,214	368	永住者	定住者	日本人の配偶者等
	7,918	22.94%	27.22%	4.65%	3,128	2,477	569
長野県 上田市	155,223	47,586	47,386	200	永住者	定住者	留学
	3,760	30.66%	31.29%	5.32%	1,384	579	385
長野県 飯田市	98,921	32,342	32,217	125	永住者	技能実習	定住者
	2,171	32.69%	33.30%	5.76%	1,134	367	229
静岡県 浜松市	797,938	223,078	221,962	1,116	永住者	定住者	技能実習
	25,593	27.96%	28.74%	4.36%	11,761	4,875	2,612
愛知県 豊橋市	373,833	96,482	95,549	933	永住者	定住者	技能実習
	18,593	25.81%	26.90%	5.02%	6,409	5,680	2,015
愛知県 豊田市	421,280	99,351	98,551	800	永住者	定住者	技能実習
	17,892	23.58%	24.43%	4.47%	6,412	3,715	2,418
愛知県 小牧市	151,920	37,807	37,453	354	永住者	定住者	技能実習
	10,001	24.89%	26.39%	3.54%	3,804	1,995	1,695
三重県 津市	275,238	81,616	81,301	315	永住者	技能実習	定住者
	8,864	29.65%	30.52%	3.55%	2,768	1,913	1,597
三重県 四日市市	310,610	80,749	80,002	747	永住者	技能実習	特別永住者
	10,417	26.00%	26.65%	7.17%	3,390	1,354	1,315
三重県 鈴鹿市	198,353	50,144	49,772	372	永住者	定住者	技能実習
	8,772	25.28%	26.25%	4.24%	3,662	1,917	849
三重県 亀山市	49,530	13,367	13,290	77	永住者	技能実習	定住者
	2,098	26.99%	28.02%	3.67%	666	536	356
岡山県 総社市	69,739	19,718	19,661	57	技能実習	永住者	特定活動
	1,818	28.27%	28.95%	3.14%	908	347	133

資料出所：外国人集住都市会議（2021）

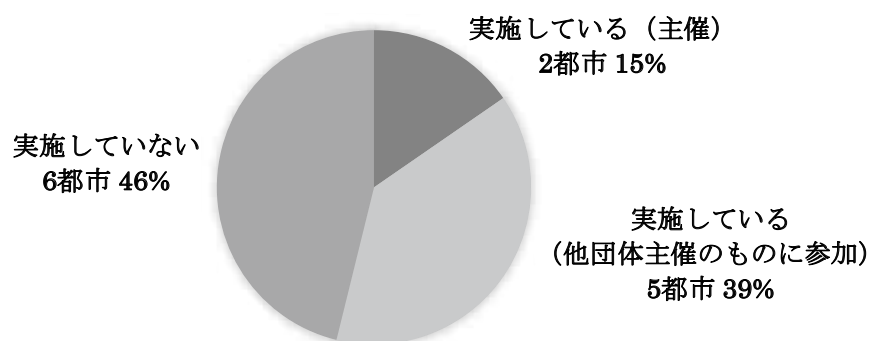
2. 調査結果

「翻訳・通訳等に関する調査」結果について

調査概要：会員都市を対象に、翻訳・通訳に関する状況や課題等について、2021年12月に調査を実施した。

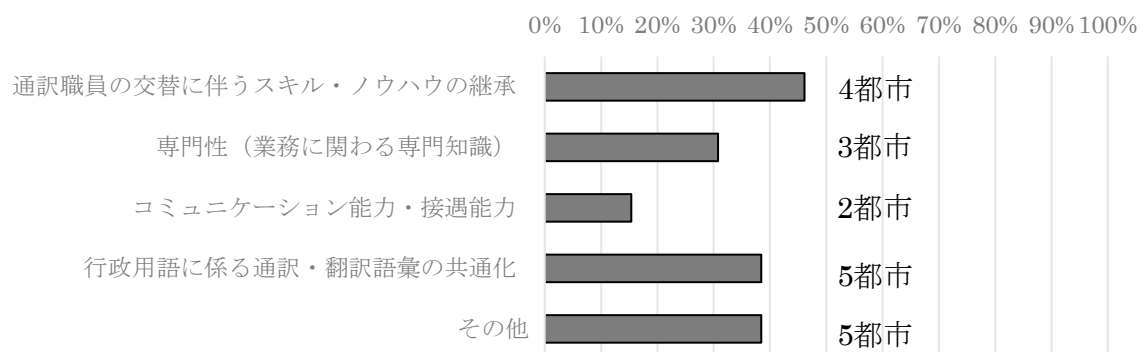
（1）通訳職員のスキルアップのための研修等の実施状況

全会員都市の54%が、何らかの方法で通訳職員向けの研修を実施している。



（2）通訳職員のスキルアップにおける課題（複数回答可の設問）

通訳職員のスキルアップにおける課題は多岐にわたるが、用語の共通化やスキル・ノウハウの継承、専門知識の習得が課題。

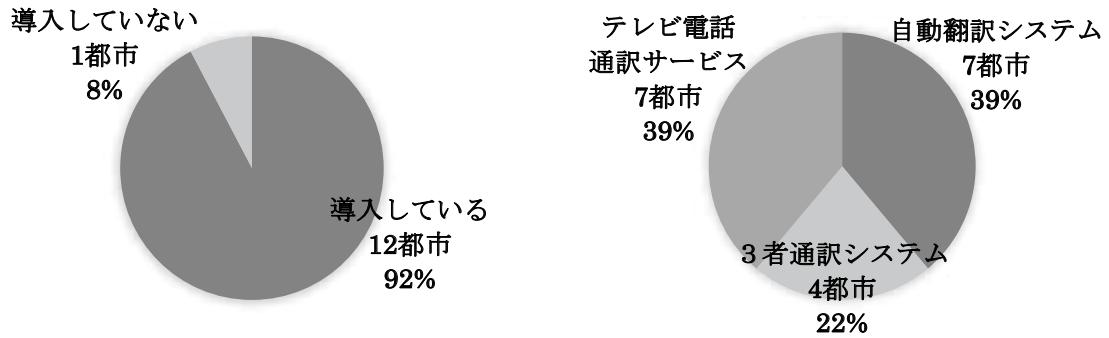


※ その他回答

- ・従事している英語有償ボランティアへのフォローアップ。
- ・スキルの向上。
- ・担当職員が通訳職員に対し、分かりやすい日本語で説明できるスキルの向上が必要。
- ・自治体の通訳職員に特化した研修の実施。
- ・通訳職員の業務内容が様々であるため、全員に適した研修内容にすることが難しい。

(3) 自動翻訳システム・3者通訳システム・テレビ電話通訳サービスの導入状況

ほぼ全ての会員都市で、何らかのサービスが導入されている。



※ 導入システムについて

・VoiceTra (31 言語)	1 都市
・ポケットーク (57~70 言語対応)	3 都市
・あいち医療通訳システム (7 言語対応)	2 都市
・どこでも通訳 (14 言語対応)	1 都市
・KOTOBAL (13 言語対応)	1 都市
・みえる通訳 (13 言語対応)	1 都市
・テレビ de 通訳 (13~14 言語対応)	3 都市
・VoiceBiz (30 言語対応)	2 都市

(4) 現在導入している自動翻訳の使用感や、通訳職員（ひと）による通訳・翻訳との違いについて

翻訳サービスは便利な反面、発展途上であり、まだ課題があるとの意見が多くみられた。

- 職員を介しての通訳・翻訳とは違い、自動翻訳されたものが正しく訳されたものか確認が出来ない点に関して苦労している。
- 単文についてはスムーズに翻訳されるが、長文になると正確性を欠くため、使用者側で「短く話す」「やさしい日本語」を使うなどの配慮が必要。
- タブレット型、窓口設置型の2種類で対応している。込み入った相談には向かない。ネット通信機能（wifi 等）がない場所では使用できない。
- 自動翻訳の精度には未だ課題があるため、自動翻訳機の使用は軽微な案内に限っている。
- 自動翻訳を使いこなすには慣れが必要である。主語を省略しない、目的語を入れるなど。
- 固有名詞の翻訳が間違っていたり、専門的な用語をうまく訳せない場合がある。すべてチェックするのは不可能であり、通訳職員による通訳・翻訳の方が信頼度が高い。
- 機械翻訳タブレットは、窓口対応において、視覚的に使用することができる点や通訳タブレットのように繁忙期に回線が混み合うといった懸念材料がない点は通訳タブレットにはないメリットである。多言語での情報発信においても、日本人の職員が文章を多言語化することがで

きることもコロナ禍における情報発信の有効な手段の一つとなっている。しかしながら、翻訳性能については、発展途上段階であり、あくまで通訳職員によるダブルチェックが必須。

- 自動翻訳に対応していない行政用語があり相談者に回答内容が伝わらないことがある。
- 自治体独自の施策（商品券など）の説明については、対応が難しい。
- 伝えたい日本語と翻訳された内容に若干の差異を感じることもある。

（５）現在導入している３者通訳システム・テレビ電話通訳サービスの使用感や、通訳職員（ひと）による通訳・翻訳との違いについて

３者通訳システムやテレビ電話通訳サービスは、より多くの言語に対応できる点や通訳職員不在時においても円滑に対応ができる点が評価されている。一方で、利用毎に通訳担当者が交代することで生じるデメリットを指摘する意見も多くみられた。

- 通訳サービスの質については満足のいくものであるが、回線混雑により接続できないケースも散見される。
- 使用者（市職員）にとっては、タブレット端末によるテレビ電話になじみがなく、使用に抵抗を感じるという声も聞く。
- 医療現場における電話での多言語対応は「あいち医療通訳システム」を利用している。
- テレビ電話通訳サービスはより多くの言語に対応することができるが、言語によっては、通訳者が埋まっており、即時対応が難しい場合がある。
- テレビ電話通訳サービスの導入により、対応言語の拡大や通訳員が不在の際の円滑な対応に繋がっている。モバイル通信が可能な端末の場合、従前では対応が難しかった庁舎外の現場における通訳が可能となり、よりきめ細やかな対応が可能となっている。しかし、通訳サービスでは利用ごとに担当員が変わるため、前回の相談から続く内容への対応に時間を要する。そのような点から信頼関係の形成が難しく、日常生活における繊細な相談を聞き取ることが難しいのではないかと感じている。
- テレビ電話通訳サービスを利用しているが、通訳が出払っていて繋がらない時がある。
- 対面でのコミュニケーションで生まれる安心感や、同じ通訳者が継続して対応していることにより過去の経緯も把握していることから、窓口に来られるお客さんも対応する職員も、テレビ電話通訳サービスより通訳職員と対面での対応を希望する。特に、複雑な案件や手続きの場合に多くみられる。
- 三者通訳タブレットについては、平成 30 年度導入当初は、市職員並びに外国人住民共にタブレットの使用に対して抵抗があったが、現在は通訳職員以外の言語や出先機関などを中心に活用できている。しかしながら、通訳タブレットであると、その都度、通訳職員が異なるなど、相談対応が断続的な対応になったり、対応時の音量が大きいことなど、一部の住民からは利用を避けられている傾向にある。
- テレビ電話通訳の技術が高くスムーズな対応が出来ている。しかし、相談者によっては長年勤務している通訳職員に通訳をしてほしいというニーズがあり、テレビ電話通訳サービスを避けられる場合もある。

- 児童発達支援や病児保育の説明でテレビ電話通訳を使用した際、上手く伝えられていなかったことが後日判明し、専門的・行政的な用語について、知識不足であると感じる。

「日本語教室に関する調査」について

調査概要：会員都市を対象に、2021年度の日本語教室に関する状況や課題等について、2021年12月に調査を実施した。

(1) 日本語教室の開催状況

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
太 田 市										
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催なし										
大 泉 町										
1	日本語講座通年コース	水・金曜日 19:00-21:00 日曜日 10:00-12:00	なし	延べ 1,040	1,000 (10回分)	大泉国際 交流協会	280	280	0	・町公民館を借用(有償) ・ボランティアへの謝礼あり(交通費程度)
2	日本語能力試験 N1受験準備コース	土曜日 9:15-10:45	10	0	1,000	大泉国際 交流協会	0	0	0	・町公民館を借用(有償) ・ボランティアへの謝礼あり(交通費程度)
3	日本語能力試験 N2受験準備コース	土曜日 11:00-12:30	10	0	1,000					
4	多言語サロン	火・土曜日 9:30-12:00	なし	延べ 409	無料	大泉町教育 委員会	1,350	600	750	・町図書館を使用(無償)
上 田 市										
1	ふれあい日本語教室	日曜日 10:00-12:00	-	9	500/年	ボランティア 団体	53	0	53	・上田市多文化共生推進協会より支援金
2	上小日本語講座	日曜日 13:30-15:00	-	8	無料	ボランティア 団体	35	0	23	・ボランティアへの報償なし ・上田市多文化共生推進協会より支援金
3	みのりの会	土曜日 (祝日を除く) 13:00-15:00	-	4	無料	ボランティア 団体	150	0	23	・上田市多文化共生推進協会より支援金

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
4	ゆうあいまるこ 日本語教室	土曜日 10:00-12:00	-	21	1,000/年 (テキスト 代)	ボランティア 団体	265	委託料 265	0	・丸子ボランティア地域活動センタ ー使用(無償) ・ボランティアへの報酬はなし、交通 費のみ
5	みんなの日本語広場 たろうやま	土曜日 (第2、3、4) 13:00-15:00	-	6	無料	ボランティア 団体	-	0	0	
6	インドネシア ジャヤ	-	-	-	-	ボランティア 団体	-	-	-	・現在活動休止中
7	外国籍のこども 日本語教室 希望	日曜日 13:30-15:00	-	4	無料	ボランティア 団体	-	0	0	
8	にほんご アムアム	学習者の希望 日時	-	6	無料	上田市 多文化共生 推進協会	800	委託料 800	0	・日本語支援コーディネーターの謝 金
飯 田 市										
1	日本語教室 わいわいサロン	木曜日 10:00～12:00	なし	6	無料	飯田市公民館	0	0	0	飯田市公民館職員が事務局を担当 日本語指導は地域日本語コーディネ ーターとボランティアが対応。(無償)
2	日本語教室 わいわいサロン 鼎教室	月曜日 (6月～8月) 19:00～21:00	なし	14	無料	飯田市公民館	502	0	502	一般財団法人 自治体国際化協会 「多文化共生のまちづくり促進事 業」
3	日本語教室 わいわいサロン 松尾教室	月曜日 (10月～12月) 19:00～21:00	なし	11	無料	飯田市公民館		0		一般財団法人 自治体国際化協会 「多文化共生のまちづくり促進事 業」
4	中国帰国者支援事業 「好友会」(日本語教室)	日曜日 13:30～15:30	なし	24	無料	竜丘公民館	150	0	0	飯田市竜丘公民館の地区事業費で 実施。
5	ニツ山団地サロン	毎月1回	—	4	無料	山本公民館	27	27	0	飯田市山本公民館の地区事業費 (公費)で実施。
6	羽場日本語講座	火曜日 (7月～10月) 19:00～21:00	10	6	無料	羽場公民館	40	40	0	市生涯学習スポーツ課にて講師謝 礼金を負担

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
浜 松 市										
1	初級(1期)	月～金曜日	20	15	無料	浜松市	2,640	1,320	1,320	・外国人学習支援センターを会場 ※オンライン対応期間あり
	初級(2期)	9:30-12:30	20	17	無料					
2	中級	水・金曜日 13:30-15:30	10	9	無料	浜松市				・外国人学習支援センターを会場
3	読み書き(1期)	火・木曜日	20	23	無料	浜松市	3,063	1,532	1,531	・外国人学習支援センターを会場 ※オンライン対応併用
	読み書き(2期)	13:30-15:00	20	21	無料					
4	ひらがな・カタカナ (オンライン)1期	火・木曜日 19:00-20:30	20	9	無料	浜松市	300	150	150	
	ひらがな・カタカナ (オンライン)2期		20	4	無料					
	ひらがな・カタカナ (オンライン)3期		20	2	無料					
5	ひらがな・カタカナ (浜北区)1期	土曜日 ①13:00-14:30 ②14:30-16:00	10	3	無料	浜松市	2,145	1,073	1,072	・市内協働センターを会場 ・コロナ禍のため定員を半分対応
	ひらがな・カタカナ (南区)1期		10	3	無料					
	ひらがな・カタカナ (浜北区)2期		10	7	無料					
	ひらがな・カタカナ (南区)2期		10	5	無料					
	ひらがな・カタカナ (東区)1期		10	8	無料					
6	天竜	日曜日 10:00-11:30	無し	9	無料	浜松市	600	300	300	・市内協働センターを会場 ・日本語教員養成課程を有する県内の大学と月に一度ICTを活用した遠隔授業を開催
豊 橋 市										
1	にほんごきょうしつ	土曜日 15:30-17:00 日曜日 13:00-14:30 15:30-17:00 月～金曜日 10:00-12:00	-	130	500	国際交流協会	5,466	2,733	0	・市からの補助事業 ・ボランティアへの報償なし (交通費相当は支給) ・開催経費は、1、2を合わせた金額
2	豊橋ふれあい 日本語教室	木曜日 10:00-11:30	-	3	500	国際交流協会	-	-	-	・会場は市減免 ・ボランティアへの報償なし (交通費相当は支給)
3	日本語教室 (岩田教室) (子ども向け)	土曜日 10:00～12:00	-	12	500/月	ボランティア 団体	806	0	276	・全額県からの補助 ボランティアには交通費程度の報酬あり

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
4	日本語教室 (岩田教室) (大人向け)	月・金曜日 20:00～21:30	-	16	1,500/月	ボランティア 団体	585	-	-	ボランティアには交通費程度の報酬あり
5	日本語教室 (多米教室) (大人向け)	火・木曜日 20:00～21:30	-	16	1,500/月	ボランティア 団体	640	-	-	ボランティアには交通費程度の報酬あり
豊 田 市										
1	TIA にほんごひろば (会話)	土曜日 10:00～11:30	30	23	無料	豊田市	10,196	5,464	4,732	・受講者数等は3期分の合算 ・市から国際交流協会への委託事業(開催経費に記載した 10,196 千円は、この表の1～6の教室開催費だけでなく、教室運営全般や人材育成等を含めた委託費全額を記載)
2	TIA にほんごひろば (読み書き)	土曜日 10:00～11:30	30	26	無料	豊田市	(10,196)	(5,464)	(4,732)	・受講者数等は3期分の合算 ・市から国際交流協会への委託事業(開催経費に記載した 10,196 千円は、この表の1～6の教室開催費だけでなく、教室運営全般や人材育成等を含めた委託費全額を記載)
3	TIA にほんごひろば オンラインクラス(会話)	金曜日 13:30～14:30	20	13	無料	豊田市	(10,196)	(5,464)	(4,732)	・受講者数等は2期分の合算 ・市から国際交流協会への委託事業(開催経費に記載した 10,196 千円は、この表の1～6の教室開催費だけでなく、教室運営全般や人材育成等を含めた委託費全額を記載)

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
4	TIA にほんごひろば オンラインクラス (読み書き)	土曜日 16:00-17:30	10	6	無料	豊田市	(10,196)	(5,464)	(4,732)	・市から国際交流協会への委託 事業(開催経費に記載した 10,196 千円は、この表の1～6 の教室開催費だけでなく、教室 運営全般や人材育成等を含め た委託費全額を記載)
5	つながるにほんご	土曜日 13:00-14:30	20	28	無料	豊田市	(10,196)	(5,464)	(4,732)	・受講者数等は2期分の合算 ・市から国際交流協会への委託 事業(開催経費に記載した 10,196 千円は、この表の1～6 の教室開催費だけでなく、教室 運営全般や人材育成等を含め た委託費全額を記載)
6	アバンセ日本語教室	日曜日 10:00-11:30	20	17	無料	豊田市	(10,196)	(5,464)	(4,732)	・受講者数等は2期分の合算 ・市から国際交流協会への委託 事業(開催経費に記載した 10,196 千円は、この表の1～6 の教室開催費だけでなく、教室 運営全般や人材育成等を含め た委託費全額を記載)
小 牧 市										
1	A クラス	日曜日	20	3	1,000	小牧市 国際交流協会	74			ZOOM 開催 経費は第 2 期(3 か月間)の講 師料
	Bクラス	日曜日	20	12	1,000	小牧市 国際交流協会	74			ZOOM 開催 経費は第 2 期(3 か月間)の講 師料
	C クラス	日曜日	20	4	1,000	小牧市 国際交流協会	74			ZOOM 開催 経費は第 2 期(3 か月間)の講 師料

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
1	D クラス	日曜日	20	3	1,000	小牧市 国際交流協会	74			ZOOM 開催 経費は第 2 期(3 か月間)の講 師料
	E クラス	日曜日	20	0	1,000	小牧市 国際交流協会	0			受講者 0 のため経費 0 円
	F クラス	日曜日	20	7	1,000	小牧市 国際交流協会	74			ZOOM 開催 経費は第 2 期(3 か月間)の講 師料
	中級クラス	土曜日	20	8	1,000	小牧市 国際交流協会	74			ZOOM 開催 経費は第 2 期(3 か月間)の講 師料
	上級クラス	日曜日	20	5	1,000	小牧市国際交 流協会	74			ZOOM 開催 経費は第 2 期(3 か月間)の講 師料
津 市										
1	津市国際交流協会 津地区 日本語教室	毎週日曜日 18:00~19:45	無し	44	無料	津市 国際交流協会	350	津市国 際交流 協会へ の補助 金 6,219 千円の うち、 300 千 円の充 当	無し	・津市からの補助金により、津市 国際交流協会が運営。 ・ボランティアへの報償はない が、駐車場代がかかる会場にお いては必要料金を支給。
2	津市国際交流協会 安濃地区 日本語教室	隔週土曜日 18:00~19:30		22						
3	津市国際交流協会 久居地区 日本語教室	毎週金曜日 19:00~20:30		27						
4	津市国際交流協会 河芸地区 日本語教室	第 1~3 日曜日 13:00~16:00		0						
5	初期日本語教室 「きずな」「移動きずな」	月~金曜日 9:00~11:30		39	無料	津市教育委員 会事務局 人権教育課	5,032	1,494	2,987	・「移動きずな」は対象児童生徒 の在籍校に開設。 ・受講者数は転入状況により流 動的。

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
四 日 市 市										
1	多文化共生教室	【おとな】 月～金曜日 10:00-11:30、 13:30-15:00 土曜日 10:30-12:00 【こども】 土曜日 9:00-10:00	-	46	【おとな】 100/1 回、 500/6 回、 1,000/12 回 【こども】 無料	四日市市	2,679	2,679	-	市直営
2	YIC日本語サークル	毎日 9:00-17:00 (月曜日・祝日 は休館)	-	228	無料	公益財団法人 四日市市文化 まちづくり財団	10,761	10,761	-	市から委託料を支出 ※日本語教室以外の経費を含 む
3	地域社会で豊かに暮ら すための日本語教室	火曜日 19:30-21:00	-	20	無料	ボランティア 団体	924	924	-	市から委託料を支出
4	笹川子ども教室	月・金曜日 15:00-18:00 18:00-20:00 火曜日 18:00-20:00 水曜日 14:30-16:30 18:00-20:00 木曜日 18:00-20:00 土曜日 9:30-11:30	40	83	無料	ボランティア 団体	3,728	3,728	-	市から委託料を支出
鈴 鹿 市										
1	鈴鹿日本語会 AIUEO	土曜日 18:00～19:30	-	30	1000/月	ボランティア 団体	211	95	0	・公民館を使用(有償) ・ボランティアへの報償なし ・受講費 1 回 250 円

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

	コース名	曜日 時間	定員 (人)	受講 者数 (人)	受講費 (円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他 補助金 等 (千円)	備考
2	桜島日本語教室	水曜日 18:30～20:00	-	23	200/回	ボランティア 団体	175	95	0	・児童センターを使用(無償) ・ボランティアへの報償なし ・受講費 1 回 200 円
3	牧田いろは教室	土曜日 10:30～11:40	-	18	250/回	ボランティア 団体	181	95	0	・コミュニティセンターを使用(無 償) ・ボランティアへの報償なし ・受講費 1 回 250 円
亀 山 市										
1	亀山日本語教室 「はじめのいっぽ」 A クラス(初級)	土曜日 19:00～20:00	10	10	無料	ボランティア団 体と市の協働	71	71	0	・会場費・教材費・消耗品費・ボ ランティアへの報償は市負担
2	亀山日本語教室 「はじめのいっぽ」 B・C クラス(中級・上級)	土曜日 19:00～20:00	10	9	無料	ボランティア団 体と市の協働	71	71	0	・会場費・教材費・消耗品費・ボ ランティアへの報償は市負担
総 社 市										
1	地域でつながる 日本語教室 (オンライン)	日曜日 9:30～11:30	なし	延べ 26	無料	総社市	1,167	1,167	0	・市直営 ・有資格者による日本語指導

(2) 受講者の構成

年代別では 20 代、30 代が全体の半分以上を占める。
 国籍別ではブラジル、ベトナム、フィリピン国籍の順に受講者が多い。
 在留資格別では永住者や定住者などが全体の 6 割を占める。

年代別構成

国籍別構成

在留資格別構成

	受講者 (人)	割合 (不明を除く)
～9歳	60	6.83%
10代	134	15.24%
20代	241	27.42%
30代	230	26.17%
40代	133	15.13%
50代	58	6.60%
60代	18	2.05%
70代以上	5	0.57%
不明	817	-
合計	1,696	100%

	受講者 (人)	割合 (不明を除く)
ブラジル	247	23.80%
ベトナム	203	19.56%
フィリピン	153	14.74%
中国	111	10.69%
ペルー	68	6.55%
インドネシア	53	5.11%
タイ	41	3.95%
ポリビア	17	1.64%
スリランカ	16	1.54%
アメリカ	10	0.96%
その他	119	11.46%
不明	658	-
合計	1,696	100%

	受講者 (人)	割合 (不明を除く)
技能実習	144	17.78%
永住者、定住者、 日本人の配偶者等、 永住者の配偶者等、 家族滞在	487	60.12%
特定技能	13	1.60%
家族滞在	9	1.11%
留学	3	0.37%
技術・人文知 識・国際業務	2	0.25%
その他	152	18.77%
不明	886	-
合計	1,696	100%

(3) 日本語教師、ボランティア数

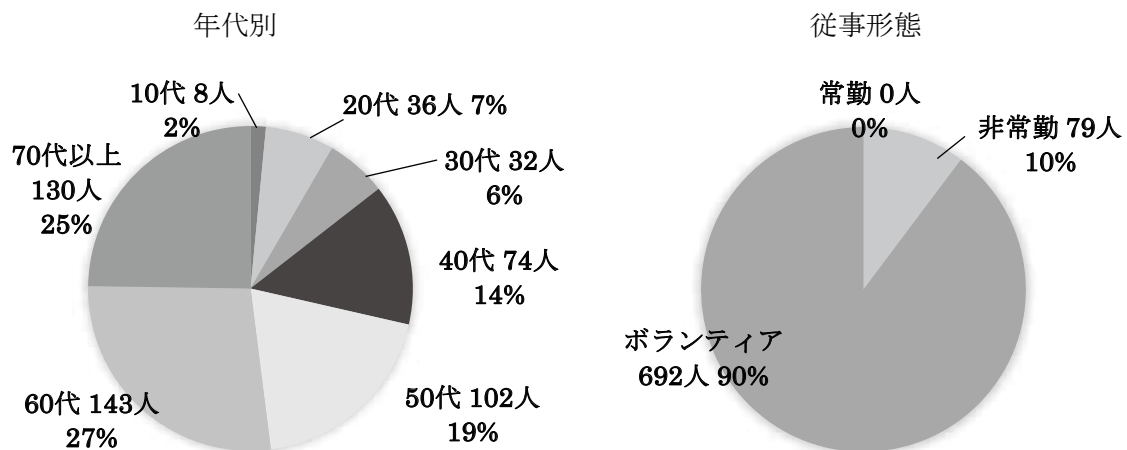
年代別では 60 代以上が全体の半分以上を占める。
従事形態別では、ボランティアが約 90%を占める。

上段:人数 下段:割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計
常勤	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 -	0人 -
非常勤	2人 2.6%	1人 1.3%	8人 10.3%	18人 23.1%	23人 29.5%	21人 26.9%	5人 6.4%	1人 -	79人 -
ボランティア	6人 1.3%	35人 7.8%	24人 5.4%	56人 12.5%	79人 17.7%	122人 27.3%	125人 28.0%	245人 -	692人 -
計	8人 1.5%	36人 6.9%	32人 6.1%	74人 14.1%	102人 19.4%	143人 27.2%	130人 24.8%	246人 -	771人 -

注) 教室ごとに集計。2021 年 11 月 1 日現在。

注) 割合は年代ごと。不明を除く。

注) ボランティアは原則として、日本語教育に対する報酬等を受けない者(交通費等の実費は報酬とみなさない。)



(4) 日本語教師、ボランティアの状況

日本語教師、ボランティア共に、「人が足りていない」「現段階では足りているが、将来的に不足すると予想している」との回答が大半を占める。

	日本語教師		ボランティア	
	教室数	割合	教室数	割合
人は足りていて、今後も問題はない	1	3.1%	3	6.7%
現段階では足りているが、将来的に不足すると予想している	17	53.1%	25	55.6%
人が足りていない	14	43.8%	14	31.1%
わからない	0	0.0%	3	6.7%
合計	32	100%	45	100%

注) 回答のあった教室ごとに集計。

(5) 日本語教師、ボランティアの養成や研修における課題

- 日本語ボランティア講師の高齢化や、将来的なボランティア講師の不足が懸念される。
- ボランティア養成のための講座を開催しても受講者が集まらない。
- 日々の講座運営で手一杯な状況のため、ボランティアのスキルアップのための取組にまで手が回らない。
- 学習支援者養成。
- ボランティアの高齢化
- ボランティアスタッフの方達は自主的・積極的に講座に参加して、受講者と気軽に話をしており、講座の雰囲気はとても良いと感じる。
- より専門的な知識が入るとより良い教室になるかもしれないが、現状、外国籍住民の居場所のような形で機能しているので、今後必要に応じて検討したい。
- 日本語教師を雇用できていない（授業時間数に対する謝金払いをしている）ため、人材が定着しなかったり、日本語教員養成課程を修了した学生の就職先として選ばれなかったりする。そのため、研修を開催しても参加は任意となってしまう、日本語教師全員が研修を受ける仕組みになっていない。
- コロナ禍で新規メンバーを募集していない日本語学習支援団体がある等の理由で、半年間の日本語ボランティア養成講座を修了しても、修了生が希望する活動に至らないときがある。
- 日本語教師として生計を立てていけるだけの待遇での活躍の場が少ない。
- 日本語教師の地位向上とボランティアの安定的な確保：現状、日本語教師の社会的地位が未だ確立されておらず、有能な教師が安定的に働くことができる職業になっていない。専門性を持った日本語教育人材と場が充実すれば、ボランティアの参加意欲も高まり、今後の更なる日本語教育の発展が期待できると思う。加えて、日本語習得が必要な外国人から、相応の参加費を求めること自体が非常に難しい状況にあり、その改善もあわせて必要となる。
- 日本語指導ボランティア講座を（全12回）年2期、計画しているが、実際に教室までつながらない方もいる。
- ボランティアの数が不足しており、高齢化も進んでいるため、新しいボランティア育成のため、市の事業で日本語ボランティア研修を開催している。
- スタッフには、社会人経験が豊富な方が多いため、ボランティアを養成するうえで、スタッフ同士のコミュニケーション大切にしている。
- 個々人のノウハウで教えていることもあり、日本語を教える技術を正確に伝承することが難しい。
- ボランティアを養成する研修などがあっても、教室運営で各人の時間を確保しているところにプラスして、研修の時間までは取れない。
- ボランティアスタッフの人数不足から新たなスタッフ確保のための研修が中心になってしまい、既存スタッフのスキルアップ研修が実施出来ていない。・

(6) 教室運営における課題

- コロナ禍でのオンラインの日本語教室開催に関するノウハウの共有・活用。
 - ボランティアや日本語指導助手については、長年培った経験を頼りにする部分も多いが、高齢化が進んでいることから、世代交代も課題となってくる。
 - ボランティア養成講座を受講しても、ボランティアとして続かないことが多い。
 - 参加者の仕事が忙しくなると教室に参加しなくなるなど、学習が継続しないケースが多い。
 - 学習者を一定数確保することが難しい。
 - 学習内容がニーズの多様化についていけない。
 - 受講者の減少により教室の存続が難しいと感じている。
 - 今年度は、口コミで新規の受講者が1名新たに参加したが、より多くの方に気軽に参加してもらえるような周知方法を検討していきたい。
 - 日本語教師には単年度ごとに教室への登壇を依頼している。教師が安定的な身分で雇用されることで中長期的に教室を捉え、コーディネーターとともに地域日本語教育体制づくりに関わることができるような体制が必要だと思われる。
 - ボランティア養成講座の修了生は、外国人学習支援センターにてボランティアとして参加する方が多い。現在はコロナ禍のため、交流型の活動は休止しており、読み書きクラスの登録者も多いので、ボランティアの活躍の場が少ない。一方で、外国人散在地域では、活動できるボランティアが少なく、ボランティアの高齢化が課題となっている。
 - 教室に通う外国人の多様な学習ニーズと日本語ボランティアのスキルのミスマッチが起こりやすい。
 - コロナ対策で教室に入室できる人数の制限を行っているため、クラスによっては受講希望者を全て受け入れられていない。
 - 学習者の募集及び教室の周知：長期滞在傾向の外国人が多数いる一方で、母語で生活が成立している外国人にとっては、日本語を学ぶためのインセンティブが低いため、日本語学習への参加者の募集に苦勞する。
 - 常時8～9コース開催で、教室となる会場が不足している。もう一部屋確保できるとよい。
 - ボランティアスタッフの高齢化。
 - 津市は広域なので、市内どこの学校に在籍することになっても同等の初期日本語指導が保障できるように、さらなるボランティアの拡充を図る必要がある。
 - 技能実習生の参加が多い反面、定住・永住者等の生活者の参加が少ない。
 - 無断欠席やドタキャンをする学習者がいる。
 - 生活に必要な日本語の学習と日本語能力試験のための学習との線引き。
 - 運営側の若年層スタッフ（学生など）が定着することは非常に困難。
 - 本業と兼務している方も多いため、本業の影響によりスタッフがボランティアを継続できないこともある。
 - 事務処理が多く、（本業等の影響もあり）特定のスタッフに負担が集中している。
 - ボランティアスタッフの高齢化や後継者不足による地域の日本語教育の担い手が減少している現状があり、十分な日本語教育を実施出来ていない。
-

(7) 国等への要望等

- 日本語教育における ICT の活用促進。
- 日本語教室が周辺に無い地域でも等しく日本語教育を受けられるような環境整備。
- 文化庁の助成事業等については、要件が地域の実態にそぐわず対象外となることがほとんどであるため、日本語教育について自治体ごとの実状に合わせて柔軟に使用できる支援プログラムの創設を要望する。
- 外国人雇用拡大に伴い、外国人住民の増加が予想され、生活の質向上、地域住民との共生、子どもの就学など多くの問題が発生する事が予想される。
- 日本語指導者、支援者の研修制度をはじめとする日本語教育制度の確立、研修後の支援者の活躍の場所、生活の保障、企業との連携を図るための経団連などへの働きかけ、学齢超過の外国人の児童生徒の就学の保障などに対する国家レベルでの対策を望む。
- 日本語教育に係る諸課題に対応するため、地域日本語教育推進方針に基づく現各種取組を実施しているが、より発展的な取組を含めた総合的な体制の構築を目指した学習環境整備を進め、事業全般を計画的かつ継続的に実施していくため、令和元年度から文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用している。しかしながら、文化庁の同事業は補助率が2分の1であり、市町村が行う日本語教育の取組に対しては令和3年度に地方財政措置がなされているが、今後の日本語教育の充実と財政負担軽減のため、政令指定都市が行う総合的な体制づくりの推進に対する地方財政措置を要望する。
- 現在、日本語教育を専門に学んだ大学生の卒業後進路が、日本語学校や海外で経験を積むなどしかなく、地域において生活者としての外国人に対する日本語指導の可能な人材の確保が困難である。また、次世代の支援者がいないことでノウハウも継承されず、教育の質の維持が難しくなっているため、地域で活躍する日本語教師確保に向け、日本語教員養成元である大学との連携を始めている。日本語教員養成課程で学ぶ大学生が、自治体主催の日本語教室において実習を行うことを単位として認めていただくとともに、そうした地域日本語教育に関心を持つ次世代を担う人材が、安心して日本語教師として活躍できるよう、身分保障についても併せて検討をお願いしたい。
- 日本語教師の処遇の改善につながるような資格の創設などの仕組みづくり。
- 外国人材を受入れる企業などによる日本語教育の実施や地域の日本語教室に対する支援などの制度構築。
- 安定した日本語教育を実施するための仕組みづくり。
- 日本語学習の動機付けに繋がる法整備等の仕組みづくり。
- 津市国際交流協会と協働で開講している4か所の日本語教室は地域のボランティアスタッフによる運営が続いているが、スタッフ不足など課題は多く、課題解決のための支援策立案をお願いしたい。
- 日本語教育の推進に関する法律ができ、その重要性が見直されている中、現在の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」等、国の事業継続をお願いしたい。
- 外国につながる子どもの支援に係っては、子どもだけでなく、日本語を話せない保護者へ母語で情報を伝える通訳者の存在が大きい。国としても「特別の教育課程」を編成してい

る子どもの数だけでなく、多様な支援に係る人的支援、予算措置等をお願いしたい。

- レベル別に対応したカリキュラムや教材の提供。
- 現状の日本語教育はボランティアの時間と労力を費やすことで成立しているため、ボランティアをベースにした日本語教育の現状を改善することを求める。
- ボランティアで運営する日本語教室が日本語教育の受け皿になるのではなく、プラスαの位置づけになることを願う。
- 改善する一つの方法として、企業における日本語教育の推進を国の方でより、推し進めていただきたい。
- ボランティアで運営していくことには限界があるため、自治体への補助の拡充を求める。
- 外国人の受入れについて、“人口減少対策”や“労働者”という視点でしか捉えられていないように感じることから、“生活者”として外国人を受入れている国による施策の推進を求める。
- 外国人の存在があることで、この国が成り立っていることを広く広報していただきたい。
- 日本語教師を国家資格とし地域日本語教育従事者への指導者としての立場を確立させ、すべての地方自治体に日本語教師を配置する等の仕組みづくり。

「コロナ禍での対応」について

会員都市全体を対象に、コロナ禍での対応について、2021 年 12 月に調査を実施した。

(1) ワクチン接種案内や予診票の対応言語

	ホームページ	案内チラシ	予診票		
太田市	ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語	ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語	ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ベトナム語、タイ語、ネパール語 他10言語 (厚労省の予診票を使用)		
大泉町	ホームぺージ 多文化共生コミュニティセンターHPで日本語・英語・ポルトガル語で周知	案内チラシ 接種券送付時に外国人向け多言語チラシ(見出し8言語、本文3言語)を同封	予診票 英語とポルトガル語については国の翻訳に先行して作成し、HPに掲載		
上田市	ホームページ 英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ロシア語、仏語	案内チラシ 英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、タイ語、やさしい日本語	予診票 英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ロシア語、仏語、アラビア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語		
飯田市	ホームページ 市のコロナウイルスサイトにおいて、多言語とやさしい日本語で情報発信	案内チラシ 市が作成した案内をもとに、多言語とやさしい日本語で作成	予診票 国が作成した多言語予診票と日本語の予診票を対比させ、記入方法を告知した。		
浜松市	ホームページ 英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、やさしい日本語	案内チラシ 封筒に英語・ポルトガル語表記、封筒・案内チラシに7言語対応ホームページへのQRコード掲載	予診票 英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語		
豊橋市	ホームページ 4言語(ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語)	案内チラシ 4言語(ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語)	予診票 4言語(ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語)		
豊田市	ホームページ ・各種新型コロナウイルス感染症関係の情報をやさしい日本語で記載したページを作成 ・市HP自動翻訳:英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語	案内チラシ やさしい日本語、中国語、ポルトガル語、英語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語	予診票 ・ポルトガル語、スペイン語、英語について記入例を作成し、市ホームページに掲載するとともに、集団接種会場で使用。 ・上記3言語以外については、厚生労働省のホームページへリンクして16言語の予診票を市ホームページで紹介。集団接種会場でも16言語の予診票を設置。	ワクチンパスポート 申請書・チラシ:やさしい日本語、ポルトガル語、中国語、英語、スペイン語	ワクチン説明書 ・ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語の説明書を集団接種会場に設置。ポルトガル語、英語、中国語については医師会事務局にも設置。 ・上記4言語以外については、厚生労働省のホームページへリンクして、16言語の説明書を市ホームページで紹介。
小牧市	ホームページ やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語	案内チラシ 封筒に多言語(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語)で「重要なお知らせ」、「COVID-19」と表記。外国人向けの情報はQRコードを読みとるよう、多言語(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語)で案内	予診票 予約方法についての説明書(やさしい日本語・ポルトガル語・スペイン語・英語)の中に、厚労省作成の多言語予診票を添付した。市の集団接種会場に厚労省多言語予診票を配置した。		
津市	ホームページ 英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語	案内チラシ 英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語	予診票 英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語		
四日市市	ホームページ やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語	案内チラシ やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語	予診票 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語		

鈴鹿市	ホームページ	案内チラシ	予診票		
	案内等は日本語のみであったため、全10言語(やさしい日本語含む)で解説動画を作成し、接種の案内や予診票の書き方などを市の外国人向けYouTubeチャンネル「Amigo Suzuka」に投稿することで周知を進めた。同内容は市のHPでも周知を図った。				
亀山市	ホームページ	案内チラシ	予診票		
	英語・ポルトガル語・スペイン語・やさしい日本語に対応	英語・ポルトガル語・やさしい日本語に対応	厚生労働省が作成した予診票外国語訳を使用		
総社市		案内チラシ	予診票	SNS	
		やさしい日本語	厚生労働省が作成した17言語に翻訳された予診票を活用	ポルトガル語・中国語・ベトナム語・英語・やさしい日本語	

(2) ワクチン接種予約の対応言語

太田市	予約サイト	電話受付	窓口予約
	日本語のみ	ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ベトナム語	なし
大泉町	予約サイト	電話受付	窓口予約
	LINE予約の方法の解説資料をポルトガル語及び英語で作成	ポルトガル語	ポルトガル語 短期滞在・仮放免向け特設窓口としてベトナム語通訳をスポットで配置
上田市	予約サイト	電話受付	窓口予約
	なし	なし	中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語 *すべて多言語相談ワンストップセンターで対応
飯田市	予約サイト	電話受付	窓口予約
	なし	なし	市の外国語相談窓口で対応
浜松市	予約サイト	電話受付	窓口予約
	(期間限定)英語、ポルトガル語、ベトナム語、やさしい日本語	英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語	なし
豊橋市	予約サイト	電話受付	窓口予約
	9言語(日本語、英語、中国語(簡体)、中国語(繁体)、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、ネパール語)	4言語(日本語、ポルトガル語、英語、スペイン語)	20言語
豊田市	予約サイト	電話受付	窓口予約
	なし	豊田市多言語サービスデスク:ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ヒンディー語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ミャンマー語	豊田市多言語サービスデスク:ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ヒンディー語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ミャンマー語
小牧市	予約サイト	電話受付	窓口予約
	日本語のみ。ただし、多言語(やさしい日本語・ポルトガル語・スペイン語・英語)で予約方法説明動画内にサイト入力方法を入れた。	ポルトガル語、スペイン語、英語	ポルトガル語、スペイン語、英語

	予約サイト	電話受付	窓口予約
津市	予約システムは日本語のみ(当課にて画面操作方法資料作成:英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、中国語)	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、クメール語、ミャンマー語、ネパール語、マレー語、モンゴル語、フランス語、ロシア語、イタリア語、ドイツ語、シンハラ語	英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語
四日市市	ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語、ネパール語	ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語	なし
鈴鹿市	予約サイトは日本語のみであるが、サイトの操作方法を動画にまとめ、全10言語(やさしい日本語含む)の動画を作成した。また作成した動画は、市の外国人向けYouTubeチャンネル「Amigo Suzuka」に投稿した。	ワクチン予約コールセンターにおいて、電話によるポルトガル語、スペイン語、英語の3者通訳を導入した。	市の窓口では、ポルトガル語、スペイン語の通訳職員がワクチン予約を補助(Web予約の操作、ワクチンコールセンターへの電話など)するなど、外国人住民でも安心してワクチンが予約できるよう支援を行った。また、他の言語については通訳タブレットにより、対応を行った。
亀山市	日本語のみ(Web予約マニュアルを「やさしい日本語」「英語」「ポルトガル語」「スペイン語」で作成)	日本語のみ(多文化共生部署が英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語、フランス語で支援)	日本語のみ(多文化共生部署が英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語、フランス語で支援)
総社市	日本語のみ	ポルトガル語・中国語・ベトナム語・英語	ポルトガル語・中国語・ベトナム語・英語

(3) ワクチン接種会場の対応言語

太田市	通訳	テレビ電話通訳サービス	自動翻訳機		
	なし	なし	なし		
大泉町	通訳	テレビ電話通訳サービス	自動翻訳機		
	ポルトガル語	なし	凸版印刷「VoiceBiz」		
上田市	通訳	テレビ電話通訳サービス	自動翻訳機		
	なし	なし	なし		
飯田市	通訳	テレビ電話通訳サービス	自動翻訳機		
	期間限定で、曜日ごとに通訳(英・タガログ、ポルトガル、中国、ベトナムの各語)を配置	なし	タブレット型翻訳機を常設		
浜松市	通訳	テレビ電話通訳サービス	自動翻訳機		
	英語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、中国語	英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語	英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語		
豊橋市	通訳	テレビ電話通訳サービス	自動翻訳機		
	2言語(ポルトガル語、タガログ語)	20言語	20言語		

	通訳	テレビ電話通訳サービス	自動翻訳機	電話通訳サービス	その他
豊田市	ポルトガル語(国際交流協会から派遣)	通訳タブレット: 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語	通訳タブレット: 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語	ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、韓国語	当日の流れがわかる「チェック表」及び「各ブース案内」の表記を英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン・タガログ語、インドネシア語で作成。
小牧市	通訳 やさしい日本語	テレビ電話通訳サービス なし	自動翻訳機 各集団接種会場にポケットークを1台配備	看板 市の集団接種会場のみ、日本語、英語、ポルトガル語の看板を配置	コミュニケーションボード 集団接種会場に、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語で予診や接種時に必要な言葉を記載したコミュニケーションボードを配置
津市	通訳 なし	テレビ電話通訳サービス 英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語、フランス語、ネパール語、ヒンディー語、ロシア語、インドネシア語、ミャンマー語	自動翻訳機 なし		
四日市市	通訳 ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語(外国人に配慮した集団接種日のみ)	テレビ電話通訳サービス 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ロシア語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、ヒンディー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、手話	電話通訳サービス 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ロシア語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、ヒンディー語	機械通訳サービス 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ロシア語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、ヒンディー語	自動翻訳機 なし
鈴鹿市	通訳 1会場に限定して、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の通訳を配置した。	テレビ電話通訳サービス 4箇所あるワクチン接種会場、全てに多言語通訳タブレットを設置した。	自動翻訳機 なし	その他 ワクチン接種会場では、ポルトガル語、スペイン語の案内板を表示するなど、外国人住民にもわかりやすいものとした。	
亀山市	通訳 ポルトガル語	自動翻訳機 英語、他63言語(ポケットークS対応言語)で対応			
総社市	通訳 ポルトガル語・中国語・ベトナム語・英語・タガログ語・インドネシア語・スペイン語・ミャンマー語				

(4) 情報の周知方法

	HP	チラシ	SNS		
太田市	市ホームページにて多言語情報の発信	月1回発行の多言語版広報誌に啓発チラシの折込み	Facebookページを開設、やさしい日本語での情報発信		

	HP	チラシ	SNS		
大泉町	感染者情報等については随時多文化共生コミュニティセンターHPに掲載、併せてキーパーソンへメールで展開	小売店(コンビニやスーパー含む)・学校・派遣会社・教会等に随時配布、時短要請中は飲食店を巡回して周知	キーパーソンやブラジル総領事館へSNSでの情報展開を依頼		
上田市	英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ロシア語、仏語	英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、タイ語、やさしい日本語	外国人住民のキーパーソンを経由して情報提供		
飯田市	市のコロナウイルスサイトにおいて、多言語とやさしい日本語で情報発信	外国人住民に接種券送付のタイミングに合わせて多言語案内を送付	外国人住民キーパーソンを経由して情報提供		
浜松市	英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、やさしい日本語	英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、やさしい日本語	英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、日本語		
豊橋市	4言語(ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語)	4言語(ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語)	4言語(ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語)		
豊田市	市HPにおいて、各種新型コロナウイルス感染症関係の情報を掲載	国等の既存のチラシ等を活用し、市HP等で掲載	国際まちづくり推進課Facebookにおいて、各種新型コロナウイルス感染症関係の情報を掲載	メール	各国キーパーソン、関係団体へチラシやHPへのリンクを記載したメールを展開
小牧市	ワクチンの予約方法等について掲載、予約方法の説明動画を多言語で作成	ワクチンの予約方法についての多言語チラシを外国人相談窓口配置	日本語	広報誌	外国語版生活情報誌(6言語)にワクチン情報を随時掲載
津市	英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語(中国語、韓国語は自動翻訳による)	感染状況等に応じて必要な情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語で作成し、関係部署等に配布・周知を行った。	市のFacebookページにおいて、英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語で、感染状況等に応じて、その都度情報発信を行った。		
四日市市	やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語	やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語	やさしい日本語、ポルトガル語		

	HP	チラシ	SNS	YouTube	
鈴鹿市	外国人住民向けページ「Amigo Suzuka」を新たに開設し、「ポルトガル語」、「スペイン語」、「やさしい日本語」それぞれの言語、情報を発信した。	市内の外国人向け飲食店や店舗、また市内企業（約290社）に対して、市が作成したコロナ啓発ポスターの配布、周知を行った。	外国人住民向けFacebookページ「Amigo Suzuka」を開設し、HP同様、情報発信を行った。	「市でコロナワクチンを打つ方法」、「ワクチンのWeb予約方法」、「ワクチンの集団接種について」、「予約票の書き方」、「ワクチン接種後の感染対策について」をテーマに視覚的にわかりやすく情報を取得していただけるよう、動画を作成し、市の外国人住民向けYouTubeチャンネル「Amigo Suzuka」に投稿した。 なお、言語については、10言語（やさしい日本語含む）の字幕でそれぞれ動画を作成し、あらゆる国籍の方に視聴いただけるよう、情報を発信した。	
亀山市	英語・ポルトガル語・スペイン語・やさしい日本語で発信	英語・ポルトガル語・やさしい日本語で発信 国や県などが作成した啓発チラシ等をロビーなどに設置	NPOと外国人コミュニティリーダーに依頼しFacebookにてweb予約マニュアルを発信		
総社市	HP		SNS	外国語版ニュース	
	ポルトガル語・中国語・ベトナム語・英語・やさしい日本語		ポルトガル語・中国語・ベトナム語・英語・やさしい日本語	ポルトガル語・中国語・ベトナム語・英語・やさしい日本語	

(5) 上記以外で、外国人市民のワクチン接種に関して工夫した点等

太田市	ワクチンに関する情報において迅速に提供が必要があるものがある場合は、月1回発行の広報誌に加え、臨時号の多言語版広報誌を発行し、日本語が分からない外国人市民にも等しく情報が行き渡るよう工夫した。
大泉町	・外国人学校も介護施設等と同じく感染リスクが高い場所であるという観点から、学校スタッフの接種を施設職員等と同じ枠組みとして実施 ・仮放免・短期滞在者の接種券発行・接種予約に関する臨時特設窓口を開設
上田市	外国籍市民を雇用している企業へ、多言語のワクチン接種チラシを送付した。
浜松市	Google広告を活用した外国人への啓発・ワクチン接種案内
豊橋市	・ポルトガル語、タガログ語に翻訳したワクチン予約案内を対象となる世帯へ郵送。 ・市役所多文化共生・国際課に設置された外国人相談窓口及び国際交流協会内に設置された外国人総合相談窓口において、ワクチン予約を支援。 ・多言語化した予約票などをラミネート加工し、市内医療関係機関に提供。
豊田市	・全ての外国人世帯宛に、やさしい日本語で、ワクチン接種に関する情報及び新型コロナウイルス感染症関係の情報を記載した市ホームページへのリンクをQRコードで記載した通知文を郵送。 ・ワクチン予約方法動画の作成（字幕：やさしい日本語、ポルトガル語、英語、中国語）
小牧市	・外国人向けの広報誌（生活情報誌こまき）の4月号から10月号まで毎月ワクチンに関する情報を多言語で掲載するとともに、掲載した情報をもとにチラシを作製して周知。
津市	・外国人住民が情報を受け取りやすいよう、当市ホームページのトップページへの多言語情報アイコンを追加し随時情報の更新を行った。また外国人住民の利用が比較的多いSNS（Facebook）に外国人住民向けの情報提供用専用ページを開設し新型コロナウイルス感染症防止の啓発やワクチン情報を発信した。
四日市市	・集団接種案内チラシを7カ国語+やさしい日本語で作成し、多文化共生サロンや市役所1階の外国人市民向け生活オリエンテーション、四日市国際交流センターで配布。併せてホームページやFacebookで案内したほか、市内の大学、日本語学校、日本語教室、技能実習生管理団体、企業等に外国人市民への周知協力を依頼した。
鈴鹿市	留学生が在籍する市内大学等にワクチンの接種状況の確認を行った。
亀山市	ワクチン接種のWeb予約マニュアルを多言語（英語・ポルトガル語・スペイン語）で作成し、ホームページ等に掲載するとともに、窓口での予約相談の場合は、多文化共生部署が予約の補助を行った。
総社市	・ワクチン接種が開始される前に、外国人市民に対する事前の説明会を開催し、接種における市の方針を説明することでワクチン接種に対する不安を取り除くとともに、外国人コミュニティに対して支援体制の協力を求めた。 ・市で接種予約が開始されると同時に、接種予約の外国人専用受付窓口を設置し、当課の外国人相談員と職員で対応した。 ・接種会場では、来場する外国人の国籍に合わせて計8言語・延べ210人の通訳を配置し、特設の外国人接種レーンを設けた。通訳の配置については、外国人コミュニティ（SIC & MIA）と委託契約を結び、当課と新型コロナウイルス感染症対策室と連携を取りながら推し進めた。

(6) 独自の施策や取り組み事例等

太田市	LINEでの予約ページが日本語表記のみであったことから、外国人市民から予約方法に関しての問い合わせが多数寄せられた。そこで、外国人市民相談窓口において、LINEでのワクチン予約における操作入力の補助を職員が行った。日時や接種会場を示す用紙を4言語(ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語)で作成し、予約後に配布した。
大泉町	・ブラジルフリーペーパーへの啓発記事掲載 ・町内中学校及び高校の学生に啓発情報のSNS等での周知を依頼 ・近隣在住ベトナム人との懇談会を開催
浜松市	・人材派遣会社等との情報連絡・共有機会の設定 ・ワクチン集団接種会場内の案内表示の多言語化(6言語)及び、通訳者・テレビ電話サービスの配備 ・インターネット上でのワクチン予約を4言語(やさしい日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語)で作成 ・予診票の書き方やワクチン接種手続の動画を多言語で作成(やさしい日本語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、中国語、インドネシア語、英語) ・市長や人気YouTuberによる注意喚起動画の配信 ・感染防止のための注意喚起チラシを多言語で作成し、市公式ホームページ及び浜松国際交流協会Facebookへ掲載、在浜松ブラジル総領事館・ハローワーク・NPOへ周知協力依頼
豊橋市	・予診票の書き方動画の作成(ポルトガル語、英語) ・ワクチン予約における外国人市民枠(集団接種会場のみ)の設定
豊田市	・新型コロナウイルス対策啓発動画の作成(字幕:やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語) ・名古屋グランパス外国人選手からのメッセージ動画の作成(字幕:やさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語)
小牧市	・新型コロナウイルス感染防止対策多言語案内チラシとポスターを製作し、市内企業、飲食店、食料品店、教会などに配布。 ・「感染症にかかった人がいる場合の家庭内での注意事項」をやさしい日本語及び多言語で作成し、感染者及びその家族に対する自宅療養支援(生活支援セット)に同封して配布。
津市	・津市国際交流協会と協働で、家族全員が陽性となり買い物に行くことができない外国人家庭へ数日分の食糧支援を行った(支援期間:三重県緊急事態宣言措置期間である9月1日~9月30日・支援件数:9件)
四日市市	・外国人市民が不安なく接種できるように、外国人市民に配慮した集団接種日を設けた。(通訳の配置や予約のサポート) ・外国人市民が多く暮らす地域やUR団地、飲食店等の外国人の集まる場所でのチラシの配布やSNSを利用した周知を行うとともに、外国人を雇用する企業等への周知については、ハローワーク四日市や四日市商店連合会、四日市市商工会議所に協力してもらった。
鈴鹿市	・留学生応援事業:コロナの影響により、自国への帰国もままならない市内の留学生に対し、市の特産品(お米や伊勢型紙柄のマスクなど)を送る留学生応援事業を行った。 ・コロナ関連の情報を広く周知するため、市内の高校生に啓発ポスターを作成いただき、同ポスターを市内企業に掲示いただいた。 ・コロナ禍において、市に来庁することなく多言語で相談できるよう、『多言語電話通訳サービス』を実施した。
亀山市	・新型コロナウイルス感染症感染防止の啓発チラシを「英語」「ポルトガル語」「やさしい日本語」で作成し、市内のスーパーマーケットで配布した。 ・毎月発行している多言語版広報紙「かめやまニュース」と共に、新型コロナウイルス感染症関連の情報を別紙で作成する等の提供を行っている。
総社市	・日本語教室について、今までオンライン形式で行っていたものを、令和3年11月14日から対面形式で行うこととした。 ・市職員の外国人市民に対する意識啓発及びコミュニケーション能力、窓口サービスの向上を目的とした「やさしい日本語職員研修」を実施している。

群馬県大泉町「ベトナム人キーパーソンの発掘と連携」

大泉町においてもベトナム人住民が増加していることに加え、コロナ禍における外国人住民の生活困窮が取り沙汰されていることから、町内において活躍しているベトナム人住民と町長との懇談会を実施しました。

懇談会では、町への要望や普段生活の中で感じていることの意見交換、行政情報の SNS 等での拡散依頼などを行いました。

また、懇談会に出席し、町に協力してもらえらるキーパーソンとなった方々とともに、短期滞在等の住民登録のない外国人の新型コロナワクチン接種に係る接種券発行及び接種日予約の特設窓口の設置や、町の国際交流協会等を中心とした困窮外国人向けの食糧支援及び日用品バザー事業を実施しています。



懇談会の様子



食糧支援事業の様子

群馬県大泉町「外国人学校児童・生徒のキャリアデザイン支援事業」

外国にルーツを持つ若者たち、特に外国人学校に通う子どもたちは、日本語能力が十分でないことなどが原因で、中学校や高校、外国人学校を卒業した後の進路の展望が持ちにくい環境に置かれているケースがあります。

そうした状況において、将来を担う若者たちが安定した職に就くことができるようになるため、将来ビジョンやキャリアデザインを描く契機にできるよう、外国人ボランティアチーム「We are with You」と連携し、大学や会社など様々な場で活躍する外国にルーツを持つ人たちをロールモデルとしたオンライン講座を実施しました。



講座の様子①



講座の様子②

静岡県浜松市「外国人材活躍促進事業」

浜松市では、外国人材を地域経済をともに支え、まちづくりを進める重要なパートナーと捉え、地域社会への定着を促すとともに、誰もが能力を発揮でき、活躍できる環境づくりに取り組むため、令和3年10月から新たに「外国人材活躍促進事業」を設けました。



詳細はこちら

(1) 浜松市外国人材活躍宣言事業所認定制度

▼目的

外国人材の活躍推進に積極的に取り組む事業所を認定・公表することで、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境の向上を図ります。

▼メリット

- 事業所のイメージアップ（認定証の授与、認定マークの使用、取組紹介 等）
- 多文化共生分野のアドバイザー派遣
- 市発注業務での優遇措置
- 外国人材等日本語学習支援補助金の上限額を10万円引上げ



キックオフシンポジウム



認定マーク

(2) 浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金

▼目的

浜松地域での活躍が期待される外国人材等の就職後の定着促進のため、日本語能力試験N2以上の認定取得に要する経費を負担する事業所を支援します。

▼対象経費

外国人材等の日本語能力試験N2以上の認定取得に際し、事業所が負担した日本語学校就学に要する経費の2分の1以内（上限40万円／人、外国人材活躍宣言認定事業所は上限50万円／人）

▼主な申請要件

- 事業所が雇用又は雇用予定の外国人材等の日本語学校での就学に要する学費を全額負担（外国人材等本人の負担がないこと）
- 外国人材等が日本語学校の指定課程を修了しており、補助金申請日の前日から起算して過去1年以内に日本語能力試験N2以上の認定取得
- 補助金申請日において、外国人材等を正規雇用として採用



長野・愛知ブロック(5都市)

(長野県 上田市、飯田市 愛知県 豊橋市、豊田市、小牧市)

長野県上田市「にほんご アムアム」



上田市では外国籍市民全ての年齢を対象とした日本語教育の一体的な体制づくりを目指し、日本語支援コーディネーターを市の多文化共生推進の核としている組織「上田市多文化共生推進協会（AMU）」に配置し、今年度 7 月から日本語学習支援事業を始めました。

日本語支援コーディネーターが主となり、日本語を教えられる人と日本語を学びたい人をつなぎ、それぞれの人を育てる仕組みづくりをしています。ここでは、既存の教室のように期間や時間を設定して、そこに学習者を呼び集めるのではなく、学習者一人ひとりの学びたい時間や目標を考慮しながら、開催日時や内容を設定しています。現在、日本語能力試験合格を目指す者はテキストを中心に個別学習、日本語の会話レベルを高めたい者はボランティアと一緒にグループトーク中心にそれぞれの時間や方法で学んでいます。

長野県飯田市「飯田市多文化共生社会推進計画第2次改定版」計画期間スタート

飯田市では、平成24年に、市の多文化共生社会推進指針に基づき、多文化共生社会推進計画を策定しました。その後、平成29年に改定し、昨年度、令和3年度からスタートする第2次改定版を策定しました。（計画期間は令和6年度まで）

今回の改定では、「多様な価値観を認め合うことを通じた、外国人住民との多文化共生の意識の向上」を基本戦略に掲げました。外国人住民が持つ多様な価値観を尊重し、相互理解を進めていくには、日常的な外国人住民との交流の積み重ねが重要になってきます。そこで、市が中心市街地に整備している（仮称）飯田駅前プラザ（来年度オープン予定）に、多文化共生推進の拠点を整備していくことに着手しています。飯田市国際交流推進協会と連携し、外国人住民が気軽に立ち寄ったり、高校生を中心とした若者からお年寄りまで、外国人住民と気軽に交流できる場所として整備を進めています。

また、飯田市には34ヶ国の国籍（令和3年3月末現在）を持つ外国人住民が暮らしています。外国人住民の多国籍化に対応するために、第2次改定版では、「やさしい日本語」の活用も重点的な取組の一つに掲げています。まずは、市役所全体で「やさしい日本語」による対応を進めていくため、市役所版の「やさしい日本語ハンドブック（初版）」を作成しました。今後、このハンドブックにより、市役所内での「やさしい日本語」の活用を広げていきます。

飯田市多文化共生社会推進計画第2次改定版

リニアがもたらす大交流時代に「くらし豊かなまち」をデザインする
～飯田市総合計画「いいだ未来デザイン2028」中期計画(2021年度～2024年度)～



【基本目標10】個性を尊重し、多様な価値観を認め合い、活動の場を広げる



【分野別計画】飯田市多文化共生社会推進計画第2次改定版(2021年度～2024年度)

【基本理念】地球市民として、共に生きる

【めざす地域像】多様性を活かし、共につくる 小さな世界都市

【基本戦略】多様な価値観を認め合うことを通じた、外国人住民との多文化共生の意識の向上

施策の柱Ⅰ 定住生活の支援

コミュニケーション支援・子どもの教育支援・生活支援・地域社会活動への参画支援
安全・安心な暮らしの支援

日本語取得を中心とした支援、日本語指導が必要な児童生徒への将来を見据えた教育環境の整備、自立、安心して生活するための支援、地域参画を促し、多様性を活かした地域づくりの推進、災害時や平常時における安全・安心な暮らしの支援

施策の柱Ⅱ 人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進

交流や理解の推進による意識づくり

小さな世界都市にふさわしい、国際交流や国際理解を通じた、地域における多文化共生社会推進の意識の向上
地球規模の視点・素養を持てる人材が育つ地域社会の創出

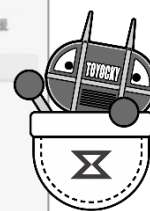
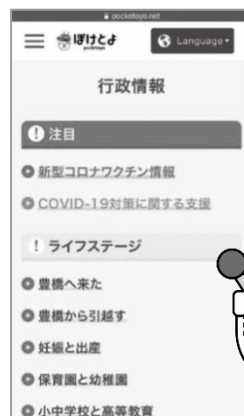
愛知県豊橋市「外国人市民に寄り添うWEBサイト『ぽけとよ -pocketoyo-』」

必要な情報が伝わることによる外国人市民の不安の解消を目的に外国人市民へのタイムリーな情報提供を実現するWEBサイト「ぽけとよ pocketoyo」を9月1日にオープンしました。

ユーザーから意見を収集しWEBサイトに反映するなど、ユーザーとの関係づくりを重視した情報プラットフォームとして機能構築を図っています。また、国際交流諸団体がイベント情報などを掲載することで、外国人コミュニティの共助を促すなど、みんなの意見で育てるWEBサイトを目指しています。



ぽけとよ WEB ページ



(サイトイメージとロゴ)

愛知県豊橋市「コロナ感染症に関連した外国人市民への各種支援」

日本語が理解できない外国人市民に対しても、必要な情報・支援が行き渡るよう、「簡潔」、「安心」をキーワードに、様々な取組を実施しました。

■情報発信（主なもの）

- 市長メッセージやコロナ関連情報を市のホームページや多文化共生・国際課 Facebook に多言語で随時掲載
- 多言語表記のコロナ対策注意事項を外国人市民が集住する市営住宅で各戸配布
- 接種券発送時に同封された案内文書、予診票、医療機関名簿などを多言語化してブラジル人世帯（3,729 世帯）及びフィリピン世帯（2,438 世帯）に全戸郵送

Aos moradores estrangeiros

Atualmente estão surgindo muitos casos de infecção de COVID-19 em Toyohashi!

O vírus atual apresenta alto risco de contágio. Caso você for infectado, há risco de transmitir para sua família, conhecidos, companheiros de trabalho, etc. Para que você não seja infectado, e não transmita para outra pessoa, é necessário tomar os seguintes cuidados:

- Usar máscara ao sair de casa.
- Lavar bem as mãos e desinfetar com álcool.
- Não se reunir com 4 ou mais pessoas para fazer refeições (não fazer churrasco, festa).
- Manter a distância de 1m ou mais entre as pessoas e não conversar durante a refeição.
- Ao conversar durante a refeição, colocar máscara.
- Não ter contato físico, abraçar, beijar.



■ワクチン接種支援（主なもの）

- ワクチン予約支援を外国人相談窓口にて実施
- 集団接種会場における通訳職員配置
- 保健所や集団接種会場に多言語通訳システム（20 言語に対応）を搭載したタブレット端末を配置
- 多言語化した予診票などをラミネータ化し、市内医療関係機関に提供



愛知県豊田市「幼児向け日本語教室」

豊田市では、令和2年度から「幼児向け日本語教室」を開催しています。

豊田市には、令和3年12月1日現在、人口の約4.2%、17,414人の外国人が住んでいます。中でもブラジル人を中心に外国人が集住する保見団地においては、日本で生まれ育っていても日本語に触れる機会が極めて少ないまま小学校に入学するケースが多く、日常生活において日本語を話す環境にない外国人児童生徒は、学校生活においても日本語のサポートが欠かせない状況にあります。

外国人の幼児が就学前から日本語に触れる機会を創り、今後の生活にスムーズに適応するために必要な日本語を、遊びや体験を通して日本語を身に付けることができる教室を実施しています。また保護者に対しても子どもの言語習得等について共に考える場を提供しています。

募集チラシ

とよきあひだりなまち
豊田市豊田平楽

にほんごきょうしつ
こどものための 日本語教室

じゃるじん ききょうしつ ようじくろす
『ジャルジン』(ゆめの木教室 幼児クラス)

のだれが：5歳のこども
おなんにん：5人

いつ：2021年4月6日(火)～2022年3月22日(火)
毎週 火曜日 午後3時～4時

5月4日、8月10日、11月23日、12月28日は休み

おとこ：保見団地 142棟 第1集会所

なにを：
これから生活に必要な日本語を楽しく勉強します
日本での暮らしに必要情報を交換します

わりよう
無料

【問い合わせ】
NPO法人子どもの国
電話番号 090-6096-2340
メール kodomonokuni1999@gmail.com

文化庁 令和3年度 地域日本語教育の推進に関する事業 活用
(愛知県 令和3年度 地域日本語教育推進事業)

愛知県豊田市「新型コロナウイルス感染症関連の情報発信」

豊田市では、外国人向けに新型コロナウイルス感染症に関する啓発や情報発信を様々な媒体を活用して行っています。

市ホームページに、外国人向けの新型コロナウイルス感染症関連の情報をまとめた、やさしい日本語のページを作成し、多言語での啓発チラシや相談できる場所の紹介、ワクチン接種の情報を随時掲載しています。

そのほかにも、市長メッセージにやさしい日本語字幕をつけて発信しています。

また、名古屋グランパス外国人選手からのメッセージ動画や外国人市民の協力のもとで啓発動画を9言語で作成し、市ホームページやYouTubeに掲載しています。

なお、外国人がよく使用する Facebook も活用しながら情報発信を行っています。

市長メッセージ



名古屋グランパス外国人選手からの メッセージ動画



啓発動画



愛知県豊田市

「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」

豊田市では、障がいや国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、要配慮者に関する相互理解の促進と意思疎通の円滑化に取り組むため、「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を令和3年4月に制定しました。

その第一歩の取組として、外国人市民の方等にご協力いただき、職員向けの外国語のあいさつ動画を作成しています。あいさつ動画とあわせて、各国の基本情報を発信し、職員の異文化に対する理解啓発を行っています。

また、職員向けのやさしい日本語研修の実施や、多言語化の基準を示した「多言語化ガイドライン」を作成し、職員向けに周知を行っています。

ブラジルのあいさつ動画

ブラジル連邦共和国



<基礎情報>

- 首都：ブラジリア
- 言語：ポルトガル語
- 宗教：カトリック、プロテスタント、無宗教
- 面積：851万2,000 ㎢（日本の22.5倍）
- 人口：約2億1,260万人（2020年）
- 通貨：レアル

その他が……

- ◆コーヒーの生産量 世界1位
- ◆1908年に最初の日本人からの移民
- ◆指で勝を作るOKサインはタブー

ブラジル果ババキユーシユラスコー

あいさつ動画(Brazil).mp4

○こんにちは Ola!

○ありがとう Obrigado（男性）/Obrigada（女性）

○さようなら Tchau!

○気を付けてね Tome cuidado.



愛知県小牧市 在留相談会

今年度4月より、名古屋入管職員による在留相談を始めました。月に1回、4相談枠で、対面やZoomで、在留資格の相談を小牧市役所内で実施しています。

主に、予約の受付や、相談室・通訳の確保は市側で行い、入管職員には、当日の相談及び情報提供をお願いしています。相談者からは、「何度も名古屋入管に足を運ぶ必要がなくなった」、「具体的なアドバイスをいただけた」という意見があり、好評いただいております。通訳は、市の外国人相談員が行うため、在留資格の知識を得ることができ、スキルアップにもなっています。

市役所で在留相談しませんか？

2021年度版

名古屋出入国在留管理局(名古屋入管)の職員に市役所で在留資格の相談ができます。

日時	毎月第1水曜日、祝日の場合、相談日が変わります。(5月6日(水)と11月4日(水)) 13:00～、14:00～、15:00～、16:00～
相談時間	1組45分(1人か2人で来てください)
場所	小牧市役所(多文化共生推進室)
料金	0円
言葉	やさしい日本語 スペイン語、英語、ポルトガル語(通訳あります。) その他の言語は自動通訳機を使って相談ができます。
申し込み	予約がいきいます。相談の日の2日前までに多文化共生推進室へ電話してください。



〇例えばこんな相談ができます。

- ・会社をクビになりました。仕事を探しています。在留資格の更新ができますか。
- ・妻が子どもを産みます。子どもの在留資格の手続きを教えてください。
- ・私は、留学生です。卒業後、日本で働きたいです。今のアルバイト先で正社員として働きます。在留資格を取ることはできますか。

問合せ先: 多文化共生推進室 TEL.0568-39-6527, 0568-76-1675 (通訳直通)

Regarding consultation about status of residence

English

You can consult about status of residence with the staff of the Nagoya Regional Immigration Bureau.

Date/time	Consultation is available every first Wednesday. When the first Wednesday is a holiday, the consultation day changes.(May 6(Thu)and Nov 4(Thu)) From 13:00, from 14:00, from 15:00, from 16:00
Consultation Hours	45 min (1 or 2 persons)
Venue	Komaki City Hall (Multicultural Symbiosis Promotion Room)
Fees	0 yen
Languages	Simple Japanese, Spanish, English, Portuguese (interpretation available). Other languages can be used for consultation using an automated interpreting device.
Application	Reservation required. Call the Multicultural Symbiosis Promotion Room at least two days before the consultation.

Some examples of things we can help you with:

- I was fired from my job. I'm looking for work. Can I change my status of residence?
- My wife will give birth to a child. Please tell me the procedures for applying for a status of residence for my child.
- I am a foreign student. I want to work in Japan after graduation. I will work as a full employee where I'm working part time now. Can I get a status of residence?



Inquiries: Multicultural Symbiosis Promotion Room TEL.0568-39-6527, 0568-76-1675(Direct interpretation)

愛知県小牧市 KIA（小牧市国際交流協会）プレスクール

小牧市国際交流協会プレスクールは平成22年よりスタートし、今年で12年目を迎えます。住友理工株式会社から寄付をいただき、小牧市幼児教育・保育課、小牧市教育委員会、小牧市多文化共生推進室、朝倉かおり先生（愛知淑徳大学等で教鞭をとっている）と連携しながら、事業を行っています。

KIA プレスクールは1月～3月の3ヵ月間、計12回、毎週土曜日1時間の授業をしています。

目標は①小学校での基本的マナーを身につける ②ひらがななどの基礎的学習 ③日本語でのコミュニケーション能力の向上 ④保護者に対する日本の小学校への理解を促す です。この目標を共に目指して授業をしていただく指導員は、小牧市の広報で募集しています。8月～12月、計11回の指導員養成講座をへて、1月から実際に子どもたちの指導にあたります。募集の際の細かい規定はありませんが、“多文化共生に関心のある方”という形で募っています。プレスクールを経験し、更にスキルアップしたい方のために「ステップアップ講座」を10月～12月計8回開催しています。

初年度は14人だった参加園児が平成30年度には64人まで多くなりました。昨年はコロナ禍で、YouTube 動画配信でのプレスクールを開催しました。令和3年度は1月8日（土）から対面授業を実施する予定です。

プレスクールが修了した後は「対象園児習得後に関する報告書」を作成し、教育委員会に提出しています。小学校が始まる前にプレスクールの情報を対象園児の担任の先生へ提供します。また、夏休み前に追跡調査を教育委員会へ依頼し、その結果をステップアップ講座でチェックしたり、関わった子どもたちの成長を確認しています。



R3 年度ステップアップ講座のようす

R1 年度プレスクール講座のようす



三重・岡山ブロック(5都市)

(三重県 津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市 岡山県 総社市)

三重県津市 外国人住民にむけた情報提供

津市では市庁舎3階に外国人住民総合相談窓口を設置し、ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・英語の通訳員を配置し外国人住民の方々からの日常生活の相談に対し寄り添った対応を行っています。なお、配置している通訳員では対応が難しい言語の方に対しては、タブレット端末を用いた遠隔通訳サービス（14言語対応）を導入し、できる限り母語で相談ができるようにしています。また、各部署からの翻訳依頼にも対応しており、当窓口以外の様々な場面でも、外国人住民が多言語で情報を手に入れることが可能となるような取り組みも行っています。

近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今まで以上に、外国人住民へ向けたよりきめ細やかな情報提供が必要となったことから、当市HPトップページに、多言語の行政情報を集約したページのアイコンを追加し、外国人住民が多言語の行政情報を探す際の利便性を高められるよう随時更新を行っています。しかしながら、受身の情報媒体であるHPだけでは、外国人住民に向けた情報提供としては十分ではないため、直接外国人住民の手元に情報が届くよう、外国人住民の利用が比較的多いSNS（Facebook）に外国人住民向けの情報提供用の専用ページを開設し、新型コロナウイルス感染症防止の啓発やワクチン情報などを始めとした各種行政情報の発信を多言語で行うなどの取り組みも行っています。

Facebookページをはじめました
"Criamos uma página no Facebook!"
!! Hemos empezado Facebook !!
We have started a Facebook page!
Mayroon na rin kaming Facebook Page!

**News Letter
Tsu FB**
津市市民交流課
Facebookもチェック



▲「News Letter Tsu FB」案内

英語 English

How to use the COVID-19 vaccination reservation system

検索対象: 3月13日アップロードされた最新のサイト

ログイン

Enter the coupon number and date of birth of the applicant. Then click on the login button.

クーポン番号 coupon number

生年月日 date of birth

ログイン

Log in

英語 English

1

▲ワクチン予約サイトの翻訳



▲外国人住民総合相談窓口

三重県津市 日本語教室での交流

津市内にはいくつか日本語教室があり、その内津市国際交流協会主催、当市共催で 4 つの地域でボランティアスタッフの運営による日本語教室を開催しています。当教室では、日本語能力検定等に向けた日本語教育の場としてだけではなく、外国人住民が地域で孤立しないための生活支援の場及び日本人のボランティア指導者と学習者である外国人住民の交流の場となるような運営を心がけています。当教室では、学習だけではなく、交流が深められるようなイベントも開催しており、日本の四季を通じ日本の魅力を知ってもらえるような日帰り旅行や日本文化の体験等も随時実施しています。また、相互理解と交流を目的とし、学習者を講師に迎えた日本人住民向けの外国文化を紹介する事業なども開催しており、多文化共生の促進に向けた取り組みを行っています。



三重県四日市市「令和3年度四日市市外国人雇用企業向け講演会

『選ばれる企業、地域になるために～外国人材の活用と日本語学習支援を考える～』



四日市市では、市内及びその周辺地域の企業における外国人従業員やその家族等に対する日本語学習支援の取組を推進しています。この取組の1つとして、外国人従業員を雇用する企業向けの講演会を令和3年7月に開催しました。当日は、本市に隣接する自治体や商工団体等の協力を得ながら、オンラインを含めて25社60名近くの方に参加いただきました。

講演会では、出入国在留管理局からの外国人受入に関する最新情報やポイントなどの紹介、実際に企業内で従業員の日本語学習支援に取り組んだ企業からの事例発表とともに、「地域に根差す企業の日本語学習支援を通じた外国人材開発と効果」というテーマで意見交換を行いました。

講演会後に行ったアンケートの結果では、参加者の約8割が「企業内日本語教室の実施に興味を持った」と回答した一方、開催に必要なノウハウがない等の声が多くみられました。

このことから、まずはモデルケースとしての“企業内モデル日本語教室”を体験することでノウハウ等を得られるよう、現在、講演会参加企業を対象に訪問・ヒアリングを行い、実施に向けて調整を行っているところです。

三重県鈴鹿市「外国人コミュニティ等に向けた感染対策のお願い」

市内で新型コロナウイルス感染症の感染者が増加し、クラスターが発生した際など、早急に外国人に対し、感染対策の徹底を周知する必要があると、多国籍化が進む本市においては、コミュニティの把握と多言語対応が課題となりました。

そのため、鈴鹿国際交流協会と連携し、コミュニティの代表を介して現状把握や感染対策に関する情報発信を行ったほか、宗教による繋がりや集まりも多いことから、教会に直接出向き、施設の感染対策の現把握とともに市の感染状況や感染対策等を説明しました。

訪問した宗教施設では、独自に感染対策をとっていましたが、施設を訪れる外国人にも外出は控えるよう伝えてもらうことと、市からの情報の取得を促してもらうよう、代表の方をお願いしました。また、市からの情報取得については、市外国人交流室が運営する外国人向け Facebook ページ「Amigo Suzuka」の QR コードを掲載したカードを協会や外国人向けの店舗等に設置いただくことで周知しました。



▲教会施設の対策を確認

さらに、市内の NPO 法人愛伝舎に委託し、外国人が多く住む市営住宅を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染予防やワクチン接種に関する戸別啓発活動等を行いました。

有事の際には、少数人口の国籍であっても同様の情報発信が必須であることを痛感したことから、今後も可能な限り多言語での対応に努めるとともに、平時からのコミュニティとの繋がりを進めていきます。



▲市営住宅を戸別訪問

三重県鈴鹿市「地域に向けた多文化共生・出前講座」

新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せた令和 2 年 9 月に、地域の公民館で開催する高齢者教室の中で、多文化共生に関する出前講座を開催しました。

市内でも外国人が多く住む地域であることから関心も深く、多数の方に参加していただきました。担当職員から、市内の外国人に関する状況や市の取り組みなどについて説明した後、三重県国際交流財団の職員から母国ブラジルについて、日本とのつながりを示す現地の様子や子どもの頃のエピソード、また日本に留学してからの体験など、とても興味深い内容を話していただきました。

参加された皆さんのアンケートからは、多文化共生意識が高まったことがうかがえました。



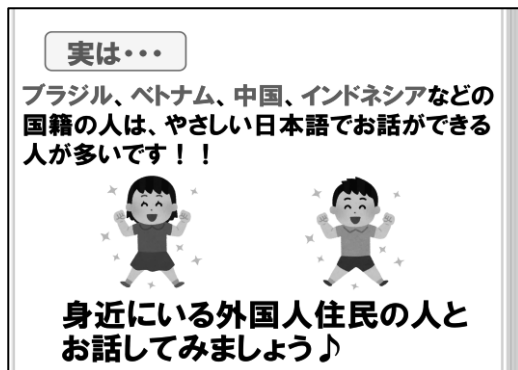
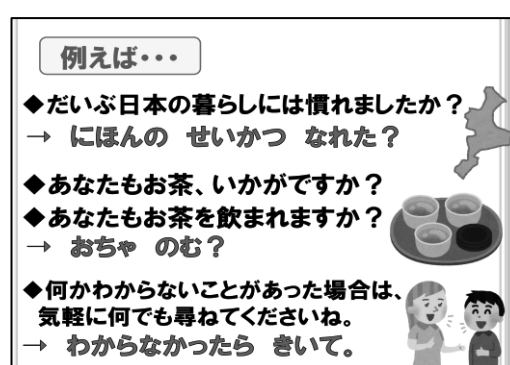
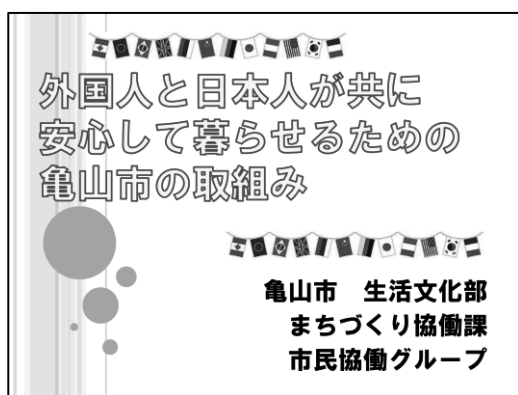
▲出前講座の様子

三重県亀山市「小学校への多文化共生出前講座」

「みんなが過ごししやすい町へ」という小学5年生の国語の学習の一環として、「外国人も日本人にも共に安心して暮らしやすい町づくり」について調べる授業の中で、市職員が、イラストを多く取り入れたパワーポイントを使って、子ども達にも分かりやすいように、市の多文化共生の取り組みを紹介しました。

亀山市に住んでいる外国人住民の人数や国籍、日本語を話せないことで困っている生活上の悩み等を伝えました。

子ども達からは「亀山市に住んでいる外国の人の数が思っていたより多かったので、びっくりしました。」「やさしい日本語を使うと外国の子も助かると思うので、使ってみたいと思いました。」「たくさんの外国の人のための工夫を知ることができてよかった。」などの感想をもらい、多文化共生に向けての相互理解に取り組みました。



三重県亀山市「日本語教室」

亀山市の日本語教室は、市と市民活動団体「亀山日本語教室 はじめのいっぽ」が協働で開催しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、例年のような日本語教室の開催は難しかったものの、コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、人数制限や時間短縮等を行い、対面式での日本語教室を開催しました。

亀山市に在住する外国人住民に日本語学習の場を提供することが出来ただけでなく、生活する上での不安解消やコロナウイルス感染症予防対策の啓発等も行い、情報の提供も図りました。



(初級クラス：ひらがなの学習風景)



(中、上級クラス：会話形式の学習風景)

三重県亀山市「災害時における避難場所の周知」

全国各地で地震や台風などによる大規模災害が多く発生していることから、日本語が分からない外国人住民に市内の避難所を知ってもらい、必要な時に避難してもらうため、ポルトガル語・英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・インドネシア語・やさしい日本語で避難所の場所を記載した、携帯できる「避難所ガイド」を作成しています。このガイドの中で、災害時によく使われる言葉を地域住民とのコミュニケーションの一助となるように、ローマ字で表記しています。

ベトナム語（表面の一部）

Quan trọng !!
Sử dụng khi thiên tai xảy ra

※Hãy luôn mang theo cái này

Tiếng Việt Nam ベトナム語
Trụ sở hành chính thành phố
Kameyama (TEL: 0595-82-1111)
www.city.kameyama.mie.jp

Địa điểm chạy trốn khi cảm thấy nguy hiểm do xảy ra thiên tai như động đất, gió bão, mưa lớn, v.v... được gọi bằng tiếng Nhật là "Nơi lánh nạn (Hinanjō)".
Nơi lánh nạn đã được quy định sẵn căn cứ vào địa điểm mình đang sinh sống. Tuy nhiên, trường hợp đang ở bên ngoài nhà khi thiên tai xảy ra thì có thể đi đến Nơi lánh nạn ở gần đó.
※Hãy xác nhận để biết trước địa điểm của Nơi lánh nạn. ➡

Địa chỉ	Hinanjō (Nơi lánh nạn)
Hon-machi	Kameyama Higashi Shōgakkō ADD: Hon-machi 1-9-9 TEL: 0595-82-0011
Shibukura-chō	
Higashidai-chō	
Takatsuka-chō	
Ueno-chō	
Komiza-chō	Higashino Kōen Taikukan ADD: Kawai-chō 1286-49 TEL: 0595-83-1888
Minami Kashima-chō	
Kita Kashima-chō	
Kitayama-chō	
Kita-machi	
Higashi-machi	Idagawa Shōgakkō ADD: Midori-chō 52 TEL: 0595-82-2021
Tsubaicho-chō	
Tsubaicho-chō	
Kawai-chō	
Kawai-chō	

インドネシア語（裏面の一部）

Kata-kata yang bisa digunakan ketika terjadi bencana

① **Hinanjō ni dōyatte ikeba iidesuka?**
Bagaimana caranya pergi ke tempat perlindungan?

② **Ninshin o shite imasu.**
Saya sedang hamil.

③ **Dokode tabemono / nomimono ga morae masuka?**
Di mana saya bisa mendapatkan makanan/minuman?

④ **Toire wa doko desuka?**
Toilet ada di mana?

⑤ **Koko ga itai desu.**
Bagian ini sakit.
(Tunjuk bagian yang sakit dengan jari.)

⑥ **Koko o kega shite imasu.**
Bagian ini terluka.
(Tunjuk bagian yang terluka dengan jari.)

⑦ **Haki mashita.**
Saya tadi muntah.

⑧ **Haki sodesu.**
Saya ingin muntah.

Anda dapat melihat informasi bencana

Informasi di Jepang dan negara lainnya
[NHK WORLD-JAPAN]
www3.nhk.or.jp

Informasi bencana di prefektur Mie
[防災みえ.jp]
bosaimie.jp

Hal yang harus dilakukan sebelum pergi ke tempat perlindungan

- ① Mematikan breaker listrik.
- ② Menutup kran gas.
- ③ Tidak menggunakan mobil.
- ④ Menuju ke tempat perlindungan dengan berjalan kaki di jalan yang lebar.

岡山県総社市「総社市外国人防災リーダーの養成」

総社市では、言葉の壁から災害時に情報弱者になりがちな外国人市民の自助・共助の担い手として、行政とも連携できる人材を養成するため、平成25年度から外国人防災リーダーの養成研修を継続して行っています。研修では、普通救急救命講習のほか、総社市で起こった過去の災害状況を知り、今後予想される災害について学ぶとともに、外国人防災リーダーとしての今後の取り組みについて話し合うワークショップを実施しています。

令和3年度も、災害に備えて出水期の前に外国人防災リーダー養成研修を開催し、普通救命講習と座学研修を行いました。新たに15名の仲間が加わり、9カ国34名へと充実が図られました。現在、ワークショップで、避難や平時の備えなどの情報を多言語化した「防災マニュアル」の作成に取り組んでいます。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の際には、市内の広域で水害に見舞われる中、防災リーダーは自主的に被災者のために災害ゴミの撤去作業や、復旧等の手続きに関する相談に、日本人・外国人市民の分け隔てなく対応し、また、被災者の不安な声に応え、寄り添いました。

今後も、防災リーダーは研修を重ね、災害時に「支援される側」ではなく「支援する側」の担い手として、地域の防災力を高めていきます。



岡山県総社市「外国人市民へのワクチン接種」

外国人市民への新型コロナワクチン接種に際して、総社市では、外国人のコミュニティ組織である総社インターナショナルコミュニティ&桃太郎インターナショナルアソシエーション（S I C & M I A）と連携を図り、感染症予防対策・ワクチンの安全性・接種の進め方などを共有し、外国人市民の不安の声に応えるため、①外国人市民・日本人ともに参加しワクチン接種の予行演習 ②多言語でのワクチン説明会 ③外国人市民連携会議 を開催し、31カ国とお互いに情報を共有して丁寧に接種を進めていくことを確認しました。

会議等で寄せられた要望をしっかりと受け止め、○多言語での接種情報を接種券発送時に同封・SNSで発信 ○接種予約特設窓口を開設し、外国人市民個人々に接種日時・場所等を説明・確認 ○外国人市民専用の接種日の設定 ○大規模接種会場での外国人市民専用接種レーンの設置 及び 接種受付から完了までの通訳同行 などをコロナワクチン接種時に反映させました。

その結果、4カ月にわたり、S I C & M I Aを通じて、延べ約210名の通訳から献身的な協力を得て、コロナワクチン接種という非常に重要な業務を円滑に進め、希望する外国人市民1,235人（接種対象：12歳以上1,618人 接種率：76.3%）全員に、安心・安全な接種を行うことができました。

今後も、外国人市民の声を反映した支援体制を整え、安心して生活できるよう寄り添います。



関係省庁資料

※機構順

総務省 136

- ・ 多文化共生アドバイザー制度 (P136)
- ・ 「多文化共生地域会議」について (P137)
- ・ 多文化共生事例集 (令和3年度版) の概要 (P138)

出入国在留管理庁 (政策課) 139

- ・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年度改訂) の概要 (P139)
- ・ 外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催について (P140)
- ・ 外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催状況について (P141)
- ・ 意見書 (概要) ～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～
令和3年11月 外国人との共生社会の実現のための有識者会議 (P142)

出入国在留管理庁 (在留支援課) 151

- ・ 令和4年度外国人受入環境整備交付金の概要について (政府予算案) (P151)
- ・ 生活・就労ガイドブックについて (P152)
- ・ 在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要 (P153)
- ・ 外国人在留支援センター対応業務 (P154)

文部科学省 (大臣官房 国際課) 155

- ・ 外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実 (P155)
- ・ 専ら外国人の子供の教育を目的としている施設 (いわゆる「外国人学校」) の保健衛生環境に係る有識者会議最終とりまとめ 概要 (P156)
- ・ 外国人学校における保健衛生環境整備事業 (P157)

文部科学省 (総合教育政策局 国際教育課) 158

- ・ 帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策 (P158)
- ・ 外国人児童生徒等への教育の充実 (P159)
- ・ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (P160)
- ・ 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針 (P161)
- ・ 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例 (P162)
- ・ 高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について (報告) 概要 (P163)

文化庁

164

- ・ 生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進 (P164)
- ・ 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 (P165)
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 (P166)
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」 (P167)
- ・ 日本語教育の法案に関する主な経緯について (P168)
- ・ 日本語教育の推進に関する法律 概要 (P169)
- ・ 公認日本語教師の資格のイメージ (案) (P170)
- ・ 類型「留学」「就労」「生活」の全体イメージ (案) (P171)

厚生労働省

172

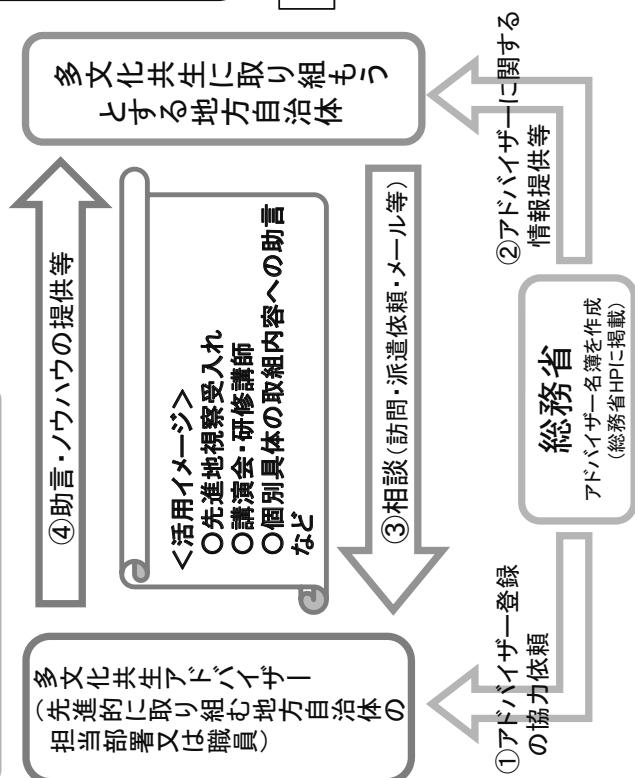
- ・ 外国人向けの情報発信の例①：厚生労働省ホームページでの発信 (P172)
 - ・ 外国人向けの情報発信の例②：労使団体等を通じた発信 (P173)
 - ・ 外国人向けの情報発信の例③：地域コミュニティを通じた発信 (P174)
 - ・ 外国人就労・定着支援研修事業 (P175)
 - ・ 外国人を雇用する事業主・人事労務担当者の方へ (P176)
 - ・ 技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業 (P177)
 - ・ 介護の日本語学習支援等事業 (P178)
-

多文化共生アドバイザー制度

総務省

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録。
- 多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、「多文化共生アドバイザー」を通して先進的な取組事例に基づく助言やノウハウの提供等を受けることができる。

活用の流れ(イメージ)



1 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を実施

⇒登録アドバイザー数：78（令和3年4月1日現在）
※全ての都道府県にアドバイザーの登録あり

2 アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、アドバイザー名簿を参考に、直接アドバイザーに相談(アドバイザーの活用に当たり、必要に応じ、総務省へ相談)

期待されるアドバイザーの取組の例

- ・地域における情報の多言語化
- ・市政情報の多言語化の実施 多言語案内表示板の設置
- ・医療・保健・福祉に関する支援
- ・医療通訳派遣事業の実施
- ・防災に関する支援
- ・災害時における多言語支援訓練の実施 防災ガイドの作成
- ・外国人住民の自立と社会参画
- ・外国人市民会議の実施

○ 市町村の多文化共生アドバイザーの活用に必要な以下の経費が特別交付税措置対象

- ①多文化共生アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、
- ③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用に必要な経費

「多文化共生地域会議」について

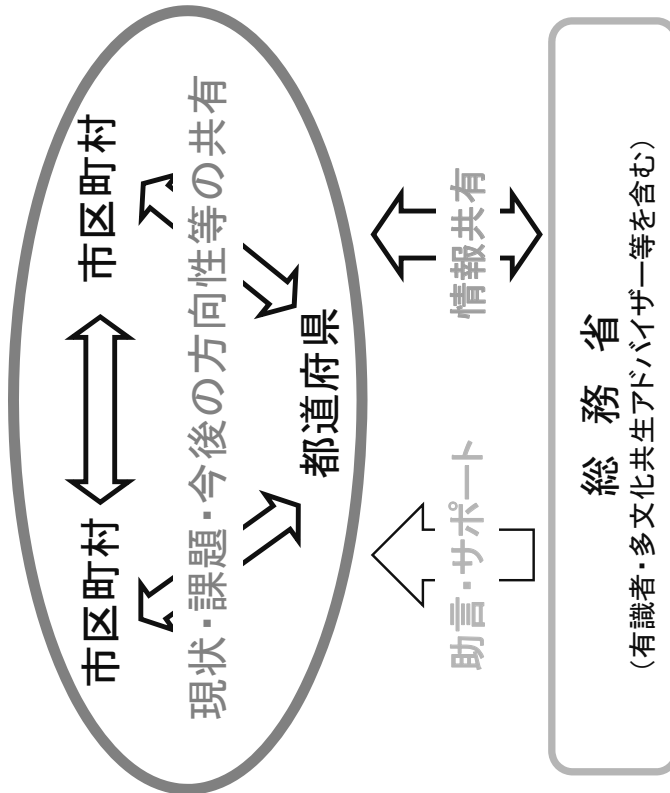
総務省

- 都道府県が域内市区町村等を対象とした「多文化共生地域会議」を開催し(地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可)、地域における多文化共生にかかる現状や課題、今後の方向性等を共有する。
- 会議では、有識者・多文化共生アドバイザーによる講演や先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。

都道府県単位(市区町村が参加・地域ブロック単位等での開催も可)で開催

＜開催実績＞

- 令和元年度
「多文化共生地域会議」の開催を促進するため、総務省において希望する団体との共催(7ヶ所)により本会議を開催。
- 【開催団体】
宮城県、神奈川県、長野県、岐阜県、岡山県、熊本県
- 【開催内容】
・国や開催県の施策等の紹介
・多文化共生にかかる県内の取組状況等の発表
・有識者や多文化共生アドバイザー等による講演、先進事例紹介
・グループ討議 等
- 令和2年度
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して地域ブロック単位で書面にて開催。
- 【開催団体】
全国6ブロック
- 【開催内容】
・各都道府県の多文化共生施策及び新型コロナウイルス感染症対応等の紹介
・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂についての紹介
・関係省庁等による多文化共生施策の紹介 等
- 令和3年度
福島県、群馬県、富山県、滋賀県、高知県、長崎県(全国6ブロック)において、令和3年10月から令和4年1月にかけてオンラインで開催



- 市区町村の多文化共生地域会議の開催に要する経費(参加費用)が特別交付税措置対象

多文化共生事例集（令和3年度版）の概要

総務省

背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を策定・周知

↓ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化

令和2年9月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を改訂

当該改訂を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等の対応に伴う、多文化共生の推進に係る新たな取組事例

改訂した内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進することが必要

多文化共生事例集（令和3年度版）

※総務省HPで公表しております。

（1）コミュニケーション支援（17事例）

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備（9事例）

- ・ 一元的相談窓口の開設・運営 など
- ・ 多言語翻訳機器を活用した多言語相談対応 など

②日本語教育の推進（6事例）

- ・ 日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出
- ・ ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営 など

③生活オリエンテーションの実施（2事例）

- ・ 生活設計支援冊子の作成
- ・ 地域に向いた生活オリエンテーションの実施

（2）生活支援（53事例）

①教育機会の確保（12事例）

- ・ 就学前教室
- ・ 関係機関と連携した就学促進 など

②適正な労働環境の確保（9事例）

- ・ 技能実習生の受入環境の整備
- ・ 就業・定着支援 など

③災害時の支援体制の整備（11事例）

- ・ 外国人防災リーダーの養成
- ・ 地方公共団体間の広域連携協定の締結 など

④医療・保健サービスの提供（5事例）

- ・ 医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及
- ・ メンタルヘルス相談、医療通訳派遣事業 など

⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供（7事例）

- ・ 外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成
- ・ 外国人高齢者支援 など

⑥住居確保のための支援（3事例）

- ・ 多言語対応が可能な不動産業者の紹介 など

⑦感染症流行時における対応（6事例）

- ・ 動画を活用した情報発信・SNSを活用した関係機関・団体との情報共有 など

（3）意識啓発と社会参画支援（12事例）

①多文化共生の意識啓発・醸成（7事例）

- ・ 外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催
- ・ 官民一体で企画・運営を行う外国人住民と日本人住民の交流イベントの開催 など

②外国人住民の社会参画支援（5事例）

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり
- ・ 外国人コミュニティと地域や行政が連携して課題解決を目指す「外国人コミュニケーション事業」の実施 など

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応（9事例）

①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応（4事例）

- ・ 観光分野における外国人住民の取組
- ・ 外国人材を活用したインバウンド誘致事業 など

②留学生の地域における就職促進（5事例）

- ・ 大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結
- ・ 市内企業への留学生の就職支援 など

（5）推進体制の整備等（6事例）

①多文化共生施策の推進体制の整備（3事例）

- ・ 多文化共生に係る連携体制の整備
- ・ 広域連携による外国人相談対応 など

②多文化共生の推進に係る指針・計画の策定（3事例）

- ・ 幅広い主体と連携した指針・計画の策定
- ・ 指針・計画の策定後の評価・進捗管理 など

〔令和3年6月15日〕
外国人材の受入れ・共生に関する関係関係会議

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要

- 我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。
 □新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
 □今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 ▶ 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《施策11》
 ▶ 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《施策22》
 (2)啓発活動等の実施
 ▶ 全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《施策7》
 ▶ 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《施策8》

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
 ▶ 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策9》
 ▶ FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《施策10》
 (2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
 ▶ 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
 ▶ 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
 ▶ 日本語学習サイト「つなびるひろがる」にほんごでのくらし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
 ▶ 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
 ▶ 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
 ▶ 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1)地域における多文化共生の取組の促進・支援
 ▶ 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《施策34》
 ▶ JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《施策39》
 (2)生活サービス環境の改善等
 ▶ 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《施策50》
 ▶ 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《施策56》
 ▶ 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《施策58》
 (3)外国人の子供に係る対策
 ▶ 外国人児童生徒等における日本語指導体制等の構築《施策66》
 ▶ 芽籠簿システムと住民基本台帳システムとの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《施策69》
 (4)留学生の就職等の支援
 ▶ 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《施策79》
 ▶ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《施策82》
 ▶ 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《施策95》
 (5)適正な労働環境等の確保
 ▶ 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化（14言語化）《施策98》
 ▶ 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《施策104》
 (6)社会保険への加入促進等
 ▶ 医療機関等におけるマイナパンカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《施策110》

非常時における 人 人 向 け の セ ー フ テ ィ ー ネット ・ 支 援 等

- (1)災害時等の非常時における情報発信・支援
 ▶ 「Safety tips」等の周知、多言語版の策定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》
 (2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
 ▶ 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《施策118》
 ▶ 各官庁が把握しているインフルエンザ等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《施策119》
 ▶ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《施策120》
 ▶ 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《施策121》
 ▶ 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《施策122》
 ▶ 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《施策125》
 ▶ 因縁留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《施策126》
 ▶ 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《施策128》

人 人 材 の 円 滑 か つ 適 正 な 受 入 れ

- (1)特定技能外国人のマッチング支援策等
 ▶ 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《施策123（再掲）》
 (2)特定技能試験の円滑な実施・特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 ▶ 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用等の検討《施策134》
 ▶ 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《施策141》
 (3)雇賃金仲介事業者等の排除
 ▶ 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《施策156》
 (4)海外における日本語教育基盤の充実等
 ▶ 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策161》

共 生 社 会 の 基 盤 と し て の 在 留 管 理 体 制 の 構 築

- (1)在留資格手続の円滑化・迅速化
 ▶ 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《施策163》
 ▶ 外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》
 ▶ 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《施策166》
 (2)在留管理基盤の強化
 ▶ 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の居住地情報の整備《施策170》
 (3)留学生の在籍管理の徹底
 ▶ 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策179》
 (4)技能実習制度の更なる適正化
 ▶ 出入国在留管理庁と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《施策97(再掲)》
 ▶ 失格技能実習生対策としての実地検査の強化、失格者の多い送出機関からの新規受入れ停止《施策184》
 ▶ 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《施策186》
 ▶ 解雇された技能実習生への監理団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転籍支援《施策187》
 ▶ 技能実習生のブラバシや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《施策188》
 (5)不法滞在者等への対策強化
 ▶ 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《施策189》

※1：下線は総合的対応策（令和2年度改訂）からの変更、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催について

背景

外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要がある。

そこで、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の実施状況等を踏まえ、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題、方策等を国民や外国人に示すことにより、共生社会の実現に取り組んでいく必要がある。



有識者会議の開催

外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき日本語教育の充実、行政情報の多言語化等に係る方策についての中長期的な課題について調査し、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、関係閣僚会議の下に、外国人との共生社会の実現のための有識者会議を開催する。

外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催状況について

令和3年1月 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第9回)において外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催を決定

(これまでの開催状況)

第1回(令和3年2月24日)

議題:外国人との共生社会の在り方及び取り組みむべき中長期的な課題について

第2回(令和3年3月24日)

議題:(1)円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組について

(2)外国人に対する情報発信・相談体制等の強化について

第3回(令和3年4月28日)

議題:ライフサイクルに応じた支援について

第4回(令和3年5月24日)

議題:共生社会の基盤整備に向けた取組について

第5回(令和3年6月24日)

議題:(1)外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)について

(2)意見書(案)について

第6回(令和3年7月28日)

議題:意見書(案)について

意見書（概要）

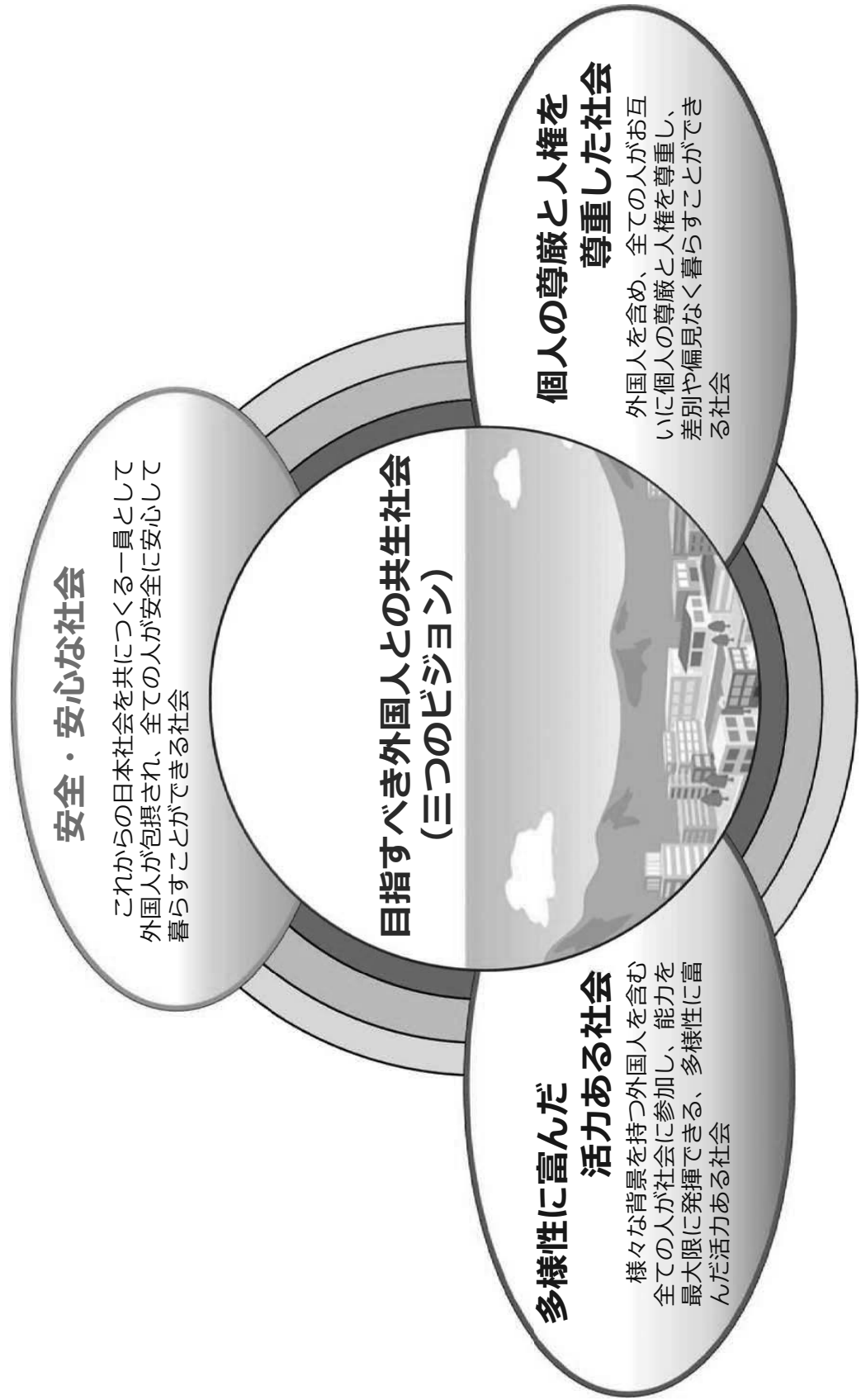
～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～

令和3（2021）年11月

外国人との共生社会の実現のための有識者会議

目指すべき外国人との共生社会（三つのビジョン）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めたSDGsの理念等を踏まえた、目指すべき共生社会の三つのビジョン



目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを実現するための四つの重点事項

目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを実現するため、中長期的に取り組むべき課題として、以下の四つの重点事項を取り上げ、それぞれについて取組の方向性を取りまとめた。

※ 支援を行うに当たっては、「外国にルーツを持つ者」にも配慮した施策を形成すべき。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組



政府に対しては、正確に実態を把握し、共生社会の在り方及び共生社会を実現するために行う施策を示し、それらをKPI（Key Performance Indicators、成果指標）を採り入れた中長期的な行動計画として取りまとめていただくことを強く期待

我が国における在留外国人の状況の変化①

在留外国人の現状

在留外国人数

約289万人（令和2年末現在）【令和元年過去最高】

我が国の総人口

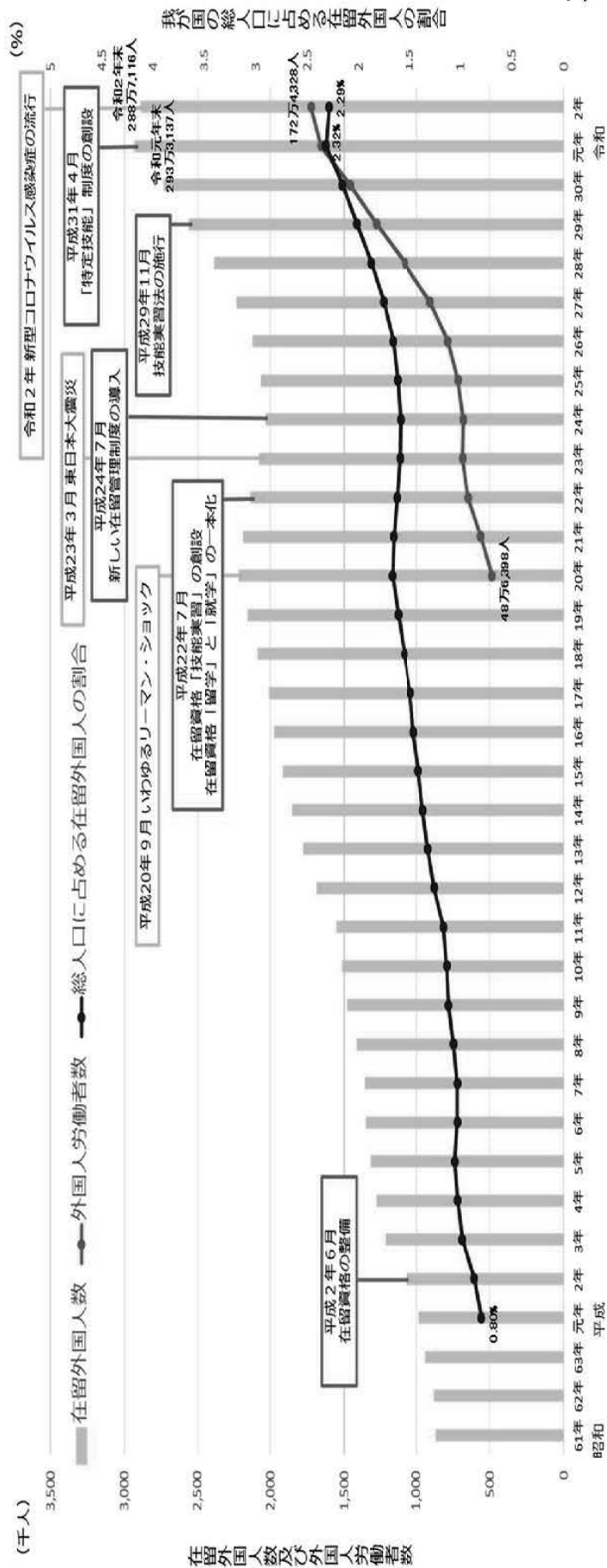
約1億2,623万人（令和2年10月1日現在）

我が国の総人口に占める割合

2.29%（令和2年現在）【令和元年過去最高】

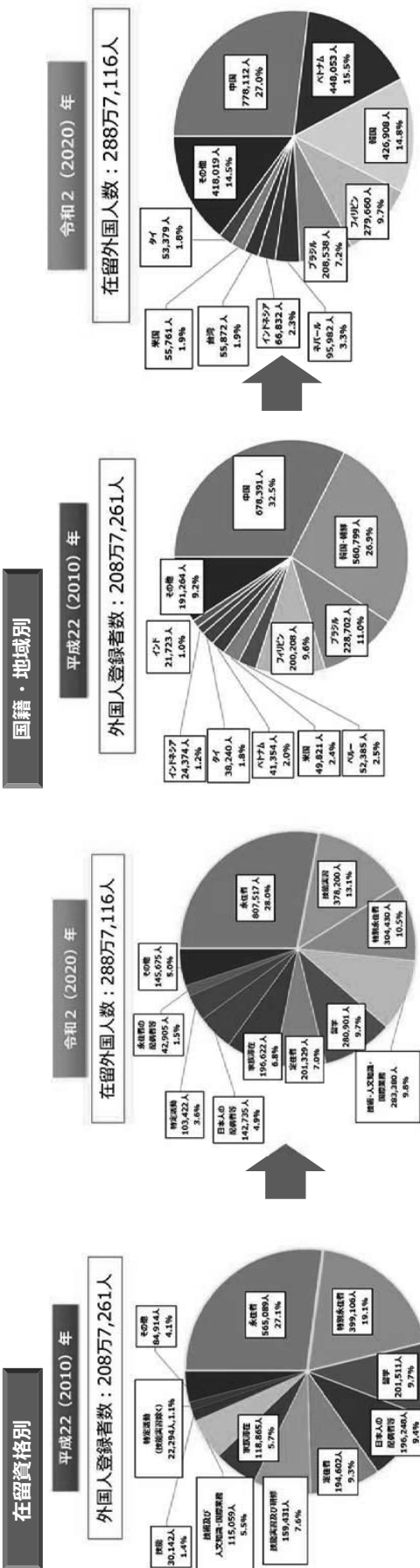
外国人労働者数

約172万人（令和2年10月末現在）【令和2年10月末過去最高】



我が国における在留外国人の状況の変化②

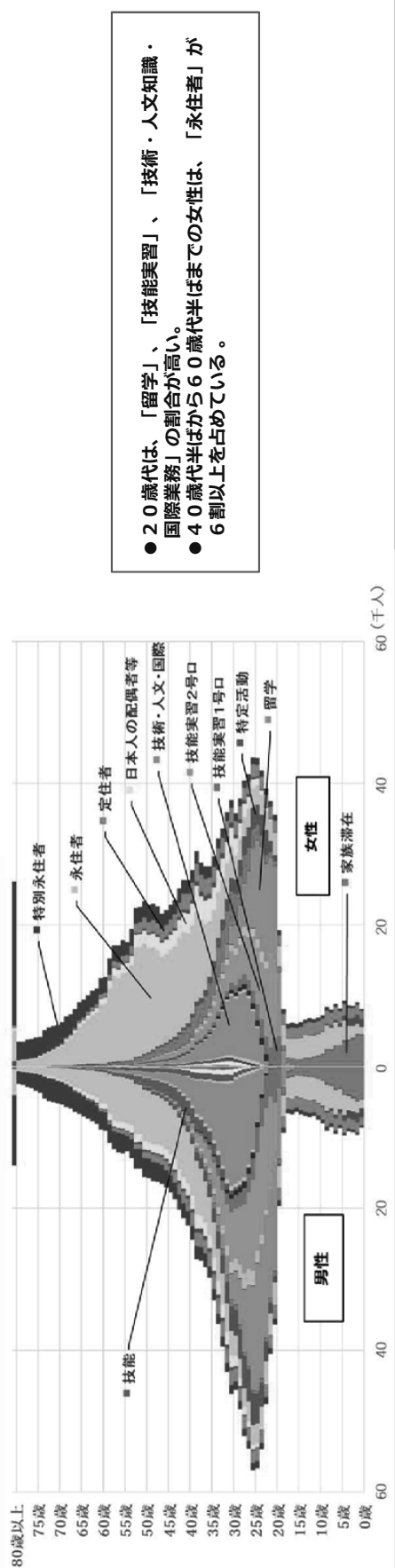
在留外国人数及び構成比の変化



●「永住者」が全体の4分の1強を占める状況に変化はないが、「技術・人文知識・国際業務」の増加が顕著

●「韓国」及び「ブラジル」の在留者数が減少。一方で、「ベトナム」の在留者数が大幅に増加

男女別・年齢別・在留資格別在留外国人人数



- 20歳代は、「留学」、「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」の割合が高い。
- 40歳代半ばから60歳代半ばまでの女性は、「永住者」が6割以上を占めている。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組（重点事項1）

現状・課題

日本語教育等の機会提供

- 日本語教室が開催されていない市区町村に居住する外国人住民
約58万人（令和2〔2020〕年11月時点）
→日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない
- 生活オリエンテーションについて、実施の有無やその内容が異なる（居住する地方公共団体の施策の有無や内容が異なる）
→我が国の習慣・社会制度に対する理解度に違いが生じ得る状況

ライフステージに応じた体系的な日本語学習

- 外国人がライフステージに応じて身に付ける必要がある日本語レベルに基準等がない
→外国人が自らのニーズやレベルに応じ、体系的に日本語学習を積み上げていくことが困難

日本語教育の質の向上等

- 日本語教師の資質・能力にばらつきがある
- 日本語教師の待遇が必ずしも十分ではないなど長期的なキャリア形成が困難
→日本語教師の質の向上や量的確保が課題

主な取組の方向性

生活のために必要な日本語や、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得できるよう環境整備を行う

＜外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備＞

- 生活のために必要なレベルの日本語の習得を目的とする日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーションの機会提供
- 在留資格手続等あらゆる機会を捉えて学習できることを案内・発信
- 出入国在留管理庁等は連携してカリキュラム、教材の作成、オンライン講座等の実施の検討

＜ライフステージに応じ、体系的に日本語を学習することができる環境の整備＞

- 外国人が学習ニーズやレベルに応じた日本語教育機関を選択できるよう日本語能力の評価基準（日本語教育の参照枠）を活用し、各機関の教育水準を明示できる仕組みの構築

＜日本語教育の質の向上、専門人材の確保に資する取組の推進＞

- 「公認日本語教師（仮称）」の資格の創設及び日本語教師の長期的なキャリア形成が可能となるような仕組みの構築

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化（重点事項2）

現状・課題

外国人に対する情報発信

- 関係省庁の施策（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対する在留外国人等への支援策を含む。）が発信されているが、外国人が自らの置かれている状況に応じ、情報を適切かつ迅速に選択することが困難
- 各種支援情報の伝達手段と外国人が情報を入手する媒体のミスマッチ等により、必要とする支援に関する情報の不達

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような形で情報発信されていない

外国人向けの相談体制

- 外国人の増加や国籍の多様化等から通訳の確保が困難
- 外国人受入環境整備交付金の使途が地域の実情に応じて幅広く活用できていない
- 外国人が抱える問題は多様複雑であり、関係機関の緊密な連携が一層必要になっている
- 地方公共団体の職員等が日本語能力が十分ではない外国人とのコミュニケーションに苦労している

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような相談体制が構築されていない

主な取組の方向性

外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるよう、情報発信や相談体制の強化を通じた環境整備を行う

<外国人の目線に立った情報発信の強化>

- 情報内容の工夫（何を伝えるか）
 - ・ 提供する情報の基準等を定めたガイドラインの作成
- 情報の伝え方（どう伝えるか）
 - ・ 文字情報のほか視覚情報により内容を理解してもらえよう工夫
- 伝達手段の工夫
 - ・ マイナポータルを活用した、オーダーメイド型・プッシュ型の情報発信

<外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化>

- 一元的相談窓口等への支援の強化
 - ・ 外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直しの検討、一元的相談窓口の設置促進等
- 地域における関係機関の連携・外国人支援者ネットワーク構築の推進
 - ・ F R E S Cと同様に複数機関が連携して対応する相談窓口の設置等
 - ・ 民間支援団体等を通じた国の支援情報の提供や外国人が抱える問題の迅速かつ的確な把握が可能となる仕組みの構築

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（重点事項3）

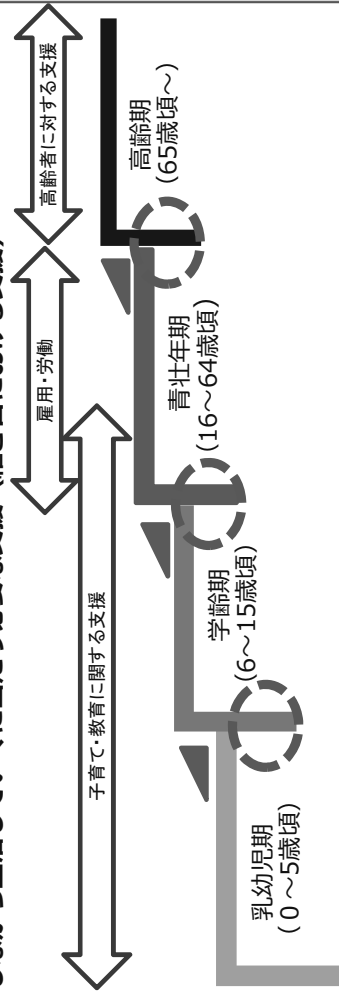
現状・課題

ライフステージに応じた支援

ライフステージごとに日本社会に参加するための支援

ライフサイクルに応じた支援

ライフステージを移行しながら生活していくに当たり必要な支援（継ぎ目における支援）



- 就学、進学、就職等ライフステージを移行する際（継ぎ目）に課題に直面

（課題の例）

- 全高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率が1.3%であるのに対し、日本語指導が必要な高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率は9.6%

- 各ライフステージについても更なる支援が必要

→ 各ライフステージの外国人を取り巻く実態や課題を把握できていない
→ 「継ぎ目」における支援の実施が重要になってきている

主な取組の方向性

実態を把握し、各ライフステージ及び各ライフサイクルに応じたきめ細かな支援を行う

＜「乳幼児期」、「学齢期」及び「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援（妊娠、出産、子育て、就学、進学等の支援）＞

- 外国人の親子が地域社会で孤立しないための支援を目的とした実態調査及びニーズの把握等、子育てしやすい環境の整備
- 外国人の子供の就学促進に向けた就学状況の把握（一体的管理・把握）、プレスクールの設置支援等
- 学習意欲を高めるためのロールモデルの提供等、外国人の子供に対するトータルなキャリア形成支援（高校入学試験における特別定員枠・受検上の特別な配慮）

＜「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援（就労等の支援）＞

- 外国人とのコミュニケーションツールとしてやさしい日本語の導入を促進し、相互に理解し合う環境整備を実施
- 受入れ企業による一定の費用負担の下、就労の安定やキャリアアップ支援を目的とした研修や職業訓練の機会を従業員に提供

＜「高齢期」を中心とした外国人に対する支援（介護等の支援）＞

- 外国人の置かれている状況や支援ニーズを把握し、外国人を含む全ての人の理解が得られるものとなるよう、支援の在り方について検討

共生社会の基盤整備に向けた取組（重点事項 4）

現状・課題

1 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 学校、職場、地域 など社会の様々な場面で外国人に対しての差別や偏見が存在

2 社会制度等の知識修得のための仕組みづくり

- 日本の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度についての理解が十分でなく、意図せず公的義務を履行しない人等が存在

3 外国人の生活状況に係る実態把握

- 政府統計等の中で、「国籍」等が調査項目として採用されている統計は限られており、外国人の生活に係る実態を十分に把握することが困難

4 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携

- 民間支援団体等との連携による情報収集が不十分
- 各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が必要
- 外国人の利便性の向上や適正な在留管理の実現のため、出入国在留管理庁においてマイナパンパー制度との連携等を通じた在留管理に必要な情報の効率的な取得が必要

5 外国人の社会参加

- 外国人が社会に参加し、能力を最大限発揮できるよう後押しするという観点からの取組が不十分
- 社会参加に意欲を持つ外国人に活躍の場を広げていくことが必要
→ 全ての人々が多様性を尊重し、また、個々の能力を最大限に発揮できるような、目指すべき共生社会の実現に向けた基盤整備が不十分

主な取組の方向性

目指すべき共生社会を実現するため、意識醸成、社会制度等の知識修得の仕組みづくり等の基盤整備を行う

<共生社会の実現に向けた意識醸成>

- 外国人との共生に係る啓発月間を設けるなどして、外国人との共生についての関心と理解を深めるための取組を推進
- 幼児教育・学校教育等における共生のための教育の導入について検討

<社会制度等の知識修得のための仕組みづくり>

- 納税や社会保険料の納付等の公的義務に係る情報を、生活オリエンテーションで提供するとともに、その後も継続的に周知

<外国人の生活状況に係る実態調査のための政府統計の充実等>

- 政府統計の充実等による外国人の生活状況に係る実態把握、当該実態に基づく施策の企画・立案及びKPIに基づく施策の進捗管理の実施

<共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化>

- 民間支援団体や支援をコーディネートする人材に対する情報提供、財政的な支援を含む支援策を検討
- 総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認定制度の検討

令和4年度外国人受入環境整備交付金の概要について（政府予算案） 出入国在留管理庁

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

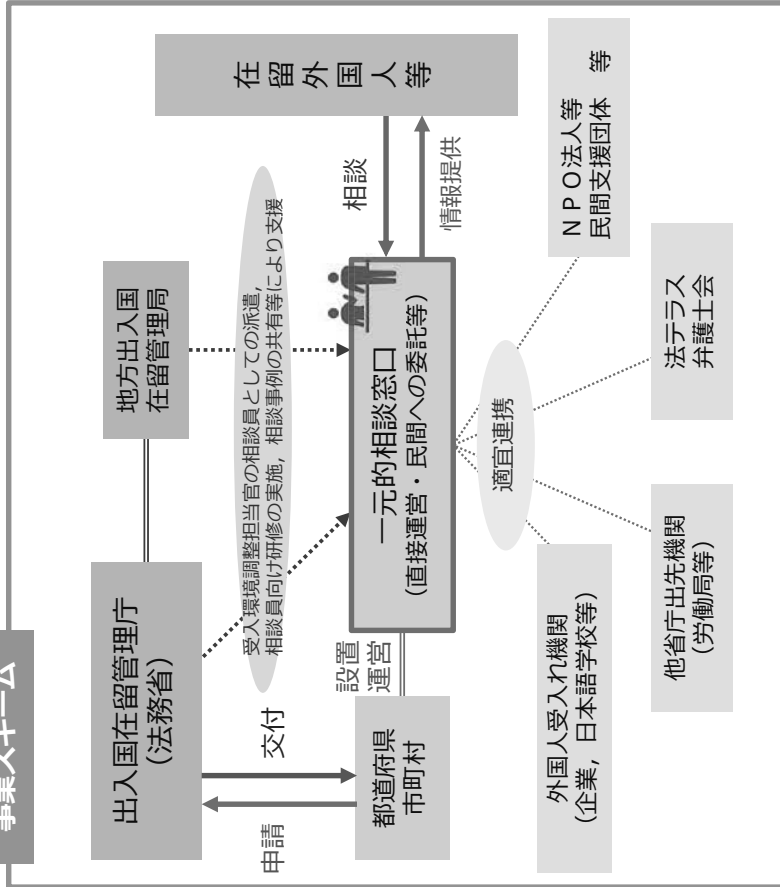
区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	—	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■ 交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム



（参考）一元的相談窓口設置・運営ハンドブック

一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組等について紹介するハンドブックを令和3年11月に発行しました。

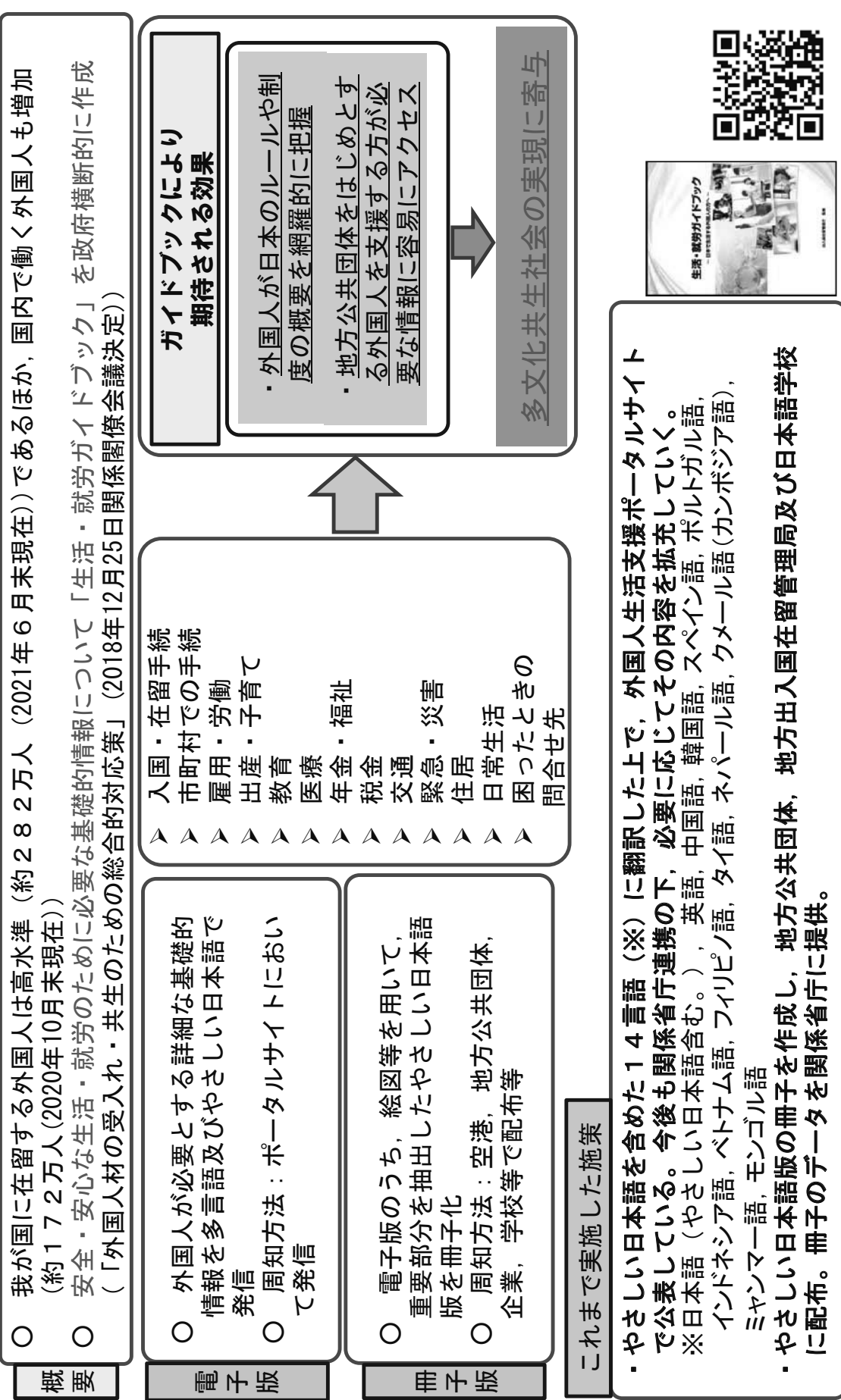
一元的相談窓口の設置や事業充実を検討する際の参考にしてください。

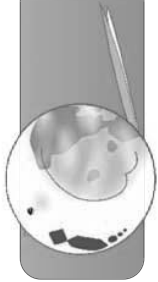
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02_00039.html



生活・就労ガイドブックについて

出入国在留管理庁





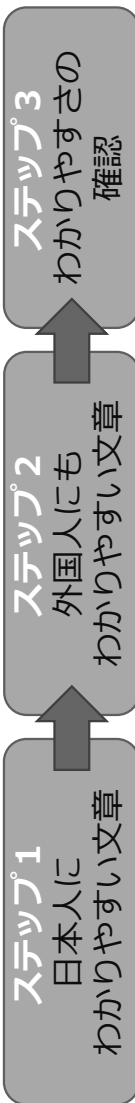
在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要



やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

- 日本に住む外国人は、この30年で約3倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

1. 在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ



ポイント

◆情報を整理する

- 伝えたいことを整理し、情報を取捨選択する。等

◆文をわかりやすくする(1)

- 3つ以上のことを言うときは、箇条書きにする。等

◆外来語に気を付ける

ポイント

◆文をわかりやすくする(2)

- 受身形や使役表現をできる限り使わない。等

◆言葉に気を付ける

- 簡単な言葉を使う。

◆表記に気を付ける

- 漢字の量に注意し、ふりがなをつける。等

2. 書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介している。

- ◆ やんしゅ
- ◆ やさにち
- ◆ チェッカー
- ◆ リーディング
- ◆ チュウ太

3. 変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようになっている。

ガイドライン解説動画



基礎編



演習編



演習編

YouTube法務省チャンネルにて公開中。

外国人在留支援センター 対応業務

担当	内容	対象者
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人受入環境整備交付金による支援 地方公共団体の多文化共生担当職員への研修 地方公共団体への情報提供（多文化共生の好事例等） 政府の共生施策に関する問合せ	地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体
情報システム管理室	出入国在留管理庁（本庁）が保有する在留外国人等の出入（帰）国記録及び 外国人登録原票の開示請求等の窓口 出入国管理システムの運用・管理	外国人、日本人
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や外国人を雇用したい企業関係者等向けの相談 在留外国人情報の管理	— 外国人、日本人、企業、 学校
法務省 東京法務局人権擁護部	人権相談、人権侵害事件の調査 人権等に関する人権啓発活動（講演会等の開催、人権啓発冊子等の配布等）	外国人、日本人 外国人、日本人、 企業等
日本司法支援センター （法テラス）	外国人向けのサポート	外国人
外務省 ビザ・インフォメー ション	査証相談（査証の申請に係る一般的な各種相談）	外国人、日本人、学校、 企業
厚生労働省 東京外国人雇用 サービスセンター	職業相談・職業紹介（留学生、高度人材等） 外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主支援 就職面接会、就職支援セミナー等の企画・開催	外国人 企業 外国人、企業
東京労働局外国人 特別相談・支援室	労働条件相談・支援 労働安全衛生に関する相談・研修・教育への支援	外国人、企業
経済産業省 日本貿易振興機構 （JETRO）	高度外国人材活用に関する相談・ハンズオンサービスの提供 高度外国人材活用セミナー等イベントの企画・開催	企業 企業

外国人受入れ拡大に対応した 日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実

背景・課題

- この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数は増加している（平成30年:5.1万人(1.7万人増)）。また、平成31年4月、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設。今後、日本語教育を必要とする外国人の数は増加していくことが見込まれる。
- 外国人が「教育・就労・生活」の場で円滑にコミュニケーションを図り、日本人とともに学び、生活できる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等の教育等の充実を図る。

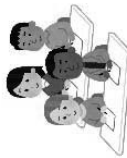
令和4年度予算額（案） 23億円
（前年度予算額 20億円）
文部科学省

I. 生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進

令和4年度予算額（案） 1,028百万円（前年度予算額 990百万円）

（1）日本語教育の全国展開・学習機会の確保

- **外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進** 500百万円(500百万円)
・ 都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育等を推進する。
- **日本語教室空白地域解消の推進強化** 132百万円（152百万円）
・ 日本語教室が開設されていない市区町村に対してアドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
- ・ インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。
- **日本語教育の先進的取組に対する支援等** 79百万円（99百万円）
・ NPO法人、大学や公益法人等が行う地域日本語教育の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的な取組を支援する。



（2）日本語教育の質の向上等

- **日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用** 201百万円（200百万円）
・ 文化審議会国語分科会が示した教育内容・モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、地域日本語教育コーディネーターや就労者等に対する日本語教師の養成・研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。
- **「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等** 25百万円（新規）
・ 文化審議会国語分科会が令和3年10月に策定した「日本語教育の参照枠」を現場の日本語教育のプログラムに実装できるよう、生活・留学・就労等の分野における日本語教育のモデルとなるプログラムを開発・公開する。
- **日本語教育のための基盤的取組の充実** 90百万円（39百万円）※デジタル庁予算含む
・ ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究等の実施（資格制度の整備に関する調査研究等を含む）。



II. 外国人児童生徒等への教育等の充実

令和4年度予算額（案） 1,270百万円（前年度予算額 985百万円）

共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育等の充実

- **日本語指導を含むきめ細かな支援の充実** 1,058百万円（830百万円）
・ 公立学校における日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等のICTを活用した取組など、外国人児童生徒等への支援体制の整備等に向けた学校における自治体の取組を支援する。
- ・ 外国人の子供の就学状況把握や就学案内、日本語の基礎的な学習機会の提供など、公立学校等への就学促進に向けた学校外における自治体の取組を支援する。
- **日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤の整備** 21百万円（23百万円）
・ 情報検索システム「かすたねつと」の充実による教材や翻訳文書の提供等を行うほか、アドバイザーボードの設置・運営等を行う。
- **高等学校における日本語指導体制の整備** 16百万円（19百万円）
・ 高校で日本語指導を実施することによる進路選択の充実に資するよう、指導体制の手引きやカリキュラムづくりのためのガイドライン等の作成を行う。
- **多文化共生に向けた教育の推進** 36百万円（36百万円）
・ 多文化共生に向け、集住地域・散在地域それぞれの課題を解決するための先進的なプログラムを開発し、全国へ普及する。
- **夜間中学の設置促進・充実** 75百万円（75百万円）
・ 夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進や、多様な生徒の実態等に応じて夜間中学の教育活動の充実を図るための支援等を行う。
- **外国人学校の保健衛生環境の確保に向けた取組** 63百万円（新規）
・ 外国人学校における保健衛生環境の把握・改善のため、情報発信や相談等を行う窓口の設置、外国人学校を支援するための自治体の取組に関する調査研究を行う。



【参考】外国人留學生の国内就職支援 ※上記の会計予算額には含まれない

- ・ 留學生就職促進プログラム 71百万円（372百万円）
- ・ 専修学校留學生の学びの支援推進事業 174百万円（174百万円）
- ・ 日本留学海外拠点連携推進事業 450百万円（450百万円）

➡ **日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現**

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議 最終とりまとめ 概要

令和3年12月

1. 背景

- 外国人学校における保健衛生の確保は、我が国に在留する全ての子供の健康を確保し、国民の安全を守るために重要。
- そのため、地方自治体、学校運営者、支援者、保健衛生の専門家等により、新型コロナウイルス感染症対策を含めた、外国人学校の保健衛生に係る取組と今後の改善策について検討し、それを踏まえ最終とりまとめ。

2. 現状

○ 政府による外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組

- ・ 各種学校認可を受けた外国人学校に対する保健衛生用品の購入支援。
- ・ メールマガジンの配信、「学校衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版の作成。
- ・ ワクチンの職域接種の申請開始の周知、抗原簡易キットの配布。

○ 外国人学校の保健衛生環境に関する調査の実施

- ・ 外国人学校の保健衛生環境の実態把握のため、アンケート調査及びインタビュー調査を実施。
- ・ アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症や一般的な保健衛生等に係る対策の状況について調査。外国人学校に対し調査票を送付し、80施設（回答率50%）から回答。
- ・ インタビュー調査では、より具体的な課題やニーズを把握するため、外国人学校に加えて、地方自治体、NPO法人に対して、インタビュー形式での追加的な調査を実施。

（参考）外国人学校の構成

学校教育法第1条に定める学校（1条校）、都道府県知事設置認可を受けた各種学校のほか、認可を受けていない施設（認可外施設）が存在。

1条校, 8

各種学校, 126

認可外施設, 89以上

3. 課題

（1）外国人学校や外国人学校に通う子供の把握に関する課題

- ・ 外国人学校の体制や運営、外国人学校に通っている子供等の情報の把握が困難。
- ・ 外国人学校の把握においては、学校、行政、支援団体等との連携や、外国人コミュニティを活用した情報発信の実施が必要。

（2）外国人学校が対策を講じる際に生じる課題

- ・ 養護教諭の配置等については、外国人学校の資金面や人員面を考慮した現実的な体制構築を示すべき。
- ・ 既存のマニュアルの活用促進だけでなく、外国人学校向けのガイドライン等の策定についても検討が必要。また、外国人学校が自主的に取り組むべき事項や関係機関の役割も検討。
- ・ 文化的背景への配慮や多言語での提供等も含め、認可外施設にも十分な情報が届くよう、外国人学校のニーズを捉えた効果的な情報提供が重要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の実施や心のケア、誹謗中傷への適切な対応が必要。

（3）外国人学校が対策を講じる際の支援体制に関する課題

- ・ 地方自治体の担当部署の明確化とともに、関係部局が連携して外国人学校を支援することが必要。
- ・ 地方自治体をまたいで通学する子供への支援のためには、巡回指導やオンラインの活用等も含めた広域的な観点での検討が必要。

4. 今後の方向性

（1）速やかに対応すべき項目

① 適切な情報発信

- ・ 情報を一元的に発信することのできる多言語のプラットフォームの整備等、外国人学校のニーズを踏まえた情報発信の体制整備。

② きめ細やかで効果的な支援

- ・ 地域の医療機関や支援団体も含めた外国人学校との関係や支援体制の整備。
- ・ 地方自治体による取組への支援や全国的な窓口の設置を通じたノウハウの蓄積。

③ 外国人学校の現状を踏まえた取組の促進

- ・ 外国人学校の文化的背景等を踏まえた専門家による個別相談や教職員研修の実施。

④ 新型コロナウイルス感染症対策等の課題への対応

- ・ 感染症対策についての政府からの情報発信や地方自治体による感染状況の把握・きめ細やかな支援の実施。
- ・ 心のケアの促進に向けた外国人学校の教職員や専門家等に向けた研修や啓発の実施。

（2）中長期的に取り組むべき項目

① 外国人学校の保健衛生対策に係る方向性の提示

- ・ 外国人学校の実情に合わせた保健衛生環境に関するガイドライン等のあり方、関係機関による支援体制や連携の在り方の検討。
- ・ 地域医療との関係強化のための、地方自治体における保健部局等との連携。

② 外国人学校における保健衛生に係る対応力の向上

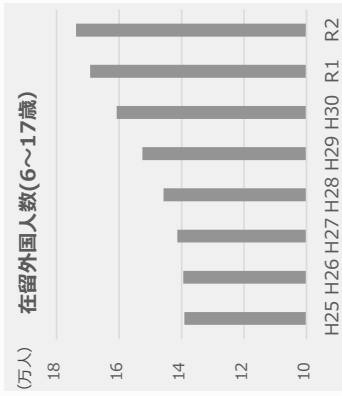
- ・ 保健衛生の専門職の活用促進に向けた体制整備の構築。
- ・ 地方自治体やNPO、医師会等の連携のもとで、健康診断の実施を可能にする体制の検討。
- ・ 多言語のプラットフォームや地方自治体の取組を通じて得られた知見の全国的な活用。

外国人学校における保健衛生環境整備事業

背景

- 我が国に在留する外国人の子供の数は増加しており、外国人の子供に対する教育環境の整備の重要性は高まっている。外国人の子供の中にはいわゆる外国人学校に通っている者もあり、外国人学校の多くは各種学校又は認可外施設である。
- こうした外国人学校には、保健衛生に係る一条校向けの基準は適用されていない。新型コロナウイルス感染症に関して、現に外国人学校でも感染者やクラスターが発生している。在留外国人コミュニティにおける新型コロナウイルスの感染拡大が深刻な問題となり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策分科会や政策文書においてもその対策の重要性が指摘されている。
- 上記を踏まえ、令和3年6月から外国人学校における保健衛生環境に係る有識者会議を開催し、12月の最終とりまとめにおいて**(1)外国人学校の把握に関する課題 (2)対策を講じる際に生じる課題 (適切な情報の入手等) (3)支援体制に関する課題 (地方自治体や支援団体との連携等)**の3つの課題を抽出した。これらの課題を解決するため、以下の2つの事業を通じ、保健衛生環境の整備を図る。

令和4年度予算額（案） 63百万円（新規）



※出入国在留管理庁「在留外国人統計」より文部科学省作成
(当該年の6月末時点)

事業概要

① 外国人学校プラットフォーム事業

30百万円

概要：外国人学校の中には、広域から子供を受入れている等の理由により、地方自治体を越えた広域的な支援を必要とする外国人学校も存在する。こうした学校における保健衛生対策を促進するため、保健衛生に係る相談機能と情報発信機能を併せ持つ全国的な窓口を設置する。

事業内容 (例)：

- 外国人学校における保健衛生環境の確保に係る相談窓口の設置
- 外国人学校向けメールマガジンの発行・ホームページやSNS等を通じた情報発信
- 上記の運営に必要な多言語対応職員の配置、資料の多言語翻訳の実施
- 認可外施設を含む外国人学校の全国的・体系的な把握 等

実施主体：上記取組について効果的に実施できる民間団体等を公募で選定

外国人学校

＜全国規模での支援＞

情報発信
相談

＜自治体単位のきめ細やかな支援＞

実態把握・支援

対策実施に向けた連携

② 地域における外国人学校の保健衛生の確保に係る調査研究事業

26百万円

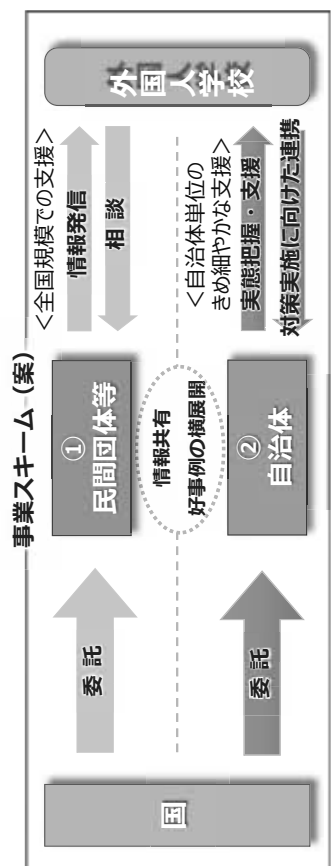
概要：外国人学校の保健衛生環境の改善のため、地方自治体が主体となり認可外施設も含む外国人学校の保健衛生環境の実態を把握し、外国人学校の実情に即した支援を行うために講じるべき対策について調査研究を行う。

事業内容 (例)：

- 地域内の外国人学校における保健衛生環境の実態の把握
- 地域内の外国人学校の実情に即した、保健衛生環境の向上に資する取組についての調査研究

(例) 外国人学校の教職員向けの研修会の開催
外国人学校を対象とした保健師による巡回指導の実施
地域の外国人コミュニティを通じて情報発信 これら取組の成果検証・課題整理 等

実施主体：都道府県、市区町村 採択件数：2自治体 (13百万円/件)



期待される成果

- ◆ 情報発信等を通じて外国人学校の実態把握を促進
- ◆ 相談対応を通じて保健衛生環境の改善のためのノウハウを蓄積
- ◆ 自治体と外国人学校の連携を通じて保健衛生対策のモデルケースを複数創出
- ◆ モデルケースの全国展開により外国人学校の保健衛生環境を整備

⇒ **外国人学校の保健衛生環境を向上し、外国人の子供の健康を確保**

関連政策文書

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 4. (4) ii 高度外国人材の受入促進
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月15日 関係閣僚会議決定）《施策番号128》

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1.指導体制の確保・充実	・日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別的教育課程」の制度化（平成26年度～） ・義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	・(独)教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施 ・外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度） ・外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～） ・「かすたなっと」（教材等の情報検索サイト）の運営 ・日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画を制作し、文科省HPにおいて公開
3.就学状況の把握、就学の促進	・「外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援 ・外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） ・日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を発出（令和2年7月）。 ・学齢層における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進 ・外国人の子供・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を制作し、文科省HPにおいて公開 ・夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進 ・上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月） ・高等学校において日本語指導を推進するための検討及び日本語指導のキャリアづくり等のための指導資料開発を開始（令和3年度）
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	・異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～） ・日本の幼稚園について7言語で説明している「幼稚園の就園ガイド」及び「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和3年6月15日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

外国人児童生徒等への教育の充実

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。

令和4年度予算額（案） 11億円
（前年度予算額 9億円）



文部科学省

入国・就学前

- ・最大で2万人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は5万人
- ・うち、2割が特別の指導を受けられていない

高等学校段階

- ・年間で1割が中退
- ・大学等進学率は4割

進学・就職へ

課題

①就学状況の把握、就学の促進

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円（0.7百万円）

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 21百万円（23百万円）

- ・「かすたね」とによる多言語文書、日本語指導教材等の提供・アドバイザーの派遣・外国人の子供の就学状況等調査等
⇒（本事業により達成される成果）日本語指導にかかる施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される。

外国人の子供の就学促進事業 107百万円（107百万円）

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導 等
⇒（本事業により達成される成果）不就学を防止し、すべての外国人の子供の教育機会が確保される。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 951百万円（723百万円）

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・拠点校方式による指導体制構築・日本語指導者、母語支援員派遣・ICT活用・高校生に対する包括的な支援 等
⇒（本事業により達成される成果）学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される。

指導内容構築

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究

36百万円（36百万円）

- ・集住地域：多文化共生のための効果的な教育課程編成や指導方法開発 等
- ・散在地域：拠点校、遠隔支援校の設置による効果的な指導体制の構築 等
⇒（本事業により達成される成果）モデル化を通じて、多様な文化的背景を理解しながら学びが環境が創造される。

高等学校における日本語指導体制整備事業 16百万円（19百万円）

- ・日本語指導等の指導資料の作成
⇒（本事業により達成される成果）高校段階における指導体制が整備されることにより、高校中退を防止し、進路選択の充実が図られる。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和4年度予算額（案） 1,058百万円
（前年度予算額） 830百万円

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人（10年間で1.5倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取り組みに対する支援を拡充することが不可欠。

事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（事業期間：H25～）

要求額：951百万円（723百万円）
補助対象：都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
補助率：1/3

II. 外国人の子供の就学促進事業（事業期間：H27～）

要求額：107百万円（107百万円）
補助対象：都道府県・市区町村
補助率：1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

【実施項目】

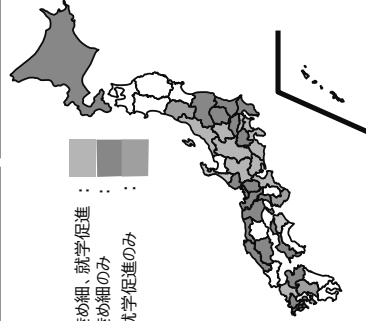
- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を旨とした地域社会との交流等

（参考）令和3年度補助実績

【きめ細事業実施】
26都道府県
15指定都市
18中核市
80市区町村

【就学事業実施】
1県
4指定都市
2中核市
18市区町村

きめ細、就学促進：
きめ細のみ
就学促進のみ



<関連する政府方針(抄)>

- ・2022年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにする。「対日直接投資促進戦略」(R3.6.2推進会議決定)
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り、高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする。「成長戦略フォローアップ」(R3.6.2閣議決定)
- ・就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R3.6.15関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策を着実に実施する。外国人の子供の就学支援等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18閣議決定)

- 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 個別の就学勧奨の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- だちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等の受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学への促進

- 早い時期から進路ガイダンス・進路相談等を実施
- 公立高等学校入学選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

Point 1

外国籍の方の転入があったら・・・

住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口に足を運んでももらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）

新1年生に対して・・・

外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

Point 3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_03.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_04.pdf

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

現状と検討の背景

- ・ 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・ 義務教育段階においては、「特別的教育課程」を編成して日本語の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・ 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別的教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- ・ 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - ・ しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別的教育課程」編成・実施の制度を導入し、生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある

制度化の在り方

- ・ 義務教育段階における「特別的教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必修修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	指導計画の作成	日本語指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別的教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別的教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数		

充実方策

- ・ 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・ 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・ 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額）

1,028百万円
990百万円



背景・課題

我が国の在留外国人は令和2年末で289万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響で、入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化しているものの、政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」を踏まえ、日本語教育の環境整備を推進。

事業内容

1 日本語教育の全国的な展開と学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進
500百万円（500百万円）
令和元年以降、地域日本語教育の中心を担う都道府県等が、市町村や関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
令和4年度は、全体の7割を達成（47/67）、「日本語教育の参照枠」を活用した日本語教育を推進。

②日本語教室空白地域解消の推進強化
132百万円（152百万円）
○日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
○インターネットを活用した日本語学習教材（つながるひろがる）には、令和4年度は「日本語教育の参照枠」を踏まえて動画コンテンツを追加。

③日本語教育の先進的取組に対する支援等
24百万円（44百万円）
NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。

⑤日本語教育のための基盤的取組の充実
7百万円（7百万円）
○日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）を運用。
○日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催。

2 日本語教育の質の向上等

①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用
201百万円（200百万円）
文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の教育内容モデルカリキュラムに基づく日本語教師養成・現職者研修のカリキュラム開発・実施・普及を行う。
令和4年度は、就労及び地域日本語教育の人材に対する研修機会を拡充。

②日本語教育に関する調査及び調査研究
31百万円（32百万円）
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、日本語教育機関の多言語ポータルサイトの調査等）

③日本語教師の資格等に係る施策の充実（新規）
51百万円（101百万円）
日本語教師の国家資格について次期通常国会への法案提出を踏まえ、資格取得に係る試験内容や試験実施機関、教育実習に必要なプログラム内容等の調査を実施。

④「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等（新規）
25百万円（100百万円）
文化審議会国語分科会において令和3年度中に「日本語教育の参照枠」及びその活用のための手引きが策定される予定。
生活・留学・就労等の分野において「日本語教育の参照枠」に基づく教育モデル（カリキュラム、教材、評価方法等）を開発し、公開。

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・外国人との共生社会の実現

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和4年度予算額（案） 500百万円
（前年度予算額） 500百万円



背景・課題

- ①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
- ③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
- ④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。
- ⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度にとりまとめた。

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】

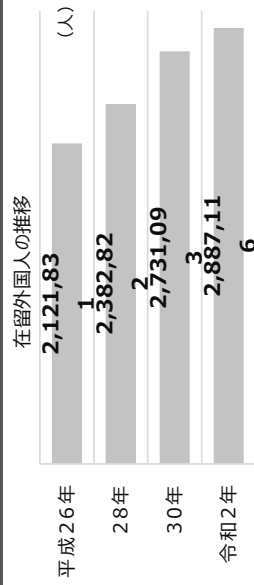
「令和3年度採択実績」件数：42件

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
- 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 ※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

【件数・単価】47箇所、980万円程度（市町村への支援 各県4件）を想定
【事業期間】令和元年度～

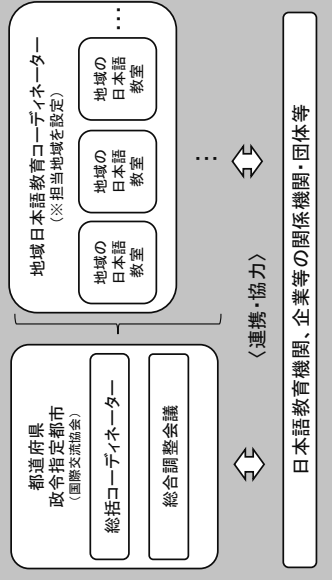
2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年末現在）

地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり



アウトプット（活動目標）

- ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じて日本語教育の促進
- ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

- ①国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）

インパクト（国民・社会への影響）

- ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- ③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知らずとも学習できる場でもあり、地域社会との接点としてセーフティネットとして機能する

「生活者としての外国人」のための日本語教室
空白地域解消推進事業

令和4年度予算額 (案)	132百万円
前年度予算額	152百万円

背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は、1,133である（令和2年11月現在）。このうち、地域住民に対する外国人比率の全国平均2.27%以上でありながら空白地域である市区町村は155となっており、このような空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供するための支援が必要である。

外国人比率が全国平均以上の空白地域数の推移：（出典）文化庁日本語教育実態調査（平成30年度～令和2年度）

客内業事

空白地域在住の外国人に対する日本語学習機会の提供を目的として、以下の取組を行う。

1. 地域日本語教育スタートアッププログラム
- 「令和3年度採択実績」件数：20件（継続12件（2年目5件、3年目7件）、新規8件）
- ・アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- 件数：30件（継続13件、新規17件）
- 単価：約170万円/件（オンライン対応経費等を追加）
2. 空白地域解消推進セミナー（1開催）、研究協議会（空白地域が多い都道府県2開催）の開催
3. ICT教材の開発・提供【日本語学習サイト「つながるひろが」にほんごでのくらし】（通称：つながろ）
- 日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人が独学で日本語を習得できる学習教材（ICT教材）を開発・提供。（生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現、語彙の確認、生活に必要な情報等。）
- 14言語対応。（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語）
- 地域に在住する外国人が自立的に言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の参照枠を構築し、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図る。

【地域日本語教育スタートアッププログラム事業概要】

▶ アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

専門家チームに
よる3年サポート

▶ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

アウトフィット (活動目標)

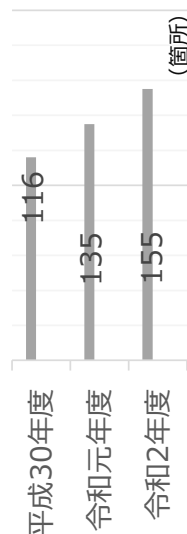
- ・市区町村の日本語教室新開設
空白地域解消推進セミナー等の開催による
実践事例の共有
ICT教材の拡充による学習機会の広範的
提供

アウトカム（成果目標）

- ・市区町村における日本語教室の新規開設及び日本語教室の開設困難地域については、ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

インパクト（国民・社会への影響）

- 地域に日本語教室が開設或いはICT教材で、外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり、孤立することが少なくなる。
- 外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になる。
- 外国人との共生が図られるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。





「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

つながるひろがる にほんごでの暮らし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人
が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(委託：凸版印刷株式会社)

如左

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- ・活用方法等のセミナー開催

應

令和元年度：6言語開発

(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語追加

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、カンボジア語)

令和3年度：4言語追加

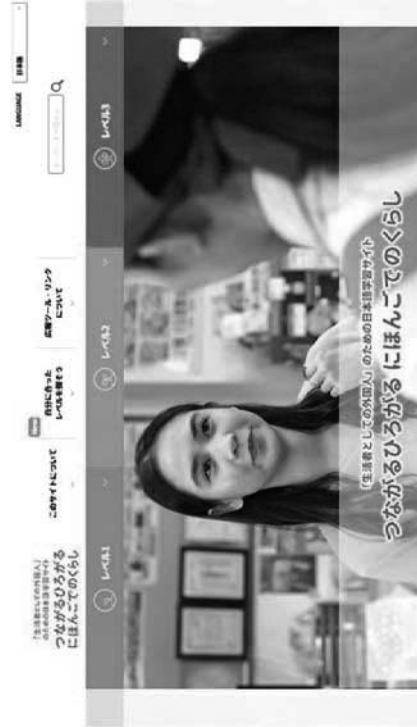
(韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語)

使

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようなりたりますことを目指して、日本語を学習することです。自分たち own 日本生活のレベルや、年齢によいコース、キーワードに応じて学習コンテンツを用意しています。

習得することをめざす、日本語勉強に活用してもらうことを願っています。またご感想、ご意見をいただければ幸いです。



日本語教育の法案に関する主な経緯について

令和元年6月 「日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)」成立

(参考)

第三節 日本語教育の水準の維持向上等

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、…(略)…国内における日本語教師(略)の資格に関する仕組みの整備、…その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(検討)

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(以下この条において「日本語教育機関」という。)に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

二 (略)

三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

令和2年6月 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針について(閣議決定)

(参考)

3. 日本語教育の水準の維持向上等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

- ・(略)…日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い、必要な措置を講ずる。

令和2年3月 「日本語教師の資格の在り方について(報告)」(文化審議会国語分科会)

(ポイント)

- ・資格取得にあたっては、試験の合格、教育実習の履修、学士以上の学位を要件とすること
- ・資格の社会的な位置づけは名称独占の国家資格として制度を設計することが適当であることなどを提言。

令和3年8月 「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」(日本語教育の資格に関する調査研究協力者会議)

(ポイント)

- ・日本語教師の資格取得にあたっては、原則として日本語教育能力を判定する試験の合格や教育実習の履修・修了の2点を求めること
- ・日本語教育機関の標準的な教育の質を確保するために必要な基準を定め、文部科学省が日本語教育機関の教育内容を評価する仕組みなどが提言された。

日本語教育の推進に関する法律 概要

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

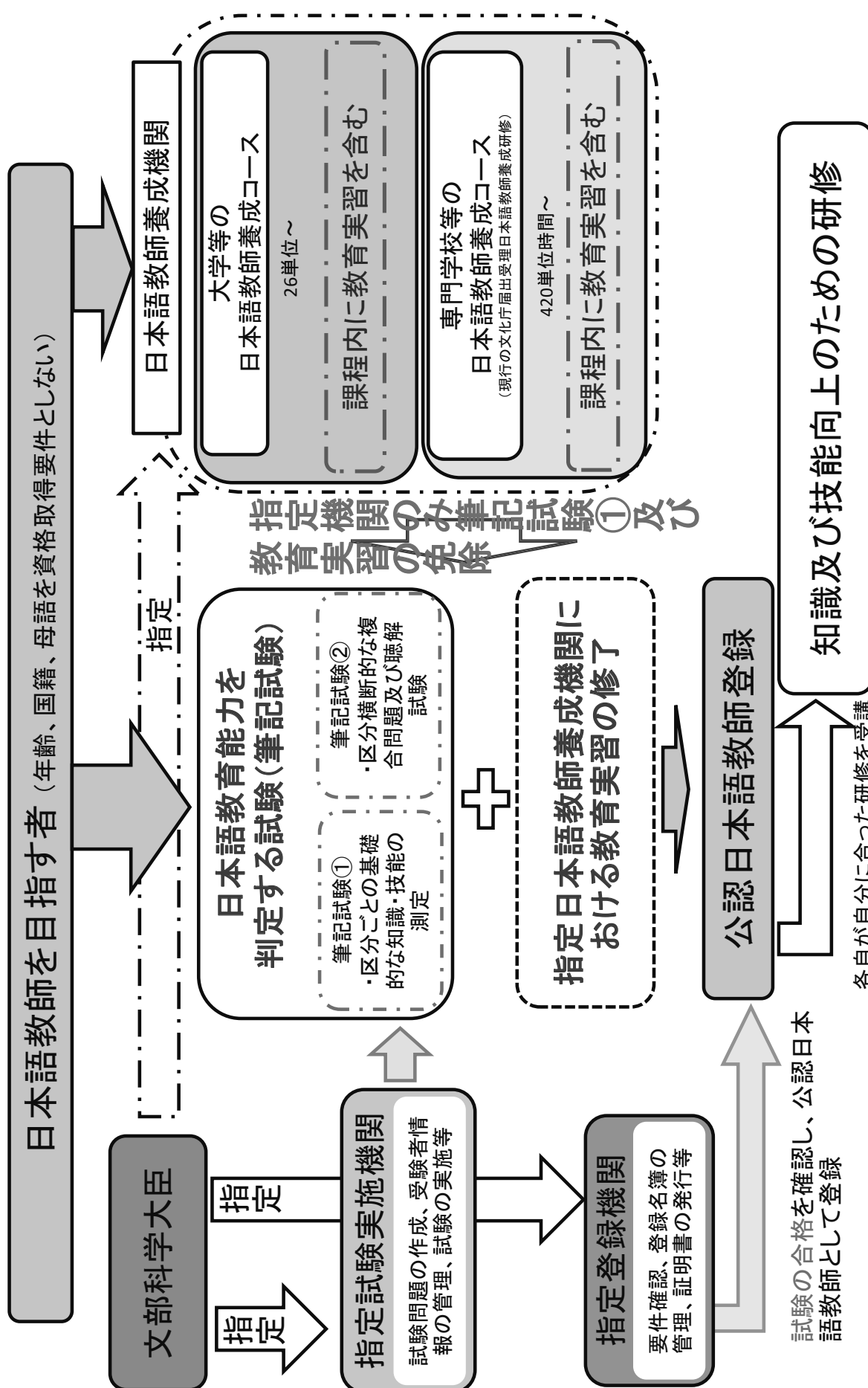
国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

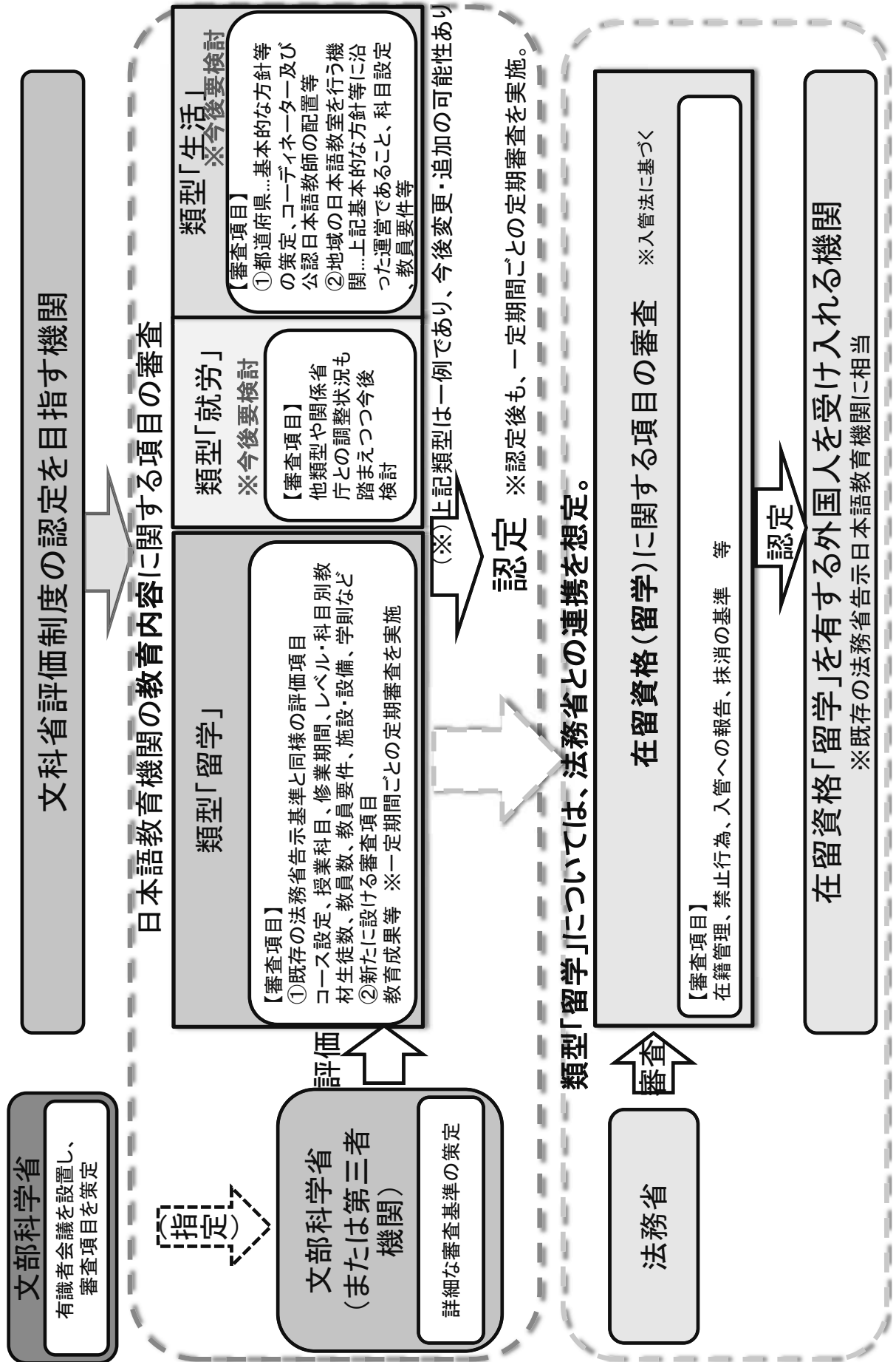


公認日本語教師の資格のイメージ(案)





類型「留学」「就労」「生活」の全体イメージ(案)



外国人向けの情報発信の例①：厚生労働省ホームページでの発信

- 厚生労働省では、ホームページで新型コロナウイルス感染症について、多言語（※）での情報発信をしています。

※ やざしい日本語、英語、ポルトガル語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、タガログ語、インドネシア語、ネパール語、ベンガル語、カンボジア語、ヒンディー語、マレー語、モンゴル語、ミャンマー語、フランス語、トルコ語、アラビア語の21カ国語



左は、新型コロナウイルス感染症について説明しているページ。
右は、掲載しているポスターの一例。
(それぞれ、日本語版及びポルトガル語版)

外国人向けの情報発信の例②：労使団体等を通じた発信

- 厚生労働省では、労使団体や業種別事業団体などの経済団体に対し、職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について傘下団体・企業に周知するよう、依頼してきたところです。
- 職場での感染症対策チェックリストは、10カ国語及びやさしい日本語に翻訳し、外国人労働者を雇用する事業主に對して、その活用を依頼しています。

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

資料13

職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも 「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合がある
(ほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合
があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナ
ウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがな
によりも重要です。

外国人労働者の皆さんが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ること
が出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイス
に努めてください。

職場での感染症対策チェックリスト (10か国語)

外国人労働者の皆さんが職場における感染防止対策の内容を十分に理解
出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止す
ためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

事業主の皆さんは、外国人労働者への教育やミーティングをする機会に、
このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願
いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、
タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語
(やさしい日本語版もあります。)

各言語のチェックリストは、右図にアクセスをしてご確認ください。
▶ (厚生労働省ウェブサイト内)

「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省

[illegible]

左の資料は、令和3年7月13日付け要請から、資料13を抜粋したもの。
右の資料は、職場での感染症対策チェックリストの日本語版及びポルトガル語版。

外国人向けの情報発信の例③：地域コミュニティを通じた発信

- より多くの外国人の方にハローワークを知っていただけるよう、日系人の集住地域を中心に発行しているポルトガル語のフリーペーパー及びSNS (Facebook・Instagram) に、ハローワークの取組を伝える広告を掲載しています。
【参考】日本語訳



**VAMOS EM FRENTE!
JUNTOS EM DIREÇÃO AO FUTURO!**

**VOCÊ QUE PERDEU OU SAIU DO SEU EMPREGO
DEVIDO AO CORONAVÍRUS,
A HELLO WORK PODE TE AJUDAR**

Aqui na Hello Work temos uma equipe de funcionários (intérpretes em algumas regiões) que podem ajudá-lo, gratuitamente, a encontrar um novo emprego. Se estiver passando por problemas relacionados ao emprego, temos agências da Hello Work em todo o Japão, procure a mais próxima da sua casa. Damos total assessoria para o Seguro Desemprego, um auxílio em dinheiro que o governo oferece enquanto você procura uma nova colocação.

O QUE VOCÊ PODE CONSULTAR NA HELLO WORK?

- Informações de OFERTAS DE EMPREGOS
- Suporte e apresentação à empresa que deseja trabalhar
- Procedimentos de SEGURO DESEMPREGO

Agências da Hello Work no Japão
https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf

Hello Work com tradutores e intérpretes
https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf

Mais informações sobre a covid-19
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoujigounushiki/page11_00001.html

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

いっしょに前へ、いっしょに明日へ

「ハローワーク」は、会社をやめたひと、新しい仕事を探しているひとを、応援します。

○日本政府からの大切なお知らせです。

○新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事がなくなっているいませんか？ハローワークは、国の職員が、無料で、あなたが新しい仕事を探すお手伝いをするとこ

ろです。

○仕事がなくなったり、会社をやめたあと仕事が見つからなかったりしたとき、生活の心配をしないで、新しい仕事を探そう。ハローワークは、あなたの近くに、「雇用保険」からお金が出る場合があります。

○ハローワークは、全国にあります。困っていたら、まずは家の近くのハローワークにご相談ください。ポルトガル語の通訳があるハローワークもあります。いっしょに仕事を探しましょう。

＜ハローワークではこんなことが相談できます＞

- ・仕事の相談
- ・会社の求人の情報を得る
- ・働きたい会社への紹介
- ・雇用保険の手続き
- ・仕事さがしのサポート

＜ハローワークはこちらで探してください＞

【全国のハローワーク】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>

【通訳があるハローワーク】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>

＜COVID-19に関連する情報についてさらに知りたいとき＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoujigou/nushi/page11_00001.html

nushi/page11_00001.html

厚生労働省

外国人就労・定着支援研修事業

1 趣旨・目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であることから、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業概要

受講対象者	身分に基づく在留資格の外国人等						
研修内容	● 受講者の能力に応じてコースのレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は100時間に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日を開講するコースも設定						
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に全国110地域、300コース、受講者6,000名規模で実施 [参考] 令和元年度実績 <table> <tr> <td>実施地域数</td><td>… 98地域</td></tr> <tr> <td>実施コース数</td><td>… 296コース</td></tr> <tr> <td>受講者数</td><td>… 5,241名</td></tr> </table>	実施地域数	… 98地域	実施コース数	… 296コース	受講者数	… 5,241名
実施地域数	… 98地域						
実施コース数	… 296コース						
受講者数	… 5,241名						

外国人を雇用する事業主・人事労務担当者の方へ

外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？

外国人の方からこんな質問や要望を受けることはありませんか？

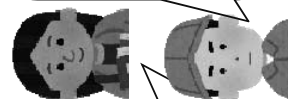
■ 最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？

■ なぜ、彼の方が先に昇給したの？

■ 育児のために休暇を取りたいが、どうすれば？

■ もっと働きたいのに、なぜ働いてはいけないの？

■ ハラスメントを受けているかも知れません。どうすればいい？



■ 8時が始業なので、8時ちょうどに会社に来れば良いと思います。

■ 18時半になったので、帰ります。

■ 年末年始の休暇はいらないので、代わりに2月に多く休ませてください。

■ 会社に住所を教えたくありません。

■ 健康診断を受けたくありません。 ■ 転勤をしたくありません。

外国人の方は、私たちが「当然だ」と思っている日本の法制度や雇用慣行に詳しくないかも知れません。

- ✓ 知らないことは悪いことはありません。外国人の方の悩みの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくことが大切です。
- ✓ そのためには、**母国語を用いて説明することや、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて納得してもらうことが重要**です。



厚生労働省では、新たに、

- ・ 企業における人事・労務に関する多言語による説明や、
- ・ お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めること

に役立つ**3つの支援ツール**を作成しました！ぜひご活用ください。

【支援ツール】

- ① **外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集**
～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～
- ② **雇用管理に役立つ多言語用語集**
- ③ **モデル就業規則やさしい日本語版**

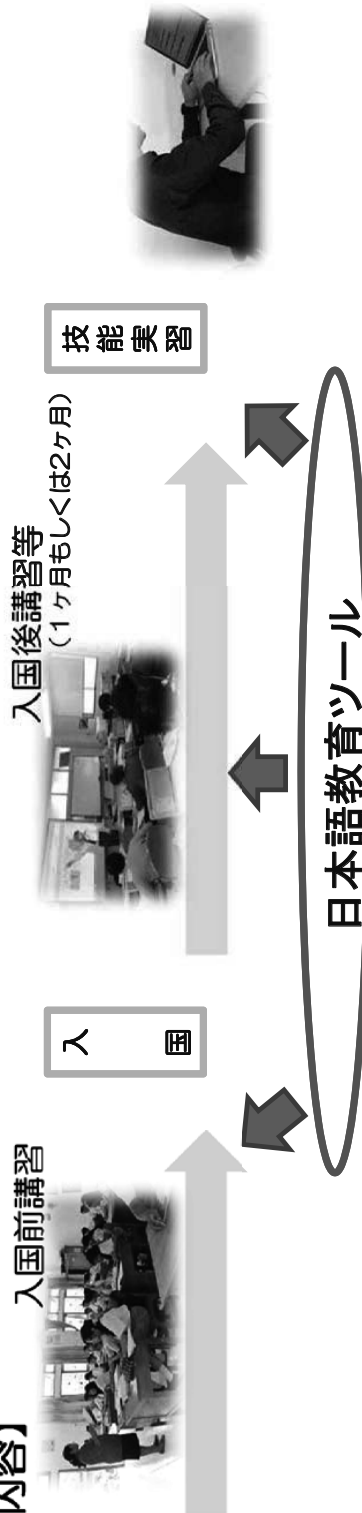


厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供することとしている。

【事業内容】



1. 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
2. 日本語教育ツールの開発
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office workではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構で公表
3. 開発・公表の状況（8言語：英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）
令和元年度：テキスト教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発、公表（<https://www.otit.go.jp/kyozai/>）
令和2年度：テキスト教材1職種（建設関係）を開発、公表
アプリ教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発、公表
令和3年度：テキスト教材1職種（農業関係）及びアプリ教材1職種（建設関係）を開発予定

介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- ▶ 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶ WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶ 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
- また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶ 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶ 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶ 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆ 過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習
WEBコンテンツ



特定技能評価試験
学習テキスト



介護の日本語
テキスト



外国人のための
介護福祉士国家
試験一問一答



外国人のための
介護福祉専門
用語集



外国人集住都市会議 **SUZUKA2021**

Session-1

外国人が地域で安心して暮らせるために

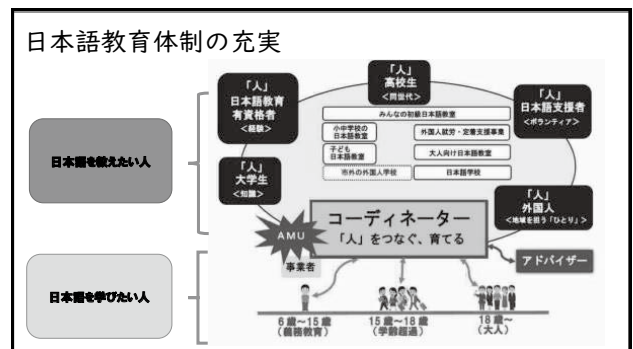
長野・愛知ブロック

長野県上田市長
土屋 陽一
Tsuchiya Yoichi

長野・愛知ブロック 会員都市の状況

2021年4月1日現在（児童生徒数は2021年5月1日現在）

都市名	総人口(人)	外国人人口(人)	外国人割合(%)	外国籍児童生徒数(人)	日本語指導が必要な外国籍児童生徒数(人)
上田市	151,463	3,760	2.5%	214	60
飯田市	98,921	2,171	2.2%	133	51
豊橋市	373,833	18,593	5.0%	1,991	1,565
豊田市	421,280	17,892	4.2%	1,172	910
小牧市	151,920	10,001	6.6%	829	719



いつでも、どこでも、だれでも
日本語の学びを

- 「にほんごアムアム」は、市街地に一箇所あるのみ
→市街地から離れた場所に住む子どもは、一人で「にほんごアムアム」へ行くことができない

↓

- 小中学校の子どもへ、1人1台のタブレット端末を貸与
→子どもは自宅などでタブレット端末を使い、「にほんごアムアム」の指導者から日本語の学習を受けることができる
→必要な家庭へ、インターネット環境の整備を

外国人学校の法的位置づけと学校数
学校教育法

一条校 (学校教育法第1条に規定する学校)	専修学校 (学校教育法第124条に規定する学校) 例：専門学校	各種学校 (学校教育法第134条に規定する学校) 例：自動車学校など	私塾扱い
8校	—	128校	68校以上

外国人学校の保健衛生環境に係る有識者会議
(第1回)の会議資料より抜粋(2021年6月3日開催)

外国人学校に通う子どもの学齢簿の扱い

= 感染症対策として、就学把握は必須

●「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」
(2020年7月1日文科科学省)



●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
(2021年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

《施策番号69》
・住民基本台帳等に基づく学齢簿の編製の際に、外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握する(2025年度末までに)

外国人学校に通う子どもの学齢簿の扱い(提案)

学校教育法

一条校 (学校教育法第1条に規定する学校)	専修学校 (学校教育法第124条に規定する学校)	各種学校 (学校教育法第134条に規定する学校) = 各種学校 認可校	私塾扱い = 各種学校 無認可校
●認可校は、 都道府県に在籍者名簿を提出 →都道府県は、速やかに市区町村に報告 →市区町村は、学齢簿を編製		●無認可校は、 子どもに在籍証明書を発行 →子ども(保護者)は、市区町村に報告 →市区町村は、学齢簿を編製	

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

三重・岡山ブロック



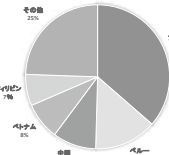
三重県鈴鹿市長
末松 則子
Suematsu Noriko

1. 鈴鹿市の外国人人口

◇外国人人口と比率

総人口	うち外国人人口	比率
197,531人	8,639人	4.37%

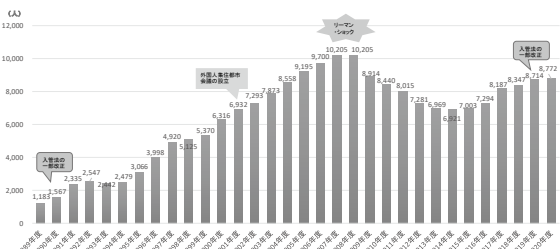
◇国籍別外国人人口と割合



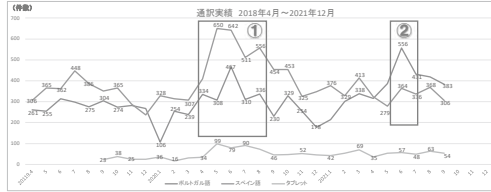
国名	人口
ブラジル	3,151人
ベトナム	1,214人
中国	844人
フィリピン	721人
その他	2,097人



2. 鈴鹿市における外国人人口の推移



3. コロナ禍における相談窓口の状況



- ◎通訳職員・・・ポルトガル語1名、スペイン語2名のフルタイム会計年度任用職員を配置。
- ◎多言語通訳システム・・・タブレット端末(13言語対応)を2019年9月から4台設置。
- 【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】
- ▶2020年 タブレット端末 4台 → 5台、9月から多言語電話通訳サービス開始、ポルトガル語通訳1名をパートタイム会計年度任用職員として配置。
- ▶2021年 タブレット端末 5台 → 8台、機械通訳タブレット5台設置。ポルトガル語通訳1名をパートタイム会計年度任用職員として配置。

4. 窓口における相談内容①

① 令和2年4月～8月・・・主な相談は特別定額給付金(10万円)

- ・5月20日号の広報紙で周知し、5月19日から申請書を順次発送
- ・申請方法はインターネット・紙の2種類、申請の締め切りは8月末



- ・4月～インターネット上でお金がもらえるという情報が流れ、問合せが急増
- 給付申請の方式、振り込みによる給付などは 不明なまま、10万円というワードが先行し、100万円もらえるという人まで窓口へ



- ・5月19日に発送する申請文書及び申請書は、すべて日本語であることが判明
- ⇒テキストを担当部署から入手し、やさしい日本語・ポルトガル語・スペイン語・英語版を作成し、周知を図る。

- ・相談から、口座内容の転記等、分かりづらい箇所が判明
- ⇒分かりやすい記入例を作成



- 周知先は、市HPコロナ関連のページ(日本語)、月1回発行の外国人向け広報誌への掲載、国際交流協会のFacebookから発信 など

4-1. 【鈴鹿市で翻訳した案内文書と記入例】

【案内文書】



【記入例】



4-2. 相談から実現したこと①

情報発信の構築

- 外国人市民のための情報発信の場が必要 ⇒ 情報源としての定着
- 正しく、迅速な情報発信が必要 ⇒ 誤った情報の流出を防止

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ▶外国人向けホームページ「Amigo SUZUKA」の開設
- ▶Facebook「Amigo SUZUKA」の開設
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、外国人市民にとって必要と思われる有益な市の情報などを
- ・ポルトガル語・スペイン語・やさしい日本語等で 正確かつ迅速に提供
- ⇒自動翻訳ではなく、職員が伝わりやすい表現・文章に作成、翻訳して掲載



【Facebookフォロワー内訳】

- ・ポルトガル語 : 745人
- ・スペイン語 : 543人
- ・やさしい日本語: 494人

5. 窓口における相談内容②

② 令和3年5月～7月・・・主な相談はワクチン接種

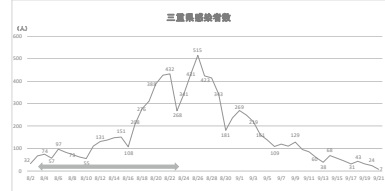
- ・4月から年次別にワクチン接種が始まる
- ・予約方法は、かかりつけ医に直接か集団接種の場合はインターネット
- ・接種券の郵送が始まるも、全て日本語表記



- ・接種までの流れがわからないまま、接種希望の相談が急増
- ・接種券が届いても、何か分からず放置されるケースも
- ・インターネットの予約システムは日本語表記であること、さらには予約が殺到し、すぐに定員オーバーとなり、外国人にとって予約は非常に困難な状況
- ・国から提供された多言語翻訳の予約票
 - ⇒ 情報発信するものの、日本語の予約票に転記することができない
 - ※日本語で書かれていなければ、受付不可

8月に入り、三重県内で感染者が爆増

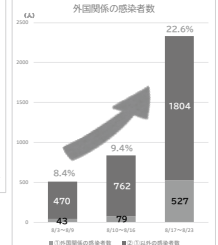
5-1. 急増する三重県内の感染者数



【感染者数に占める外国人の割合が高かった】

- ・1人の陽性患者から感染する確率が高い⇒家族、職場、友人等
- ・進まない外国人のワクチン接種

【8/17～8/23の週には、22.6%と大幅に増加】



▲感染者数の伸び率を上回る割合で、外国関係の感染者数が増加。(県内総人口における外国人住民の割合は3%)

5-2. 相談から実現したこと②

動画で伝える

- 文字だけで伝えることの限界 → 動画配信
- 動画配信の利点 → イメージしやすい、

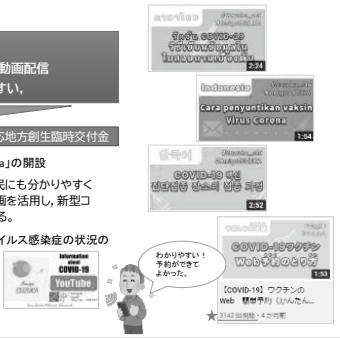
令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

外国人向けYouTubeチャンネル「Amigo Suzuka」の開設

日本語での情報の取得が難しい外国人市民にも分かりやすく市の情報を受け取っていただけるよう、動画を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信する。

1つの動画を約3～5分として、新型コロナウイルス感染症の状況の変化に対応したものを作成

- 「COVID-19ワクチンうつまで」
- 「COVID-19ワクチン予約の書き方」
- 「COVID-19ワクチンWeb予約のとり方」
- 「COVID-19ワクチン集団接種会場」



6. コロナ対応に関するすべての取組みによる効果

外国人受入環境整備交付金・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

多言語対応

1. 通訳タブレットの導入・増設
2. 留学生による通訳対応
3. ワクチン接種会場における通訳職員の配置

留学生への生活支援

- ・留学生生活支援事業

ポスター等による啓発

外国人コミュニティや企業・飲食店への啓発

1. 情報を届けるべき対象(コミュニティ)を特定し、代表者を通じて、対象者に情報を発信
2. 外国人の雇用側、集まる場からのアプローチとして、対策の徹底とポスターの掲示を依頼

企業からの後押しもあり、
ワクチン接種率は86.6%(12月末現在)

感染率の低下

7. 取組みからみえた課題

現状:外国人を「生活者」としてみなす包括した支援や日本人と同様のサービス提供には至っていない。

【緊急性のある対応は日本人だけが対象】

制度内容、通知文、申請書、予約票等、まずは日本語で発信

外国人住民には、制度を理解すること、さらに書ききれない申請様式や、自治体ホームページの入力フォームなど、緊急であるのに対応が遅れてしまう。

【あらゆる場面でみられた言葉の壁】

- ・職場、学校、施設等における感染対策への理解・特にマスク着用の遅れ
- ・病院でのコロナ対応のルール・症状が軽ければ、診察を受けない
- ・PCR検査や感染した場合の約束ごと・外出制限、入院の場合の手続き等
- ・休業補償などの内容・事業主との折り合いがつかず、生活困難のケース

緊急時こそ、あらゆる場面で通訳・翻訳が必要

8. 国への投げかけ

◎ 国が一括で進める施策は、担当省庁において日本語文書と多言語文書の同時発信

◎ 早急に伝えなければならない情報は、1つのルートに限らず多方面から発信
...例えば学校を通じて保護者へ、企業を通じて従業員へ

◎ 広域で派遣が可能な通訳に係る人材バンクの創設

在留管理をも包括した組織:内閣府に(仮称)多文化共生庁を設置

施策実施の根拠:多文化共生社会基本法(仮称)の制定

省庁横断的に強い指導力が発揮され、あらゆる分野における外国人施策について総合的かつ効果的な対応が可能となる。

三重・岡山ブロック

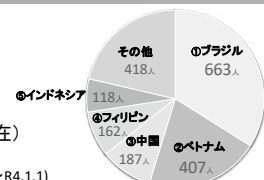


亀山市長
櫻井 義之
Yoshiyuki Sakurai

亀山市の外国人住民の状況

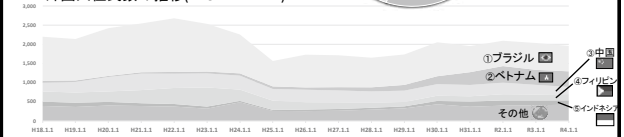
亀山市の外国人住民

国籍数 33カ国
人口 1,955人
割合 4.0%
(令和4年1月1日現在)



外国人住民数
上位5カ国

外国人住民数の推移(H18.1～R4.1.1)



コロナ禍での外国人住民へのサポート(1) 三重県亀山市

インターネットによるワクチンの接種予約の手順を、やさしい日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語に翻訳

Preencher com as informações pessoais あなたの 情報を 入力 してください

Escolher o local que tomará a vacina ワクチンを 打つ 場所を 選びます

コロナ禍での外国人住民へのサポート(2) 三重県亀山市

通訳職員やテレビ電話通訳を介して、コロナワクチンの予約をサポート

通訳職員による予約のサポート

テレビ電話通訳による予約のサポート

亀山市の多文化共生に係る取組 三重県亀山市

多文化共生についての出前講座

日本語教室

職員対象の多文化共生研修

7言語でポケット版避難所ガイド作成

多言語版ごみカレンダー

多言語版広報紙の発行

亀山市の外国人相談窓口 三重県亀山市

2019年入管法改正後、多様な言語での相談が増加

一元的相談窓口を設置

テレビ電話通訳サービス

3者間・4者間電話通訳サービス

機械通訳サービス

13言語での対応が可能となり、相談体制が充実

亀山日本語教室 三重県亀山市

日本語教室ボランティアスタッフの平均年齢推移

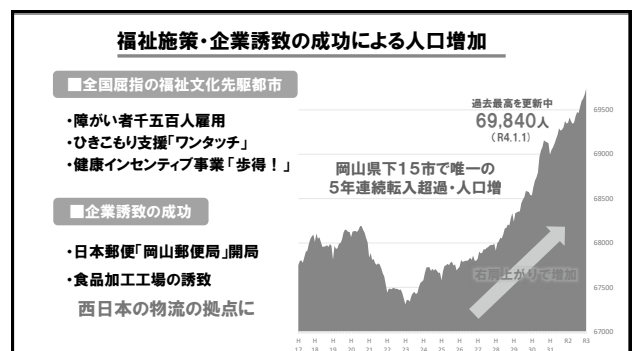
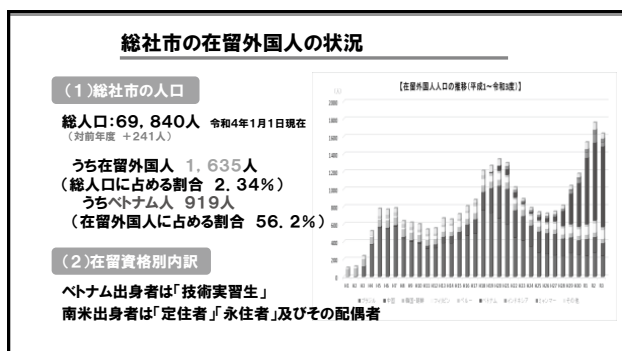
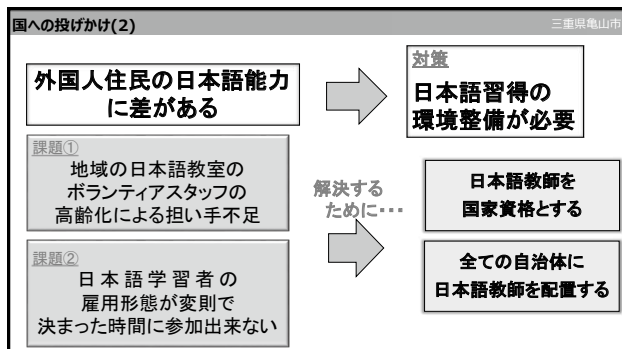
年度	平均年齢
平成26年	50.8 才
平成27年	54.6 才
平成28年	52.6 才
平成29年	55.3 才
平成30年	63.4 才
令和元年	57.6 才
令和2年	62.3 才
令和3年	63.7 才

国への投げかけ(1) 三重県亀山市

一元的相談窓口が設置出来ない自治体が、設置出来るよう支援

一元的相談窓口を既に設置している自治体へ、支援の継続と充実

外国人受入環境整備交付金の十分な財政支援が必要



多文化共生施策(外国人相談・日本語教育事業)

■外国人相談事業

H21 国際・交流推進係を設置
多文化共生推進員を配置

R3～ 5カ国語に対応
(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語)
年間約2,500件の相談実績

■日本語教育事業

H22～H30
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を受託
行政を事業主体とする日本語教室

- 生活情報・行政情報の提供
- 住民同士の交流の場

多文化共生施策(コミュニティ交流事業)

■コミュニティ交流事業

H21 「総社ブラジリアンコミュニティ」設立

R3 総社国際ナショナルコミュニティ&
桃太郎国際ナショナルアソシエーション
(SIC & MIA)

H21～ そうじ国際ナショナルフェスタ開催
日本人と外国人の交流イベント

地域社会での自立した外国人住民
たちによるコミュニティづくり

多文化共生施策(医療・防災支援事業)

■多言語医療ガイド

H25 総社市多言語医療ガイドの作成

(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語)

- ・市内在住外国人全世帯
- ・市内全医療機関 へ配布



■外国人防災リーダー

H25 外国人防災リーダー養成研修開催

R3 9か国 34名の防災リーダーが認定

支援される側から支援する側へ



多言語での情報発信

■外国語版広報紙の作成

市の広報紙から、外国人に必要な情報を抜粋

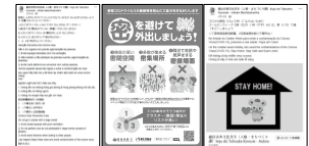
- ・ポルトガル語版「SOJA BRAZILIAN NEWS」
- ・中国語版「総社チャイニーズニュース」
- ・ベトナム語版「SOJA VIETNAMESE NEWS」
- ・やさしい日本語版
- 「広報そうじゃ やさしい日本語版」



■SNSを活用した情報発信

Facebook、Wechatでの情報発信

- ・新型コロナウイルスに関する情報
- ・台風等の災害情報 など
- 行政からの情報を多言語で随時発信



ワクチン接種に係る外国人コミュニティ(SIC&MIA)との連携

■ワクチン接種に向けて

R2 外国人市民向け説明会の実施

R3 SIC&MIAとの連携会議

外国人が抱える課題・不安を把握



R3年4月開催
「外国人市民連携会議」
希望する外国人全員に
接種が行き届くよう、協
力を確認。

■接種現場での支援

- R3
- ・接種予約への多言語対応
 - ・集団接種会場での通訳配置
(7か国[8言語] 延べ210名)
 - ・外国人専用レーンの設置

コロナ禍での外国人に寄り添う支援



R3年6月～
「接種時の多言語対応」
外国人専用レーンを設
置し、通訳者が献身的
に接種終了まで支援。

外国人接種率76.3%

今後の取り組みについて

■外国人市民が抱えている課題

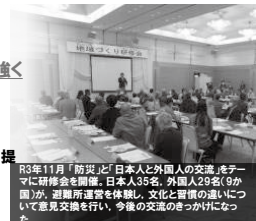
「一人の生活者としての交流が不十分」

R3～ 個人での「顔の見える関係」をより強く

■国への投げかけ

「地方が担っている共生社会と国の施策の乖離」

外国人を一人の生活者として迎え入れることを前提
に労働条件整備、在留資格の見直しが必要



R3年11月「防災」と「日本人と外国人の交流」をテーマに研修会を開催。日本人35名、外国人29名(9か国)が、避難所運営を体験し、文化と習慣の違いについて意見交換を行い、今後の交流のきっかけになった。

■効果(総社市の目標)

日本人と同様の公共サービスを享受し、外国人市民が「一人の生活者」として暮らす「外国人に最もやさしいまちづくり」の実現

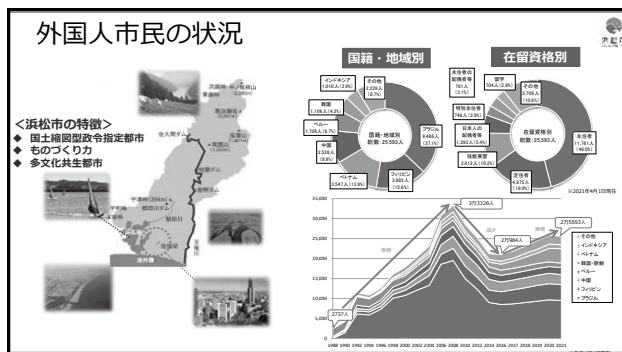
外国人集住都市会議 SUZUKA2021

Session-2

外国人が地域において多様に活躍していくために

群馬・静岡ブロック

静岡県浜松市長
鈴木 康友
Suzuki Yasutomo



浜松市多文化共生都市ビジョン

> 2013年3月、本市の多文化共生施策の指針として策定（2018年改訂、現在第2次計画期間）
> 外国人市民をまちづくりを進める重要なパートナーと捉え、誰もが活躍できる 多文化共生都市・浜松を目指す

目指す都市の将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、
ともに築く多文化共生都市

目指す方向性

- 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域【協働】
- 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域【創造】
- 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域【安心】

重点施策

- ◆ 外国人市民のまちづくりへの参画促進
- ◆ 次世代の育成・支援
- ◆ 多様性を生かした文化の創造・地域の活性化
- ◆ 防災対策

外国人材活躍促進事業

2021年10月～新たに2事業を追加

○外国人材活躍宣言事業所認定事業

外国人材の活躍推進に積極的に取り組む事業所を認定・公表することで、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就業環境の向上を図る

認定された事業所には、認定マークの使用許可や浜松市公式Webサイトでの取組紹介、市の発注業務での優遇措置等

○外国人材等日本語学習支援事業

浜松地域で活躍が期待される外国人材の就職後の定着促進のため、日本語能力試験N2以上の認定取得に要する経費を負担する事業者を支援

外国人雇用相談サポートデスク

留学生インターンシップ支援事業

誰もが能力を発揮できる環境整備＝外国人材の定着・活躍促進

浜松外国人材定着サポート有限事業責任組合 (eコモンズLLP)

「産」・「官」・「学」連携プラットフォーム

留学生に対する企業ガイダンス・合同説明会の様子

2021年度はアジア圏の留学生9名が
地元製造業6社に就職内定という実績を得た。

インターカルチュラル・シティ推進事業

2017年10月、欧州諸都市を中心に世界150都市以上が参加する
インターカルチュラル・シティ（ICC）ヘアジアの都市として初加盟



全国で活躍する外国人にルーツを持つ起業家等が登場したオンラインセミナーの様子

多文化共生、産業、文化、市民協働等の
多様な分野の実務者による推進会議
を設立し、ICCの理念を具体的な取り
組みとして実践

「課題解決型」⇔「価値創造型」の多文化共生都市・浜松の実現

外国人との共生に係る現状と課題

現状

▼外国人材受入れの加速

- 高度外国人材の受入れ（2012.5～）
- 在留資格「介護」の創設（2017.9～）
- 外国人技能実習制度の拡充（2017.11～）
- 国家戦略特区による受入れの推進
- 在留資格「特定技能」の創設（2019.4～）
- 日系四世の更なる受入れ（2018.7～）
- 日系四世受入れ制度の要件緩和（2021.3～）

▼外国人材の受入れ・共生のための環境整備

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定（2018.4）
- 日本語教育の推進に関する法律の公布・施行（2019.6）
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂（2019.12）※126→172項目
- 日本語教育の推進に関する施策の総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定（2020.6）
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂（2020.7）※172→191項目
- 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン策定（2020.8）
- 地域における多文化共生推進プランの改訂（2020.9）
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂（2021.6）※191→197項目
- 日本語教育の参照枠の取りまとめ（2021.10）

▼出入国在留管理庁の新設（2019.4～）

多くの課題が蓄積

- 外国人を生活者として受入れるために必要な具体化された制度設計や政策・施策の根拠となる法整備がなされておらず、中長期的なビジョンが示されていない
- 国と自治体、事業所等の責務や役割分担が明確化されておらず、毎年改訂されているものの、総合的対応策の実効性が危惧される
- 地方自治体への交付金制度等は、地域の実情に応じた事業展開の上で活用自由度が不十分

国への投げかけ事項

- 外国人市民は、地域経済をともに支え、まちづくりを進める重要なパートナー
- 誰もが能力を発揮できる環境整備を進め、地域での活躍促進を図ることが必要

- 外国人材への日本語教育に関する事業所の責務の明確化と財政的支援を含めた実効性の高い仕組みの構築
- 外国人の子どもの就学義務化など不就学を生まない仕組みの整備と地域への定着が進む外国にルーツを持つ青少年へのキャリア支援の充実
- 外国人との多文化共生社会実現に向けた基本となる法律をはじめとした政策・施策の根拠となる法整備
- 地方自治体がこれまでの経験やノウハウを活かし活用できる、自由度の高く恒常的かつ十分な財政措置



外国人施策を強力に推進できる司令塔機能を持つ省庁横断的な組織を内閣府に設置

三重・岡山ブロック



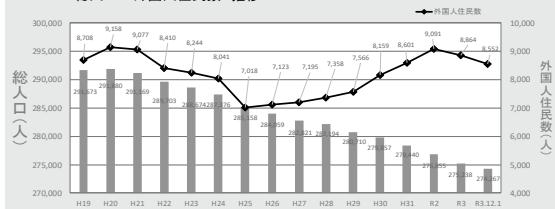
三重県津市長
前葉 泰幸
Yasuyuki Maeba

1 津市の総人口及び外国人住民数

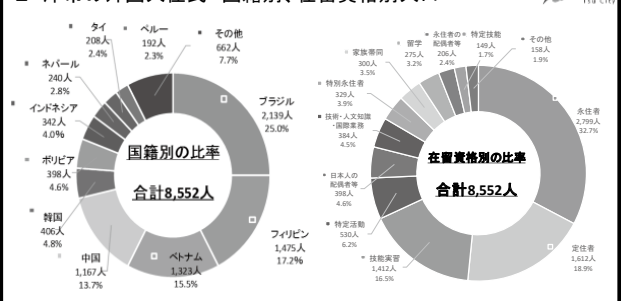
○外国人住民数と比率

総人口	内外国人住民数	比率
274,267	8,552	3.12%

総人口ー外国人住民数 推移



2 津市の外国人住民 国籍別、在留資格別人口



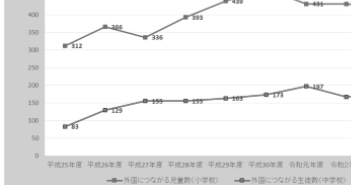
3-1 外国につながる児童生徒への日本語教育

○外国につながる児童生徒数と比率

児童生徒数	外国につながる児童生徒数	比率
19,869	602	3.03%

令和3年6月1日現在

日本語指導が必要な外国につながる児童生徒数の推移



3-2 外国につながる児童生徒への日本語教育

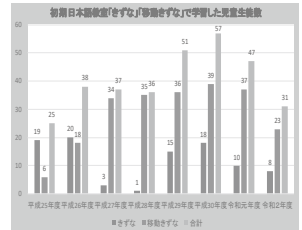
○ 初期日本語教室「きずな」

「きずな」教室とは？

日本語がわからない外国につながる児童生徒たちが、日常生活に必要な日本語の力を「話す・聞く」「読む・書く」のカリキュラムに沿って、短期間(3ヶ月～4ヶ月)で習得する事を目的とした教室です。※H24から実施



きずな教室は、市立敬和幼稚園内にありますが、通えない子どものために、在籍する学校で指導する「移動きずな教室」もあります。



3-3 外国につながる児童生徒への日本語教育

○ 就学前日本語教室「つむぎ」

「つむぎ」教室とは？

就学前の外国につながる児童に対して、小学校入学前に、戸惑うことなく学校生活に早期に順応できるよう、入学初期に使われる日本語や学校生活への適応指導を行うとともに保護者の教育相談にも応じる教室です。

※令和2年より実施

参加した保護者の感想



R3年度は19家庭が参加しました。
「つむぎ」に参加して息子は大きく成長して、とても喜んでいました。小学校へ行く知識が少し増えました。宿題があることをすごく喜んでいました。
「つむぎ」は子どもの学びの場と大人の学びの場でした。

「つむぎ」に入ってから、娘は宿題に興味を持つ。
本を読むことにも興味を持った。
小学校に行くこともワクワクしている。
娘の私も覚えられたことがあります。



日本の学校での生活がわからない娘にも安心して子どもを学校へ送ることができるように、ガイダンスがあったり、子どもたちも学校の授業の様子が見えたり、不安なく入学できると感じます。



4-1 地域の日本語教室の現状

○ 津市国際交流協会が実施する日本語教室
無償のボランティアスタッフが運営する参加費無料の日本語教室



【ボランティア日本語教室の学習者、支援者の参加数の推移】

地域別参加者数(人)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
津市国際交流協会	88	77	112	172	168	167	98
津市国際交流協会	14	18	30	38	37	23	24
久居地区	68	62	85	88	104	101	64
久居地区	16	16	21	24	22	22	22
河内地区	30	46	60	66	76	66	40
河内地区	11	12	12	16	11	12	12

4-2 地域の日本語教室の現状

○ 津市国際交流協会が実施する日本語教室が担う役割

日本語能力検定等に向けた、外国人住民の日本語学習の場



外国人住民と日本人住民の交流の場

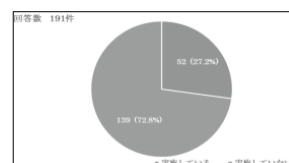


外国人住民が地域で孤立しないための生活支援の場

5-1 企業の実施する日本語教室の状況

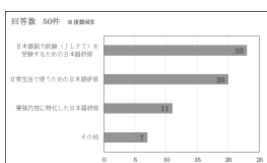
※ 三重・岡山ブロックアンケート結果より抜粋 R3. 10 実施

【外国人従業員に対する日本語研修の実施割合】

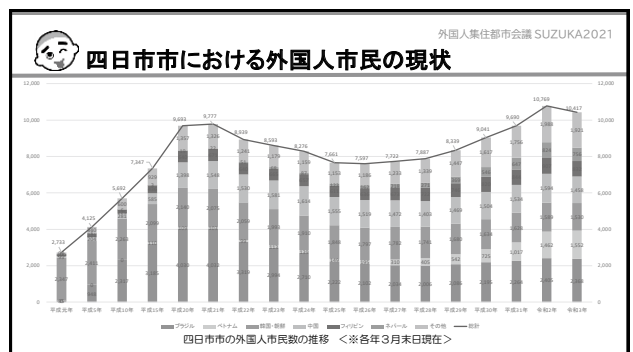
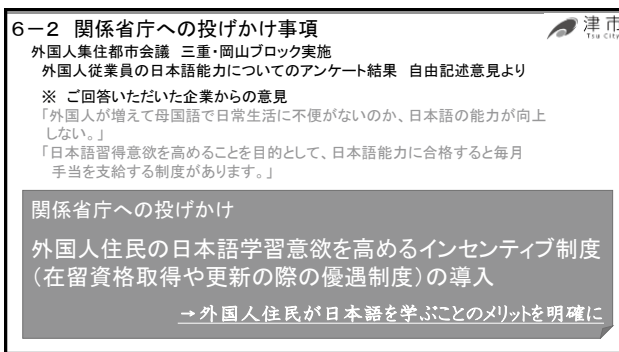
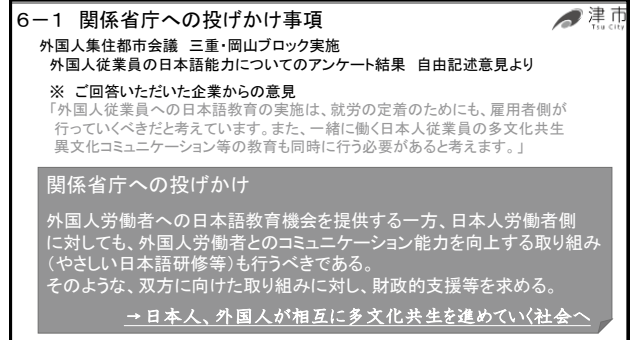
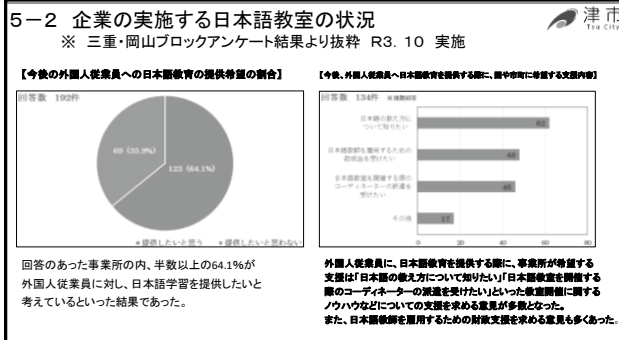


外国人従業員に対し、27.2%の事業所が何らかの日本語研修を実施しているが、72.8%については、実施していないといった結果であった。

【日本語研修を実施している場合の研修の内容】



外国人従業員に対し、日本語の研修を行っている事業所では、日本語能力試験を受験するための日本語研修や日常生活で使うための日本語研修が多いといった結果であった。



外国人集住都市会議 SUZUKA2021

四日市市の多文化共生に係る取組み

地域の防災訓練

笹川子ども教室

ふれあい講座（陶芸教室）

外国人住民への戸別訪問

外国人雇用企業向け講演会

親子でふれあう日本語教室

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

四日市市の多文化共生に係る取組み

多言語による情報提供や日本語学習支援

日本語教室の開催

通訳・翻訳職員の配置（ポルトガル語・スペイン語各1名）

外国人市民向け生活オリエンテーションの実施

タブレット端末によるテレビ電話通訳サービス

外国人市民の母語による情報提供

やさしい日本語の普及促進

ボランティアによる日本語検定に対する支援

外国語版「自治体加入促進/心フレット」の配布

ごみガイドブック・取組日曜会、参事会などの多言語化

市役所1階 生活オリエンテーション

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

四日市市の多文化共生に係る取組み

安心して働くために（外国人市民の就労支援）

公共職業安定所等の関係機関

外国人が就労する企業・団体等

四日市市

- 外国人就労・定着支援研修への協力
- 就労に役立つ日本語習得支援
- 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための啓発セミナー
- 中小企業向け支援制度（人材スキルアップ支援事業費補助金・海外人材確保支援事業補助金）

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

日本語学習支援体制づくり事業

文化庁の補助金を活用し、県や関係機関等と連携し、外国人市民の日本語学習環境を強化するための総合的な体制づくりに取り組む

- ▶日本語教室ネットワーク会議の開催
- ▶日本語学習支援ボランティアの育成
- ▶外国人雇用企業向け講演会の開催
- ▶企業内におけるモデル日本語教室の実施
- ▶広域での日本語学習支援体制づくりに向けた周辺市町との連携
- ▶「日本語学習支援体制づくり計画」の作成

外国人集住都市会議 SUZUKA2021

国への投げかけ

企業における日本語教育の推進

- 国や県が主体となった広域的な支援体制の構築
- 日本語教育に取り組む企業への財政的な支援

入国時における日本語教育等の実施体制の整備

- 国主導による、地方公共団体、企業、日本語教育機関等と連携した日本語学習機会を提供する仕組の整備

外国人集住都市会議 SUZUKA2021 報告書

2022 年（令和 4 年）3 月発行

編集・発行 外国人集住都市会議
<http://www.shujutoshi.jp/>

事務局 鈴鹿市 地域振興部 市民対話課

電話 059-382-9058



外国人集住都市会議
SUZUKA2021

報告書